平成２９年

島本町議会９月定例会議　会議録

平成２９年　９月　４日 開議
平成２９年　９月２９日 散会

平成２９年　９月　４日（第１号）

平成２９年　９月　５日（第２号）

平成２９年　９月　６日（第３号）

平成２９年　９月　７日（第４号）

平成２９年　９月２９日（第５号）

島　本　町　議　会

平成２９年島本町議会９月定例会議会議録目次

第　１　号（９月４日）

○出席議員……　１
○議事日程……　２
○開議の宣告……　５
○会議録署名議員の指名……　５
○諸般の報告……　５
○行政報告……　５
○一般質問……　６
・福嶋議員……　６
・東田議員……　１３
・河野議員……　２０
・岡田議員……　３１
・大久保議員……　３６
・伊集院議員……　４２
・戸田議員……　５３
・中田議員……　６３
○延会の宣告……　７３

第　２　号（９月５日）

○出席議員……　７５
○議事日程……　７７
○開議の宣告……　７９
○一般質問……　７９
・村上議員……　７９
・野村議員……　８４
・清水議員……　９１
○第　５　号報告　平成２８年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について……　９９

○第 ６ 号報告　平成２８年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について……１０１
○第 ７ 号報告　債権の放棄に係る報告について……１０２
○第５９号議案　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……１０３
○第６０号議案　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……１０４
○第６１号議案　公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて……１０５
○第６２号議案　大字東大寺財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて‥１０６
○第６３号議案　工事請負契約の締結について……１０７
○第６４号議案　平成２８年度島本町水道事業剰余金の処分について……１２９
○第６５具議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正について……１３０
○第６６号議案　平成２９年度島本町一般会計補正予算（第３号）……１３０
○第６７号議案　平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）‥１３０
○第６８号議案　平成２９年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）‥‥１３０
○第６９号議案　平成２９年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）……１３０
○延会の宣告……１５１

第　３　号（ ９ 月 ６ 日）

○出席議員……１５３
○議事日程……１５４
○開議の宣告……１５５
○第６５具議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正について……１５５
○第６６号議案　平成２９年度島本町一般会計補正予算（第３号）……１５５
○第６７号議案　平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）‥１５５
○第６８号議案　平成２９年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）‥‥１５５
○第６９号議案　平成２９年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）……１５５
○第７０号議案　平成２９年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）‥‥１６９
○第７１号議案　平成２９年度島本町水道事業会計補正予算（第２号）……１７１
○第 １ 号認定　平成２８年度島本町一般会計歳入歳出決算……１７２
○第 ２ 号認定　平成２８年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算……１７２
○第 ３ 号認定　平成２８年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算……１７２
○第 ４ 号認定　平成２８年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算……１７２

○第 5 号認定　平成２８年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算……１７２
○第 6 号認定　平成２８年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計
歳入歳出決算……１７２
○第 7 号認定　平成２８年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算……１７２
○第 8 号認定　平成２８年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算……１７２
○第 9 号認定　平成２８年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算……１７２
○第１０号認定　平成２８年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算……１７２
○第１１号認定　平成２８年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算……１７２
○第１２号認定　平成２８年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算……１７２
○第１３号認定　平成２８年度島本町水道事業会計決算……１７２
○大綱質疑（第１号認定から第１３号認定）……１９７
・自 由 民 主 ク ラ ブ（清水議員）……１９７
・人びとの新しい歩み（戸田議員）……２１７
・大 阪 維 新 の 会（塚田議員）……２３１
○延会の宣告……２３８

第 4 号（ 9 月 7 日）

○出席議員……２４１
○議事日程……２４２
○開議の宣告……２４３
○大綱質疑（第１号認定から第１３号認定）……２４３
・コミュニティネット（東田議員）……２４３
・会派に所属しない議員（河野議員）……２５２
○散会の宣告……２６５

第 5 号（ 9 月２９日）

○出席議員……２６７
○議事日程……２６８
○開議の宣告……２６９
○各常任委員会委員長報告（第１号認定～第１３号認定）……２６９

○第１号認定～第１３号認定の討論・採決……２７０
○第７２号議案　島本町営住宅条例の一部改正について……３０２
○第７３号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正について……３１２
○第７４号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について……３１２
○第７５号議案　平成２９年度島本町一般会計補正予算（第４号）……３１２
○第７６号議案　平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）‥３１２
○第７７号議案　平成２９年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）……３１２
○散会の宣告……３２６

※付議事件の議決結果……３２９

平成２９年

島 本 町 議 会 ９ 月 定 例 会 議　 会 議 録

第　 １　 号

平 成２９年　 ９月　 ４日（月）

島本町議会９月定例会議　会議録（第１号）

年　月　日　　平成２９年９月４日（月）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１４人である。

１番	塚田　淳	２番	大久保　孝幸	３番	東田　正樹
４番	平井　均	５番	河野　恵子	６番	清水　貞治
７番	岡田　初恵	８番	川嶋　玲子	９番	戸田　靖子
10番	中田　みどり	11番	野村　篤	12番	伊集院　春美
13番	福嶋　保雄	14番	村上　毅		

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	山田　紘平	教育長	岡本　克己	総合政策部長	由岐　英
総務部長	柴山　則文	健康福祉部長	岡本　泰三	都市創造部長	名越　誠治
都市創造部理事	柏木　栄一	上下水道部長	水木　正也	消防長	近藤　治彦
教育こども部長	北河　浩紀	会計管理者	永田　暢	都市創造部次長	佐藤　成一

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	妹藤　博美	書記	村田　健一	書記	小東　義明

議事日程第１号

平成２９年 ９ 月 ４ 日（月）午前１０時開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　諸 般 の 報 告

日程第３　行 政 報 告

日程第４　一 般 質 問

福 嶋 議 員　まちづくりの日程感（入札制度検討と自転車通行施策）

東 田 議 員　１．バーベキュー場および、子どもたちの遊び場について

２．ホームページのスマートフォン対応について

河 野 議 員　１．国保、来春から大阪府の統一保険料は明らかに値上げ。慎重な対応を

２．百山―名神高速道路高架下交差点はじめ開発地域の交通安全対策を求める

３．市街化・都市農地の保全策―生産緑地制度の実現を急げ

４．介護保険第二号被保険者、身体障害児者のリハビリテーションについて

岡 田 議 員　１．ごみ焼却場の今後について

２．副町長について

大久保議員　１．消防の広域化について

２．大規模災害発生時の火災対応における、自衛隊との連携について

伊集院議員　島本町のバスについて

戸 田 議 員　１．ＪＲ島本駅西地区まちづくりの事務事業を問う

～人口減少時代の土地利用を考える～

２．血圧の「正常値」について見解を問う

～健全な健康管理と持続可能な医療保険制度のために～

中 田 議 員　１．島本駅西側の市街化は「町（住民全体）のためになるのか」？

２．島本駅西側開発の情報を住民に公開すべきです！

３．ふれあいセンターにもっと子どもたちが利用できる場所を！

村 上 議 員　日立金属株式会社山崎製造部の移転問題に対する動向と本町

の今後の取り組みについて伺う

野 村 議 員　島本に新しい活力を～イベント事業の再スタート～

清 水 議 員　１．特殊詐欺について

２．汚水整備について

３．雨水水路整備について

日程第５　第　５　号報告　平成２８年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第６　第　６　号報告　平成２８年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について

日程第７　第　７　号報告　債権の放棄に係る報告について

日程第８　第５９号議案　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第９　第６０号議案　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第10　第６１号議案　公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第11　第６２号議案　大字東大寺財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

日程第12　第６３号議案　工事請負契約の締結について

日程第13　第６４号議案　平成２８年度島本町水道事業剰余金の処分について

日程第14　第６５号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正について

第６６号議案　平成２９年度島本町一般会計補正予算（第３号）

第６７号議案　平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

第６８号議案　平成２９年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

第６９号議案　平成２９年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

日程第15　第７０号議案　平成２９年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

日程第16　第７１号議案　平成２９年度島本町水道事業会計補正予算（第２号）

日程第17　第　１　号認定　平成２８年度島本町一般会計歳入歳出決算

第　２　号認定　平成２８年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算

第　３　号認定　平成２８年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

第　４　号認定　平成２８年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

第　５　号認定　平成２８年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
第　６　号認定　平成２８年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
第　７　号認定　平成２８年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
第　８　号認定　平成２８年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
第　９　号認定　平成２８年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
第１０号認定　平成２８年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
第１１号認定　平成２８年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
第１２号認定　平成２８年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
第１３号認定　平成２８年度島本町水道事業会計決算

（午前１０時００分　開議）

川嶋議長　おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより平成29年島本町議会９月定例会を開きます。

それでは、本日の会議に入ります。

議案等はお手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

なお、本定例会議の会議期間は、本日から９月29日までの26日間の予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、３番　東田議員及び10番　中田議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第２、諸般の報告を行います。

会議規則第129条第１項ただし書きの規定により、お手元に配付しておりますとおり議員を派遣いたしましたので、ご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第３、行政報告に入ります。

教育長から、行政報告のため発言を求められておりますので、これを許します。

岡本教育長（登壇）　おはようございます。それでは、平成29年８月25日付けで議長宛てにご報告させていただいた「町立第二中学校○○教諭に対する懲戒処分事案」について、行政報告をさせていただきます。

本事案は、６月24日土曜日の昼頃、京都の鴨川河川敷におきまして、警察の職務質問を受け、所持していたビデオカメラとデジタルカメラで対岸の女性のスカート内の下着を撮影したことが任意の取り調べの中で明らかとなり、盗撮事案として警察の捜査が開始されることに至ったものでございます。

また、その後の警察による捜査の中で、学校の職員室内におきましても、自身のスマートフォンで同僚の女性教諭のスカート内の下着を撮影する目的で自身の机の下から撮影したほか、校外でも、花火大会や競馬場での同様の盗撮行為があったことを本人が認め、常習性が確認されました。一方、生徒に対する盗撮行為につきましては、本人が事情聴取の中で「していない」と答えており、生徒に関わる画像や写真は確認されておりません。

なお、今回の事案を学校が知ったのは、７月26日に警察から、職員室内での盗撮に関して事実確認をしたい旨の連絡があったときで、その後、校長が○○教諭に事実確認な

どを行い、翌日の７月 27 日に教育委員会に報告がございました。しかし、事案発生から約１ヵ月が経過しており、その間、本人はもとより警察からも、任意での捜査ということで報告が全くなかったものでございます。

この事案を知って以降は、○○教諭を自宅待機させるとともに、校長や本町教育委員会での事情聴取、また、任命権者である大阪府教育委員会でも事情聴取が行われ、８月 21 日に大阪府人事監察委員会の審査を経て、８月 25 日に懲戒免職処分が行われたものでございます。また、８月 24 日には書類送検されており、その結果は、現時点で明らかになっておりません。

なお、学校では、８月 25 日の処分決定と２学期の始業式が重なることもあり、大阪府による処分の公表が午後２時であることから、情報管理の点で大阪府と協議した結果、始業式を午後１時 30 分からに変更し生徒へ説明するとともに、午後６時 30 分から臨時の保護者説明会を開催いたしました。また校内体制につきましては、○○教諭は１年生の担任でもあり、ブラスバンド部の顧問もしておりましたことから、学校において適切に対応しておりますとともに、新たな講師の採用につきましても、教育委員会で事務を進めているところでございます。

さらに、今回の事案におきましては生徒への心理的影響が大きいことから、大阪府の緊急支援チームの支援を受けるとともに、８月 28 日から９月１日の１週間、第二中学校にスクールカウンセラーを臨時配置し、対応しているところでございます。

最後に、本事案は、社会通念上、性的道義観念に反する下品な行為であり、教育公務員としての信用を著しく失墜させるとともに、被害女性の人権を踏みにじる、決して許されない行為でございます。被害を受けられた方はもとより生徒・保護者、関係者の皆様に対しまして、深くお詫び申し上げますとともに、改めて教職員への指導を徹底し、研修につきましても充実してまいる所存でございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

川嶋議長　以上で、行政報告を終わります。

日程第４、一般質問を行います。

通告の順によりまして、福嶋議員、東田議員、河野議員、岡田議員、大久保議員、伊集院議員、戸田議員、中田議員、村上議員、野村議員、清水議員の順で行います。

それでは最初に、福嶋議員の発言を許します。

川嶋議長　暫時休憩いたします。

（午前 10 時 07 分～午前 10 時 08 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

福嶋議員（質問者席へ）　それでは福嶋保雄の一般質問、「まちづくりの日程感（入札制度の検討と自転車通行施策）」を始めます。

まず、６月議会でお願いしました「より透明性が高く、かつ不調とならない競争入札

の方法の検討、スケジュールの確保」について、問います。

島本町での入札制度は、平成27年までは最低制限価格を事前公表し、最低制限価格での入札、抽選による落札業者の決定となる場合が多く、平成28年より最低制限価格を事後公表に変更したとのこと。そういう中、本年度６月議会・第56号議案　町立第四小学校校舎増築等工事の工事請負契約が、随意契約として提起されました。

その討論において、「６月20日に実施された入札では、全業者とも最低制限価格を下回った入札により不調。再度の競争入札実施では数十日以上日程が遅延してしまうことから、『地方自治法施行令』第167の２第８号に従い、入札業者に対し随意契約として見積り合わせを行い、契約業者選定を行った。各事業者とも初回入札価格より低い価格を提示しており、最低価格を提示した業者に提示理由を確認し、庁舎内にて各部門責任者と協議、契約締結問題なしとの判断に至ったとのこと。来年度４月からの教室運用を目指したスケジューリングのもと、今回の議案提案に至った状況について一定の理解を示しますが、より透明性の高く、かつ不調とならないような競争入札方法の検討、スケジュールの確保とともに、小学校での工事においては、安全で授業の妨げにならないよう配慮された推進・管理を要望して、賛成の討論とさせていただきます。」と、述べさせていただきました。

そこで、質問です。競争入札方法の見直しは、どのようなプロセスで行われるか、お教えください。

二つ目です。最低制限価格を事後公表にされてからの入札結果を分析されておられれば、その分析結果とデメリットについて、お教えください。

総務部長　それでは、福嶋議員の一般質問について、ご答弁申し上げます。

1)点目の「競争入札の見直しはどのようなプロセスで行われるのか」とのお尋ねでございます。

本町では、島本町が発注する建設工事等の入札・契約制度について検討するための組織として、島本町建設工事入札・契約制度改善検討委員会を設置しております。この組織の委員は、総務・債権管理課長、財政課長、都市計画課長、都市整備課長、にぎわい創造課長、環境課長、上下水道部工務課長、教育総務課長及び委員長として総務部長で構成しており、委員会は「入札等制度の改善策及びその適正な運用の確保に関する必要事項を検討し、町長に報告すること」となっており、その結果を踏まえて対応しているところでございます。

次に、2)点目の「最低制限価格の公表時期を事後公表とした後の入札状況と、その分析などについて」のお尋ねでございます。

本町では、公共工事の入札における最低制限価格の公表時期につきましては、国の指針や通知などに基づき、平成28年４月より、事前公表から事後公表としております。国の指針では、当該価格については「入札前に公表すると、当該価格近傍への入札が誘導

されるとともに入札価格が同額の入札者間のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わず入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じ得る」ものとして、入札の前には公表しないものとされております。この指針につきましては、あくまでも努力義務ではございますが、他団体におきましても事後公表への移行が見られていることから、本町におきましても、試行的に事後公表としたものでございます。

本町でも、事前公表のときには最低制限価格が入札前に知ることができ、くじ引きによる落札等が多くみられましたが、事後公表に移行してからは、抽選となるケースはほとんどなくなっております。

一方、最低制限価格を事後公表とした以降の、あくまでも入札結果についてでございますが、平成28年度においては、公共工事の入札のうち、すべての者が最低制限価格未満であったケースが２件、１者のみが最低制限価格以上で、他者は最低制限価格未満となったケースが１件あり、それぞれ入札不調としております。次に、平成29年度における公共工事の入札のうち、７月末までの入札では、すべての者が最低制限価格未満であったケースが２件、１者のみが最低制限価格以上で、他者は最低制限価格未満となったケースは１件あり、それぞれ入札不調となっております。

以上でございます。

福嶋議員　最低制限価格の事後公表を試行運用されている状況ですが、町立第四小学校校舎増築等工事の事例でも明らかになりましたように、今の運用のままでは無理があります。今回の事例は、指名競争入札では全社が最低制限価格未満の入札で不調、その後の最低制限価格の設定のない随意契約ではより低い価格での見積り提示があり、庁舎内にて各部門責任者と協議、契約締結問題なしとの判断に至ったとのこと。この随意契約時の一連の作業、一般にいわれる「低入札価格調査制度」に相当する作業を行われておりました。

今回のように何億円という、億円を超えるような高額の案件では、低入札価格調査制度を採用することにより、企業努力を促進し、競争性の一層の向上を図ることができます。上位ランクの建設業者を対象とする工事について、低入札価格調査基準価格を設定し、調査基準価格を下回った入札であっても、その入札者から入札金額の積算内訳を提出させて事情聴取するなど、調査の結果、粗雑工事の恐れがなければ契約を締結することができることから、入札参加者の企業努力が反映でき、最低制限価格制度と比べて、より競争性があると考えられます。

低入札価格調査制度を採用した場合の、メリット、デメリットについてどのようにお考えか、お教えください。

総務部長　3)点目の「低入札価格調査制度を採用した場合のメリット・デメリットについて」でございます。

本町でも過去に、「地方自治法施行令」第 167 条の 10 第１項前段の低入札価格調査制度を、試行的に１年ほど実施したことがございます。低入札価格調査制度は、国の予算決算及び会計令第 85 条と同様に、低入札価格調査の基準価格を設定し、その基準価格を下回った場合に、当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあるかどうかについて調査し、適正な契約履行が可能と判断した場合に契約締結する制度でございます。

国では低入札価格調査制度のみを導入しており、都道府県や規模の大きい市でも一部で導入をしておりますが、ダンピングを防止しつつ、より低価格での契約締結の可能性が生じる反面、調査にかかる業務量が増大することや、調査に伴いまして契約締結に遅れが生じるなどのデメリットもございます。また近年では、工事を確実に実施できるよう受注者に対して履行保証割合の引き上げ、技術検査回数の増加などを求めるなど、確実に工事を履行していくため、発注者と受注者にとって、これまで以上の対応が必要となることから、規模の小さな団体では、この制度の導入は難しいものとなっております。

以上です。

福嶋議員　低入札価格調査制度は、最低価格も決めて実施したとしても、落札まで従来より評価工数が多くかかる、履行保証割合を引き上げる必要がある、技術検査回数を多くする必要があるなど、多くの変化点があり、全件への導入は多くの課題があると思います。しかしながら、企業側は国や他市町村で多く経験されているでしょうし、町側としては品質が確認されながら競争原理が働いた、より低い価格での入札の実現が図れますので、億円を超えるような大型案件に関してだけでも、低入札価格調査制度の導入を検討されてはいかがでしょうか。

総務部長　それでは、大型案件についてだけでも低入札価格調査制度の導入を検討しては、というお尋ねでございます。

国が実施した平成 27 年３月 31 日時点の統計調査の状況を見ますと、全国の市町村で低入札価格調査制度のみを導入しているのは約８％、本町と同様に最低制限価格制度のみを導入しているのが約 54％、低入札価格調査制度と最低制限価格制度を併用して導入しているのは約 28％となっております。この両方の制度を併用している団体は、主に市レベルでございますが、一部、町レベルでも導入している団体もあると聞き及んでおります。

どのような案件について低入札価格調査制度を導入しているかは、現時点では把握しておりませんが、それぞれの団体の状況も参考に、調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　また、先ほどの入札分析の結果で、指名競争入札を行ったが、１者のみ入札制限範囲内で、その他のすべての会社が最低制限価格未満で失格となり、結果として１者のみとなり、入札を不調にされた２件についてですが、入札を不調にされたということ

ですが、入札自体は実施されているのであれば、入札制限範囲内の最低価格入札者が落札候補となると思うのですが、不調とされる理由をお教えください。

総務部長　指名競争入札において、１者のみが最低制限価格以上で、他者は最低制限価格未満となったケースについて、本町では入札不調としております。

その理由でございますが、一般競争入札におきましては、入札に必要な事項を公告して、いわゆる公に公告をして執行することから、応札者が１者でも入札は有効としております、誰でも参加できるという前提でございます。一方、指名競争入札におきましては、入札に参加させようとする者を町があらかじめ指定して、指名して執行するため、あらかじめ限定された業者による競争入札となることから、１者のみが有効となった応札の場合は、現在、入札不調としているところでございます。

以上でございます。

福嶋議員　引き続きなんですけど、この事例の場合、入札者が１者のみでなく複数者で、最低制限価格を上回っている者、下回っている者、双方がおられ、入札の有効性は確保されているという状況です。このような場合、他団体でも実施していると聞き及んでいますが、入札制限範囲内で入札されたのが１者のみであっても、入札を有効として、入札を成立されておりますので、それを採用されてはいかがでしょうか。

総務部長　入札契約制度につきましては、法令等の原則がございますので、個々の入札事例に対して、そのつど制度そのものを変更することは、制度の統一性の観点から必ずしも適当ではございません。しかしながら、これまでも時代の変化に応じて、事務体制や法令等に示されている範囲内で運用等を含め見直してきており、今後についても同様でございます。

今回、種々ご提案いただきました対応につきましても、他団体の取り扱いなども参考に、建設工事入札契約制度改善検討委員会で協議して、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

福嶋議員　引き続いて、「まちづくりの日程感」の具体事例の一つとして、今回は、より安全な歩行者通行・自転車通行施策について、問います。

大阪府内では、平成 27 年の自転車事故の死者は 50 人に達し、平成 26 年に比べ 16 人の、大幅増となりました。特に、死者の約５割が高齢者で、その死因の８割が頭部損傷によるものでした。また、自転車が加害者となる交通事故によって、死者や重篤な後遺障害が生じ、高額な賠償請求事例も発生しています。

このような問題は、大阪府域全体の共通課題となっていることを踏まえ、自転車の安全で適正な利用を、大阪府、府民、関係者が一丸となって促進するため、平成 28 年４月１日に「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」、俗に言われます「大阪府自転車条例」が施行され、７月１日には保険に関する項目（第 12 条及び第 13 条）

の規定も施行されました。

主な規定としては、交通安全教育の充実、自転車の安全利用、交通ルール・マナーの向上、自転車保険の加入義務化などがあり、「交通安全教育の充実においては、交通ルールの遵守・マナーの向上は、子どもが小さい頃から、家庭や学校等における継続的な交通安全教育が重要です。」「事業者は、従業員に対し交通安全に関する研修等を行いましょう。」、そして④番目として自転車保険の加入義務化においては、「自転車事故の備えと、被害者の救済を図るため、自転車利用者は（未成年者の場合は保護者）は、自転車保険に加入しなければなりません。」とあります。

このように、条例が施行され１年が経ちましたが、島本町役場、指定管理者、学校・園・所ほかで業務自転車の使用状況、そして通勤や通学での自転車の使用状況と自転車保険加入の把握及びその状況について、お教えください。

総務部長　４点目の「役場等での自転車の使用状況」について、ご答弁申し上げます。

本町が公務のために所有する自転車につきましては、小・中学校や保育所を含め約 70 台所有しており、各種業務において日々使用している状況でございます。

なお、指定管理者につきましては、自転車は使用しておりません。

以上でございます。

総合政策部長　続きまして、５点目の「通勤や通学での自転車使用状況と、自転車保険加入の把握及びその状況」につきまして、ご答弁申し上げます。

通勤時におきまして、約４分１の職員が自転車を使用しており、昨年「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行された際に、課長会議等で自転車賠償責任保険の加入が義務化されたことを周知いたしておりますが、各職員の加入の状況については把握をいたしておりません。

また、教育委員会におきましては、町立中学校に在籍する生徒に対し一部自転車通学を認めており、第一中学校では８人、第二中学校では 124 名に許可しております。

なお、許可にあたりましては、自転車通学申請時に保護者名で自転車保険への加入の有無の届出を義務付けており、加入が確認された生徒のみ自転車通学を許可しているところでございます。

以上でございます。

福嶋議員　役場、学校・園・所での教育、十分行われているようですが、町内での通行状況を見てみますと、自転車等のすれ違いで怖い思いをすることなど、多くあります。町民全体に対しての周知や実技演習ができていない、道路・歩道の自転車通行標識に課題がないかと懸念されるのですが、自転車の交通安全教育実施状況について、「歩道通行可」の標識が出ている歩道はどこか、そして下り坂などで自転車のスピードが出過ぎる可能性が想定される歩道について、お教えください。

都市創造部長　それでは、６点目の「自転車通行における交通安全教育実施状況並びに歩

道通行可の規制がある歩道」について、ご答弁申し上げます。

本町における自転車の交通安全教育の取り組みといたしましては、過去から、高槻警察署と連携し、各小・中学校及び保育所・幼稚園におきまして、交通安全教室を実施いたしております。小学生を対象とした自転車に関連する交通安全教室の内容といたしましては、自転車の通行方法や安全確認などの実技訓練を行っております。また中学生を対象とした内容につきましては、自転車の正しい乗り方や交通ルールを学習するＤＶＤの上映を行うとともに、高槻警察署による講話などを実施し、子どもたちへの自転車事故防止に向けた安全教育に努めております。

また、地域の皆さま方への自転車の交通安全に関する啓発活動といたしましては、春や秋の全国交通安全週間に先立ち、運転者安全講習会を開催する際には、高槻警察署による自転車関連の講話や阪急水無瀬駅・ＪＲ島本駅前での街頭啓発、本町の広報やホームページを活用した啓発に加え、高槻警察署による自治会等への出前講座も実施しております。

次に、自転車が歩道部を通行できる、いわゆる自転車歩行者道の路線につきましては、役場前に位置する南北の主要道路である町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線の一部を除く区間と、阪急水無瀬駅とＪＲ島本駅を結ぶ町道高浜桜井幹線の歩道でございます。また、下り坂などで自転車が加速しやすい歩道につきましては、若山台センターから第二幼稚園方面へ下る歩道と、同センターから役場方面へ下る歩道が比較的スピードの出る路線であると認識しております。

以上でございます。

福嶋議員　今、提示がありましたように、若山台センターから旧サントリー研究所、旧関電グラウンド、役場方面に下る下り坂と、若山台センターから第二幼稚園へ下る下り坂について、自転車は歩道通行となっておりますが、特に下り坂での自転車利用で、中学校・幼稚園の前の通学路である歩道上を通行する。また、旧サントリー研究所の跡地に2020年４月目標で学校施設の設置が予定され、こちらも通学路になるであろう歩道上を自転車が下り坂でスピードに乗って通行すること。これについて、どうお考えでしょうか。

都市創造部長　「道路交通法」におきましては、公安委員会が規制する自転車歩行者道を自転車で通行する際には、原則、徐行する必要がございます。しかしながら、当該路線における現状では急な下り坂となっていることから、自転車のスピードが比較的出るため、歩行者の方々が通行される際には危険を感じることや、歩行者と自転車が交錯する可能性があるものと認識いたしております。

福嶋議員　若山台から島本駅や水無瀬駅に自転車で向かう場合、役場の前及び役場の駐車場前の歩道は自転車通行が許可されていない歩道ですし、桜井跨線橋も自転車通行が禁止されていることから、役場手前の交差点で右折か左折をして駅に向かうことになりま

すが、旧関電グラウンドに2018年12月目標で大規模マンションが建設され、こちらも急増する歩行者や車との動線の交差が予想されます。

事故を未然に防ぐためにも、目に見える交通区分、安全な通行ができる環境の構築に向け、若山台から島本駅・水無瀬駅に向かう坂道での歩行者と自転車の分離、つまり自転車道の導入と、坂を下り続けたときに自転車が通行できない桜井跨線橋に突き当たる課題、言い換えると自転車を降りて歩道を押して下る、「役場の前の歩道を押して陸橋でＪＲを超える」について、回避方法を今から準備する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

都市創造部長　若山台センターから役場方面へ下る歩道については、今後、旧サントリー研究所跡地に建設される中高一貫校の開校や、旧関電グラウンド跡地開発の戸建て住宅やマンション建設に伴い、本町といたしましても、当該路線の歩道部における通行量は増加するものと認識いたしております。

このことから、今後、ご指摘の路線も含め開発区域周辺における既存歩道部の有効活用に向けた整備を検討するとともに、歩行者と自転車が少しでも安全に通行していただけるよう、通行空間の安全確保に向け取り組んでまいりたいと考えております。

福嶋議員　2018年12月目標での大規模マンションの建設、2020年４月目標での学校施設の設置に遅れることのないよう対応を必要とした場合、その業務スケジュールとしてはどのようなステップになるのか、お教えください。

都市創造部長　旧関電グラウンド跡地の戸建て住宅・マンション建設や、旧サントリー研究所跡地の中高一貫校建設に伴う、既存道路の整備に向けた今後のスケジュールについて、ご答弁申し上げます。

旧関電グラウンド周辺の既存道路の整備につきましては、現在、進められている戸建て住宅及びマンション建設の進捗状況を把握したうえで、一般通行に支障が生じないよう適切に判断し、整備に向け取り組んでまいりたいと考えております。また、中高一貫校開校に伴う交通安全対策につきましても、ご指摘の当該跨線橋周辺を含め通行量の増加が見込まれることから、可能な限り速やかに対策を検討し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　以上です。

川嶋議長　以上で、福嶋議員の一般質問を終わります。

引き続き、東田議員の発言を許します。

東田議員（質問者席へ）　おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず、１点目の「バーベキュー場及び子ども達の遊び場」について、お尋ねします。

本町におきましては、過去に水無瀬川河川敷の東大寺公園でバーベキューが盛んに行

われていましたが、現在は禁止となっています。近隣の方々の迷惑になるなど、当時の状況を考えると致し方ない判断であったと思いますが、その後、バーベキューができる場所などの問い合わせはあったのか。また、淀川河川公園大山崎地区に案内をしていますが、本町の淀川河川公園では不可能なのか、お伺いします。

また、本町地内でそのようなニーズに応えるための検討は行ったことがあるのか、お伺いいたします。

都市創造部長　それでは、東田議員の一般質問の１点目、「バーベキュー場及び子どもたちの遊び場」について、ご答弁申し上げます。

議員ご承知のとおり、東大寺公園におきまして、過去にはバーベキューを楽しむ方々が急増し、ごみの放置や堤防道路への路上駐車、水無瀬川の水質問題など、近隣の皆様に多大なるご迷惑をおかけしている状況となっておりました。こういった状況の中、当時、バーベキューご利用のニーズも踏まえ、他の自治体における取り組み事例の調査等を行い、当該公園内でのバーベキュー利用の継続可否について検討を行った経過がございます。

バーベキュー利用を可能とするためには、ごみの集積場所の確保や、コンロや網などを洗浄するための水道施設や排水系統など、基本的な環境整備が必要となります。また、それに加え、ごみの放置や路上駐車、水質問題だけではなく、近接する住宅地への煙や臭いの流れ込みの問題や、火のついたままの炭が放置されるなど、万が一の事故についても考慮した結果、近隣の良好な住環境の確保を重視すべきとの判断のもと、「島本町都市公園条例」第５条第６号に規定する行為の禁止、「指定された場所以外の場所でのたき火その他の火気を使用すること」の規定を厳格に適用することとし、バーベキュー利用は禁止とさせていただいたところでございます。

また、禁止後のバーベキュー利用が可能な場所についてのお問い合わせにつきましては、当時、多数いただいておりましたので、本町域内ではございませんが、国土交通省淀川河川事務所と協議を行い、淀川河川公園大山崎地区のバーベキュー施設にご案内させていただいております。

なお、町域内に設置されております国土交通省所管の淀川河川公園におきましては、大山崎地区のようなバーベキュー利用可能な施設整備計画は、現段階ではないものと聞き及んでおります。

最後に、本町域内での検討状況でございますが、現時点におきましては行ってはおりません。

以上でございます。

東田議員　東大寺地区のバーベキュー、皆さん楽しんでおられたところが禁止になった背景というのは、もう十分理解しておりますし、当時の判断で正しい判断であったと思います。しかしながら、私だけじゃないと思いますけども、他の議員の方々も、理事者の

方々も、バーベキューする場所なくなったなという寂しい声は、多々聞いておられたんじゃないかと思います。

それで、近隣の市町村のホームページとか、いろいろ見させていただいたんですけども、よくバーベキュー○○でできますよっていう利用できるような案内されているところが多くあるんですけども、島本町のホームページ開くと、「東大寺公園が禁止になりました」と、他の市町村の場所でやってくださいというような案内だけで、ちょっと寂しいなというのが現状です。

島本町の中にも、町有地、それなりの面積がある場所があると思うんですけども、例えば尺代地区の阪急グラウンドの前とか、若山台地域の調整池とか、あのくらいの大きさのある場所で、バーベキューの場所の活用として利用することは可能なのか、お伺いいたします。

都市創造部長　それでは、尺代地区や若山台地域の調整池などの町有地をバーベキュー場として活用することについて、ご答弁申し上げます。

町有地でのバーベキュー場の整備については、ごみの集積場所や給排水施設、駐車場のスペースなどの整備が必要となります。また、ごみの放置や路上駐車対策、水質問題など、周辺地域の皆様のご理解が必要であるものと認識いたしております。

尺代地区については山林に囲まれており、火の不始末を起因とした山火事が発生することが懸念されるものと考えており、また若山台調整池につきましては、平らなスペースの面積が少ないことや、調整池の池底と天端の高低差が最大約 11ｍございますので、転落防止策などの安全施設の整備などが必要となるなど、諸課題があることから、現時点におきましては困難であるものと考えております。

以上でございます。

東田議員　ありがとうございます。それでは、他の市町村のホームページとか見させていただきましたら、よく漁業組合さんとかで、魚釣り場所と一緒に併用されてやっているようなところもあると思います。本町には尺代漁業組合さんが魚釣りの場所を提供されておられますけども、その場所、魚釣り場で、今年は５月８日から 10 月下旬の間までは営業されていないということです。この間を、バーベキュー場に活用するということはできないんでしょうか。

都市創造部長　尺代漁業共同組合におかれましては、水温が低い冬場、アマゴ・マス釣りの営業中に、釣りに来られた方がバーベキューを楽しまれるケースもございます。水温が高い夏季におきましてはアマゴ・マス釣りが困難でありますが、漁協として当該地をバーベキュー場として営業される意向がおありであれば、夏場の活用も可能であるのではないかと考えております。

以上でございます。

東田議員　シチュエーションというか、ロケーション的には抜群の場所だと思うんですよ。

それで島本町の環境の中で、家族や仲間達との絆を深め、楽しいひとときの場を提供するということは、島本町の魅力づくりにも有効であると思います。それとともに、地域の活性化にも貢献できると思いますが、どのようにお考えか。尺代漁業共同組合さんにお声かけをしてみてはいかがでしょうか。

都市創造部長　尺代漁業共同組合におかれましても、地域活性化のための取り組みの一つとして、バーベキュー場としての活用の可能性について検討をされていると聞き及んでおります。

なお、実現に向けては行政としての取り組みではなく、民間事業として、尺代地域としての合意形成を図ったうえで、事業者が主体的に取り組むべきものであると考えております。町といたしましても、当該事業は地域の活性化に繋がる可能性もあり、組合が事業展開に向けて具体的な意向を示されるのであれば、他市の事例等も踏まえ、対応可能な範囲で支援をさせていただきたいと考えております。

東田議員　町単独とかは、やっぱり難しいと思います。それで尺代漁業組合さん単独というのも、少し厳しいんじゃないのかなとは思うんですけども、ボランティアや民間の事業者にお声かけをすることによって可能性は拡がるんではないか、このように考えますけども、いかがでしょうか。

都市創造部長　運営における組織のあり方につきましては、スタッフの配置など体制整備が不可欠でありますが、高齢化で担い手不足となっている現在の漁協の組合員だけでなく、他の団体も参画することにより、事業展開の可能性が高まるのではないかと認識いたしております。

本町といたしましても民間での事業を想定しておりますことから、行政からの声かけではなく、事業を実施される団体が、参画を希望される団体に声かけをいただくことが望ましいと考えてはおりますが、関係団体との調整等が必要となった場合など、行政としての後方的な支援にかかる他市町村の事例等につきまして、調査・研究してまいりたいと考えております。

東田議員　結構、北摂で言いましたら、高槻の芥川漁業組合さんとか、箕面市の止々呂水漁業組合さん、このようなところでいろいろやっておられまして、大変賑わっているというふうにはお聞きいたしております。

やっぱり、島本町で何を売りにするんだと言えば、交通の便の良さとか自然環境というのが、どうしても出てくると思うんですよ。自然環境を活かしたうえで地域の活性化を図って、またいろんな人が楽しんでもらえるというふうに、いろいろ可能性は拡がってくるんではないのかなというふうに思います。これについては、また調査・研究していただくということなので、よろしくお願いをしておきます。

次に移ります。「子ども達の遊び場が不足している」というお声を、よく聞きます。プールの廃止や、公園においてはボール遊びが禁止されている場所がほとんどです。廃

止や禁止に至った背景や事情につきましては理解をしていますが、少し寂しいというのも現実であり、子ども達が活発に遊べる場所を提供することはできないかと考えます。

公園でのボール遊びにつきましては、一概にすべてが危険であるというのは少し厳しすぎるのではないか。もう少し柔軟性を持った運用はできないのか、お尋ねいたします。

都市創造部長　それでは、「公園でのボール遊び」について、ご答弁申し上げます。

公園でのボール遊びについては、フェンス等で囲まれた球技スペースがある公園以外では、「都市公園法」及び「島本町都市公園条例」第５条第１項第 10 号「行為の禁止」の、「他の来園者に危害を及ぼす恐れがある行為をすること」を適用し、原則禁止で運用しております。

公園でのボール遊びについての本町へのご意見といたしましては、「ボール遊びができる公園を増やして欲しい」「無料で球技のできる運動施設を新設して欲しい」などのご意見をいただいている反面、小さなお子様とご利用になられる保護者の方々からは「ボール遊びをされることで安心して遊べない」「子どもにボールが当たり危険である」などのご意見をいただいており、また隣接する住宅の方々からは騒音や破損等の苦情も寄せられております。

近年、他自治体の事例といたしましては、公園で柔らかいボール遊びを試行的に解禁するなど、子どもの遊び場の確保に向けた取り組みを進められておられます。本町におきましても、ボール遊びを一定認めた場合の周知方法や、周辺住民や、その他来園者の理解などについて、現段階において諸課題はございますが、検討すべき内容であると認識いたしております。

本町では、現在、進められている大型開発により子育て世代の増加も見込まれることから、現在のニーズに即した公園管理が必要であると考えておりますので、今後、対策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員　騒音とか、危険であるとか、いろいろご意見もあると思います。やっぱり、いかにバランスを取っていくかという部分だと思うんですけども、駄目だ駄目だ、ばっかしであったら、それは子ども達ものびのびと遊べなくなるというのは、当然、そういったご意見も出てくると思いますので、これについても、よろしくお願いをしておきます。

次に移ります。ふれあいセンターの流水施設がありますが、これは使用停止になって数年経過しています。これ、具体的に何年が経過しているのかということと、多くの自治体で、公園内などでジャブジャブ池というようなものが今年の夏でもよくニュースで見ましたけども、こういうふうに、この場所を活用するということはできないんでしょうか。

総務部長　ふれあいセンターの遊歩道の水景設備につきましては、あくまでもレストラン前までの水景として設置したものでございます。水の流れがあったときには、幼児が水

遊びされるなどの状況はございました。

止めたのは平成15年ですので、約14年経っております。原因につきましては、O157の感染などの衛生上の問題があったということで、停止したままの状態で現在に至っております。この間、何度か再稼働という話もありましたが、平成20年あたりだったと思うんですが、設備業者に見ていただくと、かなりの高額な改修が必要やと言う形の回答を受けておるところでございまして、現在はまだ停止したままということでございます。

以上です。

東田議員　14年ほど停止したままだということでございます。再稼働できない理由というのが、高額の予算がかかるからできないということなんですけども、直してお金かけるのももったいないからやめとこう、というところやとは思うんですけどもね。14年もほったらかしにしてるのも、それももったいないんじゃないのかなというふうに思います。

それで、本来、どういう形であるにせよ、私としては、それは子ども達の遊び場に何らかでもできたらいいかなとか、あと、あの部分埋めて、もっと広いスペースにできないかとか、いろいろ思いますけども、今後の有効活用については、どのようにお考えでしょうか。

総務部長　議員ご指摘のとおり、現在、有効な活用ができていないというのが現状でございます。ふれあいセンターは行事によりまして、駐車場が満車になるケースというのもございますので、そういった状況も踏まえて、より、今後有効な活用ができるように検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

東田議員　今のままではデッドスペースということなんで、ちょっともったいないんで、その辺についての検討も、よろしくお願いをしておきます。

次に移ります。「ホームページのスマートフォン対応」について、お伺いします。

総務省の28年度版「情報通信白書」によりますと、情報通信機器の普及が全体的に飽和状況の中、スマートフォン保有が年々増加し、７割を超える。「2015年末の情報通信機器の普及状況を見ると、携帯電話・ＰＨＳ及びパソコンの世帯普及率は、それぞれ95.8％、76.8％となっている。また、携帯電話・ＰＨＳの内訳であるスマートフォンは72％と普及が進み、パソコンとの差が前年の13.7ポイントから4.8ポイントに縮小している」となっていますというふうに、今現在の状況、ちょっと古いですけども、なっていると思います。

現在、多くの自治体のホームページがスマートフォン対応になっていると思うが、本町のホームページは未だにスマートフォン対応となっていません。これについて検討されたことはあるのか、お伺いいたします。

総合政策部長　それでは、「ホームページのスマートフォン対応」について、ご答弁申し上げます。

本町のホームページにつきましては、住民の皆様だけでなく、町外の方々にも迅速に、そして詳しく情報をお伝えするために作成し、広く情報発信をさせていただいているところでございます。現在、スマートフォンの普及が急速に進む中、本町のホームページにつきましても、スマートフォンからご覧いただく方が増えていると考えられますことから、見やすさや操作性の向上といった、利用していただきやすい環境を整えることは必要であると考えております。また、他の自治体におきましても、スマートフォン専用サイトを作成している団体は増えてきており、その必要性が高まっていることは認識しているところでございます。

現在、より魅力的なホームページの作成に向けた検討を行っているところでございますので、それにあわせまして、スマートフォン専用サイトにつきましても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員　今、「魅力的なホームページの作成に向けた調査・研究を行っている」ということでございますけども、過去にスマートフォン対応に対して検討されたことというのはございますでしょうか。

総合政策部長　町に寄せられている要望等の中に、今まで、このスマートフォン専用サイトに対するご意見というのは具体的になかったものでございますから、これまでは検討した結果はございませんでした。

以上でございます。

東田議員　ホームページ、私、もう一つの窓口というぐらいの扱いじゃないのかなというふうに思っております。ある意味、いろんなところから島本町のこと調べられたり、また島本町の住民の方が、どんなサービスが受けられるんねんとか、今どんなことになってんねん、というようなときに見ていく、というのがホームページの役割だと思っておりますけども、やっぱり行政の方々もいろんな時代の流れに対応して、新たな施策をやっていったり、例えば教育委員会であったら保育士が足りないとか、学童保育の指導員足りないとか、そういうふうな情報も発信しておられると思うんですけども、いろいろやっても、伝わってなかったら、あんまり意味がないんじゃないかなと思います。

伝えていくという姿勢の問題じゃないかなというふうに思うんですけども、「調査・研究してまいりたいと考えております。」というふうにはお答えいただいておりますけども、早くしたほうがいいと思うんですけど、いかがでしょうか。

総合政策部長　スマートフォン専用サイトの導入については、当然のことながら予算を伴うことでございますので、導入時期について、今現時点で明確にご答弁できないところでございますが、現在、行っております調査・研究を含めて検討いたしておりますので、その結果を踏まえまして、関係部局と協議をし、導入について前向きに検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

東田議員　確かに予算もありますし、今言うて、今すぐできるものでもございませんので、これは前向きに検討していただくということなので、なるべく早くということだけお願いをしておきます。

それでは、私の一般質問を終わります。

川嶋議長　以上で、東田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午前 10 時 59 分～午前 11 時 10 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、河野議員の発言を許します。

河野議員（質問者席へ）　おはようございます。日本共産党の河野恵子です。一般質問を行います。例によって４題、提出しておりますので時間的には厳しいですが、よろしくお願いいたします。

まず、１点目、「国民健康保険」の問題です。

来年の春から、大阪府の統一保険料は明らかに一部の市町村を除いて、その試算値においてはすべてが平均的に値上げを示しております。この点について慎重な対応を、島本町に求めるものです。

①点目です。７月の広域化調整会議で示されました「たたき台」については、北摂のほかの自治体からの意見、市議会の意見書採択等を踏まえ、ブロックとして選ばれた島本町としては、北摂ブロックではどのような役割を果たし、ブロック内の自治体間での懸案事項の内容については、どのように把握されてこられたのか。その点について、答弁を求めます。

続けていきます。「高くなる統一保険料」「ほかの自治体の水準から見て、明らかに改悪となる可能性が高い減免制度」などにおいて、島本町は容認すべきではないと考えておりますが、いかがでしょうか。見解を求めます。

③点目まで、いきます。住民や議会に統一保険料の最新の試算値を示して議論に付す、調整交付金等の財政上のペナルティを課すなどの内容にも容認はしないという姿勢を貫き、そのうえで最終的に、９月に予定されていると聞いております大阪府への意見表明に島本町は臨むべきだと考えております。答弁を求めます。

健康福祉部長　それでは、河野議員の一般質問の１点目、「国保の広域化」に関するご質問につきまして、順次、ご答弁申し上げます。

まず、①の「北摂ブロックでの懸案事項の把握について」でございます。

現在、大阪府におかれましては、平成 30 年度の国民健康保険都道府県広域化に向け「大阪府国民健康保険運営方針」を策定する必要があることから、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議を適宜開催され、協議を進められております。本町は広域化調整会

議の構成員でありますが、小規模保険者である町村を代表して参画しているものでございます。北摂ブロックの代表としては他市が参画をし、北摂ブロックでの議論を踏まえつつ、代表としての意見が述べられているところでございます。

また、大阪府においても直接、各ブロックの意見聴取の機会を設けられており、昨年度と今年度の計２回、課長級職員が出席する北摂地区国保研究会において国保運営方針案のたたき台の説明がなされ、各市町との意見交換が行われたところでございます。

いずれにいたしましても、平成 30 年４月の広域化のスタートに向け遅滞なく制度移行ができるよう、統一保険料及び標準的な収納率の設定のあり方、減免制度等につきまして、現在、議論が進められているところでございます。

次に、②の「制度改正に対する本町の考えについて」でございます。

大阪府におかれましては、本年２月に統一保険料の試算結果が発表され、多くの保険者では現行の保険料よりも上昇するとの結果が示されましたが、大阪府内の市町村の保険料を平準化するものでありますことから、当然のことながら、上昇する保険者も下降する保険者も出てまいります。また、保険料減免制度につきましても、その財源をすべて保険料で賄うこととなる制度設計であることから、府内市町村から共通理解を得られる基準に統一するべきであるものと考えております。

いずれにいたしましても、今回の制度改正は、持続可能な保険制度を構築するため、社会保険制度における相互扶助の精神のもとで、市町村相互の支え合いの仕組みにより府内全体で負担を分かち合うという視点で進められております。保険料率・減免基準につきましては大阪府内市町村では統一するとのこれまでの考えをもとに、平成 30 年４月の制度スタートに向けて、引き続き議論を進めてまいりたいと考えております。

次に、③の「運営方針に関する意見について」でございます。

「改正国民健康保険法」におきまして、都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針を定める必要があり、都道府県は、あらかじめ当該都道府県内の市町村の意見を聴かなければならないこととなっております。

９月の中旬には大阪府から次の保険料試算結果が示される予定となっており、その結果につきましては速やかに議員の皆様にお伝えする予定でございますが、あくまで平成 29 年度に新制度が導入された場合の概算での試算となり、来年度の保険料率の決定ではございません。

なお、大阪府が示す運営方針策定についてのスケジュール案では、法定による意見聴取は９月に行われることとなっており、意見聴取は、現在、広域化調整会議で作成中の大阪府国民健康保険運営方針（たたき台案）の内容について行われるものと認識しておりますが、その中に統一保険料の料率及び調整交付金等のペナルティについては、記載

はございません。

今後につきましては、運営方針の内容を精査し、必要に応じ、本町の意見を提出する予定でございます。

以上でございます。

河野議員　今、種々、ご答弁をいただきました。しかしながら、大阪府が当初示していたスケジュールからは、やはり思っていたとおり、ずれ込んでおります。本来であれば、ほぼ最終的と言われる保険料率、それによる試算については９月の上旬ということで、大阪府のほうは予定をしておりましたし、厚生労働省のほうでは８月末には全国市町村から様々な数値を求めていたということですが、その点がすでにもう上旬ということでは無理だと、今のご答弁では中旬である、ということです。さらにずれ込んでいると。しかしながら、来年の４月には施行は決まっているということであります。

しかし、先ほどおっしゃった、「たたき台」というふうに私は簡単に申し上げましたが、この国民健康保険の「運営方針」、大阪府におけるたたき台については、保険料減免等の統一化が盛り込まれています。ほかの自治体との制度の整合性はどのように考えておられるのか、改めて伺います。それから、今後のスケジュールについて、お答えください。

健康福祉部長　今回の「国保運営方針」のたたき台（案）の中では、保険料減免等の考え方が示されております。現在の国民健康保険制度につきましては、各市町村が保険者として運営しておりますことから、保険料減免制度については市町村ごとに異なっております。そのことから、保険料減免制度等については今回の都道府県広域化において検討されている制度内容と、現制度との比較については、一概に申し上げることはできないのかなというふうに思います。

少なくとも、本町の現在の制度との比較で申し上げますと、今回の都道府県広域化により、保険料減免の対象者要件は拡充されるものと思います。また、保険事業においては人間ドック助成などの新たな制度が検討されていることを踏まえますと、様々な面で、本町としては拡充がなされるのかなというふうに考えます。

また、広域化の今後のスケジュールでございますが、保険料の関係につきまして申し上げますと、先ほど申しましたように、次の試算が９月中旬頃に発表されます。10 月以降に、仮の係数による試算が行われて、１月中に確定係数というのが市町村に渡されまして、最終的な試算が行われる。これらの結果を受けて、１月頃に各市町村から大阪府に納める納付金や標準保険料率が決定するといわれております。この決定を受けて、平成 30 年度当初予算に予算計上し、議会に上程するということになります。

あと、先ほどから出てます「国保運営方針」でございますが、これは 12 月頃の決定・公表が予定されております。また、それらを審議する大阪府の国保運営協議会については、10 月以降は３回程度、議論の場が設けられると聞いておりますし、私が委員で出て

おります広域化の調整会議におきましては、９月以降で４回程度は実施するというふうには聞いております。

また、今回の広域化に伴っての条例等の関係でございますが、12 月頃に大阪府の関係条例が整備されると聞いておりまして、本町としては、２月に条例改正のお願いをするところでございます。

以上でございます。

河野議員　かなりタイトなスケジュールということでもありますし、先ほど「たたき台」ということを私、繰り返し申し上げておりますが、実は、このたたき台というものが、島本町は広域化調整会議に委員として出席をされ、７月の下旬の会議で、すでにこのたたき台（案）、手元に持っておられ、情報を持っておられます。しかし、大阪府がこれをホームページで資料及び会議についての資料公開したのは、８月 16 日付けのホームページで初めて示されているということで、例えて言いますと、島本町が持っている資料を、７月の下旬の段階では、高槻市の国保の担当課は持っていないということがわかっております。

たまたまというか、これは切実な問題ですので、先日、８月９日に大阪府会議員・宮原威を先頭にして、日本共産党だけではありますが、市町村議員が一堂に会し、大阪府の国保の担当部局と懇談をしております。その場において、大阪府の私たちからの様々な質問に対する答えについては、広域化調整会議に何人かの委員が出ていただいていると、ここの委員さんが全市町村の広い、多様な意見を反映していただいているものと、そういう意見を出してくださいと大阪府は求めておられた、ということですが、当然、そういった資料すら、国保の担当課には、高槻には配られておりませんし、その場の会場は騒然となりました。高槻や摂津、吹田などが、非常に優れた減免制度を、住民と相談しながら作ってこられた。そういったものが全くと言っていいほど、この広域化調整会議には反映されていない。

それと、先ほど減免制度について、つまびらかにご存じではないというようなご答弁があったと思います。私、たまたまお隣の高槻市の減免制度、件数や実績については、２年前のものではありますが、相当細やかに、あらゆる事態を想定した減免制度になっております。そういう意味では先ほど、島本町は非常に「国保法」に規定された減免制度ぐらいとしか言えませんが、非常に厳しい、ハードルの高い減免制度ですから、確かに大阪府が今回示したたたき台と比較しますと、島本町だけ見れば、若干前進すると。事業の不振、一定所得が減少する、そういったことにまで対応するような大阪府の方針、たたき台では減免制度が示されておりますし、これを拝見しておりますと、かねてから私たちが求めておりました人間ドックの助成、国民健康保険においての人間ドック助成、こういったことも加味されています。

ここだけを見ますと、非常に島本にとっては一歩前進であるということで、双手をあ

げて喜びたいというところでありますが、事お隣を見ますと、高槻市などは、例えば、「その他、特別の事情がある者」という項目まで作って、ほんとに緊急で、日々様々なことが起こっておられる国民健康保険の被保険者に対応する。それも保険料額の減免割合については、７号ということですが、「市長が必要と認める割合」、このようなものまで作って､その人その人に応じた、滞納や不納欠損に繋がらないような減免制度を歴代、作ってこられております。

また火災や風水害、様々な震災または落雷等の災害により「家屋または家財に多大な被害を受けた者」、こういった方の減免制度は、島本町の場合は所得割ということですが、高槻市にあっては保険料額の 100%、60%、20%と、非常に手厚い減免制度のもとで、実はこのような厳しい国保会計の中で実態的には大幅な値上げを避けてきた、被保険者を救済してきた。これはやはり社会保障の一環としての国保のあり方だと、姿だと、私は思っております。

そういった減免制度が、今回のたたき台においては、非常に多くの方が減免の対象から外されるということになります。高槻では非常に減免制度申請が多くて、２年前で言うと２万 4,920 件ということです。島本町はたぶん一桁でありますし、厳しい減免制度ですから、この制度によって救済されてきた方はほとんど少ないと思われます。そういったことを、やはり視野に入れて、島本町は行動を取るべきではないかという思いで、先ほどの質問をさせていただきました。

もう１点、お訊きします。今年度内に、先ほどのスケジュールでも示された国保の運営方針を策定することになっておりますが、策定するにあたり、市町村への意見聴取があると聞いております。９月中ということです。どのような形で意見聴取がなされて、本町としてはどのような意見を述べるつもりでおられるのか。また、このたたき台については､たぶん議員全員が一様に手元に持っているという状況ではないかと思われます。個人的にホームページで検索をしなければ、手元には寄せられないという状況です。全員協議会での説明も、まだこれからという段階ですが、では、議会の意見反映はどのような形で反映されるのか、答弁を求めます。

健康福祉部長　大阪府の「国民健康保険運営方針」策定にあたっての意見聴取でございますが、先ほどもご答弁させていただきましたように、９月頃に大阪府から各市町村への意見聴取が予定されていると聞き及んでおりますが、現時点でどのような形で意見聴取をされるかということは、まだ連絡をいただいておりません。

また、国民健康保険制度がスタートして、約 80 年です。皆保険制度がスタートして、約 55 年が経過しておるわけでございます｡府内全体の市町村の財政運営を都道府県で一本化するという都道府県広域化でございますので、各市町村の実情に応じて、これまで運営がなされてきたことを考えましたら、すべての市町村にとって同じ思いで、この制度が合意されることは難しいとは思います。

いずれにいたしましても、今回のこの制度改正は、これも先ほど申し上げましたが、持続可能な保険制度を構築することが目的でございますので、社会保険制度における相互扶助の精神のもとで、市町村相互の支え合いの仕組みにより、府内全体で負担を分かち合うという考えのもとで、私としては意見を述べてまいりたいと考えております。

また、議員の皆様への意見反映ということにつきましては、特段、議員の皆様の意見を反映する場というのは、運営方針じゃなくて、条例改正などの場面や、予算の提案時期になろうかというふうに思います。ということで、直接、そういう場面になろうかと思いますが、議員の皆様に対して積極的な情報提供につきましては、今後も進めていきたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　とは言え、まだ、たたき台ですら市町村国保課に、ようやく８月の中旬に手渡る、見ることができるという状況でありますから、一番の中心の担当部局がすべてを知り得ていないという中で、いよいよ４月実施に向けて、ほとんど住民に対する、被保険者に対する周知期間というのはないに等しいというふうに思います。その点では、議員がいかに情報を持っていて、住民に対して情報提供しているかということも大きな鍵になります。

ただ、今回の９月の会議においては、住民のほうから度重なる意見書、この国保の広域化、都道府県化についての、大阪府にやはり意見を寄せて欲しい、全大阪府を鑑みてものを言って欲しいというような趣旨においての意見書案の採択要望をいただいておりますので、そういったところでも、議員は貴重な時間を使って議論する機会もあると考えておりますので、議会としての議論はそこにゆだねるとして、その点について、やはり島本町もそういった意見書が出ているということも鑑みて、今後、大阪府に対し意見具申をしていただきたい。この点を強く申し上げまして、次の質問に移ります。

２点目です。「百山――名神高速道路高架下交差点はじめ開発地域の交通安全対策」を求めます。

①点目です。名神・百山交差点での交通事故の実態把握、救急車出動件数などの実態について、答弁を求めます。

消 防 長　２点目の①、「名神・百山交差点での交通事故の実態把握、救急出動件数などの実態」につきまして、ご答弁申し上げます。

当該地で発生いたしました交通事故により救急出動した件数につきましては、平成 26 年中が１件、平成 27 年中は０件、平成 28 年中が１件、平成 29 年につきましては、８月 25 日時点におきまして１件となっております。

以上でございます。

河野議員　この交差点について、かねて企業活動の拡張によって、10ｔトラックの通行量が増大しています。加えて、先ほどの議員の一般質問でも紹介されました 2020 年度春に

開校予定である私立の中高一貫校、この通学時間帯に、学生の歩行者の増加が十分想定されていますし、若山台からの自転車利用者等の安全対策について、懸案の課題だと考えております。

また、これは2017年度の骨格予算や過去の一般質問でも繰り返し求めてきておりますが、ＪＲ島本駅の乗降客数、これも増加をするというふうに思います。関係機関との情報交換、協議について、この点の課題についての進展はいかがでしょうか。答弁を求めます。

都市創造部長　それでは、②の「若山台からの自転車利用者等の安全対策等」のご質問に、ご答弁申し上げます。

「道路交通法」において、自転車歩行者道を自転車で通行する際には、原則、徐行する必要がございますが、ご指摘の若山台センターから役場方面へ下る自転車歩行者道のような急な下り坂では、自転車のスピードが出やすいため、歩行者が危険を感じることや、歩行者と自転車が交錯する事故が発生する危険性が高くなるものと認識しております。また、今後、旧サントリー研究所跡地に建設される中高一貫校の開校や旧関電グランド跡地開発の戸建て住宅やマンション建設に伴い、本町といたしましても、役場前道路である町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線の歩道部における通行量は増加するものと認識しております。

このことから、今後、既存歩道部の有効活用に向けた整備を検討するとともに、歩行者と自転車が少しでも安全に通行していただけるよう、通行空間の安全確保に向け取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、「ＪＲ島本駅乗降者数の増加に伴うホームドア設置」に関するご質問についてでございます。

本町はホームドア設置につきまして、島本駅開業前からＪＲ西日本と協議を行ってきております。平成22年当時は、同一ホームに停止する車両のドア位置が異なるため、可動柵の設置について技術的な課題等がある旨、ＪＲ西日本から回答をいただいております。しかしながら、近年では、扉の枚数が異なる車両にも対応できる昇降式ホーム柵が開発され、近隣ではＪＲ高槻駅の新設ホームに設置されております。また、国や鉄道事業者等で構成されている「駅ホームにおける安全性向上のための検討会（中間取りまとめ）」においては、ホームから転落またはホーム上で列車と接触する事故が特に多い、１日当たりの利用者数10万人以上の駅については、原則、平成32年度までにホームドアを整備するなど、新たな方針が示されております。

なお、ＪＲ島本駅については、「島本町統計書」によりますと、平成28年度で１日当たり約6,500人の利用者であることから、方針に示された整備対象とはなりませんが、今後も国やＪＲ西日本の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　ＪＲ島本駅のホームの可動柵、今では昇降式ホーム柵というのが開発されて、高槻の新快速のホームなどにも設置されておりますし、大阪駅などにも順次、設置を進めておられます。ただ、国の基準としては、島本町の乗降客数は当たらないと。

ただ、以前の一般質問でも紹介いたしましたけども、国が一定補助を認めている対象としての、付随する大阪府の補助については、島本町の乗降客数は匹敵しているということで言いますと、今後、ＪＲ西日本や国に対する要望補強めていただきたいということと、やはり中高一貫校、漠然とした数字ではありますが、私立の中学校におおよそ 100 人、高校生は 900 人程度。合わせて 1,000 人近いお子さん、生徒さんが、すべてが鉄道を使われるとは思いませんけども、相当な数の方が島本駅で乗降されると。島本高校の生徒さんと合わせれば、あの島式のホームの中で転落しないというような保障は一切ないということを考えておりますので、その点についても、１日も早くという形では情報収集及び要請行動は積極的に行っていただきたいと思いますが、この点について何かありましたら、ご答弁を求めておきます。

都市創造部長　議員からご紹介いただきましたとおり、大阪府の補助制度を使います場合は、当然、本町の財政負担も生じるわけでございまして、今後、国の基本的な方針はございますが、本町としてできることについては、引き続き検討等進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

河野議員　今はホームの件を申し上げました。

次に道路の点ですが、先ほども自転車の走行についての細かな点での質疑がありましたし、重なる部分は重ねないようにいたしますが、今、島本町内で開発が進んでおります。今は道路の問題について、再度質問させていただきます。

現在、事前協議に至っている開発地域について、周辺道路の歩道や自転車道の確保、緊急車両の通行などの安全対策の進捗について、答弁を求めます。

都市創造部長　続きまして、③の「開発地域における交通安全対策」に関するご質問について、ご答弁申し上げます。

本町では、一定規模の開発・建築行為について、法令で定める許認可申請に先立ち、「開発指導要綱」に基づき、開発地域における交通安全対策についても開発事業者と事前協議を行っております。

現在、町内における大規模開発に伴う交通安全対策に関する事前協議の状況といたしまして、高浜三丁目地内のサントリー倉庫跡地のマンション開発については、東海道新幹線東側に位置する町道高浜１号線と水無瀬病院南側に位置する町道高浜２号線に、幅員２ｍ程度の歩道整備を開発事業者において実施していただくことになっております。また旧関電グラウンド跡地の戸建て住宅とマンションの開発地周辺道路についても、同様に幅員２ｍ程度の歩道整備を開発事業者において実施していただくことになってお

り、新たに歩道を整備することより、歩行者と自動車等の通行空間を確保できるものと考えております。

さらに、本町といたしましても、大型開発に伴う交通量増加による交通安全対策は、今後も引き続き既存道路の整備も含め、効果的な対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　持ち時間があまりありません。あと２題残しておりますので、先ほど消防長のほうからもご答弁いただきました。この百山・名神高速道路の高架下において、交差点において、実質発生している交通事故の件数そのものを見れば少ない、多発しているとは言い難いというふうには思います。また、高槻警察署のホームページを見ておりますと、地域ごとの交通事故発生場所、全交通事故発生マップというのを細かく作っておられて、地図にも落としておられたり、死亡事故が発生したところ、重傷事故・軽傷事故というふうな件数を、そのつど更新されておられます。

そういった地図を見るところでは、ここ数年間、この交差点下における事故というのは少ないということはありますが、これは繰り返し訴えておりますけれども、小野薬品の企業の建物の拡張の際に、私たち、桜井、百山の一部の方の聞き取りをしたところ、やはり、この高架下において10ｔトラックの左折、あるいは右折などにおいて、非常に危険を感じている、ヒヤリ・ハットは多発しているということは聞いております。

そういった点も含めまして、これからいよいよ学校生徒の通学路にもなるということですから、横断歩道、信号機、あるいは様々な､でき得る限りの交通安全対策をしっかりと、これは大阪府の仕事でありますので大阪府にも言わなければいけませんが、島本町を通じても、関係諸機関に働きかけていただきますよう強く求めまして、この質問については終わります。

３点目にまいります。「市街化・都市農地の保全策――生産緑地制度の実現を急げ」、この点を質問いたします。

現在、市街化編入の事務を進めているＪＲ島本駅西地区及びすでに市街化農地である地権者や、農業委員会、住民等からの生産緑地についての要望の状況を伺います。

都市創造部長　３点目、「都市農業振興基本計画と生産緑地制度」に関するご質問につきまして、ご答弁申し上げます。

「生産緑地法」は、平成３年の税制改正により大幅な改正がなされ、三大都市圏の特定市における市街化区域内農地につきましては、宅地並み評価で宅地並み課税がなされる特定市街化区域農地とされました。これにより当該農地の税額が急激に上昇することから、影響を受ける三大都市圏の特定市におかれましては、生産緑地地区を積極的に指定され、農地と宅地の均衡を保つよう措置されたものと認識いたしております。

本町におきましては、三大都市圏の特定市には該当しないため、課税に関し、市街化

区域内農地は、宅地並み評価がなされるものの農地に準じた課税がなされることから、税額の激変は抑えられるものと考え、生産緑地地区の導入を見送ってきたところでございます。しかしながら、昨今の都市農業に関する社会経済情勢の変化を踏まえ、引き続き営農を希望される方が安心して農業に従事していただくためにも、本町といたしましては諸課題を整理しつつ、生産緑地地区の導入に向けた検討が必要であるものと考えております。

なお、現在、本町に対しまして生産緑地に関する要望をいただいておりますのは、農業委員会の組織としてではございませんが、一部の農業委員の方や農業従事者の方から、本町における生産緑地制度の導入を望む声をいただいております。農業委員会の会議の中でも同内容のご発言がありましたことから、現在、農業委員会として、制度の導入についての要望書を提出するかどうかを検討されることとなっており、本件に関する委員向けの勉強会を、近日開催されることとなっております。

以上でございます。

河野議員　これはもう重ねません。前の６月会議でも複数の議員から一般質問がされておりますテーマですし、後日の農業委員会でも、強くこの生産緑地の導入を求める委員さんの発言があったことを、私も傍聴しておりまして知り得ております。

今、お聞きしたところ、農業委員あるいはそういった農業関係者から、複数の方が役場にも申し入れに来られたということですから、職員が少ないとか、手が回らないというものではなく、そういったところはしっかり職員を手当てしてでも、この仕事は、同時に西側のまちづくりに併行してやっていくということを強く求めておきます。その点について特段反論がなければ、答弁は結構です。

加えて言いますと、私たちも議会活動を８月の中旬から下旬にかけて、６月会議の議会での取り組みを日本共産党の町会議員として『島本民報』、全戸配付をさせていただきましたところ、この生産緑地については非常に農業関係者以外の方からも反響があり、勉強会をして欲しいと、取り組みを進めて欲しいというような声が寄せられてきております。参考までに申し上げておきます。

最後に、４番目の質問に移ります。「介護保険第２号被保険者・身体障害児者のリハビリテーション」について、伺います。

機能回復訓練室のリハビリテーション設備について、介護保険第２号被保険者――いわゆる 40 歳から 64 歳の年齢の方です、身体障害児者の利用の現状を伺います。また、その部屋に置いてあります訓練器具は、貸出や今後の使用に耐えられる状況でしょうか。答弁を求めます。

総務部長　４点目の「機能回復訓練室のリハビリテーション設備の利用状況」について、ご答弁申し上げます。

機能回復訓練室につきましては、過去、機能訓練教室等の事業で使用しておりました

が、リハビリテーション器具の老朽化、介護保険等の制度やニーズの変化などにより、利用件数が減少し、平成23年10月からは一般的に広く使用していただけるよう運用を変更したところでございます。平成 28 年度の機能回復訓練室の利用実績は、年間 903 件となっておりますが、リハビリテーション器具の使用状況につきましては、把握はしておりません。

なお、リハビリテーション器具の今後の活用についてでございますが、今後、各事業課と協議しながら、機能回復訓練室のあり方等も含め見直してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　先ほども他の議員の一般質問で、ふれあいセンター周辺の子どもの遊び場とか、様々な、まだデッドゾーンが多いと。その役割を廃止したものもありますし、非常にデッドゾーンが多いというふうに思っておりまして、その中の一つとして、私は機能回復訓練室を取り上げております。ほぼ今、機能回復訓練室を利用されるのは、軽体育室が予約があって満員で使えなくなったので、空いている機能回復訓練室を使うという方が結構多いように思いますし、利用内容としては、機能回復訓練というよりは、健康増進や子どものリトミック、いろんな住民のパフォーマンスに関わる練習場として使われておりますが、特に、この子どものリトミックなどをされている方においては、やたら訓練器具が置いてあるだけに、子どもがやっぱり興味を持って触りたがる。それを触らせないようにするという配慮をすることに結構神経を使う、危険を伴うということであって、この器具が身体障がいや、介護保険の脳血管性の麻痺や様々な上下肢障がいを持たれる方の訓練に使われているということは、ほぼないものと思っております。これはこれで、一時期はそういう役割を果たしたのでありますけれども、その点について、やはり見直しをされるということですから、その点は、そもそも機能回復訓練室の利用者、当事者にしっかりと話を聞いていただきたいと思います。

この介護保険の第２号被保険者の問題で言いますと、先日、介護保険運営協議会が開かれまして、第７期の「介護保険事業計画」がいよいよ策定されようとしております。私、資料をお借りして拝見させていただきましたが、今年度、非常に集計が早かったものの、一方では、かねて計画策定のときに必ず取っておられた……（議長より「１分を切りました。」と注意）……自由意見、このことが、自由意見のアンケートが取られておりませんので、生々しい声が全くわかりません。それから、「障害者計画及び障害福祉計画」の策定も、今年度、取り組んでおられますが、この点のアンケート内容は存じておりませんが、やはり当事者からしっかりと、この部屋の利用、これからの利用拡大、期待についても、意見聴取をしていただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

健康福祉部長　先ほどございました介護保険の事業計画をはじめ、今年度、計画策定にあ

たっての住民の皆さん、また対象者の方々からのアンケートを取っておりますので、その声というものは反映をしていきたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議長　あと 30 秒です。

河野議員　先ほど申し上げたように、私たちも日頃、住民の意見を聞くということに神経を使っているわけですが、ちょっと残念ながら、今回の介護保険のアンケートは、その点では非常にリアルな実態を浮き彫りにするということでは難しいものでありますので、その点、再度、実態把握を強く求めまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

川嶋議長　以上で、河野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 49 分～午後１時 00 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、岡田議員の発言を許します。

岡田議員（質問者席へ）　それでは、一般質問をさせていただきます。

「ごみ焼却場の今後」について。

尺代のごみ焼却場は、すでに耐用年数 20 年を越えて６年経過しています。耐火レンガを積み替え、長寿命化として何とか維持している状況。いつ、突然停止するか、危険を抱えて運転しているのが現実です。

更新整備には 30 億円から 50 億円以上が必要とお聞きしていますが、国の交付金も対象人口５万人未満では、島本町は対象外地域です。町の一般会計予算が約 100 億円として、その２分の１を使うことになれば、赤ちゃんからおじいちゃん、おばあちゃんまで、住民１人当たり 20 万円の負担。しかも、どこに造るか、用地の造成に幾らかかるか、設備費以外でも課題は山積みです。

ごみ焼却場の更新は、町単独では困難です。町長のお考えをお聞かせください。

都市創造部長　それでは、岡田議員の一般質問の１点目、「清掃工場」に関するご質問に、ご答弁申し上げます。

本町の清掃工場は、建設後すでに 26 年経過しており、延命化を図るため、毎年多額の費用をかけて施設整備を行い、施設運営に支障が出ないよう維持管理に努めているところであり、平成 27 年度に実施した精密機能検査におきましては、一部の設備について老朽化が認められるものの施設の状況は比較的良好でありました。

なお、新施設更新のための国の特定財源として、循環型社会形成推進交付金がございますが、交付対象要件が、人口５万人以上または面積が 400 ㎢以上であり、本町はいずれの要件も満たしておりませんことから、現在、交付金対象外となっております。

そのような中、本町といたしましては、ごみ処理の広域化を目指しつつ、広域化の目

途が立つまでは、現施設の延命化を図りながら、安定した施設運営を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員　町長、担当部長から町単独では無理であり、「ごみ処理の広域化を目指しつつ、現施設の延命化を図りながら、運営を行ってまいりたい」という答弁がございました。町長は、この件に関して、どのようなお考えをされているのでしょうか。

山田町長　先ほど担当部長からご答弁申し上げましたとおり、私も同様の認識でございます。

岡田議員　それではお訊きいたしますが、島本町は一昨年、高槻市との広域行政勉強会を再開いたしました。し尿処理の事務委託は、その成果であり、本町では年間約 6,300 万円の経済効果と、また予定地としていた住民ホール跡地も残すことができました。当初は、し尿施設は町域内で建設することを内外ともに表明し、それに向けて調査や、地元説明会も行っていました。が、町の財政状況が厳しく、基金の取り崩し、また赤字が続き、このようなことから、いったんは断られていた高槻市に広域連携の依頼を再度されました。

この勉強会で、高槻市との協議が継続できる絆が再び結ばれるものと、私は思っております。この勉強会を本格化し、島本町の課題解決に取り組む必要があると思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

山田町長　高槻市・島本町広域行政勉強会についてのご質問でございます。

６月の岡田議員からの一般質問でもお答えをいたしましたが、本年４月に開始しておりますし尿処理事務の委託については、この勉強会における調査・検討の経過がなければ実現に至らなかったものと考えており、ご尽力いただいた高槻市関係者の皆様には感謝の思いを持っております。

この勉強会につきましては、両市町間の協議をさせていただく貴重な枠組みであると認識をしており、私といたしましても引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

岡田議員　それでは、町長にお尋ねいたしますが、広域行政勉強会の中には「合併の議論も含め」とありますが、町長は、このことをご存じでしょうか。

山田町長　高槻市・島本町広域行政勉強会の設置要綱には、設置趣旨として「広域行政の連携のあり方等について、合併の議論も含め調査・研究する」とあり、このことは私も認識をいたしております。

岡田議員　それでは、改めて再度お訊きいたしますが、この意義についても、ご理解されているのでしょうか。

山田町長　この高槻市・島本町広域行政勉強会の設置、またこれまでの経過なども、私も勉強させていただいておりますので、その意義についても理解をしているというふうに考えております。

岡田議員　町長は、選挙期間中には駅前で、大声で「合併反対」と叫ばれておられましたね。高槻市は、何も島本町に合併してくれと言われていませんよ。島本町だけが叫んでいて、私は違和感を感じました……（「誰が言い始めたんだ」と呼ぶ者あり）……。町民に対して、不適切な訴え方ではなかったでしょうか。謙虚な気持ちで、島本住民のために、また島本町の未来のため、捨て身になって、この勉強会のお願いに行っていただきたい、そう思いますが、いかがでしょうか。

山田町長　このたびの選挙戦に関わってのご質問でございますけれども、そこで、市町村合併に対する現時点での私の考えを述べたいと思います。

本町を含むすべての地方公共団体にとって、効率的かつ効果的な行政運営を推進するうえで、市町村合併はその選択肢の一つであり、私も決して完全否定するものではありません。ただし、地方公共団体としての存続に関わる重大な問題でありますので、当然のことながら、行政が結論を出すような問題ではなく、議会や住民の皆様との大きな議論を踏まえる必要があるものと考えております……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。

一方で、両市町間で市町村合併に関し具体的な協議等が行われていない状況にも関わらず、本町の選挙において、一方的にあのような議論になりましたことは、高槻市行政並びに議会、市民の皆様のご信条を想像いたしますと、はなはだ迷惑な話であったものと拝察いたしており……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……、今、島本町長という立場で考えますと、大変申しわけなかったと思う次第でございます。

岡田議員　はい、わかりました。町長という立場になると、考え方、いろんなことが変わってくると思いますが、申しわけなかったという思いというのは、私は、これは必要かなっていうふうに思います。

そこで、次の質問に入ります。島本町の財政は、町村としては大阪府域を見ても決して悪いわけではありませんが、少子高齢・人口減少の時代、町政を取り巻く環境は一層厳しくなることは間違いございません。このまま放置すれば財政の悪化は避けられず、福祉・医療をはじめ住民サービスの切り下げを余儀なくされることでしょう。地方分権が進む中で、自治体である市町村は、大阪府からの事務の権限移譲により、小規模自治体では限界が出てくることは間違いないでしょう。

住民サービスの充実を図るためには、合併は有効な手段であると私は思います。現在、島本町は、高槻市におきまして三島救急をはじめ火葬場の使用、そしてパスポート、またし尿処理など、大変お世話になっております。もっともっと大局観に立ち、物事を判断する必要はないのでしょうか。町長の見解をお尋ねいたします。

山田町長　本町のような小規模自治体が、基礎自治体として行政責任を果たしていくうえで、最少の経費で最大の効果、組織及び運営の合理化を求めるためには、広域連携を進めることが重要な課題であると認識をいたしております。

市町村合併につきましては、先ほども申し上げましたが、本町を含むすべての地方公

共団体にとって、効率的かつ効果的な行政運営を推進するうえでの選択肢の一つであり、決して否定するものではございません。より効率的・効果的な行政体制の構築が求められている中で、そのための手法の一つであると考えており、このことは本町におきましても、将来に向けた課題整理を行っていく必要があると考えております。

私といたしましては、本町の抱える課題を踏まえまして、広域行政を一歩でも前に進めることができますよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

岡田議員　わかりました。今、町長の答弁の中で「本町の抱える課題を踏まえ、広域行政を一歩でも前に進めることができるよう、積極的に取り組んでまいりたい」、この答弁は私、胸にしっかりと止めさせていただきます。そして、町長の行動を、しっかりと見届けていきたいと思っております。

次の質問に入ります。前町長は、高槻市長宛てに休止していた高槻市・島本町広域による事務委託を依頼されました。文書によりますと――平成 21 年 12 月 11 日でございます。結果は中間報告のみで終了。原因を申し上げるつもりは、私はございません。何の進展もなく、残念ながら、この後も休止しております。平成 27 年 11 月 10 日、高槻市・島本町におけるし尿処理の事務委託の再協議を依頼されました。

このように、過去の経過を見ると、高槻市から島本町の信頼が失われた時期もあったように思われます。リーダーは決断力が大切であり、山田町長は同じ轍を二度と踏んではならない、私はこのように訴えるものでございますが、町長の見解をお訊きいたします。

山田町長　私といたしましても、就任後、この件については過去の資料に目を通すなど、いろいろと勉強をさせていただいておりますので、過去の経過につきましても、一通り理解をしているつもりでございます。当然のことではございますが、広域連携は相手のあることでございますので、相互の信頼関係が極めて重要であると考えているところでございます。私といたしましては、議員の皆様方のご指導とご協力を賜りながら、誠意を持って関係の構築に努めてまいりたいと考えております。

岡田議員　これは最後ですので、要望でおきますが、ぜひ、よろしくお願いいたします。

町長は、合併を否定されているわけではないということは理解いたしました。合併は、住民の理解が必要であり、時間もかかりますが、その議論を抜きにしてはできない問題もございます。

町長が、住民の立場で町政を見ていたとき、また町長の椅子に座られた現在とは、考え方もずいぶん変わってこられたのじゃないかと思いますが、今回、私はごみ焼却場の問題を取り上げましたが、高槻市と連携を強化、合併の議論も含め高槻市・島本町の勉強会を進めていただきたいことを強く強く要望いたしまして、この件に関しては終わらせていただきます。何かございましたら、町長、答弁していただいても結構ですが、なければ要望で止めます。

では、２問目の質問に移ります。「副町長について」でございます。

６月議会では、「可能な限り早い時期に提案させていただけるよう、事務を進めてまいります」と答弁されておられますが、具体的には、いつのことですか。山田町長は、就任され４ヵ月以上になります。弱冠 33 歳、行政経験もなく、パイプもないことは存じていますが、だからこそ早急に、副町長人事が必要ではないでしょうか。お答えいただけますか。

山田町長　岡田議員からの２点目のご質問、「副町長人事」につきまして、私からご答弁申し上げます。

副町長につきましては、行政において極めて重要な役割を担う役職でありますことから、可能な限り早い時期に、ご提案させていただけるよう事務を進めてまいりたいと考えております。しかしながら、現時点では、具体的な時期につきましてご答弁できる状態にはございませんので、何とぞご理解賜りますようお願いを申し上げます。

岡田議員　町長、６月議会と同じ答弁をされるというようなことは、私は良くないと思いますけれども、一歩でも前に進めていただきたかった、そのように思います。

町長は、どのような方を副町長に迎えたい、このような希望を持っていらっしゃるのでしょうか。

山田町長　岡田議員からもありましたように、私自身は行政経験がございませんので、その点を踏まえまして、しっかりとサポートしていただけるような方にお願いしたいというふうに考えております。

岡田議員　私が町内を歩いていますと、住民の方々から「副町長は決まりましたか」と、よく問いかけられます。まだよ、と答えておりますが、やはり住民の皆さんは、若い町長に対する期待と、また反面、不安があるようです。このようなことから、しっかりと、やはり副町長人事は早めにお決めになるほうがいいかなっていうふうに私も思っております。

また、６月議会でも申し上げましたが、来年、30 年度より、大阪府のほうでお願いする場合は、もう遅いくらいではないでしょうか。この件に関して、町長はどのようにお考えですか。また、もうすでに府のほうには申し込みをされている状況なんでしょうか。お答えができる範囲で結構です。

山田町長　大阪府にお願いするということも含めまして、種々検討をいたしておりますけれども、人事に関わることでもありますので、まだ具体的な形でお答えできる段階には現在はございません。また、現時点では大阪府に対しては、まだお願いということはしておりません。

岡田議員　現時点では大阪府にまだしてないということですが、やはり 29 年度から大阪府の職員さんを島本町のほうにお呼びしたい場合は……（「来年は 30 年度」と呼ぶ者あり）……、すいません、間違ってました。30 年度に、間違っております。来年、30 年度より

大阪府の職員の方をぜひ島本町にというお気持ちがあるんであれば、やはり申し込みするのは早いぐらいにしておかないと駄目だと思うんですね。いつまでもいつまでも町長、同じようなことを繰り返してるというのは、あんまり良くないことではないかと思いますので、ぜひ、しっかりとお考えをいただきまして、まず、しっかりと自分の足下を固めるところから、やはり大阪府に対しても、そしてお隣の高槻市に対しても、それは信頼の第一歩と私はなると思いますので、ぜひ、もう要望になりますが、しっかりと自分自身の足下をまず固める、このことから出発していただきたい。このように思いますが、要望ですが、町長、もしもお答えがあるんであれば、どうぞ、お答えをされて結構ですので、お答えください。

山田町長　岡田議員のおっしゃるように、私も行政経験がございませんので、まず、しっかりと足下を固めるということは重要であるというふうに認識をしております。ただ、現段階では先ほどからも申し上げておりますとおり、人事案件に関わることでもありますので、現在、お答えできることがないということも、ご理解いただきたいと思います。

岡田議員　すいません。最後になります。ぜひ、足下をしっかり固めていただいて、議会のほうも、住民の信によって、やはり選ばれた山田町長ですので、みんなで支え、素晴らしい島本町のまちづくりをともどもにしていきたいと思いますので、その点、しっかりと、要望で止めさせていただきますが、ぜひ副町長人事、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

川嶋議長　以上で、岡田議員の一般質問を終わります。

引き続き、大久保議員の発言を許します。

大久保議員（質問者席へ）　それでは、一般質問をさせていただきます。

「消防の広域化について」でございます。

小規模消防本部におきましては、消防の体制として必ずしも十分でない場合があることから、消防庁は市町村の消防の広域化を推進してまいりました。その結果、広域化は一定の進展を見たところですが、東日本大震災での教訓や、類例を見ない大規模災害等の発生、また今後の災害リスクの高まり、さらに将来の日本の総人口が減少することを踏まえますと、国、都道府県及び市町村が一体となりました広域化の推進による小規模消防本部の体制強化が、これまで以上に必要となります。また、昨今の厳しい市町村財政の中では、従来のように小規模消防本部が単独で消防力の充実強化を図っていくには限界に近いと言っても過言ではない状況です。

このような中で、市町村消防がより質の高い住民サービスの提供を行っていくには、広域化によるスケールメリットを活かしました消防力の充実強化が避けて通れない喫緊の問題であり、本町におきましても、消防の強化をしっかりと考える時期に来ていると思います。

そこで、まず、「消防の広域化」に関する消防職員の意識、認識をお伺いします。

消 防 長　それでは、大久保議員の一般質問の１点目、「消防の広域化」に関するご質問につきまして、ご答弁を申し上げます。

まず、①の「消防の広域化に関する職員の意識、認識について」でございます。

消防の広域化につきましては、平成 21 年度に大阪府北部ブロック消防広域化検討会におきまして、北摂７市３町の消防広域化について検討し、報告書を取りまとめましたが、広域化には至っていないのが現状でございます。当時の報告書の内容を職員で供覧しておりますが、特段意見聴取をしておりませんし、現在も、広域化につきまして具体的な内容がないため、職員の意識等については把握はいたしておりません。

以上でございます。

大久保議員　広域化を進めるにあたりまして、職員の皆様の意識は重要と考えますが、今後の動向によりましては、職員の意識等を把握されますでしょうか。

消 防 長　今後、消防の広域化につきまして具体的な検討段階に入るような状況になりましたら、職員に対しまして意見の聴取も必要だと、このように考えております。

以上でございます。

大久保議員　わかりました。職員の皆様の意識も重要となりますので、よろしくお願いいたします。

次に、消防職員の年齢構成と経験年数、兼任率をお伺いします。

消 防 長　次に、②の「消防職員の年齢構成と経験年数について」でございます。

消防職員につきましては、平成 29 年４月１日現在、再任用短時間勤務職員１名を含みまして、44 名でございます。年齢構成につきましては、20 代が 18 名、30 歳代が 13 名、40 歳代が９名、50 歳代が２名、60 歳代が２名で、平均年齢は 34.4 歳でございます。

また、経験年数は、10 年未満が 28 名、10 年以上 20 年未満が６名、20 年以上 30 年未満が７名、30 年以上が３名で、平均経験年数は 12.3 年でございます。

次に、③の「消防職員の兼任率について」でございます。

本町につきましては、火災・救急・救助と、災害の種別・規模に応じまして、消防車両の乗換運用を行う勤務体制としておりまして、兼任率は 100％となっております。

以上でございます。

大久保議員　経験年数の少ない職員さんが多いと思いますが、職務遂行上の問題はありませんでしたでしょうか。また、兼任率 100％ということですが、職務上の問題はありませんですか。

消 防 長　経験年数の少ない職員や、勤務体制による消防業務につきましては、日々の訓練、それから教育派遣を通じまして、技術や知識の取得が重要であると認識をしております。このため、消防本部といたしましては積極的に、その点につきまして取り組んでおりまして、現場活動におきましても適切に対応できております。

また、職員の消防業務に対する使命感や意識も高く、職務遂行上、特に問題はございません。

以上でございます。

大久保議員　わかりました。それでは、消防職員に対しての専門的教育の実施と人材確保は、どのような状況でしょうか。

消 防 長　次に、④の「消防職員に対しての専門的教育の実施と人材確保について」でございます。

職員に対する専門的な教育につきましては、大阪府立消防学校、大阪市消防局高度専門教育訓練センターが実施しております各種研修に職員を派遣し、消防業務全般についての教育を行っております。また、消防業務で必要な資格取得につきましては、各種教習所等へ派遣を行っております。

人材の確保につきましては、ここ数年、継続して職員が定年退職を迎える状況が続いており、欠員が生じないよう、消防学校入校期間を考慮いたしまして、10月1日付で採用を行っており、本年度も1名の採用予定となっております。

以上でございます。

大久保議員　本町の消防職員に対する専門教育・人材確保は充実していると理解してよろしいでしょうか。また、人事の異動が本庁内だけであるという弊害はありませんか。

消 防 長　計画的な教育派遣、それから採用による人材確保はできておりますので、問題がないものと認識をいたしております。

それから、消防本部につきましては3課5係制となっておりまして、多様な経験につけるよう定期的な人事異動を行っており、問題がないものと認識をいたしております。

以上です。

大久保議員　わかりました。現状では、良好な現状だと思いますので、これからも継続をしていってもらうようにお願いいたします。

次に、救急・119番時に、消防本部の全救急車が出動している確率は、小規模本部ほど高くなりますが、一定規模、約30万人以上で補完することで、その確率はゼロに近くなると聞いております。本町におきましても、全救急車が出動しているという状況は今までにありましたか。

消 防 長　⑤の「全救急車が出動している状況について」でございます。

平成28年中の救急車2台が出動した件数は、123件となっております。

以上でございます。

大久保議員　全救急車が出動した後の出動要請はありませんでしたか。また、その弊害はありませんでしたか。

消 防 長　平成28年につきましては、2台の救急車が出動中、3件目の出動要請が5件、発生をいたしております。いずれも高槻市消防本部との応援協定に基づく応援出動によ

りまして、特段の問題はございませんでした。

以上でございます。

大久保議員　わかりました。やはり、本町単独では足りない部分があり、近傍の市町村との連携が必要であると理解をいたしました。

次に、大阪府の資料によりますと、人口１人当たりの消防費は 30～50 万人の規模のグループでは 9,225 円、人口５万人未満のグループでは１万 8,524 円と、約２倍になっております。厳しい島本町の財政を考えれば、速やかに消防の広域化を進める必要があると考えますが、ご見解をお願いします。

消 防 長　次に、⑥の「大阪府の資料に基づき、速やかに広域化を進める必要性があるかについて」でございます。

一般的に規模が大きくなるほど、スケールメリットによりまして、１人当たりの費用が安価になることは認識をいたしております。

議員ご質問の大阪府の資料につきましては、「地方財政状況調査」に基づく数値でございまして、本調査の消防費につきましては、本町における「防災関係費用」となる総務管理費の防災計画費や土木総務費の水防団に係る費用も含まれておりますので、本町決算書における単独の消防費と異なり、総額が高くなっております。

平成 26 年度は、総務管理費の防災計画費におきまして、島本町防災無線や大阪府防災無線を整備しており、それらの高額な防災にかかる整備が発生した場合は、消防費が高くなるような傾向にございます。平成 28 年度における本町決算書における消防費につきましては３億 6,971 万 6,963 円で、住民１人当たりの消防費につきましては１万 2,074 円となっております。

消防の広域化につきましては、平成 20 年３月に「大阪府消防広域化推進計画」が策定され、本町を含む北摂７市３町は、大阪府北部ブロックといたしまして、平成 21 年 11 月に「消防広域化検討報告書」を取りまとめております。その際、財政面から広域化後の各市町の負担割合で、現状の消防費と比較した場合、大幅な費用負担増が発生する市町があり、広域化が実現しなかったのが現状でございます。現在、大阪府では「消防力強化のための勉強会」を立ち上げ、より複数の地域での広域化の枠組みによる検討を行っており、検討結果を踏まえまして、今後の方向性等を検討する必要があるものと認識をいたしております。

以上でございます。

大久保議員　本町を含みます北摂７市３町の大阪府北ブロックの平成 21 年 11 月の「消防広域化検討報告書」において、大幅な費用負担増が発生する市があるということですけども、本町の試算はどうでしょうか。

消 防 長　当時の報告書におきまして、本町における費用負担は、広域化前は３億 7,269 万円でございます。広域化後につきましては３億 8,127 万円で、858 万円の増額と試算

をされております。

なお、この試算額につきましては、広域化移行に伴う総務系の初期経費、それから消防通信司令系施設の整備、それから情報システム関係の費用が含まれておりませんので、これらの費用を含みますと、さらに大幅な費用負担増となるものと考えております。

以上でございます。

大久保議員　わかりました。広域化を進めるにあたりまして、大幅な費用負担増となるのは大きな弊害となります。今後とも、合併も視野に入れた検討が必要だと考えます。

そこで、今後の大阪府との「消防の広域化に関する勉強会」のタイムスケジュール、進捗状況がわかれば、お示しください。

消 防 長　⑦の「消防力強化のための勉強会のタイムスケジュールと進捗状況について」でございます。

大阪府におきまして、平成 28 年９月から、今後の大阪の消防力の強化に向けた課題や解決方策等につきまして検討を行うべく「消防力強化のための勉強会」を立ち上げ、現在、消防の広域化と消防本部間の水平連携の強化について、検討が進められております。

本勉強会の開催状況につきましては、平成 28 年度は５回、平成 29 年度は現在までに３回開催され、本年度末には最終的な取りまとめが行われ、報告がなされる予定でございます。

以上でございます。

大久保議員　わかりました。本町の財源を作るためにも、ぜひとも消防の広域化をしっかりと進めていただくことをお願いして、次の質問に入ります。

「大規模災害発生時の火災対応における自衛隊との連携について」です。

総務省消防庁の統計によりますと、22 年前に起こりました阪神・淡路大震災による被害は、死者 6,434 名、行方不明３名、負傷者４万 3,792 名、住家全壊 10 万 4,906 棟、住家半壊 14 万 4,274 棟、全・半焼 7,132 棟にのぼりました。

当時、現場におりました人間として、一番印象に残っているのが大火災です。ライフラインが崩壊して水が出ないために、消防隊は消火ができない状況でした。そこで、自衛隊のヘリコプターを使用して海水を空から散布し、消火することが提案されましたが、採用されませんでした。その結果、多くの方が犠牲になりました。このことにつきましては、今でも、私は「天災」ではなく、半分「人災」であると思っております。

このことを踏まえまして、質問します。

大規模災害発生時、ライフラインが崩壊した状態での火災対応はどのようにお考えでしょうか。また、大阪府消防隊のヘリコプターは２機と聞いております。このため、火災の規模におきましては自衛隊との連携が必要と考えますが、ご見解はどうでしょうか。

消 防 長　次に、２点目の「大規模災害発生時の火災対応における自衛隊との連携」につきまして、ご答弁を申し上げます。

まず、①の「大規模災害発生時、ライフラインが崩壊した状態での火災対応について」でございます。

大規模災害が発生し、ライフラインが崩壊して消火栓が活用できない場合につきましては、防火水槽やプール、河川等の水利を活用することといたしております。本町では現在、消防水利といたしまして指定しているものは、防火水槽 95 基、貯水槽１基、プール７ヵ所、その他の水利といたしまして池等が６ヵ所、合計 109 ヵ所で、そのほか河川等を利用し、消火活動を行ってまいります。

次に、②の「火災規模における自衛隊との連携について」でございます。

平成７年に発生いたしました阪神・淡路大震災以降、大規模災害等で被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合につきましては、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関による緊急消防援助隊が構築をされております。

島本町周辺で大災害が発生いたしました場合、被災地の市町村長から都道府県知事を通じまして消防庁長官へ応援要請し、他府県の緊急消防援助隊が応援に駆け付ける体制が整っております。平成 29 年４月１日現在、全国で 5,826 隊の緊急消防援助隊が登録されており、本町消防本部も消火小隊１隊を登録し、東日本大震災では 10 日間の活動を行っております。

また、大阪府内の消防ヘリにつきましては２機でございますが、全国で緊急消防援助隊航空小隊は 75 隊ありまして、災害の規模に応じまして、各地から応援出動することとなっております。

ご質問にございます阪神・淡路大震災のような市街地における大規模な火災時における消防防災ヘリコプターの効果的な活用につきましては、平成 21 年３月に総務省消防庁が報告書をまとめております。その中で、市街地空中消火の実施判断の基準といたしましては、一つ目に「地上からの消火活動が困難な場合」となっております。これは、「断水により消火栓が使用不能・消火栓からの吸水量が不足。建物の倒壊・道路損壊等による交通障害または交通渋滞等により地上からの接近が極めて困難な場合」となっております。二つ目に「地上消防力が不足する場合」となっており、これにつきましては「火災及び救助事象が同時に多発、広範囲に延焼拡大し、火面長が長く、風上側の消防力が劣勢・地上消防力が劣勢で延焼経路を遮断する必要がある場合」となっております。このような基準をもとに、ヘリコプターを活用しての消火活動を行うこととなっております。また、必要に応じて、自衛隊ヘリコプターとも連携して空中からの消火活動を要請することとなっております。

そのほか、ヘリコプターを活用した消火作業につきましては、「林野火災に対する空中消火の積極的な活用について」ということで消防庁から通知がございます。その中では、消防防災ヘリコプターだけでは消火が困難と判断された場合は、自衛隊ヘリコプタ

ーの派遣要請を行う旨の内容となっております。

以上でございます。

大久保議員　ありがとうございました。大規模災害発生時の火災対応につきましては、ライフラインの崩壊が予想されます。このような状況下では、消防水利だけで対応できるか、疑問が残ります。しかし、幸いにも本町には淀川という消防水利があります。空中消火は、火の強いところの完全消火は難しいが延焼を食い止めること、また初期消火に効果があること、さらにヘリコプターによる、ある一定の速度と高度におきましては、火災をあおり立てるという悪影響ではなく、また地上の人命に危険を及ぼすような落下衝撃度は発生しないというデータもありますので、今後とも自衛隊を含めましたヘリコプターの消火活動も視野に入れ、さらに本町の消防力を強化できるようにお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

川嶋議長　以上で、大久保議員の一般質問を終わります。

引き続き、伊集院議員の発言を許します。

伊集院議員（質問者席へ）　それでは、「島本町のバスについて」の一般質問をさせていただきます。

冒頭に、本日、岬町の正副議長、監査役と、お越しいただいていますこと、心から感謝申し上げます。島本町、大阪府内の 10 町村、議長におかれまして連携を取られていますこと、評価したいと思います。

それでは、「島本町のバスについて」。

島本町は、福祉施策として委託業務で運用しています「ふれあいバス」と、島本町の公用車「マイクロバス」を１台、所持されています。町民にとっては、どちらも島本町のバスであるとのイメージも受けるのですが、まず、「バス」の一括りといたしまして、それぞれマイクロバス、そしてふれあいバスの役割と目的をお伺いいたします。

総務部長　それでは、伊集院議員の一般質問のうち、「町マイクロバスの役割・目的」につきまして、ご答弁申し上げます。

本町のマイクロバスにつきましては、平成 12 年から使用を開始しております。役割・目的につきましては、島本町マイクロバス使用規程第３条において、当該バスの使用の範囲を「町が公用のため必要とするとき」、また「町内における公的な団体等が、公用及び公益のため必要とするとき」と定めております。

具体的な使用につきましては、一度に多数の職員の送迎を要する町の事業等に使用するとともに、町の各種団体が公用・公益のための研修等に、使用している状況でございます。

私からは、以上でございます。

健康福祉部長　次に、「福祉ふれあいバスの役割と目的について」でございます。

福祉ふれあいバスにつきましては、町の福祉の向上を図る役割を担うものとして、65

歳以上の年長者や障害をお持ちの方、妊婦の方と同伴する就学前のお子様、４ヵ月児健康診査の対象となったお子様とその保護者の方が、役場やふれあいセンターなどの公共施設に出かけることを支援する目的で運行いたしております。

平成 28 年５月から新車両での運行を開始いたしており、土日・祝日を除く月曜日から金曜日に、１日６ルートで運行いたしております。昨年度は、１日平均約 130 人の方がご利用いただいております。

以上でございます。

伊集院議員　わかりました。まず、一つひとつお伺いして、マイクロバスのほうですね、そちらのほうを重点に、お伺いしていきます。

島本町の財産でありますマイクロバスです。先ほど答弁がありました、この使用規程ですね、第３項。以前にも他の議員が質問されておりましたが、特に第２号、「町内における公的な団体等」の部分。また、これは解釈によりまして、すごく幅広く感じるんですが、まずは公的な団体と機関という場合は、島本町内に国や府の公的な機関、警察の派出所とかありますけど、そういったところも貸してくれという場合は使用されることができない、というふうな形でもよろしいのでしょうか。お伺いいたします。

総務部長　使用規程に定めております――具体的には第３条の第２号でございますが、「町内における公的な団体等で、公用及び公益のため必要とするとき」に、バスを使用許可をしておるところなんですが、議員ご指摘のとおり、町の所管する団体が、本町に「公益」となるために必要とするときに使用していただいておりますので、府や国の公的機関が、それぞれの事業で本町のバスを使用していただくことはできません。あくまでも、町が直接使用する事業や、各種団体が間接的に町の事業等を実施していただいている、そのことが町にとって公益に繋がることが、使用の範囲としております。

また、各課にマイクロバス使用許可申請についての留意事項を通知しており、団体が使用する場合は、原則、職員が随行することとなっており、非常時に連絡調整が取れるように、申請時に緊急連絡体制表も添付するよう指導しておるところでございます。

従いまして、町内に国や府の公的な機関があった場合においても、町の事業等としての位置づけでなければ、使用を許可することはございません。

以上でございます。

伊集院議員　わかりました。では、先ほど留意事項ですか、それと理由を大きく２点、伺いました。理由の中の「等」というのが、一体、どこまで行くのかという部分がわからないんですが、例えば、町内の学校の部活、クラブ活動や町内イベントでも協力・参画していただいているスポーツ団体、また年長者グループなどで、試合に行くときにバスを活用したいというようなお声もあるんですが、こういったところでは使用できないというふうになるのですか、伺います。

総務部長　まず、島本町のマイクロバスの使用にあたりましては、基本的には、なるべく公

共交通機関を利用していただくというのが原則でございまして、先ほど「等」というふうなことを申し上げましたが、あくまでも本町にとって公益性のあるというふうな範疇でございまして、本町の事業等という部分では、あくまでも本町にとって公益に繋がるかどうかという部分に関わってくるというふうに考えております。従いまして、どういう場合というのは、それぞれで、その場合を判断するしかございません。

以上でございます。

伊集院議員　本町にとって公益的、その「公益」というのがほんとに難しいんですけど、例えば学校のクラブ活動とかで利用していただいて、それなりに勝ち抜いて、全国的に、この「島本町」という名前が拡がるという部分で言えば公益に繋がるんではないかと思われますが、その点はどう考えられますか。そのつど、そのつどということは、そのつどの判断、この使用規程に中には第４条に、制限という部分は結構詳細は書かれております。しかしながら、その範囲のところというのが、やはり大枠でありますので、それはすべて町長で判断されるということでよろしいでしょうか。お伺いします。

総務部長　町マイクロバス使用規程の第４条では、「使用の制限」というのを掲げております。「次に掲げる場合は、使用を許可しない」というところで、「町長が適当でないと認めるとき」というのは、あくまでも現行の使用規程、つまり「使用の範囲」、第３条で定める使用の範囲においても、「町長が適当でないと認めるとき」があれば許可をしないというふうな読み方をしますので、議員がおっしゃる町長が決めるというのは、いわゆる、もともとできるけども、「できない」というふうにするという判断を町長が行うということでございます。

以上でございます。

伊集院議員　難しい答弁なんですけどもね。要は、今の規定の中の部分というのは、やっぱり限られている部分でありますが、この使用規程というのは見直しを今後されていく、そういうお考えはありませんか。お伺いします。

総務部長　この使用規程は平成９年に規定をいたしまして、その後、機構改革などによって一部修正をしておりますが、「使用の範囲」というのは、そこから一切見直しはしておりません。その背景は、町が所有するバスというのが１台であるというふうなことも、大きく利用の範囲を拡げるというふうには、もともと、そういう制限があるということも、物理的な部分ではあったかとは思います。

ただ、先ほど冒頭に申し上げましたように、基本的には公共交通機関、そういうものを使っていただくというのが、ご協力いただく部分の前提でございまして、限られた利用というふうなことでございますので、今後、拡大という部分では、現時点では検討はしておりません。

以上です。

伊集院議員　私自身、「拡大」という単語は使っておりません。使用規程の見直しがある

のかどうかをお伺いしたところではありますが、今の答弁では、ないんだろうかなというふうに思われます。

町長に伺います。このクラブ活動やスポーツ団体、また年長者クラブさんとかグループ、要は公共交通機関を使うのが基本ではありますけども、その中でも、やはり使ったほうが利点があるとか、人数によってはとか、そういう部分を考えますと、この使用規程の見直しというのは、この先考えていらっしゃらないのかどうか、お伺いします。

山田町長　現在の使用規程では、ちょっと曖昧な部分があるというふうに伊集院議員がおっしゃっていたかとは思うんですけども、そういう趣旨だと思うんですけれども、もちろん、住民さんに対して一定の、こういうものを示していくということは必要であるかとは思いますので、そういうお声があるならば、私としては、検討する余地はあるのかなというふうに考えております。

伊集院議員　町長とすれば、検討されるという余地はあるというご答弁いただきましたので、理解いたしました。「曖昧」という単語は私が使ったわけではありませんが、やはり、どちらかというと、この内容を見ましたらね、ほんとに厳しい状況であります。ただ、その理由においては、部長からありましたように１台であると、現在、マイクロバスの部分があります。

この点について、では、現在のバスの状況について、お伺いしていきます。現在、使われているマイクロバス、契約になっているのか、運行ですね。その点の詳細の部分を、お伺いしたいと思います。

総務部長　町のマイクロバスにつきましては、車体本体は町の所有でございまして、平成12年に購入をしております。ランニングといいますか、町が費用を車体の購入と、あと自賠責自動車保険と燃料、それから税金などの支出をしておりまして、運行につきましては委託をしております。町は委託費で運行を、委託料で払っているという形なんですが、委託料の中身は、運行業務と毎年の車検料、それから保守点検、それから任意保険が、その中身で入っております。

以上でございます。

伊集院議員　わかりました。では、その委託しています契約はいつからいつ、３年契約と思われますが、お伺いしますのと、先ほど委託の運行の中で、任意保険のことをお話しされておりましたが、この任意保険というのは、その運行会社が入っていらっしゃる保険ということでいいのか。その２点、確認させていただきます。

総務部長　運行にかかる委託でございますが、平成 29 年度末で３年契約が満了となります。それから保険の話でございますが、任意保険につきましては、その業者が加入をしているというふうな形になっております。歳出は、運行委託という部分で委託料の中で町が払っておりますが、契約者は運行管理をしております業者が契約者となっております。

以上です。

伊集院議員　わかりました。この29年度末で契約が終わると。車体自体も島本町の車体でありますので、この車体、もう平成12年から使用されています。我々でも使用する際に不具合があるということはお聞きしておりますが、この数年、現在の車両において不具合が起きた事象、また時期、修繕料、その点のご紹介をお願いします。

総務部長　３年間の故障の状況の資料しか持っておりませんが、ご紹介をさせていただきます。

直近では、平成29年度で、ドアの開閉が不能になった、そういう事象がありまして、修繕料としては17万3,750円を支出しております。28年度では３回ありまして、同じくドアの開閉不能というのと、あとクラッチの滑りがありまして動かなくなったという部分、それから、バッテリーの交換、同じくクラッチ部品の交換という形で、28年度トータルで48万4,023円の修繕料でございます。27年度は２件ありまして、１件はエアサスペンション部分の交換、それからドアのマグネットバルブの交換で、トータル 11万6,932円の修繕料を支出しております。

以上です。

伊集院議員　では、現在の購入された――平成12年だと思われますが、当時、車両を購入された金額、お伺いいたします。

総務部長　平成12年度に、現在のマイクロバスを購入しておりまして、そのときの値段が918万7,500円でございます。

以上です。

伊集院議員　当時より、車両をもし買うとすると、高くなるのかどうかという部分もありますが、一定、当時で、新車で購入されて918万7,500円かかったというふうにお聞きしました。

それでは、現マイクロバスの維持費、運行業務等の年間費用はどれぐらいになるのか。１年間でかかるランニングコストをお伺いします。

総務部長　まず、マイクロバスの運行委託という部分を業者に払います。それと、町としては単独では自賠責と従量税を払いますので、それらのトータルで441万5,102円というふうな形になります。それ以外に燃料費、それから高速代、駐車料金とか、その年度によって変動する部分がございます。

以上です。

伊集院議員　わかりました。燃料費等は入ってなくてということでありますので、年間、441万ほどとおっしゃっておりましたから、これ以上かかってくるだろうと思われます。

29年の３月末で契約が３年間、終了されるということでありますので、こういった状況、年間のランニングコストもそれなりに上がってきている状況であります。そして冒頭の町長の答弁では、一定の使用規程、見直しをする余地があるんではないかという答弁をいただいております。今後におきまして、このマイクロバスをどうされていくのか、

お考えがありましたら、お示しください。

総務部長　購入後17年を経過しているという町マイクロバス、当然、更新をするかどうするかというのを検討中でございます。先ほども申し上げましたように、かなり老朽化をしており、毎年、多額の修繕料がかかっているという背景からは、いわゆる、また新車を更新するか、それともリースにするか、それともう一つの方法として、その場その場で借りるスポット契約という、この３種類で、現在、検討をしておるところでございます。費用面の部分につきましては、財政状況もございますので、そういう費用面も大体５年、10年、15年というサイクルで、それぞれのサイクルのときにどんな数字が出てくるかというのも一定試算をしておりまして、それぞれ比較検討しておるところでございます。

以上でございます。

伊集院議員　そのスポット契約ですか、ご紹介いただきましたが、ちょっと具体にどういうものなのかがわからないので、その点のご説明と、あと、ちょっと数字を多少なりとも掴んでいるとおっしゃっておりますので、その点のご紹介もお願いいたします。

総務部長　スポット契約、スポット方式というふうな部分でございますが、先ほどの３パターンに分かれる、三つのパターンに分かれる。現行は町が所有してて、運行を業者に委託をするというふうな現行パターンでも試算をしております。それと、もう一つ考えられるのは、車両がリース、それから運行は委託というふうな、そういうパターン。それと、あとは簡単に言いますと、タクシーを借りる感覚ですね。いわゆる運転手付きのバスを借りるというふうな、観光バスみたいな感じのパターン、そのつど必要があったときに事前に予約をしてやるパターン。そういうパターンがございます。

具体的に試算を、あくまでも内部でございますが、しております。５年・10 年・15年というふうなパターンで一応計算をしておるんですが、５年で償却させるという形にはあまり考えておりませんので、大体10年・15年というふうなシミュレーションをしております。

10年の累計をするときに、まず前例となる運行実績というのが年間大体60件以内というふうな形でございますので、年間60件というふうな基数をもとに一応計算をいたしますと、まず、10 年累計の場合は、車両は持っている、それから運行は委託、今のパターンでいきますと、10年間で累計5,140万の費用を要するというふうに考えております。それから車両をリース、それから運行は委託のパターンでは、約5,620万円ほどかかるのではないか。それからスポット、つまり車両も運行も委託というふうな、そういうケースでございますけども、それでは約3,900万円という形で、スポット契約のほうが有利だというふうな試算でございます。

これがまた15年、さらにプラス５年をして、15年の累計でいきますと、まず、現行のパターン、車両は所有、それから運行は委託のパターンでは約7,330万円。それから

車両をリース、運行を委託というパターンでは約8,430万円。それから車両も運行も委託というスポット方式で言えば約5,850万円という形で、どのパターンを取りましても、スポットのほうが安い、というふうな形になるのではないかというふうに試算をしております。

以上でございます。

伊集院議員　試算のご紹介をいただきました。ちょっと答弁時間のほうがなくなってきておりますけども、こういった中、今の試算をお聞きしてましてもね、確かにメリットのほうが大きいと、車両が１台しかない中という部分ですよね。今現在もそうですけど、そのスポット対応であれば、複数の団体が同日に使える、こういったメリットもあろうかと思われるのは、推測するのですが、もし、このスポット方式をされるとすると、どういった仕組みでされるのか。入札、先ほどありましたタクシー会社もありますよね、バス会社もありますよね。こういったところは入札・発注などされるのか。その辺をお伺いしたいと思います。

総務部長　発注の方式でございますが、あくまでも現段階では検討の段階でございます、何も確定しているわけではございません。想定といたしましては、あんまり遠いところから来ていただくと、時間、いわゆる費用もかかりますので、島本町近隣にあるバス会社から、あらかじめスポット契約が可能なバス会社をリストアップして、その中から希望する日時に対応できる、さらに最も安価なバス会社に委託をするというふうな方法を、現在、検討をしております。

以上です。

伊集院議員　あくまでも検討ということでありますので、試算のご紹介ですね。もし、それを活用されるとなると、現在のマイクロバスは廃止されるということでよろしいですか。お伺いいたします。

総務部長　はい、議員おっしゃるとおりでございます。

伊集院議員　やはり廃止されるということの場合は、町の財産でありますのでね、一定、議会など話しはしていただく。日頃、町長はタウンミーティング等、町民の声を聞いてとおっしゃっておりますので、議会の寸前の議案説明だけで受けるよりも、やはり町の財産を廃止されるということであれば、議員全員協議会、こういった中で議論をしていただきたいと思っております。

時間がございませんので、次のほうに入っていきますが、もう１点のほう、ふれあいバス、こちらのほうにおいて、ちょっとお伺いしていきます。

現在のふれあいバス、新車両となっておりますが、このバスのリース期間をお伺いいたします。

健康福祉部長　福祉ふれあいバスのリース期間でございますが、平成28年の５月19日からの５年間でございます。

以上でございます。

伊集院議員　それでは運行会社、確かリース会社とは別と思いますが、そこのところの契約期間をお伺いします。

健康福祉部長　運行業務はまた別に委託をしておりまして、運行業務につきましては平成28年４月１日からの５年間でございます。

伊集院議員　それともう１点、契約期間内、今５年、両方５年ということなので、切り替えたばっかりであるという状況ではありますが、この契約期間内に、例えばバスの車両のリースの期間をちょっと変更したい、例えば車両の大きさを小さくしたいとか、台数を増やしたいとか、こういった内容の変更契約というのをすると、何らかの弊害が出るのかどうか、お伺いいたします。

健康福祉部長　バスはリースと言いましても、ご覧になっていただいたらわかるように島本町の仕様にあわせてバスを造っておりますので、これは途中解約ということになりますので、それらの規定が各契約書にありますので、途中解約の「中途解約金」というものを支払う必要があります。

以上でございます。

伊集院議員　その中途解約金というのは、一定、定められているものなのか、契約の中で。そういうものの数字ができるのかどうか、お伺いいたします。

健康福祉部長　具体的に計算する必要がありますが、具体的な算式については契約書の中で定められております。

以上でございます。

伊集院議員　わかりました。５年ということでありますので、平成32年ぐらいまでですかね、この５年間、今４年間ですか、残り。その期間がありますので、取り急ぐというわけではありませんが、現在、高石市の福祉バスの新たな取り組みというのは、ご存じですか。把握されているかどうかを、お伺いいたします。

健康福祉部長　高石市の取り組みでございますが、私も最初は新聞で見たんですが、市内巡回バスを、これまでの２台から１台増便をされておられて、新車の低床バス３台を走らせておられると。また、そのときにコースも新たに設定されて、運行を見直されたという新聞報道は確認をしておりまして、その後、担当のほうに内容の確認を指示いたしましたところ、確認した内容としては、ルートごとにバスや停留所の色も、青・赤・黄と色分けをしておりまして、どのルートを走るバスか、高齢者をはじめとした住民の皆さんにとって、一目でわかるような工夫が凝らされていると聞いております。また、全ルートとも、島本町は月曜から金曜ですが、月曜から土曜まで毎日７便を運行されておられて、新コース導入にあわせて停留所も大変増やされたというふうに聞いております。

以上でございます。

伊集院議員　高石市のご紹介いただきました。私も、会派でも平成23年２月大綱でもお伺

いしておりますし、23 年の９月議会で一般質問もさせていただき、現在、冒頭にご説明いただきましたふれあいバスの目的、これが平成 23 年の 11 月から大きく変わったところで、福祉巡回バスという形に変更していただいた状況であります。

その中で、私も言ってきました、確かに対象者の拡充は、この町長の 29 年度の施政方針の中にも掲げられておりました。しかしながら空白地、このことを私はずっと訴えておりますが、平成 23 年に３ヵ所ほど、空白地に２ヵ所と１ヵ所、大きく３ヵ所、場所的には５ヵ所ほど増やしていただきました。しかしながら、全く、このサービスが行き届いていない地域があります。そのことを考えますとね、この高石市のように小さなバスですかね、ちょっと小さめのバス、低車体であり小さなバスであると、やはり島本町内の小さな狭い道でも通れるんではないかという部分を考えています。

そういった中で、過去に、23 年をきっかけに大きく年長者バスから福祉巡回バスへと変えていただいた中、各年度でそれぞれ改正をしていただいております。ちょっと、その経過をご説明いただければ、実質できていったことを、お願いいたします。

健康福祉部長　福祉ふれあいバスのルート等、拡充をした経過ということかと思います。

平成 23 年 11 月には、高浜までのルートを追加をいたしておりまして、また停留箇所に役場や人権文化センター前や、ユニハイム前を追加をいたしております。また、平成 26 年１月には、若山台バス停横というものをルート２・４・６に加えておると。また、平成 27 年４月には広瀬五丁目を停留箇所として加えております。また、すべてのルートの終着をふれあいセンターに、27 年の４月からしております。あと平成 28 年６月ですが、４ヵ月児健診の受診される方、対象児・保護者が利用対象者として追加された。大まかに言うと、そのような変更がなされております。

以上でございます。

伊集院議員　こういった努力をしていただいておりますのでね、それは心から感謝申し上げますが、やはり、まだ全くこのバスが入っていない地域があります。現在、対象者の拡充のほうが重点的にされておりますが、この空白地において、今後、この５年間、現在、契約されております中で、次の契約期間になるまでの間に、一定お考え、平成 23 年当時はプロジェクトチームを立ち上げていただき、検討していただきました。こういった中、そういう考えはないのかどうか、お伺いいたします。やはり、同じサービスが受けられる方で、地域によって受けられる方と受けられない方が出てくるということは、ちょっと大きな公平性の観点からも違うんではないかと思いますので、その点の考えが担当部にありますかどうか、お伺いいたします。

健康福祉部長　福祉ふれあいバスの今後の考えでございますが、先ほどご答弁させていただきましたように、対象となる方々が役場やふれあいセンターなど公共施設に出かけることを支援する目的で、現在、運行しております。

住民の皆さんからご要望いただいた際には、種々検討して、可能なものの変更という

ものは、先ほどご紹介させていただいたとおり対応させていただいているところでございまして、現行のルートの兼ね合いとか道路の幅員などにより、要望にお応えできずに、実際、お近くまで行けていないというのがあるということは私も十分理解をしておりますが、現行のバスの大きさ、限られた財源を含めて考えると、現行、やむを得ないのかなというふうには考えております。

ただ、いずれにいたしましても、今後ますます増加する高齢者の皆さんの外出支援という視点で考えれば、路線拡大というものは担当部局としては望ましいものであろうというふうに考えておりますが、現在、５年の契約がスタートして１年余りでございますので、今年度の施政方針にもありましたように、今年度につきましては対象者の拡大を視野に、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員　今年度の部分は施政方針でもお伺いしておりますので、今後、そういう考えはありませんか。お伺いします。

健康福祉部長　先ほど申し上げましたように、担当部局としては、先ほどの高齢者の外出支援などという視点に立ち返れば、そういう必要性もあるのかなというふうに考えますが、今現在の福祉ふれあいバスの目的としては、公共施設に出かけることの支援ということもございますので、その点も踏まえて、今後、検討していく必要があろうというふうに考えております。

以上でございます。

伊集院議員　公共施設等へ出かけることを支援する、というのが目的であります。やはり入れている地域とは入れてない地域、特に狭い、バスが入れない場所と、あと坂道ですね。向陽ヶ丘等、なかなか足を運べない。そういった方々は、結局、公共施設との繋がり、接点が持てていません。この点を考えますと、今、担当部としては今後ということでありますが、財政部のほうにお伺いします。今後、こういった議論を展開されていくお考えはありませんか。

総務部長　福祉ふれあいバスの運行につきましては、建設事業と異なりまして、経常経費でございます。毎年かかってくる。建設事業であれば、その年度、多額の費用はかかりますけど、同じものを建てるわけではないので、いわゆる経常経費にどれだけ引っかかってくるかという部分で、それが経常収支比率に撥ね返ってくるというふうな形になります。ですから、未来永劫、事業を実施して行くには、既存の経常経費の範囲内で見直しを加えながら行うか、それとも、その財源である経常経費充当一般財源を見出すか、そういったことが必要となってまいります。

従いまして、次回のリース満了時、いわゆる４年後でございますが、それまでの間、今後の運行の方法やあり方について、財源も含めて検討していく必要はあろうかというふうに考えております。

以上でございます。

伊集院議員　もちろん、経常経費になってまいりますのでね。本来、今後、この５年間で議論をしていただかなければなりません。しかし、島本町においての自主財源、決算審査を控えておりますので、数字的な詳細は後ほどとさせていただきますけども、やはり島本町、今回の 28 年度もで基金、一定増えているように見受けられますが、これはやはり財産となる土地を売却されての積立と、それと条例で定めている一部の剰余金の部分での、あがってくる部分であります。今回のこの基金でも、28 年度の残高がトータルで 42 億、詳細は省いて 42 億。そして財調、減債、公共、使用できる柔軟性のある部分が 37 億の残となっております。

こういったことを考えると、町長の選挙当時出されておりました内容においては、先ほど、すべて合併が反対という単語を使われているわけではないということをおっしゃっておりましたが、やはり広域行政に進めていかなければならない。しかし、島本町の今回の施政方針におきましては、島本町に取ってだけのメリットの条件のところに「広域行政」という単語が入っております。これは連携を取りたい自治体にとっては、決して、いい反応を取れないと私は思っておりますが、町長、選挙のときに出ました「福祉ふれあいバスの生活に密着した運行」ということを記載していただいております。

となりますとね、やはり対象者の拡充という部分はわかりますが、空白地、サービスを受けられるはずなのに受けられない方々、こういった地域に対してのサービスを拡げていかなければならない。しかしながら、財政からお聞きした中では経常収支比率が撥ね上がり難しい。そういう点の部分は、町長としてはどう考えられるか、お訊きしたいと思います。

山田町長　私も福祉ふれあいバス、選挙のときにも申し上げていたとおり、やはり生活に密着した形で充実させていきたいという思いはあります。もちろん、伊集院議員がおっしゃっているように、利用したいけれども、バス停が遠いであったり、そういったことが今、課題になっているということも一定は理解しております。

その中で、やはり財政の面で経常収支比率が増えてしまう、経常的な経費がかかってくるということで、なかなか難しいという部分も、今、総務部長からありましたけれども、やはり、一定の財源の中で何かを削って何かをやるというふうに取捨選択をしていく必要がある中で、どの部分を効率化して削っていくかということを、今後、しっかりと考えていきたいなというふうに思っております。

伊集院議員　わかりました。要は、やはり何かを削って何かをしていかなければならないと。その点を理解いただいているんであれば、ちょっと安堵するところではありますけども、要は基金というのが多少なりとも、島本広報誌に、基金を当面は取り崩していかなければならないということが記載されておりました。そういうことを安易に書かれるというのは、私はどうかと思っておりましたけども、その中では、町長の中では、しっ

かりと、この拡充をするには何かを削るというものを表明されていくということで理解してよろしいですか。お伺いいたします。

山田町長　一概にすべて削っていくというわけではなくて、しっかりと効率化であったり、そういった部分も含めて検討しながら、要らないものも中にはあるかも知れませんので、昔は必要であったけれども、今になって必要ではないという部分も中にはあるかと思いますので、そういったものをしっかりと見極めていきたいというふうに考えております。

伊集院議員　では、先ほど申しました使用できそうな基金が、もう 37 億となっています。まだまだ施設的に整備をしていかなければならないものがたくさんあります。こういった中で言いますとね、やはり、これから議論、考えていくとなると大変、保たないという部分があるんですね。こういった中で、町長としては目途を、この１年済ませた来年度の予算から、しっかりと削減するものは出していくというふうに受け止めてよろしいでしょうか。お伺いいたします。

山田町長　やはり、次の行財政改革の計画も作っていく中で、そういったものをやっていく必要があるかなというふうに思っておりますし、次の来年度の予算、今後作っていく中で、もちろん、財政のことも考えながら中身を作っていくというのは当然のことでありますので、そういう認識ではおります。

伊集院議員　先ほど冒頭に言いました、まず、マイクロバスの使用規程、見直しをされていく余地はあるというお考えでいらっしゃる部分と、ふれあいバスの部分、今後も考えていらっしゃるということになりますと、やはり、しっかりと財源確保もしていかなければならない。本町の自主財源の中でも、やはり今回、企業関係さんでちょっと減っている部分があります。決して、企業の利益だけをもとにしてたら島本町も無理であると思いますので、その点を町長に託して、来年度にはしっかり、削減するものは何を削減されるのか、そしてどこを拡げていくのか。明確に来年度の施政方針に示していただきたいということを要望させていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

川嶋議長　以上で、伊集院議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後２時 33 分～午後２時 50 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、戸田議員の発言を許します。

戸田議員（質問者席へ）　平成 29 年９月定例会一般質問、二つのテーマで行います。

Ⅰ）点目、「ＪＲ島本駅西地区まちづくりの事務事業を問う～人口減少時代の土地利用を考える～」

平成 24 年度に地権者の皆さんで構成されるＪＲ島本駅西土地区画整理準備組合が結成され、すでに５年が経過しました。土地区画整理事業という手法を用いて面的に整備・開発するという方針により、今年１月には株式会社フジタと阪急不動産株式会社の共

同企業体を業務代行予定者に選定されています。

６月定例会では、すべての地権者への個別のヒアリング調査と現地測量が行われていること、それを踏まえて、熟度の高まったまちづくりたたき台が作られた段階において、適宜情報発信に努めることなどが明らかになりました。私も、委員会において、このことを問いました。

1)その後の進捗状況について、現状をお示しください。

2)まちづくりにおける住民意見の反映について。

住民意見を聞く手法について、どのような検討をされましたか。これまでの経過と事業内容の説明、質疑応答が可能な対話の機会が必要です。また、パブリックコメント実施による意見募集と、町の見解の公表も必須と考えます。見解をお示しください。

3)町が行う都市計画上の手続きのスケジュールについて。

今後、必要となる手続きについて、現時点で想定している最短のスケジュールをお示しください。また、そのスケジュールに間に合わない場合、次にどのような日程が想定されますか。

都市創造部理事　それでは、戸田議員の一般質問のＩ点目、「ＪＲ島本駅西地区まちづくり事務事業を問う」に関するご質問に、ご答弁申し上げます。

まず、1)点目の「その後の進捗状況」にかかるご質問でございます。

ＪＲ島本駅西土地区画整理準備組合におかれましては、本年４月から全地権者対象の個別意向調査及び現況の地形測量を実施されたところでございます。現段階におきましては、個別意向調査は数名の方を残してほぼ終了されており、現況の地形測量につきましても、すでに終了されている旨、お聞きいたしております。準備組合とされましては、個別意向調査で聴取された意向とともに、現況の地形測量の成果を踏まえ、まちづくりのたたき台の案を作成されているところでございます。

なお、準備組合におかれましては、去る９月２日に第８回総会を開催され、施行地区区域（案）の変更が行われ、まちづくりのたたき台を作成するための途中経過として、土地利用基本方針（案）及び道路計画基本方針（案）を示されたところでございます。

都市創造部長　次に、2)点目の「まちづくりにおける住民意見の反映」にかかるご質問でございます。

まちづくりにおける住民意見の反映につきましては、本年６月会議におきまして、他の議員のご質問に対しご答弁申し上げたところでございますが、本町といたしましては、地権者のご意向を一定踏まえられたまちづくりの素案が作成された段階におきまして、準備組合の皆様のみならず、本年１月に準備組合において選定されました業務代行予定者の事業者の皆様のご協力に基づき、住民の皆様のご意見をいただくための手法について、検討してまいりたいと考えております。これ以降、住民の皆様のご意見を聴取させていただく様々な手法として、住民説明会の開催や、パブリックコメントの実施等を検

討させていただいているところでございます。

そのため、現段階におきましては、どのような手法で住民の皆様のご意見をお伺いさせていただくかは確定いたしておりませんが、時期につきましては、現在のところ本年の年末頃を想定しております。今後、日時や内容など詳細な部分については、決定次第、お知らせさせていただく予定でございます。

都市創造部理事　次に、3)点目の「町が行う都市計画上の手続きのスケジュール」にかかるご質問でございます。

ＪＲ島本駅西地区のまちづくりにおける都市計画の変更につきましては、大阪府決定である市街化区域と市街化調整区域を区分する区域区分の変更手続きが前提となり、あわせて島本町決定である用途地域や高度地区等の地域地区、土地区画整理事業区域、下水道区域、地区計画を予定いたしております。

これらのスケジュールにつきましては、各種検討・協議・調整の進捗状況によって変化するものではございますが、今年度中に都市計画の素案を作成し、いったん島本町都市計画審議会に報告させていただいたうえで、大阪府に素案を送付し、協議を開始すると仮定した場合、現時点では未定ではございますが、平成 30 年度末頃の大阪府および島本町の都市計画審議会に付議するスケジュールが、最短であると想定いたしております。

また、大阪府の都市計画審議会につきましては、原則、年に２回開催されるものであると聞き及んでおりますことから、当該スケジュールに間に合わない場合につきましては、約半年後の平成 31 年夏ごろに開催が見込まれる大阪府都市計画審議会に付議するスケジュールを目指すことが想定されるものと認識いたしております。

戸田議員　平成 29 年末頃には、住民意見の聴取について一定考えておられるというようなご答弁だったと思います。平成 29 年度中に都市計画の素案を作成するのが目標であれば、当然、そこには、まちづくりにおける住民意見が反映されるはずですから、意見聴取の手法が未だ定まっていない現状では、目標そのものに無理があると私は思っているわけです。

4)庁内各課における所管事務事業について、問います。

駅周辺の開発は極めて公共性が高く、全庁的な政策課題です。平成 24 年 11 月 25 日に前の事業協力者を選定された際には、庁内各課において想定される事務事業を調査し、速やかに取りまとめておられます。この点、今回はどのような状況になっていますか。

都市創造部長　次に、4)点目の「庁内各課における所管事務事業」にかかるご質問でございます。

ＪＲ島本駅西地区のまちづくりに際し、当該地区の有効な土地利用を促進し、良好なまちづくりを進めるため、平成 24 年８月１日付けでＪＲ島本駅西地区まちづくり推進会議を設置し、庁内各課との情報や課題の共有、協議・検討を行ってきたところでございます。この推進会議につきましては、平成 24 年度に２度会議を開催させていただいたと

ころでございますが、それ以降、準備組合及び町といたしましては、準備組合と事業協力者との間に発生した問題の解決に専念させていただいたため、表立ったまちづくりの検討における進捗がなく、町といたしましても、会議の開催を見送っていたものでございます。

これ以降、平成28年度に準備組合におかれましては業務代行予定者を選定され、まちづくりを再スタートされた経緯を踏まえ、平成29年８月１日付けで、平成26年度に実施された機構改革後の組織編成を鑑み、当推進会議設置要領を改正し、庁議や課長会議にて報告させていただいたところでございます。

なお、現時点では推進会議の開催には至っておりませんが、早急に推進会議を開催し、関係各課との情報共有や課題の共有及び解決を図ってまいりたいと考えております。

戸田議員　現状を確認いたしました。紆余曲折がありました。

以下、平成24年12月10日付け政策推進課長よりの事務連絡、「ＪＲ島本駅西地区まちづくり　所管事務事業検討調査票の取りまとめ結果」に基づいて、質問します。

①「新たに生じる事務事業や必要となる予算措置の検討」として、当時、交付金・補助金関係の調整が記載されていました。今回、公募の際、株式会社フジタ・阪急不動産株式会社によって提案された事業プランは、町からの補助金を想定したものになっていますか。

②「町債発行事務となる見込みである」と、財政課の見解でした。どのような事務事業に町債を見込んでおられましたか。株式会社フジタ・阪急不動産株式会社の提案事案においても、町債発行を見込んでおられますか。

③下水道の敷設は、施行者の責任において行われるのか、島本町上下水道部の事業になるのか、協議によるものか、法的な根拠があるのか、説明を求めます。当該地区は、町の「下水道計画」上、どのように位置づけられていますか。また開発に伴い、マンボの近くにある尾山取水場の土地はどのように活用する計画ですか。

都市創造部長　次に4)点目の①、「業務代行予定者の提案内容における補助金等の想定」にかかるご質問でございます。

準備組合におかれましては、昨年８月に業務代行予定者を募集され、事業者に事業提案書を作成いただくに際し、参考資料として当該区画整理事業にかかる事業概要書を作成されております。この事業概要書の中には事業の資金計画が記載されておりますが、収入の項目において、補助金等の想定はされておりません。

この事業概要書をもとに、業務代行予定者は事業提案書において改善提案を作成されていますが、業務代行予定者の提案段階においては補助金等の想定はされておりません。

総務部長　それでは続きまして、②の「町債発行の見込み」について、ご答弁申し上げます。

平成24年度の所管事務事業検討調査の際には、事業内容の詳細が確定していない中

で、一般論として、地方自治体が直接建設事業を実施する場合には町債発行事務が発生することがあるため、見込みとして回答したものでございます。

ご質問の株式会社フジタ・阪急不動産株式会社の提案事業につきましては、現時点で財政課が内容の詳細は存じておりません。そのため、町債発行の見込みの有無について、お答えできる状況にはございません。

以上でございます。

上下水道部長　それでは③の、「下水道」に関するご質問にご答弁申し上げます。

ＪＲ島本駅西側地区につきましては、現在、市街化調整区域であり、「島本町淀川右岸流域関連公共下水道事業計画」に定める全体計画区域約 413ha には含まれておりますが、事業を進めるうえで必要な事業認可区域には含まれておらず、当該地区の下水道整備を進める際には、「都市計画法」及び「下水道法」等の関連法令の手続きが必要となってまいります。

現時点では、具体的な整備手法など決定していないのが現状でございますが、今後は、当該地区への有効な土地活用を促進し、良好なまちづくりを進めるため、庁内に設置されている「ＪＲ島本駅西地区まちづくり推進会議」において、インフラ整備など様々な意見交換を行うとともに、ＪＲ島本駅西土地区画整理準備組合との協議を重ねたうえで、決定することが望ましいものと考えております。

また、当地区内にあります尾山取水場につきましては、現在、廃井となっており、将来的にも活用予定がございませんので、水道事業会計としての売却資産であると認識をいたしております。

以上でございます。

戸田議員　現状、提案プランは庁内においても共有されていません。各課においての検討課題も明らかではない。小・中学校の教室が足りないのではないか、あるいはこれから行う幼稚園や保育所のあり方、施設整備計画に展望が持てないなど、深刻な状況にあると私は思っています。

１点、下水道について確認いたします。一般的に、下水道敷設については、町の財政計画上、１ha 当たりの敷設経費を幾らで見積もりしていますか。

上下水道部長　それでは一例ではございますが、「島本町公共下水道事業財政健全化計画」における公共下水道事業収支見通しでお示しをしております、平成 22 年度から平成 25 年度まで――前計画期間でございますが、その実績に基づきまして試算した値ではございますけども、１ha 当たりでございますが、２千万円から３千万円程度となってございます。

以上でございます。

戸田議員　わかりました。当該地区は、概ね 10ha ぐらいの開発となるかと思いますけれども、道路の敷設内容、それから住宅の配置、施設の配置が明らかにならないと、下水道

敷設については全く中身がわからない。

関西電力跡地のように、民間事業における開発では、下水道敷設は施工者が負担します。しかし、今回は、必ずしもそうではなく「協議によるもの」とのご答弁です。「土地区画整理法」は、第２条第２項において、同事業に付帯して行われる事業の範囲を示し、その事業の施行にかかる土地の利用の促進のため必要な事業は、土地区画整理事業に含まれるものとしています。これを解釈すると、上下水道の敷設に関する工事や、ガス管の埋設、ときには電気に関わる工事、これなどが当てはまると思います。すなわち、島本町の負担になるのではないかというのが、私の現時点での認識です。

いずれにしても、不明な点が非常に多い、あらゆる点において。そこで、次は④にいきます。

６月定例会において、試掘調査に関する埋蔵文化財に関わる費用が補正予算措置されました。「開発・試掘の事前協議」は、いつ、どのように行われる予定ですか。再度、確認します。試掘で何も発見されなかった場合でも、建設時に遺跡・遺構が発見されれば、速やかに事業者に教育委員会への届出を行っていただく必要があり、工事の中断を余儀なくされますが、この届出は法的に必要なものでしょうか、根拠がありますか。

教育こども部長　それでは、④の「試掘調査にかかる事前協議の予定及び試掘調査後の建設時に遺跡・遺構が発見された際の届出」について、ご答弁申し上げます。

まず、試掘調査にかかる事前協議の予定についてでございます。事前協議につきましては、当該事業にかかる土木工事計画届出書の提出があった後、その計画書の内容を精査し、試掘調査の実施を正式に決定のうえ、適宜試掘調査にかかる協議を行っていく予定になっております。

なお、現時点では、土木工事計画届出書の提出時期が未定でありますことから、協議時期等をお示しすることはできません。

次に、試掘調査後の建設時に遺跡・遺構が発見された際の届出についてでございます。建設時に遺跡・遺構が発見された場合の届出につきましては、「文化財保護法」第 96 条第１項に「土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により、遺跡と認められるものを発見したときは、その旨を文化庁長官に届け出なければならない」と規定されておりますことから、届出の必要はございます。

以上でございます。

戸田議員　水無瀬離宮に関連する遺跡が発掘された場合、その重要性をあらかじめ住民、今回のケースでは組合の皆さんに理解していただくということが、あらかじめ努力があってはじめて、丁寧な調査を行うことができるのではありませんか。

教育こども部長　遺跡の重要性につきましては、これまでも様々な遺跡の発掘の段階で、必要に応じて現地説明会の開催や歴史文化資料館での発掘成果の展示など、町民だけでなく、広く一般の方々に理解いただけるよう取り組んでおり、今後とも、これらの取り

組みは継続していきたいと考えております。

また、発掘調査につきましても業者まかせにすることなく、これまでも町の担当者が丁寧に確認や、業者との調整を図りながら進めており、この姿勢についても変わることはございません。

以上でございます。

戸田議員　発掘、保護、そして活用、文化施策のさらなる充実、そして学芸員の正規雇用を、改めて求めておきます。

5)世帯数減少時代を迎え、住宅の需要と供給のバランスが高度成長期時代と逆転しました。今後、人口が増える自治体と減る自治体の差は住民サービスの質、とりわけ子育て支援の充実、そして高齢者や障害者の暮らしを支える福祉と域内交通の充実であると私は考えています。

鉄道駅への交通、駅前広場のあり方、都市の美しさも要です。当該地のまちづくりにおける「社会的便益機能の充実」について、誰が、いつ、どのように議論して決定していくのか。主権者である住民が、いつ、どのように参画できるのでしょうか。

都市創造部長　次に、5)点目の「社会的便益機能の充実のための住民参画」にかかるご質問でございます。

前のご質問にご答弁させていただきましたとおり、地権者のご意向を一定踏まえられたまちづくりの素案が作成された段階におきましては、住民の皆様のご意見をお聞かせいただきたいと考えております。また、その際にいただいたご意見につきましては、事業の実現性はもとより「都市計画マスタープラン」や関係計画等との整合性を確認させていただいたうえで、総合的な見地からの判断を踏まえ、都市計画の変更案を作成させていただくとともに、より良いまちづくりの実現に活かしていきたいと考えております。

なお、当該地区のまちづくりにつきましては、地権者主体で実施される組合施行の土地区画整理事業でございますことから、第一義的には地権者の皆様のご意向が尊重されるべきものと考えております。そのため、まずは準備組合において作成されるまちづくりの素案に基づき、議論を進めていただく必要があるものと考えております。

戸田議員　私なりの反論もありますが、それは決算の委員会での審査にゆだねるとして、人口規模以上に拡大した市街地の維持管理費を、減っていく人口で支えるというリスクを負うのは市民なんです。当該地区における開発の事業計画案について、市民が知る権利を主張しているのは、市民として、大人として、次世代への責任を痛感してのことであり、主権者として未来に責任があるからです。

「島本町まちづくり基本条例」は、第４条　まちづくりの基本原則において、「町は、住民の参画に基づき、まちづくりを行うこと」と定めています。住民自治の原則です。また、第５条では「住民は、まちづくりに参画し、まちづくりに関する情報を知る権利を有する」としています。当然、義務も生じます。今現在の決定が、島本の未来をつくる

からです。さらに第７章では、住民参画の推進と機会の保障、意見聴取、意見公募、審議会への参画などについて定めています。よって、次に審議会の構成について問います。

6)「都市計画審議会委員に、公募による委員を含める必要」があります。

茨木市、岸和田市などでは、広く民意を行政に反映させるため、積極的に公募委員を選任し、市民が市政に参画する機会を拡げておられます。「島本町まちづくり基本条例」は第６条で、「町は、その所管する審議会の委員には、公募による委員を含めるよう努めなければならない」としています。努力義務です。その選定にあたっては、広く意見を反映させるよう努めなければならない、そのように書いています。

よって、公募により複数の委員を選任する必要があると考えます。調査と検討、速やかな意思決定を求めます。ご答弁、お願いいたします。

都市創造部長　次に、6)点目の「都市計画審議会への公募委員の導入」にかかるご質問に、ご答弁申し上げます。

島本町都市計画審議会につきましては、条例定数が 20 名以内と規定されている中、現在、17 名の委員で構成されております。委員の内訳といたしましては、学識経験者が３名、町議会が推薦する町議会議員が４名、町の住民が９名、専門委員が１名となっております。

都市計画審議会における委員構成につきましては、かねてから周辺市町村等の委員構成を参考に、直近では平成 27 年度の委嘱の際、１名であった学識経験者を３名ご参画いただくなど、より闊達なご議論をいただくため、町としても検討を重ねているところでございます。一方では、委員数に関して、他の類似団体では 10 名強という委員数の町村が多い中、本町の都市計画審議会の委員数につきましても削減する方向で進めさせていただいており、平成 20 年度末の委員数 19 名と比較し、２名の減員となっております。

これらを踏まえ、議員ご指摘の公募委員の導入につきましても、府内市町村の導入状況等の調査・研究を行っているところではございますが、前に申し上げた委員数の課題の解決と同時並行で検討する必要があるものと考えております。

今後につきましては、公募委員の導入を含め、より闊達なご議論を行っていただくため、他の市町村の事例等も参考にしながら、都市計画審議会の委員構成のあり方を検討してまいりたいと考えております。

戸田議員　前向きなご答弁をいただいたと思います。多様な専門的意見の反映には、複数の専門分野から学識経験者に入っていただく必要がありました。これは、すでに一定改善していただいてます。議会選出の委員が５名から１名を削減され、委員数は削減の方向にあります、方針として。委員の定数、構成のあり方をも見直す時期を迎えていると言えます。

岸和田市のように、「自治基本条例」を定めた平成 18 年度より、住民参画を進めると位置づけたのを機に、20 名中３名を市民公募委員とし、あらかじめ選考基準を定めて公

表するなど、制度の成熟が見られる自治体もあります。「自治基本条例」、すなわち「まちづくり基本条例」に添って、島本町での取り組みが急がれます。

最後の質問になります。7)点目、「庁舎を配置して、公共機能を充実させる」という考え方について。

６月定例会において、庁舎整備検討資料作成業務委託料が補正予算計上されましたが、仮に建て替えるという判断に至った折りには、住民ホール跡地の活用のみならず、島本駅西も候補に入れた考察がなされるべきと私は考えています。２月の定例会でも、そのことを一般質問で述べました。

土地区画整理事業と、考え得る庁舎更新のスケジュールは、これらを可能にするものでしょうか。検討の余地があるとすれば、どのような課題がありますか。ご答弁をお願いします。

都市創造部長　最後に、7)点目の「ＪＲ島本駅西地区への庁舎の配置」にかかるご質問でございます。

先ほどのご質問にご答弁申し上げましたとおり、当地区の都市計画変更のスケジュールといたしましては、平成 30 年度末の大阪府および島本町都市計画審議会に付議させていただくスケジュールを想定いたしております。そのためには、これに先立ち、今年度末には都市計画の素案を作成し、大阪府等と、都市計画変更に向けた手続きを開始する必要がございます。

このスケジュールをベースに、ＪＲ島本駅西地区のまちづくりも実施されることから、準備組合における土地利用の方針や施設配置等の検討に際し、役場庁舎の配置を俎上で議論していただくためには、遅くとも今年中に、役場庁舎をＪＲ島本駅西地区へ配置させる方針が必要となります。

私のほうからは、以上でございます。

総務部長　続きまして、「役場庁舎の整備」に関しまして、ご答弁申し上げます。

役場庁舎の耐震化に関する現在の状況といたしましては、前の６月定例会議でご可決いただきました庁舎整備検討資料作成等業務において、専門家の支援を得ながら、庁舎の耐震化について総合的に判断できるよう、作業を進めているところでございます。

なお、現時点で、耐震化の方法の結論が出ていないこと、建て替え事業費の試算などが出ていないことから、方向性並びに庁舎更新のスケジュール等をご答弁させていただくことは困難でございます。

また、立地についてでございますが、仮に建て替えとなった場合には、多額の事業費になるものと想定されることから、町の財政状況を勘案いたしますと、町が所有する財産を最大限活用することが必要であると考えております。仮に新たに土地を購入する場合は、さらなる財政負担が生じるため、極めて困難であるものと考えております。

いずれにいたしましても、庁舎整備検討資料は現在作成中であり、財政状況と照らし

合わせた後に、一定の方向性をお示しさせていただく予定でございます。

以上です。

戸田議員　お示しいただいた都市計画上の最短スケジュールには間に合いそうもありませんが、以降のスケジュールにおいては検討の余地があると考えます。財政的な課題は、当然、避けて通れません。しかし、長期的に町の価値を高めることになる好機になるやも知れず、庁舎配置については、あらかじめ町有地と決めてしまうことがないよう、広い視野で町の将来を描いていくことを望みます。検討の余地があると思います。

今現在、駅周辺で行われている土地区画整理事業の多くが再開発なんです。民間による再開発となると、民民の開発になります。しかしながら、人口減少・世帯数減少、そういった時代には、この数十年後の再開発を見越して、庁舎を駅前に持っておいておくということに、私は利点があるのではないかと思っています。しかし、そのためには財政的な検討、必ず要ります。検討の余地があるというのは、そのような意味で申し上げております。

大きなテーマのⅡ点目、「血圧の“正常値”について見解を問う～健全な健康管理と持続可能な医療保険制度のために～」

平成 26 年４月、人間ドック学会と健康保険組合連合会が発表した「新たな健診の基本検査の基準範囲」が、これまで使われていたものと大きく異なっていたことを発端に、健康診断の基準値を巡って混乱が生じています。

例えば、血圧。日本高血圧学会は、収縮期の血圧 130 未満かつ拡張期の 85 未満と上限を定めて、それを正常値としていると認識しています。一方、人間ドック学会・健康保険組合連合会は収縮期 147、拡張期 94 までが基準範囲としました。マスコミ各社が「正常範囲の基準が緩和された」などと大々的に報道したそうですが、医療の現場では、必ずしもそうはなっていません。

また、血圧は年齢とともに変化するにも関わらず、年齢に関係なく正常値が示されてきました。健康な高齢者の収縮期の血圧は 140～150 という見解もあるそうです。そうであれば、多くの高齢者が本来は必要がないかも知れない降圧薬を、持続的に服用していることになります。

医療費適正化に向けて、島本町でもジェネリック医薬品の啓発やお薬手帳の利用促進に取り組んでおられますが、不適切な基準で、過剰な投薬が続けられる限り、根本的な解決には及びません。血圧の正常値並びに基準範囲について、町の見解を尋ねます。

健康福祉部長　それでは、Ⅱ点目の「血圧の正常値についての見解」について、ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、血圧の基準値につきましては、日本高血圧学会が発行している「高血圧治療ガイドライン 2014」においては、正常血圧は収縮期血圧が 120～129、拡張期血圧が 80～84 とされておりますが、平成 26 年４月に日本人間ドック学会と健康保険

組合連合会が取りまとめた「新たな健診の基本検査の基準範囲」においては、収縮期血圧の基準範囲の上限が 147、拡張期血圧の基準範囲の上限が 94 とされ、血圧の基準値に対しては、異なる見解が示されております。

本町では、平成 20 年度から特定健康診査を実施しておりますが、特定健康診査では、厚生労働省健康局が作成した『標準的な健診・保健指導プログラム【改訂版】』に基づき健診結果を判定いたしております。それによりますと、血圧の基準範囲内は、収縮期血圧が 130 未満、かつ拡張期血圧が 85 未満と示されており、基準範囲内を超えた方に対しては、生活習慣の改善を目的とした保健師や管理栄養士による保健指導を実施しているところです。また、収縮期血圧が 160 以上または拡張期血圧が 100 以上の場合は、生活習慣の改善ではなく、医療機関の受診を勧奨しております。また、健康相談や健康教育等の保健事業でも、血圧の正常値については特定健康診査の判定基準を参考としており、本町の対応としては、「高血圧治療ガイドライン 2014」に基づいたものとなっております。

以上でございます。

戸田議員　私自身は医療に対する専門性を持っておりませんが、祖父母が高齢者として生きた時代に、降圧薬を服用する人が今ほどにいらっしゃったとは、どうしても思えません。心臓を自分で止めたり、血圧を上げたり下げたりはできません。自律神経の働きで、常にベストの血圧にしているため、血圧は暮らしの中で常時変化しています。新鮮な血液を脳にあげようとすると、血圧は上昇します。降圧剤を飲むことで、体の末端に血が行き届かず足腰が弱まる、脳に血液が届きにくくて認知機能が低下するなど、高齢者の暮らしの質を低下させている可能性が否定できないと。そういう考え方もできると、私は思っています。

血圧を例に述べましたが、コレステロールの値などにも同様のことが言えると思います。西洋医学、西洋薬を否定するものではございません。投薬によって生じているかも知れない高齢者の暮らしの質の低下にも目を向け、過剰な投薬で、体本来の機能や自然治癒力を損なうことがないよう、どうか、引き続き適切な情報の提供、保健事業に努めていただきたい。これは言うまでもなく、医療機関、薬品業界、国、行政、国民すべての課題であることを申し述べまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

川嶋議長　以上で、戸田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後３時 30 分～午後４時 05 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、中田議員の発言を許します。

中田議員（質問者席へ）　それでは、ただいまより 2017 年９月定例会議の一般質問をさせ

ていただきます。

一つ目．６月議会に引き続き、島本駅西地区を市街化するかどうかの是非を含め、住民に対する説明責任が果たされていないことについて、質問です。

島本駅西側の市街化は、「町（住民全体）のためになるのか？」。

町長は６月議会において、駅西側に関して一定の整備が必要であると発言し、駅西側を市街化する方向性を示されました。

「地方自治法」第１条２には、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」とあります。町の運営は、住民の福祉の増進のためにあるわけです。であれば町長は、駅西側の市街化が住民の福祉の増進に繋がると判断したと理解します。

そこで、駅西側の市街化が、どのように島本町民の「住民の福祉の増進」に繋がるのかと町長がお考えかを、具体的にお尋ねいたします。

都市創造部長　それでは、中田議員の一般質問の１点目、「ＪＲ島本駅西地区のまちづくり」にかかるご質問に、ご答弁申し上げます。

ＪＲ島本駅西地区につきましては、現在、地権者の皆様のご尽力により農業が営まれ、優良な農地として利用されている状況でございます。しかしながら、当該地区で農業を営まれている皆様におかれましては高齢の方が多く、後継者につきましても不足しており、次世代にわたる農業の継続が困難な状況にある旨、お聞きしているところでございます。

こうした中、一般的に、当該地区のように駅前に位置する農地や幹線道路沿いに位置する農地につきましては、市街化調整区域であっても土地利用が可能な駐車場や農家住宅などへの転用、許可を得て一定の開発を行うことや、相続に伴う土地の細分化、土地の売却等により、駅前の一部や幹線道路沿いのみが無秩序に開発される事例が多々見受けられます。町といたしましては、このような無秩序な開発もしくは虫食い状態の開発は、都市計画上、最も回避すべきものと考えております。

ＪＲ島本駅西地区につきましても例外ではなく、駅前の町の玄関口であるにも関わらず、インフラ整備が不十分な地区においては、個々で無秩序な土地利用がなされることが危惧されるところでございます。しかしながら、ＪＲ島本駅西地区におきましては、地権者主体の計画的なまちづくりとして、組合施行の土地区画整理事業により区域一体の計画的なまちづくりを実施されているため、本町といたしましても「島本町都市計画マスタープラン」の趣旨との整合性を踏まえ、ご支援をさせていただいているところでございます。

区域一体の計画的なまちづくりにおきましては、区域内の道路や公園、下水道などの公共施設の整備もなされ、地区だけでなく、住民の皆様の防災性や利便性などが高まることは、住民の皆様の福祉の増進に繋がるものと認識いたしております。そのため、町

といたしましては、当該地区のまちづくりを継続的に支援させていただき、より良いまちづくりを実施していただきたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　「無秩序な開発」を最も避けるべきこととする理由は、どこにあるのでしょうか。例えば、駅西側開発が町財政に大きなダメージを与える可能性があるならば、少々の無秩序さを許容する選択肢もあるはずです。すべては、程度問題です。

ですから、「無秩序な開発」とはどのような状態を指すのかを具体的にお答えいただき、また、それを避けるためにどの程度の財政支出が見込まれるかをお答えいただきたい。それがあってはじめて、町民がどうすべきか判断できるようになるはずです。お願いします。

都市創造部長　まず、「無秩序な開発」について、町が想定している具体的な部分について、ご答弁させていただきます。

市街化調整区域において、開発または建築が行われる可能性があるものにつきましては、「都市計画法」等に定められております。主なものといたしましては、農家住宅や農業用倉庫、分家住宅、日常生活に必要な物品販売店、診療所、保育所や老人ホームなどの社会福祉施設などがございます。また、そのほかにも露天駐車場や駐輪場、資機材置き場、太陽光発電施設などの土地利用も可能となっております。

なお、ＪＲ島本駅西地区におきましても、以上のような開発または建築が行われることが懸念されますが、土地利用は地権者個人の意向により大きく変化するものでありますことから、具体的にどのようになるかにつきましては、想定いたしかねます。しかしながら、計画的なまちづくりを進めることにより、無秩序な開発を排除できるものと認識いたしております。

続きまして、町の財政支出について、ご答弁申し上げます。

仮に、ＪＲ島本駅西地区の土地区画整理事業に財政支出を行うと仮定した場合につきましては、町財政への影響をできるだけ生じさせないように、社会資本整備総合交付金などの国における補助制度を視野に入れ、活用させていただくことを想定いたしております。

以上でございます。

中田議員　ある行政上の目的を達成しようとするときに、その具体的な方策については、様々に考えられると思います。例えば、無秩序な開発を抑制するための方策は、必ずしも一つではないでしょう。

土地区画整理事業以外にも、例えば開発を抑制する内容を盛り込んだ条例を制定するなど、様々な方法が考えられるはずです。そして、その中から最も優れた方策を選ぶためには、それぞれの方策のコストとベネフィットを見積り、そのうえで比較検討して、どの方策を取るかを検討していかなくてはいけません。

しかし、先日来の答弁を聞かせていただくに、そのような検討を町が行ってきたとは到底思えません。これでは、町民の皆様から「杜撰な行政」といわれても仕方がありません。そして、そのような批判は、町民の信頼を失うことに繋がります。無秩序な開発を防ぎたいと言っているのに、「無秩序な開発」が具体的にどんなものかも想定できないと言っておられます。

このような重要な意思決定を行ううえで、不確実な事象について想定できないというような不誠実な答弁は、あってならないと思います。乱開発の具体的な内容が想定できないというのであれば、その懸念には根拠がないも同然です。乱開発の程度は想定されないが、土地区画整理事業を行うことによって無秩序な開発がゼロになるからやるんだ、ということです。

「町財政への影響をできるだけ生じさせないように」と言われましたが、先ほどの行政のご答弁の原理で言うと、無秩序な開発は起こるかも知れないし起こらないかも知れない、そして土地区画整理事業を行えば無秩序な開発は起こらない。つまり、無秩序な開発についてはゼロ・リスクを求めると、そうおっしゃっています。であれば町財政についても、私はゼロ・リスクを求めます。できるだけ小さくするのではなく、町財政への影響はゼロになるようにしていただきたい。「できるだけ」というのは曖昧な言葉で、実際の支出が大変な額になる可能性は否定できないものです。そうなったときに、財政の危機だから住民の福祉を削る、合併議論が再燃するということでは困るのです。

先日の６月議会では、総務部長は町の財政状況について、非常に厳しい状況が続くとおっしゃっています。今日の一般質問でも複数の議員の方が、町財政が厳しいとの発言をされています。島本町の財政状況は大変厳しいわけです。

そういった状況の中、無秩序な開発を避けるために不要・不急の駅前開発をすることが町財政よりも優先順位が上であり、住民の福祉の増進になると判断されるのですか。前の町長選では、先ほど、ほかの議員の方のやりとりからもわかりましたように、唐突な合併議論が持ち上がり、町民が大変不安な思いをしました。ですが、実際問題、財政の悪化を引き合いにした合併議論が争点だったと認識しています。

山田町長は、「合併反対」を主張されて当選されました。ということは、民意は「合併したくない」ということにあると思います。であれば、財政を悪化させることは避けるべきだということも、当然、その民意に含まれると思います。この点について、町長のご認識をお聞かせください。

（「はっきり答弁を」ほか、議場内私語多し）

山田町長　財政状況につきましては、町の自主財源の多くを占める町税が大きく増えない中、社会保障関係経費が増加することなど、今後についても厳しい財政状況が続くものと思われます。一方で、増大する社会保障関係経費に対応して、国では「社会保障と税の一体改革」の議論をされているところであります。財政部局では、その大きな改革の

見通しの動向など、不確定な要素もあり、厳しい財政環境なども総合的に勘案し、「非常に厳しい状況」との認識を持っております。

このことは、本町のみならず、他の地方公共団体でも同様でございます。町の施策の実施にあたりましては、これまでも厳しい財政状況ではありますが、特定財源の確保など、創意工夫して進めてまいりました。今後についても同様でございます。

ＪＲ島本駅西地区のまちづくりにつきましては、背後には、すでに居住されている宅地もある中で、道路、公園、下水道などのインフラ整備は必要な部分もあることは否定できません。西側の開発は、町に取りましても駅を中心とした発展するまちづくりであり、町の活性化、ひいては住民福祉の向上に繋がるものと考えており、町の重要な施策として認識をしているものでございます。

また、前の選挙のことに関しまして、民意であるかどうかというご質問でございますけれども、前の選挙では、町長候補として３名の候補者がおりました。大変ありがたいことに、その中では私が一番多くの住民のご賛同をいただき、そこに多くの思いがあるということは認識をしております。もちろん、その方々の思いは重く受け止めておりますけれども、できるだけ多くの住民の思いを汲み取り、そして現状を捉え、将来を見据え、また財政や様々な視点から総合的に判断し、考えていく必要があるというふうに認識をしております。

そしてまた、議案という形で議会にお示しをし、その議案について、住民の皆様から、直接選挙によって選ばれた議員の皆様にご審議をいただくということも、また民意の反映であるというふうに考えております。

以上でございます。

中田議員　それは、合併にならないように財政支出をコントロールしていくという方向性を町長は持たれているというふうに理解いたしました……（「なんでや」と呼ぶ者あり）……。一方で、財政支出をコントロールする役割を議会にも求められているわけで、身が引き締まる思いです。ありがとうございました。

次の質問に移ります。「島本駅西側開発の情報を､住民に公開すべき」です。

“町の保有する情報”は“すべて住民の財産である”と、「島本町情報公開条例」に位置づけられています。島本駅西側に関係して町が保有する情報を例に、町長及び町職員の行政情報に関する情報公開のあり方､認識を問います。

総合政策部長　２点目の「情報公開」に関するご質問に、ご答弁申し上げます。

本町では昭和 59 年４月という､全国でも比較的早い時期に「情報公開条例」を制定し、開かれた町政を推進してまいりました。条例では、町が管理するすべての情報を積極的に公開することを原則としていることから、非公開とする情報はできる限り限定的かつ明確になるよう、第５条において、その範囲が定められております。

例示いただきました案件につきましては、条例第５条第１項第３号に規定されている

「法人その他の団体に関する情報であって、公開することにより当該法人等に著しい不利益を与えることが明らかな情報」に該当すると考えられることから、一部公開としたものでございます。

本町といたしましては、今後におきましても開かれた町政を推進していく立場から、「情報公開条例」の趣旨に基づき、本制度の円滑な推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　町の保有する情報は、積極的に公開するものではあるが非公開のものもある、という趣旨だと思います。では、その公開・非公開の判断は、ルールに則って行われていますか。

総合政策部長　はい。情報公開の公開・非公開のルールにつきましては、「情報公開条例」に基づいて、適切に対応いたしているところでございます。

以上でございます。

中田議員　お答えとは裏腹に、私と住民の方が行った島本駅西側に関する情報公開請求の結果は、ルールに則って行われているとは、とても思えないものでした。

町の示した非公開の理由は、「情報公開条例」第５条第１項第３号に該当し、「公開することにより、当該法人または事業を営む個人に著しい不利益を与えることが明らかな情報であるため」とのことでした。条例の該当箇所の解説を読むと、「著しい不利益」については、生産技術に関する情報、営業・販売活動に関する情報、信用に関する情報などがあげられています。しかし、町が公開しない理由を述べた弁明書を見ると、そのようなことは書かれていませんでした。そこで私は、非常に困惑しました。ここに書かれていない「著しい不利益」があるのだと解釈しました。

そこで質問です。「著しい不利益」とは、一般的にどういうものを指すのでしょうか。

総合政策部長　条例第５条第１項第３号に示す「著しい不利益」についてでございますが、本町で作成しております『島本町情報公開個人情報保護制度の趣旨と解説』がございますけれども、その中では、当該法人等の取引や事業活動、信用等に重大な損害を与える恐れのあることといたしており、具体的な例については、先ほど議員がお示しになられた内容でございます。

以上でございます。

中田議員　「著しい不利益」については、「情報公開条例」第５条第１項第３号に書かれていること以上のものはないと、今のご答弁で判断します。であれば、弁明書に、これらに関わる内容が書かれていないことは不適切だったと思います。

次に、情報公開請求一般について、問います。

請求にかかる情報に、町以外の第三者に関する内容が記録されているときは、町は公開するか否かに関して、第三者の意見を聞くことができます。第三者に照会した意見を、

ほとんどそのままの状態で弁明書内に、いわゆるコピペのように使用されることは、よくあることでしょうか。

総合政策部長　弁明書につきましては、審査請求に対する実施機関の意見を述べるためのものであり、その内容につきましては、案件によって様々なものになると考えております。第三者照会を行い、提出された理由が、本町「情報公開条例」の趣旨に添うと実施機関が判断した場合においては、そういったこともあり得るものと考えております。

以上でございます。

中田議員　「情報公開条例」では、請求のあった情報を公開するかしないかの判断は、「あくまでも第三者に関する情報が条例第５条に規定する非公開情報に該当するか否かによって行われるものであり、第三者の意向によって決まるものではない。」と解説されています。ですから、今のご答弁は不適切だと思います。

なぜなら、弁明書というものは、情報を非公開とした決定に対して請求者が審査を申し述べたものに対し､非公開としたことが正当であると主張するための文書のはずです。ですから、本件の場合は「情報公開条例」の解説に書かれているとおり、条例第５条に照らした内容であるはずです。ですから、第三者からの意見書の内容が「情報公開条例」全体の趣旨に添っているとしても、条例第５条に該当するものでなければ、弁明書に使用すべきではないのです｡あくまで第三者からの意見書が､条例第５条の観点において参考にすべきかどうかで扱われるべきです。そして、そうであったとしても、コピペすることはあり得ません。

さらに、私は西側の件に関して、住民の方が情報公開請求をして入手された第三者の意見書を拝見させていただきましたが、そこには「情報公開条例」第５条の趣旨から考えて、非公開の根拠として妥当だと思われることは書かれていませんでした。しかしながら､町の作成した弁明書は第三者､つまり､準備組合と事業者の意見をほとんどそのまま非公開の根拠として使用していました。このことから、町が駅西側に関わる件において、準備組合と事業者の都合を優先し、住民の知る権利を阻害している実態が明らかとなっています。先ほど、戸田議員の質問にもありましたように、ＪＲ島本駅西地区まちづくり推進会議など、このような活動は町のものです。情報公開請求をする・しないに関わらず、町は速やかに情報を住民に提供すべきです。

島本町は、情報公開に優れた取り組みをしてきた先進的な自治体だったはずです。その島本町が、このような不適切な態度を取ることは、過去に島本町の「情報公開条例」を作るために奮闘されてきた先人の努力を無にするものではないでしょうか。情報公開と市民参加は、民主主義の大原則です。情報公開というのは、行政から市民に親切でやっていただく、というものではありません。市民の権利であります。このことを、行政の一人ひとりの方に改めて認識していただき、町民の知る権利が保障され、町の住民に説明する責務が全うされることを強く求めます。

三つ目の質問に移ります。「ふれあいセンターに、もっと子ども達が利用できる場所を」。

平成26年の島本町子ども・子育てに関するニーズ調査結果報告書によると、「居住地域の子どもの遊び場について感じること」として、就学前児童・小学生児童ともに「雨の日に遊べる場所がない」が、それぞれ68.1%、64.2%と、最も高くなっています。また、自由回答欄では、子どもが集える場所、施設を要望する声が多く見られています。子ども達が利用できる屋内の施設が求められています。

しかし、島本町の人口規模や社会的情勢から判断して、これらの要望に対応するためだけに新しい施設を造るのは、考えにくいのではないでしょうか。そういった観点から、既存の施設を有効利用することが現実的な対応策であると考えます。

町内には様々な公共施設がありますが、今回はふれあいセンターに関して、子ども達が利用できる場所を作るためにできることはあるのか。施設の利用のあり方、活用の可能性について、お尋ねします。

総務部長　３点目の「ふれあいセンターにおける子どもたちの利用と施設のあり方」について、ご答弁申し上げます。

ふれあいセンターにつきましては、住民の福祉、保健及び文化教養の充実向上を図り、住民福祉の増進に寄与するため建設された複合施設となっております。「島本町ふれあいセンター条例」第３条には施設の設置について規定しており、福祉に関する諸室、保健に関する諸室、生涯学習に関する諸室、ケリヤホール、その他に関する諸室、と定めております。

具体的には、４階には過去広瀬三丁目にあった町立図書館を移転し、２階には桜井四丁目にあった年長者福祉センターであるやすらぎ荘の機能を移転し、また、１階には役場庁舎で実施しておりました保健機能を移転するなど、過去に分散していた機能を複合化した施設となっております。従いまして、それぞれの目的に沿って利用するエリアについては、もともとの機能が一定決まっておりますことから、そのようなエリアにおいて、新たに別の機能を追加することは困難であると考えております。また、ふれあいセンター開設当初から、子どもたちも利用できるよう４階に多目的室を設置し、その後、ニーズの多様化に伴い、１階に青少年コーナーを設置するなど、対応してきたところでございます。

ご指摘の点につきましては、現在の利用状況等も勘案しながら、子どもたちがどのように利用できるかなど再点検し、より有効にふれあいセンターを利用していただけるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　もともと、ふれあいセンターは諸室ごとに機能が一定決まっていたとのことについては、理解しております。今回の質問では、ふれあいセンター内に一から新しい機

能を持つスペースを造って欲しいと申しているわけではありません。その活用の仕方において、子育て支援の観点から、総合的に、より効率的な施設の利用が可能になるように努めていただきたいということです。そういった意味で、ご答弁の後半部分は、私の申し上げたことと同じ方向性の、大変前向きなご答弁であったと理解いたしました。

さて、一口に「子ども」と言いましても、０歳から 18 歳まで幅が広いものです。年齢によって、大きく三つに分けられます。義務教育年齢に達するまでの乳幼児期、小学生である学童期及び中学生から 18 歳までの思春期です。それぞれの時期において、ふれあいセンター内でのニーズは異なります。

乳幼児期であれば、午前中から午後３時までぐらいの時間帯に、親子で自由に動き回れるスペースが必要とされていると思います。例えば、プレイルームを単独利用ができるようにすること、もしくは稼働率の低い時間に町がプレイルームを借り上げ、その場を開放するなど、その他館内で稼働率の低い部屋を乳幼児にも使いやすいようにするなどが考えられます。小学生であれば、平日は放課後に、土日及び夏休みなどの長期休暇中であれば終日、児童館のように友達と集うことができる空間が必要とされています。例えば、長期休暇中の「子どもの居場所づくり事業」では、これまでも伝統文化、将棋教室などが行われていますが、一過性のイベントだけでなく、常時、子どもが集うことができるような場所がふれあいセンターの中にあってもいいのではないでしょうか。囲碁・将棋が備え付けてある２階の休憩コーナーは、現在も夕方５時以降や土日は誰でも利用ができるようですが、その利用時間を拡充し、子ども達がもっと利用できるようにする。またはボードゲームの広場など、すでに子ども向けの活動をされている町内の各団体と連携し、長期休暇中の居場所づくりに取り組むことなどが考えられます。

中学生から 18 歳までであれば、平日の放課後及び土日・長期休暇中の自習室としての居場所が必要とされています。例えば、全体として稼働率の低い部屋があるのであれば自習室とするなど、また何年か前に夏休み期間に、ふれあいセンターを学習の場にと、貸し館対象施設の一部を無料開放していた時期もあったようですが、その取り組みを拡充するなどが考えられます。

そこで、ふれあいセンター１階・２階の福祉に関する諸室、保健に関する諸室を所管されている健康福祉部に問います。

総務部長から、「現在、利用状況等も勘案しながら、子ども達がどのように利用できるかなど再点検し、より有効的にふれあいセンターを利用していただけるよう検討してまいりたいと考えています。」とのご答弁がありました。２階の年長者福祉センターは、現在、利用状況として休憩室等の利用度が低いように感じますが、平日の放課後や夏休み等の長期休暇の際に、子ども達が利用できるように拡充することはできますか。

健康福祉部長　２階にございます年長者座敷や、その横の休憩室につきましては、現在、土日・祝日を除いて月曜から金曜の９時から５時までは、いきいき健康課が所管をいた

しております。年長者座敷においては、カラオケや書道など年長者教室としては利用されておりますが、休憩室も含めて、曜日や時間帯によっては、ご利用人数が少ない時間帯があるのも事実でございます。

ふれあいセンターは本町の拠点となる施設でございますので、住民の皆さんにとって、これまで以上に使いやすい施設としていく必要があろうというふうには考えております。建設後20年以上経った施設でもございますので、当時とは当然、本町にお住まいの皆さんのライフスタイル等も変わってきておりますので、原則としては、やはり年長者福祉センターとしての機能は活かしながら、現在のニーズに見合った施設活用というのは検討していかなければならないかなというふうに思います。

今後の利用対象者の拡充・見直しにつきましては、２階のこの年長者福祉センターや休憩室だけではなく、先ほど総務部長からも答弁ありましたように、ふれあいセンター全体での検討が必要であろうというふうに考えておりますので、施設を所管しております総務部や教育委員会とも話をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　子ども達の利用拡充にあたって、課題となることはありますでしょうか。

健康福祉部長　利用対象者の拡大にあたっての課題でございますが、今まで、やはり年長者福祉センターとして高齢者の皆さんを中心に利用してまいりましたので、もし、それ以外の方々がご利用になったときに、高齢者の方々が利用しにくくなるということもありますので、その点については、やっぱり十分周知して、ご説明して、ご理解をいただく必要があろうかというふうに考えております。

以上でございます。

中田議員　それでは、引き続きふれあいセンター３階・４階部分に生涯学習に関する諸室を所管されている教育こども部に問います。

同様に、総務部から前向きなご答弁がありました。長期休暇の際や、平日の放課後や夏休み等に、子ども達が利用できるように拡充することは、教育こども部としても可能でしょうか。

教育こども部長　教育委員会といたしましても、より効率的な施設運営、活用というのは大変重要だというふうに思っております。無駄がないように、効率的に利用できるように考えていきたいと思っております。そのために、教育こども部が所管しております図書館の展示室など、ずっと使っているわけではございませんので、その辺につきまして、使用状況を勘案しながら、子ども達への利用拡大ができないかということについては検討していきたいというふうに考えております。

中田議員　また、その際に課題となることはありますでしょうか。

教育こども部長　利用拡大にあたっての課題でございますけども、自由に開放することによる事故や喧嘩、子ども達だけで利用するという場合には、やはり課題があると思って

おります。また、使用できる子どもの年齢であったり活動内容、それをどういうふうに規定をしていくのか、また､その管理に大人の目が必要ではないかといったようなことも、課題としてあるというふうに認識をしております。

中田議員　総務部、健康福祉部、そして教育こども部からも、前向きなご答弁をいただきました。

様々に課題はあろうことと思いますが、それぞれに配慮しながら、今後、施設全体として総合的な観点から、各部署で連携しながら、ふれあいセンター内の既存スペースを子ども達が利用できるよう、より柔軟で効率的な活用をしていただきたい。そのご検討を、よろしくお願いいたします。

以上です。

川嶋議長　以上で、中田議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日９月５日午前10時から再開したいと思います。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は、明日９月５日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦労様でございました。

（午後４時３８分　延会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

諸般の報告
行政報告
一般質問
福嶋議員　まちづくりの日程感（入札制度検討と自転車通行施策）
東田議員　１．バーベキュー場および、子どもたちの遊び場について
　　２．ホームページのスマートフォン対応について
河野議員　１．国保、来春から大阪府の統一保険料は明らかに値上げ。
　　慎重な対応を
　　２．百山―名神高速道路高架下交差点はじめ開発地域の交通安全対策を求める
　　３．市街化・都市農地の保全策―生産緑地制度の実現を急げ
　　４．介護保険第二号被保険者、身体障害児者のリハビリテーションについて
岡田議員　１．ごみ焼却場の今後について
　　２．副町長について
大久保議員　１．消防の広域化について
　　２．大規模災害発生時の火災対応における、自衛隊との連携について
伊集院議員　島本町のバスについて
戸田議員　１．ＪＲ島本駅西地区まちづくりの事務事業を問う
　　～人口減少時代の土地利用を考える～
　　２．血圧の「正常値」について見解を問う
　　～健全な健康管理と持続可能な医療保険制度のために～
中田議員　１．島本駅西側の市街化は「町（住民全体）のためになるのか」？
　　２．島本駅西側開発の情報を住民に公開すべきです！
　　３．ふれあいセンターにもっと子どもたちが利用できる場所を！

平成２９年

島 本 町 議 会 ９ 月 定 例 会 議　 会 議 録

第　 ２　 号

平 成２９年　 ９月　 ５日（火）

島本町議会９月定例会議　会議録（第２号）

年　月　日　　平成２９年９月５日（火）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１４人である。

１番	塚田　淳	２番	大久保　孝幸	３番	東田　正樹
４番	平井　均	５番	河野　恵子	６番	清水　貞治
７番	岡田　初恵	８番	川嶋　玲子	９番	戸田　靖子
10番	中田　みどり	11番	野村　篤	12番	伊集院　春美
13番	福嶋　保雄	14番	村上　毅		

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	山田　紘平	教育長	岡本　克己	総合政策部長	由岐　英
総務部長	柴山　則文	健康福祉部長	岡本　泰三	都市創造部長	名越　誠治
都市創造部理事	柏木　栄一	上下水道部長	水木　正也	消防長	近藤　治彦
教育こども部長	北河　浩紀	会計管理者	永田　暢	都市創造部次長	安藤　鎌吾
都市創造部次長	佐藤　成一	教育こども部次長	川畑　幸也	総務部危機管理室長	西谷　輝男
総務部総務・債権管理課長	三代　剛	健康福祉部いきいき健康課長	大辻　泉	都市創造部環境課係長	岡本　幸大

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長　妹藤　博美　　書　　記　村田　健一　　書　　記　小東　義明

議事日程第２号

平成２９年 ９ 月 ５ 日（火）午前１０時開議

日程第１　一 般 質 問

村 上 議 員　日立金属株式会社山崎製造部の移転問題に対する動向と本町の今後の取り組みについて伺う

野 村 議 員　島本に新しい活力を～イベント事業の再スタート～

清 水 議 員　１．特殊詐欺について

２．汚水整備について

３．雨水水路整備について

日程第２　第 ５ 号報告　平成２８年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第３　第 ６ 号報告　平成２８年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について

日程第４　第 ７ 号報告　債権の放棄に係る報告について

日程第５　第５９号議案　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第６　第６０号議案　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第７　第６１号議案　公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第８　第６２号議案　大字東大寺財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

日程第９　第６３号議案　工事請負契約の締結について

日程第10　第６４号議案　平成２８年度島本町水道事業剰余金の処分について

日程第11　第６５号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正について

第６６号議案　平成２９年度島本町一般会計補正予算（第３号）

第６７号議案　平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

第６８号議案　平成２９年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

第６９号議案　平成２９年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

日程第12　第７０号議案　平成２９年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

日程第13　第７１号議案　平成２９年度島本町水道事業会計補正予算（第２号）

日程第14　第　１　号認定　平成２８年度島本町一般会計歳入歳出決算
第　２　号認定　平成２８年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
第　３　号認定　平成２８年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
第　４　号認定　平成２８年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
第　５　号認定　平成２８年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
第　６　号認定　平成２８年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
第　７　号認定　平成２８年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
第　８　号認定　平成２８年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
第　９　号認定　平成２８年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
第１０号認定　平成２８年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
第１１号認定　平成２８年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
第１２号認定　平成２８年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
第１３号認定　平成２８年度島本町水道事業会計決算

（午前１０時００分　開議）

川嶋議長　おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は 14 名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第１、一般質問を行います。

昨日の議事を継続いたします。

それでは、村上議員の発言を許します。

村上議員（質問者席へ）　おはようございます。それでは、ただいまから一般質問をさせていただきます。

「日立金属株式会社山崎製造部の移転問題に対する動向と、本町の今後の取り組み」について、伺います。本件につきましては、これまで２回にわたり一般質問を行ってきましたが、改めて、お伺いをしたいと思います。

すでに本件につきましては、平成 30 年 10 月に埼玉県熊谷市に移転されることが新聞発表をされております。また、その移転先の受け入れ体制についても、すでに進められているとのことであります。そのような状況下において、日立金属株式会社山崎製造部の跡地が企業誘致になるのか、またマンション建設や住宅開発になるのか、具体的な方向性がまだ決まっておらないということは、私も認識いたしております。

そのうえでお尋ねをしたいと思いますが、工場移転という、企業にとっては重大な事案であることは十分理解しているところであります。しかしながら、本町にとっても、これまで事業を続けてこられた跡地がどのようになるのか、大変、関心のあるところであります。約６万平米の広大な跡地がどのように開発されるのか。そのことによって、本町の将来にとって大変影響を及ぼす重要な問題であると思います。このことは、私だけでなく、行政を含め町民の多くの方々の思いも同じではないかと思っています。

仮に、宅地やマンションなどの建設が行われた場合、税収面においては当然のことながら増加はいたしますが、それに伴い、必要経費等が多くなるものと思います。また、それだけではなく、現在、進められている学校施設の増築計画には、日立金属株式会社山崎製造部の跡地の人口増加については何ら勘案されていないのであります。従いまして、その受け入れ体制が大きな課題になるのは必至であります。

そういった状況を回避するため、６月議会において、最後に私は「東京本社に行き、本件の権限を有するトップに面談をして、全町民の願いとして企業誘致の要望をしていただきたい」ということを申し上げました。その後、本町として何らかの対応をされてきたのかどうか、お尋ねをしていきたいと思います。

まず、1)点目ですが、６月議会以降、何らかの活動をしてこられたのか。してこられたのであれば、その内容等について、お尋ねをします。

都市創造部長　それでは、村上議員の一般質問であります「日立金属株式会社山崎製造部の跡地」について、順次、ご答弁申し上げます。

まず、1)点目の「６月議会以降の活動内容について」でございます。

本年７月 27 日に、大阪府商工労働部の職員もご同行いただき、町長をはじめとする本町職員が日立金属株式会社東京本社に出向き、執行役の方をはじめとする幹部の方に対して、企業誘致に関する要望活動を行ったところでございます。

村上議員　本町をはじめ大阪府からも、企業誘致について日立金属株式会社の本社に要望に行かれたとのことですが、どういったメンバーで行かれたのか。また、日立金属株式会社のどういった方々に会われたのか、具体的にお示しください。

都市創造部長　本社への訪問者は、町からは町長はじめ私と都市創造部次長兼にぎわい創造課長でございます。また。大阪府は商工労働部の立地成長支援課の課長と課長補佐でございます。当日、日立金属株式会社の執行役である人事総務本部長をはじめ秘書部長、山崎製造部の管理グループ長と面会させていただきました。

村上議員　面談をされて、いろいろなお話をされたと思いますが、本件について、どのような印象を持たれましたか。お尋ねいたします。

都市創造部長　まずは今回、東京本社への訪問をさせていただくことを打診し、それを受け入れていただいたことは一定の成果であると考えております。しかしながら、これまでと同様、相手方も株式会社としての経営方針があり、合理的な方法で処分することを前提としておられることを改めて表明されたことからも、協議内容の印象といたしましては、以前と同様、厳しい状況であるものと認識いたしております。

村上議員　それでは、2)点目の質問ですが、移転後の跡地利用について決定されるまで、まだ時間があります。本町として、まだやるべきことはあるかと思いますが、今後の本町のやるべきことについてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

都市創造部長　次に、2)点目の「町としてのやるべきことについて」でございます。

当該地の跡地に関する企業誘致につきましては、現在、大阪府の企業立地担当課とも連携を行いながら、対応が可能な範囲において積極的に取り組んでいるところでございます。今後の予定につきましては、現時点で具体的にお示しできる状況ではございませんが、課題の解決に向け、引き続き当該企業との協議を行うとともに、大阪府と連携し、積極的に対応策を検討してまいりたいと考えております。

村上議員　本件については、積極的に取り組んでいくとのことですが、今回、企業誘致に関する権限を持っておられる方々と会われたとのことですが、すでに本町だけでなく、いろいろな企業がアプローチをしているとのことです。従いまして、今後ますます激しい企業活動が行われるものと考えます。

そこで、これまで府内で、こういった事案について成功された自治体があるかと思います。そのノウハウを聞くことも必要であると思いますが、そういった考えはありませ

んか。お尋ねいたします。

都市創造部長　本町におきましては、過去に企業誘致の事案等があまりないため、府内市町村の活動状況を把握されている大阪府から随時ノウハウ等をお聞きしながら、連携して進めていく必要があるものと認識いたしております。

また、大阪府といたしましても、現在の状況の重要性をご理解いただき、大阪府の取り組みとして対応していただいている状況でございます。

村上議員　「大阪府の取り組みとして対応していただいている状況」ということですが、その詳細はわかりかねますが、あくまでも、この問題は本町の問題であります。ただいまの答弁であれば、大阪府に丸投げのような感じで受け止めました。今後はそういうことでなく、もっと積極的に、この件については進めていっていただきたい、そのように思っております。

3)点目の質問です。本件については、昨年 10 月に新聞発表されてから、すでにディベロッパーをはじめ多くの企業がアプローチをされているものと考えます。そういった厳しい状況下で、本町の要望である企業誘致が実現できなかった場合、本町に与える影響について具体的にどのようなことが考えられるか、お尋ねいたします。

都市創造部長　次に、3)点目の「企業誘致が実現できなかった場合の影響について」でございます。

当該地につきましては第四小学校区内であることから、ここ数年の大規模開発による短期間の人口増加が顕著である地区であります。そのため、待機児童問題をはじめとする教育・保育施設の配置に関する課題と、それに伴う財政的負担が生じております。当該地の企業誘致が実現できなかった場合、さらに住宅開発が進むことが予想され、さらなる財政負担が生じ、良好な教育・保育環境を維持することが極めて困難な状況に陥るものと考えております。

つきましては、本町として重大な課題と、十二分に認識いたしておるところでございます。決して、大阪府だけに頼るのではなく、本町の課題解決に向けて、当然、大阪府としても府内から企業が撤退されること、非常に重く受け止めておられますことから、その跡地には大阪府としても企業立地を望んでおられるという状況もございますことから、今後におきましても、島本町と大阪府、連携して、積極的に活動を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

村上議員　ただいまのご発言で、本町としての対応、意気込み、そういったものは感じました。

引き続いて、人口増加に伴い、いろいろな面において財政負担が生じるとの先ほどの答弁でありますが、つまり、現状の住民生活を維持していくことが難しくなっていくということだと思います。その場合、住民に対する対応はどのようになるのか、お尋ねい

たします。

都市創造部長　先ほどもご答弁申し上げましたとおり、急激な人口増加に伴って、教育・保育環境をはじめとする行政のソフト・ハード面両方での対応が必要となってくる可能性があり、それによる町財政への影響も懸念されます。

なお、現時点におきましては、今後、どのような開発が行われるかがわからないことから、具体的な対応策につきましても明確にお示しできるものはございませんが、可能な限り、住民サービスの低下に繋がらないよう対策を講じてまいる必要があるものと考えております。

村上議員　ぜひ、住民サービスの低下に繋がらないよう、頑張っていただきたいと考えております。

4)点目の質問ですが、6月議会において要望しておりました、できるだけ早い時期に本社に赴き、本町の要望をしていただくようお願いをしておりましたが、すでに本社に行ってこられたということですが、そのときの要望内容等をお示しください。また、そのときの反応はどのようなものでしたか、お尋ねいたします。

都市創造部長　次に、4)点目の「本社訪問の要望内容等と相手方のご見解について」でございます。

日立金属株式会社の本社訪問にあたっては、これまでもご説明させていただいていた本町の課題や要望につきまして、当日、改めて申し上げるとともに、要望書の提出もさせていただきました。なお、主な要望書の内容といたしましては、町の大規模マンション開発に伴う町財政への影響についての懸念や、企業立地に伴う税収や雇用の効果をご説明し、大阪府とともに、企業誘致に向けた跡地活用の対応をお願いしたものでございます。

なお、相手方におかれましても、本町の厳しい状況についてはご理解をいただいたところではございますが、あくまでも企業としての経済合理性のある形での売却にならざるを得ないとのことであり、また現時点におきましても、売却の方針や時期等に関する具体的な方針を示せる状況には至っていない、とお聞きしたところでございます。

村上議員　日立金属株式会社においては、現時点では売却の方針や時期に関する具体的な方針を示せる状況には至ってないということですが、それでは、いつ頃、そういったことが示されるのか。わかれば教えていただきたいと思います。また、売却の方針が出てからでは遅いと思っておりますが、いかがですか。

私は、方針が出るまでが、本件についての勝負であると思っております。従って、あらゆることを考えて取り組んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

都市創造部長　売却の手法や時期についての具体的な方針が発表される時期等については決定していないと、お聞きいたしております。現時点におきましては、方針が決定しないということではございますが、議員ご指摘のとおり、町といたしましても、できるだ

け早い段階で対応することが望ましいものと認識いたしておりましたことから、移転の発表時点から、これまでの間、継続して取り組んでいる状況でございます。

村上議員　それでは、5)点目の質問を行います。

山田町長が立候補されるにあたって、この問題について、特に触れられておらなかったように思います。しかしながら、約６万平米の広大な土地がどのように処分されるか、本町にとっては、これまでにない大きな問題であると考えますが、山田町長はどのように考えておられるのか、お尋ねします。

山田町長　最後に、5)点目の「私がどのように考えているか」についてでございますが、第四小学校区内にある当該地は、ここ数年の大規模開発による人口増加が顕著な地域であり、跡地の土地利用の内容や開発の時期等によっては、待機児童問題や学校の教室確保の問題、また、それに伴う財政への影響が少なからず生じるものと考えております。

このため、私といたしましては、これまでもご答弁申し上げてまいりましたとおり、本町の「都市計画マスタープラン」にも位置付けている産業系地区として、企業の集積地に活用されることを日立金属株式会社へ申し入れるとともに、大阪府とも連携して積極的に取り組んでいるところでございます。

当該地の今後の動向につきましては、議員からこれまで何度もご質問をいただいていることも含め、本町の将来を考えるうえで非常に重要な案件であると認識をいたしており、私といたしましては、本町の希望が実現いたしますよう最大限の努力を行ってまいりたいと考えております。

なお、選挙において掲げました「子育て支援や教育の充実」については、いかなる状況の変化があったとしても、様々な工夫や知恵を出し合い、民間活力も活用して取り組まなければならない重要施策であると考えております。

以上でございます。

村上議員　本件については、町長も、「本町の将来を考えたとき非常に重要な案件」であると認識されており、最大限の努力をしていくということを考えているということですが、なかなか難しい案件であります。ぜひ、この１年間は本件に集中していただきたいと思います。

また、担当部局も頑張っておられることは十分理解をいたしておりますが、私は、本件に対しては全庁的な問題として捉えており、町長を中心に、今からでも企業誘致をしてもらうためのプロジェクトチームを作って、この問題を優位に進めていく必要があるのではないかと考えますが、いかがですか。

山田町長　当該地の今後の動向につきましては、ただいまご答弁を申し上げましたとおり、本町の将来を考えるうえで非常に重大な課題であると認識をいたしております。本案件につきましては、議員ご指摘のとおり、私も難しい案件ではあるというふうに考えておりますけれども、プロジェクトチームを設置して問題解決に当たるということにつきま

しては、本件が民間企業の用地であること、また、すでに日立金属株式会社東京本社に出向き、本町の要望をお伝えしたところでもございますので、現時点では、プロジェクトチームを設置するという考えはございません。

いずれにいたしましても、本案件につきましては、本町の要望が実現できますよう大阪府とも十分連携のうえ、本町関係部局が一丸となって、最大限の努力を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

村上議員　最後に、本町の要望を実現するために、これまでは町長と担当部局で活動されてきましたが、今後は、ただいまのお話にもありますように、関係部局一丸となって企業誘致という目的を達成するため最大限の努力をしていくということであり、町長の決意は確認できたところであります。

また、日立金属株式会社の売却のための経済的合理性のある形での売却ということがわかったわけですから、本町として、今後、そのための具体策を早急に見いだしていただきたいと思います。そして、来年度には〇〇株式会社が誘致されるということが発表されることを期待いたしまして、終わります。

川嶋議長　以上で、村上議員の一般質問を終わります。

引き続き、野村議員の発言を許します。

野村議員（質問者席へ）　自由民主クラブ・野村篤です。一般質問をさせていただきます。

「しまもとに新しい活力を～イベント事業の再スタート～」

町内の掲示板は常に告知ポスターであふれ、毎週のように、各地域でイベント事業が開催されています。文化・教育、にぎわい、健康といった住民の意識向上に寄与する事業は民間主催が多数存在し、住民主導のイベント開催は、それ自身が新しい活力、島本の魅力創出と、次代の島本を牽引する人材育成の場となっています。

行政所管のイベント事業は、当然、公費が必要となり、職員の人的負担が重なることで通常業務への影響も考えられます。職員の関与を低減させることで、新しい事業を開始させる人的余力も生まれ、事業に携わる実行委員の裁量増加にも繋がります。

そこで、下記内容を問います。

①民間事業において、共催・後援・協賛・推薦を行っている事業の件数と分類をお聞かせください。また、行政で把握されている島本町内の民間事業のうち、補助金以外の支援策としてどのようなサポートを行っているのか、具体例をお伺いします。

②行政所管イベント事業の今後の検討状況において、平成29年度及び平成30年度での、廃止・休止・統廃合が見込まれる事業の進捗をお聞かせください。また、継続事業について、職員関与の負担割合を低減していくためにどのような施策を取られているのか、お示しください。

都市創造部長　それでは、野村議員の一般質問の①点目、「共催・後援・協賛・推薦を行

っている民間事業の件数と分類」について、ご答弁申し上げます。

まず、島本町において、共催・後援・協賛・推薦を行った民間事業の件数といたしましては、平成 28 年度に承認をさせていただいた件数をご答弁申し上げますと、合計 58 件となっております。分類といたしましては、共催と推薦は０件、後援が 57 件、協賛が１件となっております。また、島本町教育委員会においては合計 63 件で、いずれも後援を行った件数でございます。

次に、民間事業への町としての補助金以外の支援策といたしましては、一例として、広報媒体を活用した事業活動のＰＲの支援があげられ、町の広報誌や広報板などを活用することによって、イベントの集客効果を高めることが期待できるものと考えております。もう一つは、町が所管する行政財産である公共施設の利用があげられます。面積の広いオープンスペースを利用いただくことによって、より大規模で、多くの住民の方が参加いただけるようなイベントを開催いただくことが可能となります。また、国や財団などから町に対して、イベント開催に対する補助制度などの情報提供がある場合においては、民間団体のイベントなどが交付対象となる可能性のある場合がございますことから、そのような際には補助制度の紹介等を行うケースもございます。

町としてこのような支援を行っているところではございますが、ここ数年、民間の新たな取り組みとして、特に若年層がイベントの中心スタッフとなってスタートしている事例も多く、まちのにぎわいづくりに大いに寄与していただいていることは、非常に好ましい傾向であるものと考えております。引き続き、行政として支援を行うことが望ましいイベントにつきましては、できる限りのサポートをさせていただきたいと考えております。

総合政策部長　それでは、②点目の「行政のイベント事業」に関するご質問に、ご答弁申し上げます。

本町では、平成 27 年度から平成 28 年度にかけまして、「イベント事業評価」を実施いたしております。ご質問の前段で議員からご指摘をいただいておりますとおり、行政が実施するイベント事業には、実施にあたり公費の投入が必要であるとともに、事業内容によっては多数の職員を動員する必要があるなど人的負担も生じておりますが、中には長年にわたり毎年実施している事業もあり、抜本的な検証は行っておりませんでした。このため、本町が主催・共催または実行委員会形式で設置した団体が主催するイベント事業について、必要な見直しに繋げるため、事務事業評価の手法を用いて各事業の目的や実施手法等の検証を行うとともに、その結果を公表させていただいたところでございます。

結果といたしましては、効率化または何らかの改善を要すると思われる事業が 16 事業、他事業との統合、または縮小化に向けた検討を要すると思われる事業が５事業ございました。

なお、対象事業のうち「ＹＹワールド」につきましては、今回の評価作業と並行して行われました実行委員会における協議検討の結果、本年度をもって事業が終了されております。また、「消費者まつり」につきましても、本年度の開催終了後の実行委員会におきまして、消費者啓発の取り組みは今後も必要であるが、当該イベント自体は所期の目的を達成したとして、廃止の議論がなされているところでございます。

今後につきましては、今回の評価結果を踏まえ、各担当部局において、順次、必要な検討等を行うとともに、今後数年間におきましては、各年度における見直し等の状況を集約し公表させていただくことを予定しており、こうした取り組みを通じまして、本町が実施する各種イベント事業の効率的・効果的な実施及び職員負担の軽減等に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員　都市創造部及び総合政策部より、ご答弁をいただきました。

①番の、後援や民間事業への支援策についての回答につきまして、民間の活力として「若年層の力」をご理解いただいていること、また支援の姿勢だけではなくて具体的な助力をされるなど、「島本の未来」への投資として､引き続き支援をお願いいたします。

ご答弁の中で、後援の件数に関して回答いただきましたが、教育委員会ではどのような支援をされているでしょうか。具体例をお示しください。

教育こども部長　それでは、教育委員会としての支援策について、ご答弁を申し上げます。

まず、平成 28 年度における教育委員会の後援名義を許可した 63 件のうち、学校等におけるチラシ配布を希望された 22 件につきましては、これを取り次ぎ、学校等に対して協力依頼を行っております。

それ以外の支援策の具体的な例といたしましては、島本ミニマラソン実行委員会主催（特定非営利活動法人島本町体育協会所管）により開催されている「島本ミニマラソン」につきまして、会場及び備品の手配、警察との協議、広報掲載やチラシ配布による参加者募集など、当該イベント開催に必要な各種準備作業に協力するほか、当該イベントを安全かつ円滑に運営し成功させるために配慮すべき事項などについて、適宜助言を行っております。

また、「島本ミニマラソン」以外に、教育委員会所管施設をイベント会場として使用することを特別に許可している例といたしまして、島本音楽フェスティバル実行委員会主催「島本音楽フェスティバル」の歴史文化資料館・史跡桜井駅跡・第一中学校、島本町商工会青年部主催「しまもと夏祭り」の第一中学校、島本町商工会主催「島本手づくりコミュニティ市」の歴史・桜井駅跡、島本竹工房主催「かぐや姫の夕べ」の歴史文化資料館・史跡桜井駅跡があり、これらの使用許可を通じまして、団体主導・団体主催による各種イベントの開催に協力しているところでございます。

以上でございます。

野村議員　教育委員会より、支援策についてのご答弁をいただきました。引き続き、子ども達のより良い未来に繋がるように、各種事業へのご助力をお願い申し上げます。

先ほどの答弁におきまして、広告媒体でのＰＲ支援としての広報誌・広報板などの活用をあげられましたけども、島本町のホームページやフェイスブック等、ＳＮＳでの支援については、どのような基準で活用されていますか。

また、町内に設置されている掲示板の設置状況、特に水無瀬駅近隣及び島本駅近隣の掲示板が混み合っていると、住民の方からのお声がありますけれども、掲示板の整備更新時に大きいサイズのものにするといった、また風雨を避けられるガラスケースにするというようなことはできないのでしょうか。検討状況はいかがでしょうか。

総合政策部長　ホームページや公式フェイスブックにつきましては、原則といたしまして、町の施策や事業等を周知する広報媒体として運用しており、現在のところ、後援事業につきましては掲載をいたしておりません。

また、広報板につきましては、限られたスペースでございますので、皆様が気持ちよくお使いいただけるよう、ご利用される方には、できるだけ譲り合ってご利用いただくよう、窓口でご案内をしているところでありますが、議員ご指摘のとおり、駅前に設置している広報板につきましては混み合っている場合があるというお声はいただいております。本町といたしましても、気持ちよくご利用いただきたいと考えていることから検討させていただきたいと考えておりますが、町内にはすでに 72 ヵ所の広報板が設置され、これ以上増設するということは管理上も望ましいものでないことから、他の場所にある広報板を駅前に移設することや、広報板のサイズの変更などを検討してまいりたいと考えております。

なお、広報板を風雨よけのガラスケースに規格変更する件につきましては、利用者においてラミネート加工や、ポスターをビニール袋で覆うなどの工夫をされていることも見受けられますが、ガラスケースへの初期投資及び維持管理に対する費用対効果なども、慎重に検討していく必要があるものと考えております。

以上でございます。

野村議員　インターネットを活用しての広報活動並びに広報板についてのご答弁をいただきました。

島本町役場の公式フェイスブックに関しましては、ページの評価数である「いいね」の数は 719、これは９月１日時点ですけれども、これは大阪府の公式フェイスブックが「いいね」の数が 7,850――これも同じ９月１日時点です――であることを鑑みましても、広報媒体としての影響率、また効率が良いというふうには認識をしております。また、広報番組である『しまもとプラザ』に関しまして、これのフェイスブックでの動画の投稿の再生数が 1,030、これも同じく９月１日時点ですけれども、これを超えるなど、ケーブルテレビを視聴されない方々や、また地域を越えての視聴効果も見受けられるの

ではないかと考えております。引き続き、歳出負担の必要がない広報媒体としての継続活用を期待しております。

広報板の設置につきましては、現状からの改善につき費用対効果、維持管理方法の検討が必要であるということを承知いたしました。より掲示板を活用したいという前向きな事業と、町内の皆さんにご参加いただけるような、そういうご意志が尊重されるような、無理のない改善の方策をもって、よろしくお願いいたします。

続きまして、広報の「しまもと」でも取り上げておりましたけども、島本町の公式マスコットキャラクターの「みづまろくん」が、８月の５日に誕生したと発表されておりました。「みづまろくん」誕生までの経緯と、今後のスケジュール、各種イベントへの出演基準や、運用と維持について、お示しください。

都市創造部長　今後のマスコットキャラクターの活用について、ご答弁申し上げます。

まず、着ぐるみにつきましては、一般社団法人高槻青年会議所から本年の 11 月頃に寄贈いただくこととなっており、あわせて贈呈式を実施させていただく予定でございます。なお、寄贈の日時や出演基準等が確定していないことから、具体的な出演イベントにつきましては、現時点で決定したものではございません。

なお、イベントでのキャラクターの活用を通じて、多くの方に愛着を持っていただくことが望ましいと考えておりますが、キャラクターが出演するイベントの基準や、演者のパフォーマンスのあり方などにつきましては、維持管理コストや動員に要する担当職員の負担なども鑑みながら、他市町村の事例等を参考に、制度設計を行っているところでございます。

あと、キャラクターの誕生までの経過でございます。昨年末に、一般社団法人高槻青年会議所から、周年事業の一環として島本町のマスコットキャラクターの作成をしたいというお話をいただき、その後、本年３月にキャラクターの一般公募によるデザイン募集をされました。５月の選考委員会におきまして、関係団体や学識者による委員により、応募のあった 165 点から選考がなされ、８月５日の「島本夏まつり」において最終決定され、デザインが発表されたところでございます。

以上でございます。

野村議員　「みづまろくん」に関するご答弁をいただきました。今後の活躍に関しては、イベントへの出演のみならず、マスコミへの露出や各種広報媒体への掲載、またタイアップ商品の開発といった、いろんな施策がそこから発生してまいります。キャラクターとして、そういった肖像としての「みづまろくん」を推進することで認知度が上がってくれば、民間からの貸出の依頼といった自主運営の可能性も生まれてまいります。現在は、まだ現場への職員の付き添いといった一定の負担がこれから生まれますけれども、今後の活躍を期待しております。

次に、②番目の行政のイベント事業に関することでございます。

総合政策部長より、先ほど行政所管イベント事業の今後の検討状況、廃止・休止・統廃合が見込まれる事業の進捗、継続事業の職員関与の負担割合の低減について、事務事業評価の手法を用い、島本町が主催・共催または実行委員会形式で設置した団体が主催するイベント事業を、「効率的・効果的な実施及び職員負担の経験などに努めてまいりたい」という答弁をいただきました。

答弁の中で、「ＹＹワールド」についてはすでに事業が終了し、解散しているとのことでしたけれども、「消費者まつり」実行委員会での議論の内容は、現在、いかがでしょうか。

都市創造部長　「消費者まつり」についてのご質問でございます。本年度、全庁的に実施いたしましたイベント見直しの評価結果をもとに、「消費者まつり」実行委員会と町で議論をさせていただいております。

具体的な内容といたしましては、「イベントとして、にぎわいづくりの要素が強く、消費者施策という本来の趣旨・目的を達成するために、必ずしも大規模なイベントを開催しなくてもいいのではないか」「イベントを立ち上げた時代からも消費者施策が充実してきているため、所期の目的を達成しているのではないか」、また「消費者施策としては、町がこれまでと同様に広報や講座の開催による啓発を中心に実施することで対応すべきではないか」という議論や、実行委員の担い手不足なども課題としてあげられました。

これらの議論を踏まえ、実行委員会からは本年度をもってイベントは終了してはどうか、というご意見をいただいており、今後、最終的な方針決定や具体的な事務手続きなどについての議論を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員　事業終了の過程としまして、実行委員会の中からのご意見を重視され、無理なくイベントの見直しをされているように、お見受けをいたしました。

イベントの意義・価値は一概に言えるものではありませんし、まずは自助努力、また自己発展を促していただくことで、中からの改善に繋がれば何よりですけれども、職員の皆様のお時間、お力は有限であり、貴重なものであります。時代に即した事業、また需要にあった事業にと、職員の皆さんの力と知恵をしていただくために、心苦しい面もあるかと存じますけれども、継続的な検討をお願い申し上げます。

事業の見直しについてですけれども、職員及び財政への影響という面で、行財政改革の一環として、イベント事業評価を継続並びにその評価を反映させるということは、可能でしょうか。

総合政策部長　行財政改革の一環として、イベント事業評価の継続と反映をさせることが可能か、というお尋ねでございます。

行政のイベント事業につきましては、引き続き行政が直接実施する必要性や、事業内容

の有効性、事業手段の効率性などを十分に精査・検証しながら、継続的に見直しを図る必要があるものと考えております。現在、「第６次島本町行財政改革プラン」の策定に向けまして、庁内各部の次長級職員を中心とするメンバーで構成するプロジェクト会議において作業を進めておりますが、イベント事業評価の進行管理を「行財政改革プラン」の一環として実施することにつきましては、庁舎内でも、議員のご指摘と同様の意見が出されているところでございます。従いまして、今後の検討の中で取り組み項目の一つとしてプランに盛り込むことも視野に入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員　イベント事業評価につきまして、「第６次島本町行財政改革プラン」の策定に、一定ご検討いただけるということもこの答弁をいただきました。業務の改善と効率化よりも、事業をやめるという決断というのは、なかなか難しいものです。新しい活力を、この島本にもたらすための職員の皆様の奮闘を期待いたします。

町長に、お伺いいたします。島本町が関与するイベント事業につきまして、行政が主導し、職員が中心となって新たなイベント事業をスタートさせるのか、また民間事業をサポートし、職員はその支援に当たるのか。今後の方向性をお伺いいたします。

山田町長　「イベント事業への町としての関与の方向性について」でございます。

私といたしましては、現在のところ、行政として新たに大規模なイベント事業をスタートさせるということは考えておりません。

先ほど議員からご指摘があり、担当部長からご答弁いたしましたが、行政が実施するイベント事業には、当然のことながら公費の投入とともに職員の動員などが必要となります。一方、近年、民間事業者や住民の皆様の創意工夫により、町内で積極的に新たなイベントを実施していただいており、地域の活性化などに貢献していただいていることは、大変喜ばしい状況であるというふうに考えております。

従いまして、行政として直接実施することが必要な事業については、できるだけ効率的に実施するとともに、民間事業のうち公共性が認められるものに対し、行政として可能な支援を行っていくのが､基本的な方向性であろうと考えております。

野村議員　では最後に、もう一度、町長にお伺いします。

町長就任から４ヵ月が経ちまして、足を運ばれ、ご自身の目で見ていらっしゃる事業も多数あるかと存じます。その中でも、ご自身で関与されてこられた事業として、「ＹＹワールド」の終了について感じるところもおありかと存じますけれども、運営側としての立場、行政としての立場と、二つの視点からの所見をお伺いいたします。

山田町長　長年、多くの住民の方に親しまれてきました「ＹＹワールド」ですけれども、私と同じ 33 歳ということで､私も生まれた頃から親に連れられて参加をした､なじみのあるイベントでございます。その「ＹＹワールド」が今年４月に終了したことは、私も長年、中学生のところからですけれども、運営側として携わってきた身としましては、

大変残念であるというふうには感じております。

しかしながら、青少年を取り巻く社会環境の変化というものや、青少年団体の会員の減少など、継続した運営や、当初の目的達成が困難な状況になってきたということを踏まえますと、やむを得ないものというふうには考えております。また、私も青少年教育、また野外教育の現場で携わってきた者として、やはり後輩を育成、なかなかできてこなかったというところは痛感しておるところでございます。

今後は、行政主導でイベントを推進するのではなく、地域の皆様主導でのイベントが広く展開されますように、行政としても必要な支援を行いまして、本町のにぎわいを醸成してまいりたいというふうに考えております。

野村議員　今後の事業見直しに関しまして、二つの視点を経験されているお立場からの事業見直しに関するお考えを頂戴いたしました。

現在、新しいイベント事業のスタートは考えられておられないということですので、今後も各種事業をご自身の目で見、感じられまして、事業の再検討についての、より良いものへと昇華させていただくような現場へ、数多く足を運ばれることをご期待申し上げまして、これで質問を終わります。

川嶋議長　以上で、野村議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午前 10 時 48 分～午前 11 時 05 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、清水議員の発言を許します。

清水議員（質問者席へ）　それでは、通告に従い、一般質問を行います。

１点目として、「特殊詐欺」について。

①として、近年、特殊詐欺（還付金詐欺等）が増加しているが、大阪府での被害状況及び島本での被害状況を伺います。

総務部長　それでは、清水議員の一般質問の第１点目の「特殊詐欺」について、順次、ご答弁申し上げます。

①の「近年の特殊詐欺にかかる大阪府での被害状況及び島本町での状況について」でございます。

大阪府警察本部の調査におきまして、府内での特殊詐欺の被害状況は、平成 28 年６月末時点で認知件数 514 件、被害総額約 27 億円でございます。また、平成 29 年６月末時点では、認知件数が 1,016 件、被害総額が約 23 億円となっており、被害総額は減少しておりますが、認知件数は約２倍となっております。

本町における特殊詐欺の被害状況は、平成 29 年６月末の状況としては、１件の被害があったとの報告を受けております。

以上でございます。

清水議員　主な特殊詐欺の手口と、被害にあわれた方の年齢構成などを伺います。

総務部長　平成29年６月末の大阪府警察本部の調べでは、特殊詐欺認知件数――先ほど申し上げました1,016件のうち、還付金等詐欺が493件と、約５割を占めております。また、被害にあわれた方の約８割は65歳以上の高齢者と聞き及んでおります。

以上でございます。

清水議員　それでは、②として、特殊詐欺防止対策にはどのようなものがあるか、伺います。また、本町での防止対策についても伺います。

総務部長　次に、②の「特殊詐欺防止対策について及び本町での防止対策について」でございます。

特殊詐欺防止対策につきましては、各金融機関での水際対策をはじめ警察機関においての被害防止のための啓発活動等、本町を含め各機関での対策を実施しているところでございます。

本町における具体的な取り組みといたしましては、例年、高槻警察署並びに島本町防犯委員の皆さんと、駅前における防犯街頭啓発を実施しております。さらに、本年６月に約90名の参加のもと開催いたしました島本町防犯委員会総会では、高槻警察署管内の犯罪発生状況及び特殊詐欺被害について、高槻警察署の生活安全課課長から講演を行っていただき、被害拡大防止のための啓発に努めました。また、町の消費者相談室での週３回の相談業務や、広報しまもと及びホームページでの特殊詐欺防止に関する啓発活動等も実施しているところでございます。

一方、近々では、大阪府で新たに個人レベルでの被害対策として、自宅の電話機に特殊詐欺グループからの着信を拒否する機器を設置し……（エリアメールによる着信音）……、特殊詐欺被害を未然に防ぐ取り組みも進められていると聞き及んでいるところでございます。

今後におきましても、高槻警察署並びに島本町防犯委員会等とも連携しながら、住民の皆様が被害にあわれることのないよう、啓発活動などに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員　それでは、先ほどの答弁にありましたが、大阪府の新たな取り組みとはどのようなものですか。

総務部長　大阪府では、府内で多発している高齢者を対象とした特殊詐欺被害の防止を図るため、平成29年度に「大阪府特殊詐欺対策機器普及促進事業補助金」を創設されました。事業内容といたしましては、府内市町村が本体価格１台約１万円の特殊詐欺対策機器を購入し、高齢者に対して貸与した場合に、１台５千円――２分の１以内の補助でございますが、１台５千円を限度として補助するものとなっております。事業規模につきましては、年間、大阪府内全域を対象として２千台、今のところ３ヵ年計画の事業と想

定しているというふうに聞いております。

機能といたしましては、警察、それから消費者庁、利用者等から提供された迷惑番号を、定期的に更新されたデータベースをもとに着信拒否をする仕組みとなっておりますが、この機器を設置することにより、すべての悪質な電話を防げるものではございません。

なお、個人のご負担といたしましては、まずナンバーディスプレイ契約が必要となります。それと、データベースの使用料が次年度から発生するということでございまして、個人負担は年間約１万程度になるというふうに考えております。

以上でございます。

清水議員　特殊詐欺の被害にあわれるのは、65 歳以上の方が８割ということなんですが、本町の 65 歳以上の高齢者単身世帯は、何世帯あるんですか。

総務部長　平成 27 年の国勢調査のデータによりますと、本町の 65 歳以上の高齢者の単身世帯は 1,414 世帯でございます。

以上です。

清水議員　大阪府の取り組みについて、本町としての対策効果についての見解は、どういうものですか。

総務部長　今回の大阪府が補助を設立いたしました機器の機能としては、迷惑番号のデータベースがもとになっております。ただ、このデータベースというのは随時更新、リアルタイムで更新されるわけではなく、定期的に更新をされるというシステムになっておりまして、新たな迷惑番号にすぐに対応できないため、すべての悪質な電話を防げるわけではございませんが、一定の対策効果はあるものと認識をしております。

以上でございます。

清水議員　それでは、他市町村の動向はどのようになっていますか。

総務部長　府内の市町村におきまして、今回の府の補助制度により、この機器を貸し出している団体は、現時点では１団体となっております。また、単独事業などで実施されている団体もあるというふうに聞き及んでおります。

以上でございます。

（エリアメールによる着信音）

清水議員　本町における制度について、どのような見解をお持ちですか。

総務部長　平成 27 年国勢調査における府内全体の 65 歳以上の人口は、約 230 万人でございます。今回の補助事業につきましては、単年度で２千台、３ヵ年事業であることから、事業規模は小規模というふうな印象はございます。町といたしましては関係課と情報を共有し、最終的には総合的な検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

清水議員　事業規模が小さいとのことですが、府で予算措置された台数の配分について、

何かルールはあるのですか。

総務部長　まず、３ヵ年事業というふうに聞き及んでおります。ただ、債務負担行為を設定しているわけではなく、単年度単年度、府の財政課に要求をするというふうに聞き及んでます。29 年度から実施をされておるんですが、今の段階では予算の範囲内で交付決定をする形になりますので、どちらかというと、早いもの勝ちというふうな形で聞いております。

次年度以降につきましては、まだ公式見解はないんですが、今のところ、すでに交付決定を受けている団体は除外をして、新たな団体に配分をするというふうなことを聞き及んでおります。

以上でございます。

清水議員　それでは、最後に町長にお伺いします。

特殊詐欺の被害にあわれた方の８割は 65 歳以上の高齢者、平成 29 年の６月末までの１年間で、大阪府内の特殊詐欺認知件数 1,016 件、被害総額 23 億円、還付金等詐欺が 493 件で、本町でも１件の被害があり、今後も増加するものと考えます。

一定の対策効果のある大阪府の取り組みを含め、本町としての今後の対応について、町長のお考えを伺います。

山田町長　今回の府の補助金による機器の分ですけれども、これはすべての悪質な電話を防げるわけではございませんが、一定の対策効果はあるものと思われます。町では、これまでも特殊詐欺についての種々取り組みを進めておりますけれども、この府の補助制度の活用につきましても、調査・研究しながら、総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

清水議員　わかりました。前向きに考えていただきたいと思います。

それでは、２番目の「汚水整備」について、伺います。

①平成 29 年度の汚水整備の施策について伺うとともに､町全体としての進捗を伺います。

上下水道部長　それでは、２点目の①、「平成 29 年度の汚水整備の施策及び町全体の進捗状況」について、ご答弁申し上げます。

平成 29 年度につきましては、平成 28 年度に引き続き、高浜一丁目地区において約 1.4ha の面整備を実施いたします。当該地域においては、平成 25 年度に「下水道法」の事業認可を受け、平成 26 年度から計画的に事業を実施しており、平成 29 年度末で一定の整備が完了する見込みとなっております。

町全体の進捗状況といたしましては、平成 29 年度末で、事業認可区域約 327ha のうち約 302ha が整備済み区域となり、また下水道処理人口普及率といたしましては、約 95.5％となる見込みとなっております。

以上でございます。

（エリアメールによる着信音）

清水議員　②として、今後の汚水整備のスケジュールについて、伺います。

上下水道部長　続きまして、②の「今後の汚水整備のスケジュール」について、ご答弁申し上げます。

今後のスケジュールにつきましては、主として、事業認可区域内で未整備区域となっております桜井二丁目・三丁目地区及び桜井台地区の面整備を予定しておりますが、ＪＲ島本駅西側地区における土地区画整理事業との関連性があり、同事業の進捗状況も注視しながら、引き続き、効果的かつ効率的な整備区域の拡大に努めてまいります。

以上でございます。

清水議員　本年度は、約 1.4ha の面整備を実施するとのことですが、次年度の整備予定は、どのようなものですか。

上下水道部長　現時点での予定ではございますが、事業認可区域内の市街化区域であります東大寺一丁目及び高浜二丁目地区の未整備区域約 0.3ha の整備を予定しております。

以上でございます。

清水議員　事業認可区域内で未整備区域となっている桜井二丁目・三丁目及び桜井台の整備については、ＪＲ島本駅西側地区の土地区画整理事業の進捗に大きく左右されるのは、汚水の性格上、下流側からの整備であると理解するのですが、２～３年は着手できないと思うのですが、どのようにお考えですか。

上下水道部長　桜井二丁目・三丁目及び桜井台地域の汚水整備につきましては、町道桜井 50 号線と町道広瀬桜井幹線とを結ぶ、今後、整備予定の区画内道路の進捗に大きく影響を受けることになると思われますが、二重投資にならないよう、整備促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員　汚水整備事業が、ＪＲ島本駅西側地区の土地区画整理事業との関連で停滞する期間に、他の未整備地区で着手できるところを先に整備し、し尿処理の削減を行う考えはありませんか。

上下水道部長　汚水整備につきましては、供用開始区域の拡大を図るため、継続して事業を進めていく必要があるものと認識しており、その効果として、し尿処理の削減に繋がるものと考えております。

以上でございます。

清水議員　事業認可区域内の未整備区域を除いた主な未整備地域とは、どの地域ですか。

上下水道部長　お尋ねの主な未整備区域につきましては、現在、市街化調整区域であり、住宅が集中している桜井四丁目及び五丁目地区でございます。

以上でございます。

清水議員　八幡川水路から西側の桜井五丁目の汚水整備については、どのように行われるのですか。

上下水道部長　桜井五丁目地域の汚水整備につきましては、高槻市との協議のうえではございますが、すでに埋設されている、高槻市管理の汚水本管に接続して行うこととなります。

以上でございます。

清水議員　未整備地域である桜井四丁目については、ＪＲ島本駅西側地区の土地区画整理事業と関連するため、下流側の整備が進まないと実施できないのはわかりますが、桜井五丁目は高槻市の汚水管に接続するのなら、他の汚水整備とは切り離して、先行して整備できると考えるのですが、どのようにお考えですか。

上下水道部長　桜井五丁目地域の汚水整備につきましては、現在、市街化調整区域であり、事業を進めるうえで必要な事業認可区域には含まれておらず、当該地域の汚水整備を進める際には、「都市計画法」及び「下水道法」等の関連法令の手続きが必要であり、また汚水整備を実施するうえでの課題整理も必要であることから、事業実施には未だ時間を要するものと考えております。

以上でございます。

清水議員　先ほどの答弁であったんですが、桜井五丁目の汚水整備を実施するうえでの課題とは、どういうものですか。

上下水道部長　本町におきましては、市街化区域内での下水道整備との均衡を図るため、受益者負担金の納付制度や都市計画税の課税等について、原則、受益者となる地区住民すべての理解を得ることが、汚水整備を実施するうえでの前提となるものと考えております。

以上でございます。

清水議員　課題については一定理解しますが、いずれは課題解決をし、汚水整備の実施時期が来るはずです。早期に行動を起こし、し尿処理量の削減を行うお考えはないのですか。

上下水道部長　本町における下水道整備の基本的な考え方といたしましては、市街化区域内での面整備を、まず優先的に実施をするということで考えてございます。ただ、将来的には整備が必要になるという区域でもありますことから、今、議員ご指摘のとおり、し尿処理の削減に向けての努力は必要というふうに考えております。

以上でございます。

清水議員　わかりました。できるところからやっていただきたいと思うので、今後もよろしくお願いしておきます。

次に、３点目として「雨水水路整備」について、伺います。

平成 24 年の８月 14 日の 100 ミリを超える大雨による災害や、その後の数年間の台風

や大雨による水害で、改めて防災・減災対策の重要性に気づいたと思います。ここ数年は大きな水害に見舞われていませんが、いつ当町に発生するかわからない線上降雨帯や台風に対して、平素から準備が重要だと考えます。

そこで、伺います。①として、平成29年度の雨水水路整備の施策について、伺います。

上下水道部長　続きまして、３点目の①、「平成29年度の雨水水路整備の施策」について、ご答弁申し上げます。

平成29年度につきましては、平成28年度に事業着手いたしました公共下水道五反田雨水幹線整備工事（第１期）を引き続き実施するとともに、工事期間として４ヵ年を予定しております第２期工事の契約締結に向け、現在、事務を進めておるところでございます。

以上でございます。

清水議員　②として、内水災害に対する対応を含めた今後の雨水水路整備のスケジュールについて、伺います。

上下水道部長　続きまして、②の「内水災害に対する対応を含めた今後の雨水水路整備のスケジュール」について、ご答弁申し上げます。

今後のスケジュールにつきまして、水無瀬川左岸地域では、公共下水道山崎雨水幹線の整備及び山崎ポンプ場の雨水ポンプ増設について、実施時期等について検討してまいります。水無瀬川右岸地域では、過去の集中豪雨などにおいて、浸水被害が甚大であった阪急水無瀬駅前周辺での浸水被害の軽減に向けましては、平成32年度の供用開始を目途に、引き続き公共下水道五反田雨水幹線の整備に努めてまいります。また、青葉地区周辺における浸水被害の軽減に向けましては、現在、高槻市におきまして淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線２－６接続点と上牧新川水路との接続工事を実施していただいており、接続工事完成後に上流域の水路整備を予定しておりますが、より効果的かつ効率的な整備手法について検討してまいります。

しかしながら、水路整備には多額の費用が必要でありますが、その特定財源としての国の社会資本整備総合交付金の防災・安全分の確保が非常に困難な状況となってきており、整備には相当の期間を要するものと考えております。

以上でございます。

清水議員　高槻市が現在施工中の淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線２－６接続点の工事完了時期は、いつをお考えですか。

上下水道部長　現在、高槻市より、工事完了時期につきましては、平成31年１月末頃を予定しているとの報告を受けておるところでございます。

以上でございます。

清水議員　平成31年度には、淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線への接続点２－６から２－10間での、島本町に関係する５ヵ所が接続され、下流側の大きな整備が完了します。

また、平成 32 年度には公共下水道五反田雨水幹線も整備され、水無瀬駅周辺の浸水被害、青葉地区の浸水被害の軽減もされると考えます。

以上の大きな二つの下水道工事が完了後の、上流部の水路整備の計画はどのようになっていますか。

上下水道部長　平成 33 年度以降につきましては、引き続き、青葉地区の浸水被害の軽減に向けまして、公共下水道柳川雨水幹線等の整備に着手する必要があるものと考えております。

以上でございます。

清水議員　大きな二つの下水工事が完了するまでに、上流部の水路整備の計画を作成し、完了後に工事に着手できるように事前準備を行う必要があると考えるのですが、どのようにお考えですか。

上下水道部長　具体的な整備計画の策定にあたりましては、今後、事業認可計画の変更手続きや、「下水道財政健全化計画」の策定などの事務が必要となってまいりますので、その際には遺漏のないよう、適切な事務処理に努める必要があるものと考えております。

以上でございます。

清水議員　町民の生命・財産を守るうえで、１日でも早く下水・水路の整備を効率よく行う必要があると考えるのですが、どのようにお考えですか。

上下水道部長　下水道は、雨水を速やかに排除し、住民の生命や財産の損失を防ぐ重要な役割を担っておりますことから、早期に、その効果が得られるよう、効率的かつ効果的な整備に努める必要があるものと考えておりますが、一方で、整備のための特定財源の確保など、課題があるものと思料いたしております。

以上でございます。

清水議員　課題はあるのは理解しますが、いつ、当町に発生するかわからない線上降雨帯や台風の水害による町民の生命・財産を守るためにも、早期に雨水整備をする必要があると考えますが、再度、雨水整備に対する意気込みを伺います。

上下水道部長　本町における雨水整備についてでございます。平成 24 年の８月の集中豪雨以降、雨水整備につきましては前倒し等しながら、財源の確保を行い、住民の皆様の生命・財産を守るべく事務を進めてきておるところでございます。今後も、早期に町内の雨水幹線の整備ができますよう、大阪府等、国に対しても要望しながら、特定財源の確保に努め、計画的に整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

清水議員　ぜひとも雨水整備全体が早期に完了し、町民の安全・安心が確保できるようにお願いし、質問を終わります。

川嶋議長　以上で、清水議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

日程第２、第５号報告　平成 28 年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

なお、本案については質疑を省略いたしますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長（登壇）　それでは、第５号報告　平成 28 年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。

議案書の５の３ページを、お開きください。

「健全化判断比率及び資金不足比率」につきましては、地方公共団体に対する財政の健全化を図るための制度として、平成 19 年６月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、報告させていただくものでございます。本法律につきましては、それぞれの指数が基準値以上である場合は、財政再建のための計画を策定しなければならないとされております。

なお、１の「健全化判断比率」につきましては、お示ししておりますとおり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の４種類の比率があり、それぞれにおいて、基準に該当するかの判断がなされることとなります。この４比率のいずれかが「早期健全化基準」以上になりますと、議会の議決を経て財政健全化計画を策定するとともに、大阪府知事に報告し、財政の早期健全化を進めることとなるものでございます。また、この４比率うち、将来負担比率を除くいずれかが「財政再生基準」以上になりますと、議会の議決を経て財政再生計画を策定するとともに、大阪府知事を経由し総務大臣に報告し、財政の再生を進めることとなるものでございます。

次に、２の「資金不足比率」につきましては、公営企業ごとの事業の規模に対する資金不足額の割合でございますが、これにつきましても、「経営健全化基準」以上になりますと、議会の議決を経て経営健全化計画を策定するとともに、大阪府知事に報告し、経営健全化を進めることとなるものでございます。

それでは、本町の平成 28 年度決算に基づく算定結果につきまして、監査委員による審査に関する意見書の次に添付させていただいております「第５号報告参考資料」に基づき、ご説明申し上げます。

①の「実質赤字比率」についてでございます。

実質赤字比率につきましては、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合でございます。具体的に申し上げますと、分母である「標準財政規模」は、平成 28 年度では 65 億 2,558 万９千円となっております。次に、分子であります一般会計等の実質赤字額につきましては、一般会計、土地取得事業特別会計及び大沢地区特設水道施設事業特別会計の実質赤字の額となりますが、当該数値は黒字でございました。

従いまして、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合は、結果として「該当しない」こととなります。

次に、②の「連結実質赤字比率」についてでございます。

連結実質赤字比率につきましては、各財産区特別会計を除くすべての会計を対象として連結した実質赤字及び資金の不足額の、標準財政規模に対する割合でございます。具体的には、先ほど申し上げました標準財政規模を分母とし、分子である連結実質赤字額につきましては、各財産区特別会計を除くすべての会計の連結収支となりますが、この数値も黒字でございました。

従いまして、連結実質赤字額の標準財政規模に対する割合は、結果として「該当しない」こととなります。

次に③、「実質公債費比率」についてでございます。

実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合の３ヵ年平均でございます。具体的な数値につきましては、資料にお示しをさせていただいているとおり、各年度の３ヵ年平均を求めた算定結果につきましては、5.6％となりました。前年度は 6.9％でございますので、前年度より 1.3 ポイント改善したものでございます。

なお、本年度の指数につきましても、早期健全化基準の 25％、それから財政再生基準の 35％を、それぞれ下回る結果となっております。

続きまして、裏面２ページの④、「将来負担比率」についてでございます。

将来負担比率につきましては、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合でございます。具体的な算定につきましては、資料にお示ししておりますとおり、標準財政規模から元利償還にかかる基準財政需要額算入額を控除した数値を分母として、分子には、将来負担額から地方債現在高等にかかる基準財政需要額算入見込額などを控除したものとなります。

平成 28 年度につきましては、分子がマイナスとなり、結果として、前年度に引き続き「該当しない」こととなります。

続きまして、「資金不足比率」の概要についてでございます。

資金不足比率につきましては、一般会計等の実質赤字に相当する「資金の不足額」の事業の規模に対する割合を、公営企業会計ごとに表したものでございます。

まず、「水道事業会計」でございますが、分母となる事業の規模につきましては４億 8,897 万８千円となっており、分子である資金の不足額につきましては、流動資産が流動負債を上回っているため、不足額はございません。

従いまして、資金の不足額の事業の規模に対する割合は、結果として「該当しない」こととなります。

次に、「公共下水道事業特別会計」につきましては、分母である事業の規模は、６億 1,157 万６千円となっており、分子である資金の不足額につきましては、公共下水道事業特別会計の実質収支が黒字であるため、不足額はございません。

従いまして、資金の不足額の事業の規模に対する割合は、結果として「該当しない」こととなります。しかしながら、本年度の決算収支につきましては、一般会計から繰入金４億7,500万円のうち、１億2,407万円の基準外操出――下水道から言いますと基準外繰入になりますが――を実施し、さらに前年度に引き続き、資本費平準化債９千万円を発行して対応した結果によるものであり、実質的には厳しい経営状況となっているのが実態でございます。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率について、ご説明させていただきましたが、それぞれの算定数値は、あくまでも平成28年度決算数値に基づく算定結果であり、今後も普通建設事業費が高水準で推移することから、毎年度の指数にも影響を及ぼすものと考えております。

まことに簡単ではございますが、平成28年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

川嶋議長　以上で、第５号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第３、第６号報告　平成28年度島本町教育委員会の点検評価にかかる結果報告についてを議題といたします。

なお、本案については質疑を省略いたしますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

教育こども部長（登壇）　それでは、第６号報告　平成28年度島本町教育委員会の点検・評価にかかる結果報告について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、教育委員会は毎年、「その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならない」とされております。

具体にどのような形で点検・評価を行うか、また報告書の様式、議会への報告の方法などにつきましては、各教育委員会の独自性にゆだねられておりますが、本町教育委員会におきましては、毎年、年度末に翌年度の町の教育にかかる重点目標を定めており、この「島本町教育重点目標」の項目ごとに点検・評価シートを作成し、具体的な取り組み状況を点検のうえ、評価を行っております。

また、点検・評価の実施にあたりましては、「教育に関し学識経験を有する者の知見」を活用することとなっておりますことから、平成28年度の点検評価は、学校教育関係の協力者として昨年度に引き続き大阪成蹊大学副学長の三村寛一先生にお願いし、生涯学習関係の協力者には、新たに京都ノートルダム女子大学人間文化学部教授の岩崎れい先生に、お願いをいたしました。

助言内容につきましては、この点検評価結果報告書全体に関わりまして、年度ごとの目標を設定するとともに、分野別に加え、横断的な記載方法を検討すべきであるとの助言をいただきました。

また、学校教育関係では、小・中学校間での指導上の問題点を共有する必要性や、英語教育に関して、英語力の低い生徒の分析について小学校時の状況を検証する必要があること。不登校児に対する初期対応の重要性や、学校職員の危機管理意識の向上を図る取り組みを進めること。今後、増加が見込まれる医療的ケアが必要な児童の受け入れ体制について、学校医とのコミュニケーションを密にすることや地域の開業医と連携すること。学校図書館については、各教科の授業や部活動などでの活用を念頭に置いた蔵書構成を図っていくことや、町立図書館と学校図書館がそれぞれの役割と機能を明確にして、選書等からの積極的な連携について検討すること、などの助言をいただきました。

生涯学習関係では、町立図書館の貸出数や来館者数だけに捕らわれることなく、利用者ニーズの反映などの、数字に表れない日々の取り組み内容を評価していくこと。文化財保護については、学校図書館における町の文化財関係資料や郷土資料の充実に連携して取り組むこと。また、シニア層が若者や子ども達とともに学ぶ機会を設け、地域における世代間交流の活性化を図っていく必要があること。ボランティアに関しては、あくまで補助的な役割と認識し、行政が主導して事業を進めていくべきである、といった助言をいただきました。

これら、いただきました助言につきましては、今後の教育・保育施策や目標設定の段階で、現行施策の見直しも含めて検討し、今後の施策に反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、助言いただきました内容を踏まえ、点検・評価結果報告書を作成し、今回、提出させていただいたもので、近日中に町ホームページでも公表する予定でございます。

最後に、点検・評価にかかる今後の取り組みにつきましては、学識経験者からの意見及び点検・評価の結果を踏まえ、教育・保育行政に対する住民の期待に応えられるよう、現状と課題を認識し、適切に説明責任を果たすということを念頭に、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

川嶋議長　以上で、第６号報告については、報告を承ったものといたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 53 分～午後１時 00 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第４、第７号報告　債権の放棄に係る報告についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長（登壇）　それでは、第７号報告　債権の放棄に係る報告について、ご説明申し上げます。

議案書の７の１ページをお開きください。

本件につきましては、「島本町債権の管理に関する条例」第 19 条第１項の規定に基づ

き、平成 28 年度に債権を放棄したので、同条第２項の規定により報告させていただくものでございます。放棄債権調書につきましては、７の３ページにお示しさせていただいているとおりでございます。

詳細につきましては、７の４ページでございます。

今回、放棄した債権は、「生活保護法」第 63 条　返還金、発生年度は平成 27 年度、件数は２件、金額は 221 万 736 円。放棄の事由は、条例第 19 条第１項第３号の自己破産による免責でございます。

本債権につきましては、平成 27 年度に当該債務者に収入が発生したことから、「生活保護法」第 63 条の規定による返還義務が生じましたが、当該債務者の破産による免責許可決定が平成 28 年９月 21 日に確定したことを受け、同年 11 月１日に債権を放棄したものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、第７号報告の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

川嶋議長　これより、本報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第７号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第５、第 59 号議案　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総合政策部長（登壇）　それでは、第 59 号議案について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、任期満了に伴い再任するものでございます。

氏名は藤田正隆氏で、住所及び生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

次のページに、略歴を記載いたしております。

藤田氏におかれましては、弁護士としてご活躍される中で、平成 28 年４月から教育委員会委員に就任いただいており、現在、１期目でございます。引き続き弁護士としての豊富な知識、経験を活かし、本町の教育行政の一層の推進のためご活躍いただける方であると考えております。

なお、任期につきましては、本年 10 月１日から平成 32 年９月 30 日までの３年間といたしております。これは、平成 27 年４月１日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、施行日から４年の間、つまり、平成 31 年３月 31 日までに任命される委員の任期は、「任期満了日が特定の年に偏ることのないよう、１年以上４年以内で首長が定めるものとする。」と規定されており、他の委員の任期を勘案し、３年といたしております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただ

き、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第59号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第59号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第６、第60号議案　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総合政策部長（登壇）　それでは、第60号議案について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、任期満了に伴い再任するものでございます。

氏名は西山洋子氏で、住所及び生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

次のページに、略歴を記載いたしております。

西山氏におかれましては、本年４月から教育委員会委員に就任いただき、現在、１期目でございます。これまで町立第二小学校ＰＴＡ会長、いきいき・ふれあい教育事業実行委員会委員長、水無瀬駒による地域活性化事業実行委員を歴任され、現在は学校支援ゆめ本部のスタッフを務められており、引き続き教育・文化等に関する豊富な知識と経験をもとに、本町の教育行政の一層の推進のためご活躍をいただける方であると考えております。

なお、任期につきましては、本年10月１日から平成33年９月30日までの４年間といたしております。

また、西山氏におかれましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第４条第５項に規定される保護者でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いた

だき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第60号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第60号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第７、第61号議案　公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総合政策部長（登壇）　それでは、第61号議案について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、任期満了に伴い再任するものでございます。

氏名は曽根由美氏で、住所及び生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

次のページに、略歴を記載いたしております。

曽根氏におかれましては、司法書士としてご活躍される中で、平成17年10月から公平委員会委員に就任いただいており、現在、３期目でございます。平成21年10月からは、公平委員会委員長をお務めでございます。引き続き司法書士としての豊富な知識、経験を活かし、人事行政に対し、公平かつ的確なご判断をいただける方であると考えております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第61号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第61号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第８、第62号議案　大字東大寺財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長（登壇）　それでは、第62号議案　大字東大寺財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書の62の１ページをお開き願います。

提案理由につきましては、任期満了に伴い、再任及び新たに選任をお願いするものでございます。

今回、選任させていただく７人の方々のうち、井上謙一氏、河上圭秀氏、藤原幸一郎氏、井上功氏、戸谷秀道氏、井上修一氏に再任を、井上隆司氏に新たに選任を、お願いするものでございます。

選任をお願いする方々の住所及び生年月日は、議案に記載のとおりでございます。

なお、任期につきましては、平成29年10月１日から平成33年９月30日までございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第62号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第62号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第９、第63号議案　工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

都市創造部長（登壇）　議案のご説明に入ります前に、一言、お詫び申し上げます。

本議案の添付資料につきまして、一部不備により、差し替えをお願いする事態が生じてしまいました。今後、このようなことがないようチェック体制の強化を図ってまいります。大変、申しわけございませんでした。

それでは、第63号議案　工事請負契約の締結につきまして、ご説明申し上げます。

本契約の締結につきましては、平成29年度島本町清掃工場ごみ処理施設改修工事の契約で、契約業者が確定いたしましたことから、議会の同意をお願いするものでございます。

まず初めに、本工事の大きな概要でございます。本工事は、ごみ処理施設の老朽化による能力低下を回復し、適正な能力の維持を図るものであり、本町が施設を操業するにあたり、必要と考える箇所において改修を行うものでございます。

それでは、議案書63の２ページの次に添付しております、第63号議案資料をご覧ください。

「１．工事の概要」につきましては、記載の通りでございます。

次に、「２．契約の概要」でございます。

今回の契約にあたりましては､プラントメーカー以外の業者が受注することになれば､責任の所在がわからなくなり、施設の性能が保証されない恐れがあるため、「地方自治法施行令」第167条の２第１項第２号　競争入札に付することが適さないものとして、随意契約により、議案参考資料１ページに添付しております工事請負契約書のとおり、大阪市此花区西九条五丁目３番28号　エスエヌ環境テクノロジー株式会社代表取締役下田栖嗣氏と、本年７月31日付け、契約金額１億9,499万9,400円で仮契約を締結したものでございます。

続きまして、工事の内容でございます。

資料２ページをお開きください。「議案参考資料１　工事概要書」でございます。３

ページが目次、４ページから６ページまでが総則、７ページから 11 ページまでに本改修工事の具体的な仕様を記載しております。

続きまして、12 ページをお開きください。「議案参考資料２　ごみ焼却処理施設フローシート（施工位置図）」でございます。着色いたしております部分が、ごみ焼却処理施設の改修工事を実施する箇所でございます。

まず、図面左部分の中央にあります「ごみクレーン給電ケーブル取替工事」でございます。こちらは、経年劣化により絶縁不良の恐れがあるごみクレーンの給電ケーブルの取り替えを行い、機能の回復を図るものでございます。

次に、同じく図面左部分の中央にあります「トロリー部品取替工事」でございます。こちらは、経年劣化により摩耗・損傷したごみクレーンのトロリーの部品の取り替えを行い、機能の回復を図るものでございます。

次に、図面左部分の上下部にあります「耐火材補修工事」でございます。こちらは、１号・２号の焼却炉において、年間を通しての運転で高温にさらされ、焼損した箇所並びに膨張・収縮により破損し、損傷を受け、脱落・欠落した箇所の補修工事を行い、機能回復を図るものでございます。

次に、図面右部分の上部にあります「１号ろ過式集塵機補修工事」でございます。こちらは、経年劣化によりろ過式集塵機の中蓋、ブロー管差し込み口に腐食変形が見られるので、中蓋本体の取り替え、ブロー管差し込み口を補修することにより、機能の回復を図るものでございます。

次に、図面右部分の中央にあります「バイパスダンパー取替工事」でございます。こちらは、経年劣化により変形、歪み及び腐食が進行している１号・２号のバイパスダンパーの取り替えを行い、機能の回復を図るものでございます。

次に、図面右部分の上下部にあります「反応塔出口部及びろ過式集塵機入口部ダクト取替工事」でございます。こちらは、経年劣化により腐食、亀裂損傷が発生している１号・２号反応塔の出口部と、ろ過式集塵機の入口部のダクトの取り替えを行い、機能の回復を図るものでございます。

次に、図面中央の下部にあります「２号空気予熱器補修工事」でございます。こちらは、経年劣化により腐食している２号空気予熱器の伝熱管チューブの取り替えを行い、機能の回復を図るものでございます。

最後に、図面右部分の中央にあります「煙突補修工事」でございます。こちらは、経年劣化によりコンクリート強度が低下している煙突の補修及び補強を行い、機能の回復を図るものでございます。具体的には、全てのコンクリートの亀裂・剥離部分の補修を行い、煙突の最上部から５ｍまでの箇所につきましてはステンレス板での補強を行い、最上部５ｍから地上 30ｍまでの上部につきましては炭素繊維シートでの補強を行い、仕上げとして、最上部のステンレス部分を除き、外部塗装を行ってまいります。

続きまして、13ページをお開きください。「議案参考資料３　粗大ごみ処理施設フローシート（施工位置図）」でございます。こちらも着色いたしております部分が、粗大ごみ処理施設の改修工事を実施する箇所でございます。

まず、図面中央にあります「破砕機補修工事」でございます。こちらは、経年劣化により、磨耗損傷した破砕機のローター外周のローターリングの取り替え及びローターテーブル周縁の磨耗損傷箇所の肉肉盛り補修を行い、機能の回復を図るものでございます。

次に、図面左部分にあります「供給フィーダー補修工事」でございます。こちらは、経年劣化による磨耗損傷した供給フィーダーの走行用車輪ユニットと電磁切替弁の取り替えを行い、機能の回復を図るものでございます。

最後に、図面右部分にあります「アルミ選別機№１補修工事」でございます。こちらは、経年劣化により選別能力の低下したアルミ選別機№１の回転子の取り替え及び摩耗損傷したコンベヤベルト・リターンローラーの取り替えを行い、機能の回復を図るものでございます。

続きまして、14ページからの「議案参考資料４　補修履歴」でございます。14ページから16ページにかけましては「焼却処理施設」の補修履歴を、17ページから19ページにかけましては「粗大処理施設」の補修履歴を、参考資料として添付しております。

本工事は、ごみ処理をしながら工事を実施することとなりますので、工事関係者とも十分連携を図り、ごみを直接搬入される住民の方はもとより、ごみ処理に携わる職員への安全対策には万全を期し、施工いたす所存でございます。

なお、工期につきましては、議決いただきました日から平成30年３月30日までを予定いたしております。

以上、簡単ではございますが、「第63号議案　工事請負契約の締結」についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願いいたします。

川嶋議長　これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員　第63号議案　工事請負契約の締結について、質問いたします。

当初予算で１億円、６月会議における補正予算で可決した１億円、今回の改修工事は契約金額１億9,499万9,400円と、例年より改修の規模が大きくなっています。

１点目は、増額の主な理由となった煙突補修工事について、問います。補修の必要性は、６月の総務建設水道常任委員会での審議により、一定確認いたしました。ダウンウォッシュ現象というものがあって、そういったものによって経年劣化が進んでいる、コンクリート強度が低下、放置しておくのは危険であるとのご説明でした。

１点目、現場を拝見して気づいたことですが、平成28年度の保守点検で補修工事の必要性がわかっていたにも関わらず、平成29年度の当初予算には煙突の分を計上されなかった。これはなぜですか。検討の経過について、説明を求めます。

２点目、前回補修したのはいつで、それはどのような工事内容でしたか。費用についても、ご説明ください。

３点目、ダウンウォッシュ現象というのを緩和する手立てはあるのですか。今回の工事内容に、そういった内容が含まれているのでしょうか。

次に、通風設備について問います。

バイパスダンパー、反応塔出口部及びろ過式集塵機の入り口部のダクトについて、その役割と、現状、どういう状況になっていて、なぜ工事が必要なのか。改めて、もう少し詳細をご説明ください。説明を求めるのは、この取り替え工事を行わなければ、ごみ焼却炉全体にどういう影響を及ぼすことになるかが知りたい、その意味での質問です。

都市創造部次長　まず、１点目の、なぜ当初予算で、今回の煙突の部分の補修工事の金額が入っていなかったのか。今回、補修工事に至る前の経緯について、ご説明を、まずさせていただきます。

昨年の９月に、煙突の部分につきましては、以前に、平成 18 年に補修は煙突、１回やっておるんですけれども、その際にやっておりました頂部に巻いておりました補強材として炭素繊維シートを巻いておったんですけれども、これが剥離をしてきたということがわかりましたので、昨年度、保守点検する予定ではございましたが、改めて煙突のほうの保守点検をさせていただいたところでございます。

保守点検の結果､点検としては平成 28 年 12 月までにはやっておったんですけれども、その調査結果、それから今後の対策等について検討いたしておりました。その保守点検の結果が平成 29 年３月にまとまりました。そのまとまった際には、当初予算のほうに一定予算計上というものが間に合わなかったので、６月の段階で予算を計上させていただいたところでございます。

当初予算と、それから補正予算で合わせて約２億円の補修工事費ということになりましたので、もともと補修工事として我々予定をいたしておりましたのが、例年させていただいております耐火材の補修工事ですね、それから破砕機のほうの補修工事、それと煙突のほうの補修工事というものは予定をしておりましたが、それ以外にも、当然、清掃工場として運転するにあたり必要な箇所というのが多々ございましたので､その中で、保守点検結果等に基づきまして、優先順位も含め、予算の範囲内でやらなければいけない項目を抽出し、今回、仮契約をさせていただいた項目になっております。

続きまして、前回、煙突補修をいつしたのかというのは、先ほど申し上げましたとおり平成 18 年度にやっておりまして、この際には頂部、一番天辺のところですけれども、そこの部分の補強を一定させていただいております。炭素繊維で仕上げ補修と、外部塗装をさせていただいております。頂部は５メーター程度ぐらいで、今回、ステンレス板を巻く範囲内の部分のみをさせていただいておりました。当時で、大体 800 万円前後ぐらいの金額となっております。

ダウンウォッシュについてでございますが、今回の補修工事を行ったことによってのダウンウォッシュに対する対応というものは、特段、施設としては設備的には特に変わらないのですが、まず、このダウンウォッシュというのは煙突から出された排ガスが、通常、排出の速度と温度によって浮力してまいります。それに伴って、排ガスが大気へ放出されるんですけれども、これがガスの流出速度が周りの風圧より小さく、温度が低い場合にはあまり上昇せず、煙突上部の周辺でガスが滞留すると。これによって煙突の先端部分が特に傷んできやすいというような現象になります。

先ほど申しましたとおり、これによって先端部分の補強が必要ですので、今回、ステンレス板を上部５メーターの部分を補強し、それ以外にも煙突の真ん中の辺りから頂部までを、炭素繊維シートを二重で巻くという形で、今回、補修を考えております。

それから、バイパスダンパーの役割でございますけれども、ろ過式集塵機、バグフィルターのほうに燃焼ガスが通過する際に、清掃工場で火を入れる立ち上げ、それから落とすときの立ち下げのときに、燃焼ガスの温度が低くなった状態でバグフィルターのほうをガスが通過いたしますと、ろ布が湿気で目詰まりを起こしますので、こういった低温腐食を避けるために通常運転、一定の温度が上がるまではガスを、ろ過式集塵機のほうを通過させない役割になっております。

また、これまで本町の施設で起こったことはないんですけれども、施設の不具合が生じて、バグフィルター内に規定以上の温度が流れてしまうということになりますと、ろ布が発火する恐れもございますので、緊急的に、その際はバイパスを通過させる目的もございます。そういったことから、バイパスダンパーというのは補修をする必要があるということでございます。

以上でございます。

戸田議員　１点目は、主に大気への排ガスの放出に関わることについて、お尋ねしました。

このバイパスダンパー等取り替え工事を行わなければ、ごみ焼却炉全体にどういう影響を及ぼすことになるか。ここの部分、再度質問しますので、ご説明いただきたいと思います。

そして、ご答弁でわかったことは、バイパスダンパー等の役割により、立ち上げ時、温度の低いときはバグフィルターを通さないということがわかりました。つまり、ダイオキシン対策が、この時点では十分ではないと理解できると思います。そこで、お尋ねします。バッチ炉の場合のダイオキシン排出量についてです。

煙突からの排出量の検査では、真のダイオキシン排出量がわからないのではないかという思いに至りました。ダイオキシンは点火・消火のときの温度の状況において、最も大量に形成されると認識しています。これがバッチ炉の弱点であると、致命的な。ダイオキシンの排出量を、どのタイミングで検査するか。これで数値が異なるということになります。年に１回行っているダイオキシン検査は、いつ――これは何時頃にという意味

を含めてです、どのようなタイミングで行っておられるのですか。事務事業報告書 177 ページ、ダイオキシン類判定結果によると、焼却温度が１号炉で 970、２号炉で 962 となっています。排出量の温度が高温のときにダイオキシン検査を行っておられるのか。いや、そうではなくて、最も大量に形成されると思われる温度が低い点火・消火のときに検査を行っておられるのか。ここを確認したいと思います。

都市創造部次長　まず、ごみ処理施設で、今回の補修工事の部分での与える影響につきまして、ご答弁させていただきます。

今回、様々な補修工事をさせていただいておりますが、特に、先ほどバイパスダンパーにつきましてはご答弁させていただいたとおりでございますが、それ以外に通風設備の中でケーシング等の穴が開いているというようなところの、どういった影響があるのかという部分につきましては、穴が開くことによって、その部分から外気が、漏れた空気が流入、設備の中へ入ってまいります。そうなりますと、本来処理すべき排ガス量が、排ガスしなければならない量よりも、さらに処理量が増えてしまうといったことで、処理した排ガスは煙突から大気のほうへ拡散させるために、誘引送風機で大気のほうへ拡散させるのですが、この誘引送風機に対してかなりの負荷がかかってしまうということから、ケーシング等の腐食については速やかに、発見した段階で補修をするべきであるということでございます。

それから、ダイオキシン類の測定についてでございますけれども、ダイオキシンの測定につきましては、「ダイオキシン類対策特別措置法」という法律で、測定の方法等につきましては、すべて決まっております。先ほど議員がおっしゃいましたとおり、本町に清掃施設におきましては年に１回、ダイオキシン類の測定が義務づけられておりますので、法に基づき測定をさせていただいております。測定の方法といたしましては、通常の操業状態に、安定した焼却状態になった段階で、原則４時間以上のガスの採取を行い、その行ったガスを分析をするということで決められておりますので、本町も法に基づいた形で分析をさせていただいております。

以上でございます。

戸田議員　ダイオキシンに関わる検査については、基準に沿ってやっておられると。しかしながら、実際には本町の場合の連続式ではないバッチ炉に関しては、立ち上げ、そして消火のとき等には、本来よりもダイオキシンがたくさん発生されているということになると思います。バッチ炉、焼却炉は、真の排出量を大幅に下回る数値で基準を満たしてしまう可能性があると、私は思います。府内で唯一のバッチ炉であるということです。環境という点でも、広域化を目指さなければならないと考えていますが、この安定していないところでダイオキシンの検査をされるおつもりはありませんか、ということが１点。これをお尋ねいたします。

追加して、現場で私が場長より説明を受けたことで非常に興味深かったのは、通風設

備がうまくいかず､誘引の送風等に余計なエネルギー負荷がかかること｡それだけではなくて、ごみ焼却炉を一番安定した状態、効率の良い状態に持っていくことが、送風の量が制御できないために――穴が開いたりして、結局、ごみ焼却炉の中の制御もできないというような説明があったかと思いますので、この通風設備というものの大切さを改めて認識しました。

通風設備の最後、行き着くところは煙突、そして排ガスの排出ということになりますので、最後の質問、立ち上げ・消火、そういった安定しないところでダイオキシンの排出量を一度計っておくという必要がありませんか、という問いにご答弁をお願いいたします。

都市創造部次長　ダイオキシンの測定につきましては、先ほど申し上げましたとおり、法に基づき測定をさせていただいております。

立ち上げの部分と、それから立ち下げの部分についての測定につきましては、これにつきましては法に基づかないものということになってまいりますので、町独自でという部分はございますが、一定、ここの部分の測定、ダイオキシンの測定が、まず定常状態であっても４時間以上の測定が必要ということもございます。そういったことからも、立ち上げの部分というのは本町としても、そこまでの時間というものはかかっておりません。通常で行けば、もう数十分で立ち上がってしまいますので、そういったことからもダイオキシンの測定というのは､なかなか難しいのではないのかなと思っております。

また､このダイオキシンの部分につきまして､それ以外にも多々､環境基準を守らなければいけない項目等も清掃工場のほうにはございますので、当然のことながら法令等を遵守し、そして環境に負荷をかけないような形で、これからも安定した運転に取り組んでまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

河野議員　質問してはいけないのかなと、一瞬、ちょっとひるみましたが、やらせていただきます。

私としては､去年度取り組まれた精密機能検査報告書､膨大なものですし､もとより､こういったテーマには全く専門外ということで、一部を抜粋して読ませていただきますけれども､最終的にごみ焼却処理施設､これはページで言うと 151 ページになりまして､受け入れ供給設備、昨年度とまた今年度も、この内容に示された箇所の工事の、修繕というか改修が示されています。

対処として、精密機能検査として全項目見られましたけれども、ごみクレーンというのが、これ、去年度の事業として更新工事をされておられます。次に、今回、この給電ケーブル、これも精密機能検査で指摘されている更新というものが、今回、取り組まれるものと認識しておりますが、今回の工事の範囲は、あくまで「更新」というものに値するものなのか。お答えください。

それから、バケットというものが示されていますが、これは去年度、油圧バケット更新工事ということですが、これについても更新の必要があると、この精密機能検査報告では指摘されているわけですが、これは平成で言えば 26 年、27 年と、「溶接補修を実施したものであるが､長期にわたる使用には耐えられない」、この点については、もうすでに昨年度までに更新を終えられて、今回なり、ここ１～２年での更新や補修の必要はなかったのかということについて、ちょっと説明を求めます。

それから、毎回お訊きすることではありますが、この大規模――大規模工事と位置づけられているのかどうかというのも、最近、ちょっと感じるところではありますけれども、工事請負契約の締結、この工事を実施されるにあたって､一時的に焼却炉を１炉、１号炉・２号炉を交代で停めるということになりますか。答弁を求めます。

都市創造部次長　幾つか、ご質問を受けておりまして、抜けたらご指摘を、後でいただきたいと思います。

今回の補修工事の内容の中で､一定､取り替えが必要なものについてはタイトルで「取替」とか「更新」という形で書かせていただいているものが、そういう形になってまいります。例えば、一例で申し上げますと「ごみクレーン給電ケーブル」、今回につきましては取り替えという部分になってまいります。ということで、トロリーについては部品取り替え、部品の部分だけを取り替え、丸々取り替えるというものではございませんので、そういった形でご理解をいただきたいと思っております。

それから、今回も夜間運転があるのかどうかというお尋ねでございますが、今回もございます。年内につきましては、予定しておりますのは、１号炉に関するものをやった後に、年が明けた後に２号炉関係をやっていきたいと考えております。煙突につきましては、現在の予定では年明けからの工事予定にはなっておりますが、今回、ご可決をいただいた後に､請負業者のほうとは､また再度､工事の工程等を詰めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　根本的な広域化とか長期包括外部委託、一定、民間にゆだねるという部分についての方向性が、まだ全く、執行部においても、もちろん議会の議論においても方向性が出ていない中で、いよいよ今回は２億円に至る工事が発生しているということで言えば、これはもう大規模改修と言いますか、精密機能検査でも示されている内容で大規模改修をしたうえで、長期外部委託という、複数年にまたがっての契約ということが言われてきたわけです。執行部のほうでも、一定、その方向性でということが言われてきたわけですけれども、であれば、今、一部を取り出して質問しましたけれども、今回のこの２億円に至る､煙突が加わりまして２億になりましたが､この工事については､一定､今回の工事をすることによって「大規模」と言われる、外部委託をするにあたっての大規模改修というものからは必要性はなくなるということで、今後、相当な、その辺の延

命、耐用年数の長期化、延命化に繋がるものということなのか、あるいは、やはり補修の域であるということなのか。特に煙突の部分ですね。それから、今、申し上げました焼却設備の中の先ほど申し上げた部分ですね。ごみクレーンの周辺の、先ほど取り上げました受け入れ供給設備などについてはどうなのかということについて、その辺の今回工事の位置づけ、今後の耐用年数について、ご説明を求めます。

もう一つ、すみません。それから、夜間運転が今回も発生するということですが、これは今回、工事を受注される業者、エスエヌ環境テクノロジー、そちらの職員さんが16時間炉、一時的に16時間運転をするということで対応されるものと認識しておりましたけれども、では、島本町職員の勤務時間については何らかの変更は生じるのか、時間外勤務も発生するのか。また場長においては週4日勤務ということで、基本は水曜日、出勤日ではないと聞いております。その点の管理的な問題についてはどうなるのか、島本町としてはどのように対処をされるのか、答弁を求めます。

都市創造部次長　まず、今回の補修工事、改修工事、それから昨年度の部分も踏まえての今後の補修ですね、それにつきまして、ご答弁をさせていただきます。

議員がご指摘いただきましたように、町としては一定、施設の安定した運転の方法の中の一つということで、包括運営委託というものは、これまで検討してきているところでございます。これの検討委員会の中では、ご指摘がございましたように、もし委託をするのであれば、一定改修をした後に、もしくは目途を立てた段階で委託を出したほうが、町にとっては望ましいというような形で、検討委員会のほうではご指摘をいただいておりました。

これを受けまして、町としても、じゃ補修工事、どのタイミングでやるのがいいのかというのは検討はさせていただいておりますが、財政的な制約等もございまして、一定、この精密機能検査に基づいた補修工事、どのタイミングでやるのがいいのかというのが見えておりませんので、包括運営委託というものは、今現在、どのタイミングでやるのかどうかも含めて、今は検討中ということでございます。

補修工事の部分につきましては、一定、精密機能検査の部分でいきますと、進んできております。これは包括運営委託をするためにすべてやっているものではなくて、一定、この精密機能検査をした段階で、施設を安定的に今後動かすには必要な箇所というものであがってきておりますので、必ずしも包括をやるからこれをしなければならない、というものではございません。ということで、昨年度、それから本年度も、この精密機能検査であがってきている項目というものは、補修工事のほう、させていただいてきております。

これをやることによって延命化に繋がっているのかというのは、当然、一定補修をすれば、その後、施設としては適切に稼働いたしますので、延命化に繋がってきております。ただ、すべての項目ができているわけではございませんので、今後も傷んだ箇所は

適切に直していく必要があるという認識でございます。

それから、補修期間中の夜間運転につきましては、その際の本町職員の管理体制でございますが、夜間運転はエスエヌ環境テクノロジーのほうに委託を出しますが、その際には、職員は通常勤務、昼間の部分だけの勤務となりますので、職員の管理体制等は変わりません。

以上でございます。

河野議員　包括運営委託を前提にしているというものではない、というようなご答弁でしたけれども、とは言え、やはりごみ焼却、ごみ収集というのは自治体の固有の事務ということでは、一日たりとも、その責任を放棄するわけにはいかないという施設でありますので、そういった方向性が、何ら定まっていないというのは言い過ぎかも知れませんが、前の町会議員選挙・町長選挙においては、相当な住民の方から、やはりごみ処理施設、このごみ焼却施設の広域連携――その広域連携の言葉の中には、市町村合併というものも定義としてあるものであると私は認識しておりますが、多くの方が、やはり高槻市との広域連携、なぜできないのかということを素朴な疑問として多くの方が持っておられるということは、前の議会でもいろいろ議論があったところです。

しかしながら、では包括委託をするにあたっての大規模工事、改修工事というのは本来どういうものなのかということを、この際ですから、お答えください。ここ数年来やってきた工事というものは、そういった工事とは全く趣の違うものなのか。非常に基本的な質問しておりますけれども、大規模の工事というのは、包括運営委託をするにあたって求められる改修工事というのはどのようなものか……（「この議案とは違うだろう」と呼ぶ者あり）……、いつもそれ、言われるんですけどね、そういう質疑は過去にいろいろやってますねん。今、東田議員から、議案と違うだろうという指摘がありましたけど、ちょっと議長、整理して欲しいと思います……（「議長、整理したって」と呼ぶ者あり）……。関係ないというのは、言い過ぎだと思います。よろしくお願いいたします。関係ないというのは言い過ぎだと思います。ただ、これ以上は訊きませんし、３問目ですので、わかる範囲でお答えください。

だから、その包括という方向性を一定出しておられる中で、この工事の内容の位置づけがどうなっているのかということを、私はお訊きしたいと……（「会議規則の」と呼ぶ者あり）……。

川嶋議長　議案に沿った質問で、あまりふくらませないでください。

河野議員　静かにしてください、伊集院議員がね、ちょっと不規則発言多すぎます。議長、注意してください、うるさいです……（「注意して」と呼ぶ者あり）……。

川嶋議長　静粛にお願いします。議案に沿って……。

河野議員　注意してくれって、今、伊集院議員おっしゃいましたけど、何を注意するんですか。あまりにもね……。

川嶋議長　静粛にお願いします……（「質疑をしてくださいって､議長が」と呼ぶ者あり）……質疑を進めてください。

河野議員　今、静粛に私、質疑をしてますよ、妨害ですよ、お二人……（「ちゃんと守りいな」と呼ぶ者あり）……。いや、川嶋議長、笑ってる場合違います、これ……（「包括運営の議案やってるのか」と呼ぶ者あり）……。いや、過去にもこういう議論はあります、広域行政の件はあります。後で、討論でも出てくるかも知れません……（「討論は討論で違う」「ほかで訊いたらええやん」）……。ちょっとお二人、ひどいよ……（「ひどいのはあんたやないか、何を言うとるんや」と呼ぶ者あり）……。

川嶋議長　静粛にお願いします。63 号議案に沿っての質疑でお願いします。

河野議員　せっかくね、ここまで粛々とやってきたのに、経験のある議員がこういうことをされるのは困る。

川嶋議長　工事請負契約ですので、それ以上ふくらませる方向では……。

河野議員　だから、その位置づけの中で、どういう位置づけになるのかと訊いて、何があかんのですか。議長、説明してください、何があかんのか。質問は、範囲を超えておりますか。ちょっと迎合しないで、私の質問を誠実に聞いて欲しい。お二人に迎合せずに。

川嶋議長　いや、迎合はしてません。

河野議員　してます。過去の議事録、見てください。

川嶋議長　いつも、大体、この工事請負契約の締結について質疑をしていただいておりますので……。

河野議員　昨日の一般質問でもね、ありますよ……（「過去はええやん」と呼ぶ者あり）……。

川嶋議長　その分での質疑で､お願いします。質疑を続けてください。

河野議員　あなたの昨日の一般質問でもそうじゃないの。でも、認められてますよ。おかしいですよ。立場が代わると、また町政が代わると、この扱いが変わってます。

川嶋議長　質疑を続けてください。

河野議員　こういうことを言うとね……（「議案に沿って質問を」と呼ぶ者あり）……、町の職員は答えられなくなるんですよ、答えるなという､暗の、これは圧力ですよ……（「圧力違うやん」と呼ぶ者あり）……。私は何を質問したんか、聞いてますか……（「議長の采配を聞いて」と呼ぶ者あり）……。議長、すみません、議事進行してください。あまりにもひどい……（「あまりにもひど過ぎるから言うてる」と呼ぶ者あり）……。声が大きすぎて……、東田議員、やめましょう、ほんまに。

　せっかくここまでね、若い議員さんも粛々とやってるのに……（「議案に外れてるから」と呼ぶ者あり）……、ほんまに、やっと今年になって、ましになったと思ったら。

川嶋議長　議案に沿った質問、答弁で、お願いいたします。

河野議員　じゃ、何が外れてますか。

川嶋議長　外れてない、外れてるって、関係ない……。

河野議員　外れてないでしょ。外れてないと、議長、おっしゃいました。それを打ち消すのはやめてください。もう、これ以上、議長に圧力かけないでください。伊集院議員、これ以上圧力かけないでください……（「自分自身の中でそれでいいのか……」と呼ぶ者あり）。妨害です、私、しゃべられへん。

川嶋議長　工事請負契約についての質疑をしてください。よろしくお願いいたします。

河野議員　だから、してますけど、関係ないことはありますかって言うたら、関係ないことはないって、今、議長、おっしゃいました……（「契約の話だ」と呼ぶ者あり）……。だから、そのまま質疑続けさせてください。おかしいな……。だから、関係ないことはないって、議長、おっしゃったんですよ……（「質問が関係ないって言ってる、この工事費の中に包括も入ると思うやんか」）……、議長の今､言ったことを無視されるんですか、伊集院元議長。議長が関係ないことはないとおっしゃいましたので、質疑を続行させていただいてよろしいでしょうか。

川嶋議長　先ほどから申し上げております、続けてください。

河野議員　もう二度と、こういうような……（「質疑が関係ないって言わはった」「そうそう」と呼ぶ者あり）……、私の質疑は関係ないことはないと、あなたが今、そんなこと訊く時間、手をあげて発言してください、そしたら。それを払拭する質疑を後でしてください……（「質疑しよう」と呼ぶ者あり）……。はい、質疑しましょう。ヤジばっかり言うてね、ヤジだけしかしなかったなんて議事録、残さないようにしてください。

　すいません、申し上げますけど、今の二つ質問させていただきましたのは、もうよろしいでしょうか。質問として受け付けていただいてますでしょうか。議長、よろしいですか。今までの質疑、今までやってきた質問ね。

川嶋議長　続けてください。でも、この工事請負契約に即した質疑でお願いいたします。

河野議員　ですから、これはどのような位置づけになっていますかと、長期包括委託の中でいう工事のものと趣が違うのですか、と訊いておりますので、この工事についてどうですか、と訊いております。

川嶋議長　先ほどの答弁にもありましたけれども、これに関しましては、今回は工事請負契約ということですので、そこまでいくと、答弁も聞いていただいたと思いますけれども、そのような結論で言われておりましたので、それに沿って質問していただきたいと思います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

河野議員　結論って、だから、そこを踏み込んで訊いたわけです、私が、さらに詳細に答えて欲しいと……（「大規模改修にはならないと」「議長の言うこと聞いてよ」と呼ぶ者あり）……。これね、ヤジが出たから、議長、そういうふうにおっしゃいますけど、やっぱり、ヤジに従って議事進行はやめて欲しいと思います……（「議運で」「ヤジに

従ってって」ほか、議場内私語多し）……。お二人、もうほんとにいい加減にして欲しいです。過去からそうですけど、ほんとにね、その価値が、そのつど違いますよ。町長が代わったら、また変わってくる……（「質問を」と呼ぶ者あり）……、はい、よろしくお願いします。

ということでは、今、そういうふうに質問しましたが、お答えいただけないのであれば答えていただきたい、再度、それは申し上げます。

そういうことであれば､やはり､この２億円に至る工事というものが､今後にわたって､やはり応急措置の域を出ないというふうに思います。だからといって反対するようなものではないと認識しておりますが、これを今後、続けていくことが、最終的に住民と島本町の将来に影響を与えるということを考えていますので、この金額の大きさから考えると、ほんの一部の質問だと思いますし、その答弁によって何らか大きな、今後を揺るがすものではないと思いますので、その範囲において、お答えください。

ちょっと待ってくださいね、あんまりうるさかったから、書いたものがどっかに行ってしもうて……。あと、ダイオキシンの測定値、今回の工事にも様々関わっております。ついては、先ほど戸田議員がおっしゃったような安定しない時間帯での測定というものは、私自身も 16 年前に議員になった際に、やはり周辺住民を中心として､当時、ごみ焼却施設のダイオキシン問題は、いろいろな時事的な事件もありましたし、そういうことでは、そういう時間帯も特化して計っていただきたいというのは、やはり住民の健康、環境に関わる要望だと思います。この工事の際、例えば 16 時間炉の際でも、一定、労働時間に変更が生じる期間においては、ちょっと取り出しで計っておく必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。答弁を求めます……（「契約についての議案」と呼ぶ者あり）……。

いい加減、ちょっと注意してもらえませんか。静粛にと、一言でいいから注意して……（「そのとおり」と呼ぶ者あり）……。住民のために、注意してください、議長。注意できない理由、ずっとしゃべってはりますよ……（「議事進行」と呼ぶ者あり）……。手あげんと、人の質問時間使って。

川嶋議長　質疑を続行してください。

河野議員　１期目の議員さんだったら、わからんでもないけど。ずっとしゃべってはります、伊集院議員、私の質問の間。もう、これは雑音ですよ。質問、手をあげて……（「うるさいって」「私のことは」ほか、議場内私語多し）……。当たり前でしょうが、伊集院議員、手をあげて発言してるんですよ……「議長、私も質問」「進行」と呼ぶ者あり……。

川嶋議長　河野議員、質疑を続けてください。

河野議員　はい。何かお子ちゃま状態になってきているんですけどね、この議会が。それこそ若い町長の前でね、あんまり、これ以上醜態をさらしたくないのでやめますけれど

も……（「自分がしている」と呼ぶ者あり）……、議会としてですよ、はい。失礼いたしました。

もう、ちょっとしゃべれなくなるんですよ、あんまりうるさいから。今、原稿見たんですけど、一言でいいから注意してもらえませんか、静粛にだけでいいから、議長。

川嶋議長　「静粛に」は、先ほどから言っておりますので。

河野議員　聞いてません。

川嶋議長　続けてください、河野議員、質疑を。

（「議長の言うこと聞いて」と呼ぶ者あり）

河野議員　おかしいですよ。もう、だいぶ質問、忘れてしまいましたけど、はい。ダイオキシン測定については、そういう要望があるということがあります。住民が、過去に私たちの会派では、尺代中心に土壌調査もして欲しいというような質問もしたことがありますし、これはあくまで、ほんとに住民からの素朴な要望ですし、この８時間炉という大阪府唯一のバッチ炉としての宿命ということでありますので、やはり不安を払拭するためにも、そういったことをやっていただきたい。答弁を求めます。

以上です。

（河野議員・自席から「ひどいねぇ」と発言）

都市創造部次長　まず、１点目の今回の補修工事のみならず、大規模改修と包括の中でどういった形で位置づけているのかというご質問でございますが、一定、包括運営を委託するにあたっては、工事をどういった形でやるのかどうかというものを決めたほうがいいというような委員会でのご指摘でした。その中で定期的に毎年やっております、例えば耐火材の補修工事でありますとか、それから破砕機の補修工事、こういったものは定期的にやっております。それ以外の部分につきましては、数年単位でやるものもあれば、今回初めてやるようなもの、操業してから初めてやるようなものというもの、様々ございますが、一定、まとめて補修工事をやった場合には金額も大きいので、我々の中では「大規模」というような言い方をするかも知れませんが、いずれも運転を安定してするには必要な補修工事の中身ということでございますので、包括をやるから、必ずこの項目をすべてやっておかなければいけないとか、そういうものではなく、あくまでも施設を安定して運転するための補修工事という形で、我々は認識をいたしております。

それから、ダイオキシンの測定、立ち上げ・立ち下げ時の部分につきましては、先ほど戸田議員のほうからのご質問にご答弁させていただきましたとおり、我々といたしまして、やはり法に基づいた形で測定をする必要があるという認識でございますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

伊集院議員　私の質問は、あなたに言われて、河野議員に言われてする問題ではございませんので、よろしくお願いいたします。議員としまして、権利の範疇でさせていただき

ます。

今回の工事費の契約締結ですね、ちょっと基本的な部分で、毎年毎年やっておりますので、材料及び機器の部分ですね。この契約概要の中では尚書きで、本町の指示のあった場合は、「使用材料及び機器の立会検査を実施」されるということであります。私、前からこれはされているものだと思っていたんですけども、指示をされるという部分ですね。この点はどういう形で、そういうふうにされるのか。その点、ちょっと詳細をお訊きしたいと思います。

それと、今回のこの工事費金額も出ておりますし、請負の契約が決まる寸前でありますが、この費用の中で包括民営委託の部分の予算が、この工事費の中に入っているのであれば、その金額をお示しいただきたいと思います。

都市創造部次長　では、私のほうから１点目について、ご答弁申し上げます。

まず、材料及び機器の部分での最後の尚書きの部分ですね。「本町より指示があった場合」の「使用材料及び機器の立会検査を実施する」、これにつきましては、当然、補修工事をやるにあたり、いろんな材料とか機器が入ってまいりますので、補修工事に入る前に材料について、きちんと工事をやるにあたっての材料が、数量が入ってきているかどうかとか、こういうものを職員立ち会いのもとで確認をいたしますので、これについて明記をさせていただいているものでございます。

都市創造部長　２点目の包括運営にかかりますご質問でございます。今回、契約の同意をお願いしております部分については、包括運営にかかる費用は一切入っておりません。

以上でございます。

伊集院議員　まず、立ち会い検査の部分ですね。補修工事前に材料をチェックされるということの答弁であったと思います。わかりました。

ただ、尚書きであれば、その「指示のあった場合」ということは、入る前にチェックはされますが、例えばJIS規格、それぞれの規格の部分をチェックされてから入るので、実質上、運行されるような形になったときに、改めてそういうことが起きるというようなことはないというふうに思われるんですが、あくまでも、この尚書きは、もしものときも記載されているのか。先ほどおっしゃった、前だけされるということなのかの確認をさせてもらいます。

それと、この契約金額におきまして、包括民営委託の部分の費用は一切入ってないということでありました。それではもう１点、この工事概要の中に包括民営委託の部分が触れられているものがあるのか、その点がありましたら、お示しください。

都市創造部次長　立ち会い検査の部分のご質問でございます。「本町より指示のあった場合は」、改めて明記はしておるのですが、常に議員ご指摘のとおり、材料等が入ってくれば、そのつど検査させていただいております。何かあった場合には、それ以外の部分を含めてという意味で記載はさせていただいておりますが、今後、よりわかりやすいよ

うな形で､これらの記載につきましては検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

都市創造部長　今回の工事についての工事概要書の中にも、包括運営委託については触れられておりません。

以上でございます。

東田議員　１点だけなんですけども、６月の補正予算で、この煙突の工事費で１億円予算計上しましたけども、これは工事請負契約で、一応合算で全部いっぺんにということで随意契約結ばれております。単純に今まで通常やっていた、内部でいろんな今までの続きのような維持補修の工事と、この煙突の補修工事、これは分離発注して、この煙突の補修工事とか、普通に一般の入札にかけたら、もうちょっと予算圧縮できたのと違うかなと疑問に思うんですけども、そのあたりは検討されましたか。

都市創造部次長　まず、補修工事にあたりましての工事内容でございますが、我々、当然、保守点検、それから清掃工場に勤務しておる職員等から、どういった形で補修工事をしなければならないのかというヒアリング等を経たうえで、今回の工事内容になっております。その内容によって、当然、分離発注できるものにつきましては、これまでもさせていただいております。例えばですが、清掃工場で道路というか、敷地内のアスファルトが傷んでいるということであれば、それにつきましては町内業者に出させていただいたりとかはさせていただいております。

今回の煙突の部分につきましては、清掃工場でごみを処理したガスが、最終的にこの煙突を通って出ていくところでございますので、どうしても、ここについては施設の中の一部ということで、この煙突につきましては、今回、請負契約のほうを出させていただいておりますエスエヌ環境テクノロジーで実施するものが望ましい、望ましいというか、しかないということで、今回は、この工事についても一定含めた形で、契約同意のほうをお願いさせていただいているところでございます。

以上でございます。

川嶋議長　この際、暫時休憩いたします。

（午後２時11分～午後２時25分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き､会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

塚田議員　煙突の補修工事について、質問させていただきます。

煙突補修工事の間に、１号炉・２号路が両方停まるケースがあるのかどうなのかと、あと、停まっている間も町内からごみが集まってくるかと思うんですが、その間の処理をお聞かせいただきたいのが１点。もう１点は、煙突補修工事の間ですけれども、直接、ごみを持ち込まれる住民の方がいらっしゃると思うのですが、相当、煙突の近くを通るということが思われますので、その安全対策、どのように取られているか、具体的にお

聞かせください。

都市創造部次長　煙突の補修期間中の工程でございますが、先ほど私、ご答弁させていただきましたように、煙突につきましては年が明けてからの、今のところ補修の予定をいたしております。その間、全停、１号・２号、ともに停めなければいけない時期というのが、今のところ、約１週間程度ぐらいの予定をしております。

その間のごみにつきましては、通常どおりの収集をさせていただきます。また、ごみを持ってこられる方も通常どおり搬入をしていただくような形になります。その間、焼却処理はいたしませんが、搬入されたごみは、ごみのピットのほうに一定溜めていくというような形で対応させていただきたいと考えております。

それから、煙突の補修期間中の安全対策、議員ご指摘のとおり、煙突は清掃工場入ってきて入り口のところにございますので、一般の方、それからごみ処理に携わる職員等も多数の方が往来をいたしますので、まだ、どういった形の安全対策というのは決まってはいないのですが、当然、煙突の補修にあたっては、今回、仮設を組んでまいります。仮設を組み、その後、一定、人が入ってきてはいけないというような形で場所を決めてということになりますので、通常の方がそこの中へ入らないような形をもって、安全対策というものになっていくのかなというふうに考えております。

以上でございます。

岡田議員　ごみ焼却場におきましては、本当に私、議員として送っていただいてから、毎年毎年、１億円の補修工事が議会のほうに提出されております。今回、１億円以上、２億円近い補修工事の議案が出ましたことは、ほんとに議員としても心苦しく思っております。もっと早く、なぜ手を打たれなかったのか、また議会としても、その方向に持っていくという、そういうのもできていなかったということに関しては、ほんとに私は反省をすごくしております。

まず、質問をさせていただく１点目なんですが、18 年に補修工事を一度、煙突、されてますね。これは煙突の上から５メーターぐらいのところで補修工事をされていて、その当時は 800 万という金額をおっしゃっておられましたが、今回は、煙突の補修工事が 5,700 万から出てるんですね。これは工事の内容が違うので、そうかなとも思うんですが、使用材料に関しましては、18 年に補修工事をされたときと同じ材料でされるということでよろしいでしょうか。あとは炭素繊維シートとか塗装とかありますが、こういうものを含めて、今回は 5,700 万という金額が出てると思うんですが、当時は 800 万という金額で終わってます。10 年の経過、なってますので、金額が妥当かどうかというのは、ちょっと素人判断ではわかりかねるんですが、使用材料として、その当時と同じようなものを使用されるということで、よろしいんでしょうか。それが１点目ですね。

もう一つ、保証期間というのを交わされておられますが、保証期間というのは、すべて１年間ということになっておるようですね。この１年間の間には、無料で破損とか欠

陥、故障した場合は無料で相手が持つというような保証期間というのがあるんですが、過去にお願いされた、この補修工事において、１年以内ですね、保証期間の中で何か、そういうことがあって、保証期間で相手にお願いされたというような例があるかないか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

２点です。

都市創造部次長　まず、１点目の煙突に関するご質問でございます。

平成 18 年度に煙突のほうの補修をさせていただきました際には、先端部分から５メーターの部分と、あとハチマキといって補強をさせていただいております、金属部品で補強をさせていただいておるんですけども。この５メーターの部分というのが、炭素繊維シートを一層巻きという形でさせていただいております。あとは当然、塗装等もさせていただいております。

今回につきましては、最上部５メーター部分がステンレス板を設置いたします。ですので、平成 18 年度に炭素繊維シートを巻いた部分がステンレス材料に替わります。それから、そこから 24 メーターまでですので、24 メーター、炭素繊維シートをその下に巻いていくような形になります。ですので、煙突の真ん中の辺りから 24 メーター、炭素繊維を巻いていきます。前回は一重だったものが、今回は二重の炭素繊維を巻くということになりますので、そういったことからも、今回はかなりの工事費が高額になっておるというところでございます。

それから、瑕疵期間につきましては、通常、機械ものの工事であれば瑕疵期間は１年間という形で設けさせていただいておりまして、これまでも何度も補修工事はやっていただいてはおるんですけども、特に、この期間中に瑕疵があって、何かしら手直しをしなければならないというような事例は、これまでにはございません。

以上でございます。

岡田議員　６月の補正予算で１億という金額が、補正予算で出ましたよね。今回、また１億何ぼか、工事請負金額で出てますよね、１億９千万出てますが、これは一度になぜ出せれなかったんでしょうか。２回に分けて出した理由というのは、どういうところから２回に分けて出されたんですか。

（「質問出てた」と呼ぶ者あり）

都市創造部次長　今回、改修工事ということで約２億円の工事費をあげさせていただいております。もともと清掃工場といたしまして、補修工事を一定やらなければならないというものが保守点検であがってきております。これが、今回、議案審議にあたっての資料請求人２で出てきている内容が、平成 29 年度の保守点検の結果ということで出てきております。この工事費が約６億円という形での概算経費になっておりますが、もともと当初予算では約１億円の予算しかついておりませんでした。

これはなぜかと申しますと、煙突の補修は一定必要であるというのは、先ほども別の

議員にもお答えしたとおり認識はしておったんですけれども、煙突の補修の仕方によって金額が変わってまいります。この点検が12月ぐらいまでに終えたところで、その後３月まで、この保守点検というものは取りまとめておるんですが、その間に、どういった補修工事をしたらいいのかということで検討をさせていただいておりました。こういったことから、３月末になってはじめて煙突の補修は一定、今回のものということで行ってはどうかというのが決まりましたので、補修の工事費の予算を計上するのが当初予算には間に合わず６月になってしまったということでございます。

煙突のほうが補修をするのがもうちょっと先でもよければ、当然、30年度のほうの予算という形であげていくようにはなるのですが、どうしても煙突の部分の補修というのは、入り口の部分にありますし、万万が一、何かの形で崩れたりとか、何か落下したりということになりますと、搬入されている住民さんもいらっしゃいますし、それから職員もおります。それから、ごみの搬入している委託業者等、入ってくる入り口の部分になりますので、やはり、これは早急に対応する必要があると。こういったことから、６月に補正をあげさせていただいたものでございます。こういったことから、２回に分けて予算計上をさせていただいたということになっております。

以上でございます。

清水議員　１点だけ、ちょっと訊きたいんですけど、煙突の工事に関してですけど、今回、直工費で5,700万、経費入れると、ざっと７千万ぐらいの工事費になっていると思うんですが、これは普段あんまりない工事なんで、今回７千万ぐらいかけて工事すれば、何年ぐらい保つのかというのと、その次の改修では、こういう大きな金額にはならないとは思うんですよ。その辺はわかる範囲で、よければお答え願えますか。

都市創造部次長　今回の煙突の補修工事につきましては、平成18年度にやった炭素繊維シートが、接着剤が、経年劣化により剥離をしてきたということで、あわせて下のコンクリートの部分についても傷んでいるということで、補修をさせていただいております。

今回、先端部分についてはステンレス材を巻きますので、剥離をするということはないのですが、その下の炭素繊維シート、こちらについては今回二重でやりますので、最低でも、前回やった補修期間から同じぐらいは、まず保つだろうと。ただ単にシートが、接着剤が例えば傷んで剥離するだけなのか、それとも下の煙突のコンクリート部分がさらに傷んでしまうのかというものによっては、補修の今後の内容等は変わってはきますが、一定、前回の経験を鑑みますと、最低でも大体10年ぐらいは、次、保つのではないかなと。そこから先というのは、今後、点検の中でどういった程度、補修を今後していく必要があるのかどうかも含めて、確認をしていく必要があるのかなというふうに認識しております。

以上でございます。

川嶋議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第63号議案　工事請負契約の締結について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をさせていただきます。

ごみ処理施設の老朽化による機能低下を回復し、適正な能力の維持を図るものです。契約金額1億9,499万9,400円、契約業者エスエヌ環境テクノロジー株式会社、随意契約によるものです。

議案参考資料の添付、現場での丁寧な説明、質疑・答弁において、改修工事の必要性は一定確認したところです。工事費の積算について、その妥当性を判断するには専門性を持ちかねるというのが正直なところですが、現場を拝見して感じることは、整備・清掃、整理整頓が十分になされているということ、臭気を全く感じることもなく、このことは誇りに思っております。

包括的な運営委託の方針が示されていること、精密機能検査を行われたこと、施設の更新、広域化の課題を抱えていること。これらの課題を総合的に考えると、このまま毎年１億～２億規模の補修工事を続けていくのか、大規模改修工事として生き続け、包括的運営に向かうのか、その方針が示されないことについては問題があると思っております。他の議員からも、そのような指摘があったところかと思います。

さて、連続炉と異なり、バッチ炉は１日８時間操業などの運転で、毎日、点火・消火を行うため、立ち上げ・立ち下げ、くすぶり状態時のダイオキシン発生が多いことが欠点です。経済的効率のみならず、環境という視点からも、清掃工場の今後のあり方を考える必要があります。設備の適切な維持補修・管理業務、長寿命化、そして安定燃焼の監視に留意していただき、引き続き、ごみ量の削減と分別、環境・消費者教育にも力を入れていただきたいと願っております。

以上をもちまして、人びとの新しい歩みの賛成討論とさせていただきます。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

村上議員　第63号議案　工事請負契約の締結について、自由民主クラブを代表し討論を行います。

本契約は、平成29年度島本町清掃工場ごみ処理施設改修工事請負契約を締結するものであります。改修工事内容は多種にわたっておりますが、特に、毎年改修工事をしなければならない燃焼設備の耐火材補修工事や、粗大ごみ処理施設の破砕機補修工事など、

焼却炉にとって必要な改修工事費をはじめ、今回、特に経年劣化によるコンクリート強度が低下している煙突の補修・補強を行い、機能回復を図る煙突補修工事など、多種の施設の改修工事であります。

これまで、毎年１億円前後の改修工事が行われており、現在、焼却炉は一般的には耐用年数20年といわれている施設であるにも関わらず、すでに約26年が経過しております。住民の快適な生活を維持・保障するためには欠かせない改修工事であります。今後も新たな方針が決まるまでは、このごみ焼却炉は停めることはできないのであります。

従いまして、本町の現状を考えたとき必要な契約であると考え、賛成の討論とします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員　それでは、第63号議案　工事請負契約の締結について、コミュニティネットを代表して賛成の討論を行います。

平成29年度島本町清掃工場ごみ処理施設改修工事につきましては、契約金額が、１億9,499万9,400円、契約業者といたしましてはエスエヌ環境テクノロジー株式会社となっております。

この施設の性格上考えますと、設置後26年が経過している清掃工場に毎年１億円をかけていって、今年度につきましては煙突の改修工事、これにつきましてはコンクリートの剥落とかの危険性があることから早急な対応が必要ということで、今回、予算計上されています。これにつきましても、必要な予算の執行であると思います。

施設の性格上、清掃工場改修工事、この参考資料を見させていただきましても、平成５年ぐらいから順次に予算計上されており、毎年の１億円という金額が、老朽化したから突然増えたものでもないんではないかなというふうには考えております。しかしながら、本町の清掃工場、今後の方向性がまだ見えていない状況であって、長寿命化というのは、しっかり頑張っていかなければならないと思います。

工事の施工にあたりましては、しっかり安全管理していただきまして、特に煙突部分、従業員の皆さんや出入り業者の皆さん、また利用者に皆さんの安全管理をしっかりと行うことを要望いたしまして、コミュニティネットを代表しての討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第63号議案　工事請負契約の締結について、日本共産党・河野恵子としての討論を行います。

各会派のほうで討論が行われたように、この工事そのものの必要性を認めるものです。また、先日８月30日に現場のほうに非常に時間を割いていただきまして、今回の工事箇所についての現場での詳細な説明を受けたところですので、その点については質疑はいたしませんでしたが、昨年度、作成されております精密機能検査報告書の151ページ、「７．考察」で示されている、ごみ焼却処理施設の要補修箇所というところにおいて、昨年度来、順次、更新及び補修を手がけられているものと認識しております。

ただ、昨年度の工事についての保証期間、あるいはその工事についての成果品についてまでは、時間の関係上、詳細な質問、説明を求めたものではありませんが、これは後の決算の常任委員会において精査されるものとしております。

ただ、他の議員の質疑の中にありました、契約そのものについては、ここ数年来随意契約ということになっております。これについては、過去に様々な手法を講じたものの、適正な契約に至らなかったという意味で、議会としても、この随意契約、「適正な」というのは、ちょっと言葉間違ってますね、様々な契約方法についての議論、手法が講じられたものの、入札、他の参入がなかった。様々なことがありまして、現在の随意契約に至っている。そのことを議会としても、私としても認めてきたものですが、ですからこそ他の議員の質問にもありましたように、随意契約の中での分離・分割発注、そのことによっての地域への経済循環と至るような方策も、今後の予算編成の中でも検討していただきたい。これは要望として申し上げます。

それ以外に、工事監理的な業務においては、職員においてはあくまで日勤ということですので、それ以外の時間帯については十分な安全管理、その工事の報告を受けるという意味でも求めておきます。ただ、今年度末において正規の職員さん、島本町としての清掃工場の業務に経験のある職員さんが、一定、退職を迎えられたり、再任用や、あるいは非常勤嘱託で固めておられる。そういったことから考えても、今回の工事の経過についての経験の継承、あるいは環境課におかれての現場への立ち入りなどは、やはり詳細にやっていただきたい。そのうえでの現場経験の継承をしっかりやっていただきたいと要望いたしまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

塚田議員　第63号議案　工事請負契約の締結について、大阪維新の会を代表して賛成の討論をいたします。

平成29年度島本町清掃工場ごみ処理施設改修工事請負契約、契約金額　1億 9,499万9,400 円と、毎年の1億円の補修工事に加え、約1億円の追加の工事請負となりましたことを、非常に多額ではありますけれども、長寿命化をしていかなければならない本町においては、住民の身近なごみ処理という、住民サービスを安定的に維持・継続していくうえで必要な契約であると認め、賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第63号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第63号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第10、第64号議案　平成28年度島本町水道事業剰余金の処分についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長（登壇）　それでは、第64号議案 平成28年度島本町水道事業剰余金の処分につきまして、ご説明申し上げます。

議案の内容等につきましては、64の２ページの次に添付をしております議案資料に基づき、ご説明申し上げます。議案資料をご覧いただきたいと思います。

提案理由でございますが、「地方公営企業法」第32条第２項の規定に基づき、剰余金の処分を行うものでございます。

次に、議案の概要でございます。

まず、剰余金の処分でございますが、当年度未処分利益剰余金は１億2,070万9,655円で、利益剰余金処分額の内訳につきましては、資本金に8,947万2,470円を繰り入れ、減債積立金に600万円を積み立てるもので、利益剰余金処分額の合計は9,547万2,470円となりますことから、処分後残高となる翌年度繰越利益剰余金は2,523万7,185円となるものでございます。

参考資料といたしまして、次のページに平成28年度島本町水道事業会計決算書の抜粋を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

上の表は、平成28年度島本町水道事業剰余金計算書でございます。利益剰余金の、未処分利益剰余金の欄をご覧ください。今回の剰余金の処分につきましては、平成27年度の処分後残高でございます繰越利益剰余金2,510万5,615円に、平成28年度における当年度変動額9,560万4,040円を加えました、平成28年度当年度未処分利益剰余金１億2,070万9,655円を処分するものでございます。

次に、下の表でございます。平成28年度島本町水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。未処分利益剰余金の欄をご覧ください。当年度末残高、先ほどご説明申し上げました当年度未処分利益剰余金でございますが、１億2,070万9,655円、議会の議決による処分額は9,547万2,470円でございます。処分額の内訳でございますが、資本金に組み入れます8,947万2,470円につきましては、当期純利益に含まれております営業外収益である長期前受金戻入れ7,473万183円と、減債積立金から企業債元金償還に充てた1,474万2,287円を加えた合計額でございます。そして、減債積立金に600万円を積み立てようとするものでございます。

処分後の残高でございますが、資本金は27億2,814万6,351円、繰越利益剰余金は2,523万7,185円でございます。

なお、処分後の減債積立金につきましては、当年度末残高１億 4,580 万 724 円に処分額 600 万円を加えた１億 5,180 万 724 円となります。

以上、簡単ではございますが、平成 28 年度島本町水道事業剰余金の処分についての説明を終わらさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 64 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第 64 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 11、第 65 号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正についてから、第 69 号議案　平成 29 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）までの５件を一括議題といたします。

なお、本案５件は一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長（登壇）　それでは、第 65 号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

議案書の 65 の１ページをお開き願います。

提案理由につきましては、ふれあいセンターの多目的広場、具体的にはゲートボール場でございますが、ゲートボール場の廃止に伴い、所要の改正を行うものでございます。

平成 31 年度に開設を予定しております障害者地域生活支援拠点等施設につきましては、ふれあいセンター多目的広場（ゲートボール場）を事業予定地としており、これに伴いまして当該事業予定地を更地にする必要がありますことから、第 65 号議案参考資料

の「島本町ふれあいセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表」で、お示しさせていただいておりますとおり、貸館対象施設から当該施設を削除するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、第66号議案　平成29年度島本町一般会計補正予算（第３号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の66の１ページを、お開き願います。

今回の補正予算の主なものでございますが、障害者地域生活支援拠点等施設整備を進めるため、予定地となるふれあいセンター多目的広場周辺の倉庫棟ほか解体撤去工事、淀川堤防上の道路――具体的には町道江川８号線でございますが、それにおける防犯灯設置工事、第一幼稚園屋上防水工事、第三小学校整備設計変更等業務などについて、補正させていただくものでございます。また、決算に伴う国庫支出金及び府支出金の過年度分の精算、人事異動などを勘案した人件費などについて、補正させていただくものでございます。

それでは、順次、ご説明申し上げます。

第１条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ１億2,262万１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を117億7,428万４千円とするもので、款項別の内容は、66の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

第２条の、債務負担行為の追加につきましては、66の６ページの「第２表　債務負担行為補正」にお示ししているとおりでございます。

まず、１点目の「空き瓶等選別及び再資源化業務委託」の設定でございます。町内で排出された空き瓶等を選別し再資源化等を行う業務について､平成30年度の業者選定を本年度中に入札により決定したいため、設定させていただくものでございます。次に、２点目の「図書館コンピューター賃貸借」の設定でございます。これにつきましては、現行の図書館システムのリース契約期間が年度末で満了となり、新たなシステムに更新する入札を執行するため、設定させていただくものでございます。

第３条の「地方債の変更」につきましては、66の７ページの「第３表　地方債補正」にお示ししているとおりでございます。

「一般廃棄物処理事業債」につきましては、当初予算及び補正予算（第１号）で予算措置いただきました、清掃工場施設整備事業の財源でございます。今回の工事請負契約の同意でお示しさせていただいておりますとおり、清掃工場ごみ処理施設改修工事の内容確定を受けまして、起債対象となる事業費を精査し、増額させていただくものでございます。

続きまして、歳入歳出予算補正の内容につきまして、事項別明細書により、ご説明申し上げます。

66の11ページからの「歳入」でございます。

第18款　繰入金、第１項　特別会計繰入金、第１目　後期高齢者医療特別会計繰入金150万９千円の増額及び第２目　介護保険事業特別会計繰入金3,056万２千円の増額につきましては、それぞれ前年度の一般会計繰出金の精算によるものございます。

第２項　基金繰入金、第２目　財政調整基金繰入金 94 万９千円の増額につきましては、歳入歳出の財源調整のため、増額させていただくものでございます。

第19款　諸収入、第５項　雑入、第５目　過年度収入560万円の増額につきましては、前年度の事業費確定に伴う国・府の特定財源の精算でございます。

66の12ページでございます。第20款　町債、第１項　町債、第２目　衛生債2,860万円の増額につきましては、「第３表　地方債補正」でご説明いたしたとおりでございます。

第21款　繰越金、第１項　繰越金、第１目　繰越金5,540万１千円の増額につきましては、前年度の実質収支の黒字を繰り越し、歳入するものでございます。

続きまして、66の13ページからの「歳出」でございます。

人件費につきましては、各費目にわたりますので、最後にまとめてご説明申し上げます。

最下段の第２款　総務費、第１項　総務管理費、第７目　広報費40万１千円の増額につきましては、正規職員１名が産前休暇に入る予定となっており、その代替として臨時職員１名を雇用するものでございます。66の14ページでございます。第11目　人権文化センター費79万円の増額につきましては、センター内学習室に設置しておりますノート型パソコンが、経年劣化により複数故障してきているため、更新をするものでございます。第13目　財政調整基金等積立金2,770万１千円の増額につきましては、前年度の実質収支が黒字となったことから、「地方財政法」第７条第１項及び「島本町基金条例」第２条第２項に基づき、財政調整基金に積み立てるものでございます。第14目　ふれあいセンター管理費1,400万円の増額についてでございます。これにつきましては、「ふれあいセンター条例」の一部改正におきましてご説明させていただきましたとおり、障害者地域生活支援拠点等施設の予定地である、ふれあいセンター多目的広場周辺の倉庫棟ほか解体撤去工事を実施するものでございます。

66の15ページ下段から、18ページ上段にかけてでございます。第４項　選挙費、第３目　町長及び町議会議員選挙費236万２千円の減額につきましては、本年４月16日に執行した町長及び町議会議員選挙にかかる事業費確定によるものでございます。

66の18ページ下段から同じく19ページ上段にかけての、第３款　民生費、第１項　社会福祉費、第１目　社会福祉総務費184万９千円の減額のうち、第23節　償還金、利子及び割引料450万４千円の増額につきましては、前年度の事業費確定に伴う特定財源の精算でございます。第５目　国民健康保険費206万９千円の増額、第６目　後期高齢者

医療費27万８千円の増額及び第７目　介護保険費123万４千円の増額までにつきましては、各特別会計の補正予算にかかる繰出金でございます。

第２項　児童福祉費、第１目　児童福祉総務費319万７千円の減額のうち、第１節　報酬11万３千円及び66の20ページの中段にございます第９節　旅費５千円から第12節役務費４千円までの増額につきましては、民間保育園の選定にかかる社会福祉施設整備審査委員会の開催にあたり、事務費を計上させていただくものでございます。次に、第13節　委託料153万４千円の増額につきましては、国における保育士等の新たな処遇改善の実施に対応するため、子ども子育て支援システムの改修を行うものでございます。66の21ページでございます。第23節　償還金、利子及び割引料356万円の増額につきましては、前年度の事業費確定に伴う特定財源の精算でございます。第４目　ひとり親家庭福祉費87万８千円の増額及び第５目　児童手当費19万６千円の増額につきましても、前年度の事業費確定に伴う特定財源の精算でございます。

第３項　生活保護費、第１目　生活保護総務費3,026万４千円の増額のうち、66の22ページの中段でございます、第23節　償還金、利子及び割引料2,508万円の増額につきましても、前年度の事業費確定に伴う特定財源の精算でございます。

次に、66の25ページの下段でございます。第７款 土木費、第５項 住宅費、第１目住宅管理費31万１千円の増額についてでございます。町営住宅管理基金は、町営住宅の共用部分等の維持管理及び運営を円滑に行うことを目的としており、共益費と共益費充当経費との過不足を調整するため設置しております。今般、平成28年度共益費の歳入歳出決算額が確定いたしましたので、積み立てさせていただくものでございます。

66の26ページでございます。最上段にございます第６項　交通防犯対策費、第２目防犯費900万円の増額についてでございます。これにつきましては、淀川堤防上道路である町道江川８号線の防犯灯設置につきまして、当初予算で実施設計委託料をご可決いただき、その後、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所と協議を行いながら設計を進めてまいりましたが、概ね協議が整い、「河川法」に基づく許可申請を行えることとなったため、今回、工事請負費の予算を計上させていただくものでございます。

66の27ページの下段でございます。第９款　教育費、第２項　小学校費、第１目　学校管理費379万７千円の増額でございます。町立第三小学校の校舎のうち、建て替え工事を実施する予定のＡ棟につきましては、すでに設計業務が完了しておりますが、第四保育所建設計画の見直しを踏まえ、建築確認や「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の施行に伴う設計変更及び各種申請手続が必要となるため、増額させていただくものでございます。

66の28ページの中段でございます。第４項　幼稚園費、第１目　幼稚園費1,995万６千円の増額のうち、第15節　工事請負費2,005万６千円の増額につきましては、本年度の当初予算におきまして実施設計業務をご可決いただきました第一幼稚園の屋上防水

工事を実施するため、増額させていただくものでございます。

最後に、66の30ページ以降の「給与費明細書」でございます。

まず、「特別職」につきましては、報酬において町長及び町議会議員選挙費の金額確定による減額並びに民間保育園の選定にかかる社会福祉施設整備審査委員会の開催に伴う増額でございます。「一般職」につきましては、当初予算策定時からの人事異動などを考慮し、現計予算を精査した結果、補正させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成29年度島本町一般会計補正予算（第３号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

健康福祉部長（登壇）　それでは、第67号議案　平成29年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします主な内容といたしましては、今年度の国民健康保険料の確定、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金の確定、平成28年度国庫負担金等の精算、人事異動などを勘案した人件費の増額に伴う補正予算でございます。

第１条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ9,940万２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を43億3,490万２千円とするもので、款項別の内容は、67の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

67の７ページの「歳入」でございます。

第１款、第１項、第１目　一般被保険者国民健康保険料、そして第２目　退職被保険者等国民健康保険料の減額でございますが、本年７月１日の本算定に基づき、一般被保険者国民健康保険料につきましては7,943万７千円、退職被保険者等国民健康保険料につきましては794万３千円を、それぞれ減額するものでございます。

次に、第４款、第１項、第１目の療養給付費等交付金774万６千円の増額につきましては、平成28年度療養給付費等交付金の確定による精算に伴う増額及び平成29年度退職被保険者等国民健康保険料本算定に伴う減額の一部に対応する額の、増額でございます。

次に、67の８ページをご覧ください。第５款、第１項、第１目　前期高齢者交付金69万６千円の増額でございます。こちらは、平成29年度前期高齢者交付金確定に伴い、増額するものでございます。

次に、第９款、第１項、第１目の一般会計繰入金206万９千円の増額につきましては、本年４月の職員の異動等に伴う人件費の増額でございます。

次に、第11款、第１項､第１目　繰越金１億7,627万１千円の増額につきましては、平成28年度決算におきます前年度からの繰越金でございます。

次に、67の９ページの「歳出」でございます。

第１款、第１項、第１目の一般管理費 239 万５千円の増額につきましては、先ほど歳入でもご説明いたしました職員の異動等に伴う人件費の増額でございます。

次に、第１款、第２項、第１目の徴収総務費 32 万６千円の減額につきましては、徴収支援員の任用の形態を変更したことに伴う報酬の減額でございます。

次に、第３款、第１項、第１目の後期高齢者支援金 105 万３千円の減額、次に 67 の 10 ページに移りまして第４款、第１項、第１目　前期高齢者納付金１万４千円の増額及び第６款、第１項、第１目の介護納付金 148 万１千円の減額につきましては、社会保険診療報酬支払基金への拠出金確定に伴うものでございます。

次に、第 10 款、第１項、第１目の財政調整基金積立金 8,522 万７千円の増額につきましては、国の予算編成通知に基づき、突発的な医療費の増加に備え積み立てるものでございます。

次に、67 の 11 ページでございます。第 11 款、第１項、第２目の償還金 1,462 万６千円の増額につきましては、前年度の療養給付費等負担金、特定健康診査保健指導国庫負担金及び府負担金の確定に伴い、超過交付分を返還するための増額でございます。

以上、簡単ではございますが、第 67 号議案　平成 29 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第 68 号議案　平成 29 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正をお願いいたします主な内容といたしましては、出納整理期間に収入されました保険料について、前年度繰越金として繰り入れ広域連合へ納付、そして一般会計への返還、人事異動などを勘案した人件費の増額に伴う補正予算でございます。

第１条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1,549 万７千円を追加し、歳入歳出予算総額を､歳入歳出それぞれ４億 5,237 万９千円とするもので、款項別の内容は、68 の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

68 の７ページの「歳入」でございます。

第３款、第１項、第１目の事務費繰入金 27 万８千円の増額につきましては、本年４月の職員の異動等に伴う人件費の増額でございます。

次に、第５款、第１項、第１目　繰越金 1,521 万９千円の増額につきましては、前年度保険料の繰越及び事務費でございます。

次に、68 の８ページの「歳出」でございます。

第１款、第１項、第１目　一般管理費 27 万８千円の増額につきましては、先ほど歳入でもご説明申し上げました職員の異動等に伴う人件費の増額でございます。

次に、第２款、第１項、第１目　後期高齢者医療広域連合納付金 1,371 万円の増額に

つきましては、前年度保険料の繰越分を広域連合に納付するものでございます。

次に、68の９ページでございます。第３款、第２項、第１目の一般会計繰出金150万９千円の増額につきましては、前年度の事務費を一般会計に返還するものでございます。

以上、簡単ではございますが、第68号議案　平成29年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第69号議案　平成29年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正をお願いいたします主な内容といたしましては、前年度決算確定に伴う精算、人事異動等を勘案した人件費の増額及び総合事業サービスのケアマネジメント費に関する補正でございます。

第１条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ１億736万１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ24億4,436万１千円とするもので、款項別の内容は69の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

69の７ページでございます。「歳入」でございます。

第３款、第１項、第１目の介護給付費負担金423万４千円の増額につきましては、前年度介護給付費負担金の精算確定に伴う追加交付分を増額するものでございます。

次に、第３款、第２項、第２目の地域支援事業交付金66万１千円の減額につきましては、共済費の掛金率の変更に伴う包括的支援事業費の人件費の増額及び総合事業サービスの介護予防ケアマネジメント事業にかかる費用のうち国負担分を減額するものでございます。

次に、第４款、第１項、第１目　介護給付費交付金471万１千円の減額につきましては、前年度介護給付費交付金の精算確定に伴う相殺分を減額するものでございます。次に、第４款、第１項、第２目　地域支援事業支援交付金158万５千円の増額につきましては、総合事業サービスの介護予防ケアマネジメント事業にかかる費用のうち、支払基金負担分を増額するものでございます。

次に、69の８ページでございます。第５款　第１項、第１目の介護給付費負担金388万９千円の増額につきましては、前年度介護給付費交付金の精算確定に伴う追加交付分を増額するものでございます。

次に、第５款、第２項、第１目の地域支援事業交付金33万円の減額及び第７款、第１項、第２目の地域支援事業繰入金33万円の減額につきましては、共済費の掛金率の変更に伴う包括的支援事業費の人件費増額分及び総合事業サービスの介護予防ケアマネジメント事業にかかる費用のうち府及び町負担分を減額するものでございます。

次に、第７款、第１項、第３目の職員給与費等繰入金156万４千円の増額につきまし

ては、本年４月の異動等に伴う一般管理費の人件費を増額するものでございます。

次に、69 の９ページでございます。第７款、第２項、第１目　介護保険給付準備基金繰入金７万６千円の増額につきましては、共済費の掛金率の変更に伴う包括的支援事業の人件費増額分及び総合事業サービスの介護予防ケアマネジメント事業にかかる費用のうち第１号被保険者保険料負担分を増額するものでございます。

次に、第８款、第１項、第１目の雑入 535 万円の増額につきましては、総合事業サービス対象者に対し、地域包括支援センターで実施した介護予防ケアマネジメントに対しての収入分を増額するものでございます。

次に、第９款、第１項、第１目の繰越金 9,669 万５千円の増額につきましては、前年度の繰越金でございます。

次に、69 の 10 ページの「歳出」でございます。

第１款、第１項、第１目　一般管理費 156 万４千円の増額につきましては、先ほど歳入でもご説明いたしました職員の異動等に伴う一般管理費の人件費を増額するものでございます。

次に、第２款、第１項、第７目　給付準備費 6,461 万２千円の増額につきましては、介護保険給付準備基金に積立を行うものでございます。

次に、69 の 11 ページでございます。第３款、第１項、第２目の介護予防ケアマネジメント事業費 566 万２千円の増額につきましては、総合事業サービス対象者に対し事業所等が介護予防ケアマネジメントを実施したことに対して、負担金を支払うものでございます。

次に、第３款、第３項、第１目　包括的支援事業費２万８千円の増額につきましては、先ほど歳入でもご説明いたしました共済費の掛金率の変更に伴う包括的支援事業費の人件費の増額でございます。

次に、69 の 12 ページでございます。第４款、第１項、第２目　償還金 493 万３千円の増額につきましては、前年度の償還金確定に伴う精算金となっております。

次に、第４款、第２項、第１目の一般会計操出金 3,056 万２千円の増額につきましては、前年度の保険給付費等の精算金を一般会計に繰り出すものでございます。

以上、簡単ではございますが、第 69 号議案　平成 29 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長　この際、暫時休憩いたします。

（午後３時 32 分～午後３時 50 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、本案５件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

中田議員　第 66 号議案　一般会計補正予算の、民生費の社会福祉施設整備審査委員会委員

報酬について、お尋ねします。

相次ぐ大型住宅の開発で、島本町の待機児童及び過密保育の解消は喫緊の課題です。社会福祉施設整備審査委員は、今年度中に民間保育所の選定に関わり審査を行うと理解しています。

質問します。一つ目、社会福祉施設整備審査委員は、何名で、どのような方々によって構成されるのでしょうか。二つ目、委員会内では、どのような内容が審査されるのでしょうか。三つ目、民間保育所の募集スケジュール、それから定員、場所、公募要件について、また募集するのは社会福祉法人に限るのか、もしくは株式会社も含まれるのか、をお示しください。四つ目、新しい民間保育園と言えば高浜学園がありますが、高浜学園の現状の定員と、実際の通われている入所者数と入所率をお答えください。五つ目、選定委員会は公開で行われますか。

以上、五つをお尋ねします。

教育こども部長　それでは、社会福祉施設整備審査委員会のご質問に、ご答弁を申し上げます。

まず、委員の数でございますが、現在のところ、５名を予定しております。それと、今回の予算では３回の審査委員会を開催予定にしております。審査の内容につきましては、公募をいたしました事業者が、保育所運営をするにあたって適当な事業者であるかということの審査をお願いをいたします。

スケジュールにつきましては、資料請求もいただきまして、お示しをしておりますけども、この補正予算が可決をされましたら、町ホームページで民間保育園の運営事業者の公募をするという予告編と言いますか、そういった情報を発信をしたいと思っております。そして、10 月には広報しまもとにおきまして、正式に公募の記事を掲載して募集をしていきたいというふうに思っております。

また、この公募にあたって、子ども・子育て会議も開きまして内容を報告するとともに、事業者に対しましては、応募期間を一応今年度内、12 月末までに応募をしていただくような形で考えております。

保育所の規模等につきましては、一定、１千㎡の 90 人程度の定員の保育所ということを考えております。といいますのは、あんまり大きな保育所を募集しても、募集の中では、保育所の用地までをその事業者が準備していただくということを想定しておりますので、そういった形にしております。ただ、若干の増はあってもいいかなというふうには考えております。

それと、募集する法人ですけども、社会福祉法人に限らず、株式会社も参入ができるということで規定をしたいというふうに思っております。

それと、高浜学園に関してのご質問がございました。高浜学園は 200 名定員でございますが、９月１日現在では 127 人の入所となっております。率としては 63％ということ

で、まだまだ余裕はあるということでございますが、保育士確保に苦慮しているという状況にございます。

あと、この審査会の公開・非公開でございますが、これまでも小規模保育事業所の事業者選定等ございましたが、会議については非公開で実施をしたいと思ってます。ただ、結果については、広報・ホームページで公開をするということで考えております。

それとあと、審査委員会の委員さんのメンバーでございますけども、これにつきましては小規模保育事業所を選定したときにもお願いをしたんですけども、大学の児童福祉に関わる教授の先生であったり、あと教育に関わる大学の先生をもう一人ということで、二人を考えてます。それとあと、法人あるいは株式会社の財務状況が判断できる税理士さんを一人お願いしたいと思っておりますのと、小規模保育事業所を選定したときには元町立保育所の所長を１名入れております。それと、私が委員の１人という形で入る予定で、今、考えております。

以上でございます。

中田議員　ありがとうございました。待機児童が多くある中、高浜学園の入所率が 63%とのことです。前回の審査委員会でも高浜学園は審査されて通ったわけですが、保育士の確保が、高浜学園の 63%に関しては困難とのことを聞いています。前回の２月の委員会でも、そのようなことが指摘されていると思いますが、確かに全国的に保育士不足が問題になっていますが、町内の保育所では保育士の確保がしっかりなされているわけで、高浜学園だけの保育士不足が、全国的に不足していることに原因を求めるには無理があると思います。

今回、同じことが、今回の新しい民間保育所の整備に関して起こらないように、保育士、職員の確保に関して、審査会などを通して、町として同じことが起こらないようにするために、何か対策は取られる予定ですか。

教育こども部長　保育士確保につきましては、特に新規で開設される保育所については非常に確保が難しいというふうに聞いております。ただ、高浜学園ももう数年経過をしておりますので、理事長なんかとお話しする中では、いろいろと努力はされているということはお聞きをしておりますけども、大阪府内を見ましても、やはり保育士不足というのは、どの自治体も言われております。たまたま今現状、何とか島本町の町立保育所につきましても確保はできておりますけども、まだまだ延長保育士とか、そういった部分についてはギリギリの状態でやっているというのが現状でございます。そのための対策として、昨年、対策も打ち出しをさせていただいたんですが、なかなかそれも、そんなに効果が出ていないという状況にあります。

引き続き、保育士確保については、いろんな形で努力はしていきたいと思っておりますし、今後、この募集する法人、あるいは株式会社につきましても、保育士確保というのは重要な部分になってくると思いますので、その確保策であったり、当初から何人確保

できるかというようなことも含めて、ヒアリングの中ではお聞きをして、特に重要視はしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

東田議員　まず、「ふれあいセンター条例」の部分ですけど、ゲートボール場の部分を廃止されるということで、それについては別に結構だと思うんですけど、ゲートボール自体が、もう最近、楽しまれる人も少なくなってきたみたいであれだとは思うんですけど、ここの場所の利用状況というか、もし、これなくなるとね、どの程度の方が困らはるんかなというのが、ちょっと気になります。

それと、一般会計の補正予算のほうで、債務負担行為の図書館コンピューター賃貸借で1,900万円、債務負担行為あげられてますけども、これの業務の内容はね、窓口業務、管理業務、帳簿作成というふうに書いていただいているんですけど、このリースの内容で端末であるとかプリンターとか、いろいろ、そのハードの部分、これがどの程度、この予算というか台数、それがどのくらいの割合なのかなというのが、ちょっと教えていただきたいと思います。

それと、一般会計補正予算で、ふれあいセンターの倉庫棟の解体、これは中に何が入っていて、もし、その中に相当量のものが入っているんであれば、どこか移さなければならないでしょうし、そのあたりついて、ちょっとお伺いします。

総務部長　「ふれあいセンター条例」、補正予算も絡んでおりますが、それについて２件のご質問をいただいております。

まず、ゲートボール場の近々の利用者という部分でございますが、28年度は一般の申込件数は０件でございます。町は30件、使っております。27年度では、一般の申し込みは５件ございました。町は、27年度では14件ということでございます。

28年度から申し上げますと、まず28年度の町の利用につきましては、教育こども部子育て支援課の所管の「子どもまつり」ですとか、健康福祉部所管の福祉大会とか、そういった部分、それから生涯学習の文化祭とか、そういった町のイベントという部分でございます。27年度にいきましても、同じような部分で町は利用しております。一般の方の27年度の利用につきましては、教職員組合が主催しております「反核・平和人権フェスティバル」とか、あと府立島本高校が主催者となっております健康スポーツコース、障害体育というふうなイベント、ガールスカウト大阪府ジュニア部門の集会とか、そういった部分の利用でございます。

ゲートボール場としての利用につきましては、平成26年度まで利用はございましたが、議員ご指摘のとおり、最近ではゲートボールからグランドゴルフのほうに移行されておりまして、27・28と、それぞれ利用はございません。

それから、既存の倉庫の荷物でございますが、いろんなものが入っております。その入っておる部分で、一部はふれあいセンター地階の機械室とか、ケリヤホールの搬入口

の近くに倉庫を設置し、その倉庫を利用する予定でございます。あわせて、あの中に入っているものを若干見直して、利用して、要らないものは破棄するというふうな形で、縮小した形で、別のところに保管をするという形でございます。

以上でございます。

教育こども部長　図書館コンピュータの賃貸借にかかる債務負担に関して、でございます。

内容といたしましては、まず機器類といたしましてサーバー３台、それからデスクトップなどの端末を 15 台、プリンター６台の機器を考えてます。また、このほかに導入のための作業ということで、現行のシステムのデータを新しいシステムに移行していく作業等がございます。そういった作業費用。それと図書館システムそのもののパッケージ、業者が作成いたしましたシステム、その費用等が含まれております。

以上でございます。

東田議員　「ふれあいセンター条例」のほうは、ゲートボールとかはあんまり利用されてないようですけど、それなりに事業、今まで、去年もやっておられたようですけども、あの場所がなくなった後、新たな場所を設けるというか、造らんでいいと思いますけども、どこか考えなあかんと思うんですけど、そのあたりについての検討は、もうされておられるかというのが一つです。

それと、図書館コンピューター賃貸借ですけども、今、聞いた限り、ハード部分で言うと、この台数やったら 1,900 万出しても、相当数余裕があるんだなというふうに思うんですけども、この導入のための作業とかパッケージとか、これが結局大多数を、この予算の中で占めるのかなというふうには思います。そこで、予算計上するにあたってね、この 1,900 万という予算の積算の根拠と言いますか、通常、例えば工事とかであったらね、工種があったり数量があったり、使用する材料なり機械なり、いろいろ細かく積み上げていって、そこで掛けていくじゃないですか。そういう何らかの根拠というのがあれば、ちょっと教えていただきたい。

総務部長　ゲートボール場の廃止に伴いまして、そのエリアがなくなるということで、確かにイベントとかの利用で、その場所がなくなることによって若干の影響はやはりあるというふうには思います。ただ、それの代替という部分での用地の提供というのは、特に考えてはおりません。ただ、ふれあいセンター全体の館の中で、今のキャパで対応していくことになろうかと思います。

イベントとかの場合、駐車場、現在ある駐車場とかも利用は一定できるかなというふうには思います。ただ、車が停められなくなるという部分から言えば、役場の中庭の部分を臨時駐車場とするなり、そういった部分で、今後、現在利用されている団体も含めまして、調整をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

教育こども部長　図書館システムの債務負担に関してですが、業者のほうからは見積りを

徴収しております。先ほど申し上げました機器等も含めて、ＳＥの配置であったり、システムを導入するにあたっての例えばウィルスソフトも必要であるとか、そういった細かい部分も含めて、一定見積もりを取ったうえで、今回の債務負担の――限度額ということですけども、1,900 万の設定をさせていただいております。

以上でございます。

東田議員　ふれあいセンターのほうですけど、いろいろ対応していくということですけど、今、聞いた限りやったら、まだ特別考えておられないようなので、その場、その場で対応していくより、一定、先に考えておられたらいいんじゃないかなというふうに思います。事業の数もね、それなりにあるようなので、そのときそのときにやったら、結構、直前になってバタバタするんじゃないかというふうに思いますので。

それと、図書館コンピュータですね。見積り取っておられるっていうことで、委託業務、大体こういうやり方で見積り取っておられて、やっていると思うんですよ。そのやり方が駄目だとは言わないんですけど、やっぱり少し疑問に思うのは、見積りあげてこられて、特にコンピュータとか電算関係だから、よっぽどの専門家でもない限り難しいと思うんですよ、私も当然そうですし。町の中で、これが妥当だって判断できる人がおるようには、ちょっと、どうしても思えなくて。

例えば工事なんかであれば、さっきも言いましたけども、積み上げていきますよね。その中で直接工事費から何ぼ、共通仮設から何ぼとか、ずっとあげていって、最終的に何％みたいなものでやっていると思うんですけど、本町の今、最低制限価格システムやってまして、その最低制限価格のあり方には疑義は持っているんですけども、片や、そのくらいグッと絞った方法で、片や、こっちで、ほんまに判断できているのかというのが、ちょっと疑問な部分あるんですけども。

その発注のシステム、委託料、島本町の中で相当数の割合占めていると思うんですよ。そのあたりについての、どの程度の根拠をもって、法的に手続き踏んでいって、これでオッケーですよ、というのはわかるんですけど、もっと圧縮できる工夫というのが必要じゃないのかなって思うんですけど、いかがでしょうか。

総務部長　町の歳出の中で、性質別という部分で物件費というのがございます。物件費の50％が委託料で占めております。もちろん設計委託とか、いろんな部分もありますし、電算もそういう形です。金額比較をするとき、当然、予算折衝というのは財政課で行います。そのときに前年度、前年度と言いますか、前回の費用との比較とか、あと他団体の同レベルの比較とか、そういった部分で比較検討は一定するんですが、今回は更新ということでございますので、データ移行も同時に発生するので、その辺の部分はなかなか単価的には見にくい部分がございますが、ただ単価比較の部分につきましては、一定、査定の中ででも行っておるところでございます。

以上でございます。

清水議員　一般会計補正予算（第３号）について、伺います。

防犯費の防犯灯設置、これの工事内容とスケジュールを教えてください。

２点目は、教育費の第三小学校等整備設計等業務の、これもスケジュール、その後の――これは建て替えやと思うんで、その辺のスケジュールも教えていただければありがたいです。あと１点、幼稚園施設改善工事の工事内容、これも工事のスケジュールを教えていただけますか。

総務部長　淀川河川堤防の、防犯灯の設置についてのお尋ねでございます。

まず、スケジュールにつきましては、今、設計の最終段階に入っておりまして、９月25日までが実施設計の業務期間となっております。併行して、淀川河川事務所のほうと協議をいたしております。ただ、淀川河川事務所のほうでは、占用許可が必要となっておりますので、大体申請から３ヵ月必要だということから、まだ若干、いわゆる許可が下りるまで時間を要します。大体、原課として予定しておりますのは、10月中旬ぐらいには施工業者を入札により決定して、11月末ぐらいには工事着手をしたいというふうに考えております。工事期間は実質的に約３週間程度、少なくとも年内には照らせるような形に持っていきたいというふうに考えております。

それから、事業の内容でございますが、府営江川住宅から高浜側に行く、あのルートというのは約600ｍございまして、そこにＬＥＤ防犯灯を設置いたします。合計16基を、今現在、予定しております。それから照度、いわゆる明るさでございますが、４メーター先の人の顔の向きなどが確認できる程度を予定しております。

それから、電線は地中埋設というふうにしております。これは淀川河川事務所との協議の中で、空中ですと、１本倒れると全部倒れてしまうという、そういうのは駄目だという形で言われておりますので、地中という形で予定をしております。

以上でございます。

教育こども部長　まず、第三小学校の整備検討業務ということでございます。

これのスケジュールにつきましては、今回、今年の４月から大規模建築物の省エネ基準の適合が義務化されたというような内容が新たに発生したということで、すでにできております設計の中で、この基準をクリアできるような見直しをする必要がございますので、まず、どういった、今の設計での変更部分が生じるかということを点検する必要がありますので、それをまず手がけます。その後、この省エネ基準の適合に関する部分も含めた形で、新たな建物――Ａ棟ですけども――を第三小学校に建て替えるということですので、建築確認申請が必要になってきますので、その手続きをするための書類関係の整備をした後に、建築確認申請を大阪府に提出するということになりますので、今年度中に、この建築確認が下りるように事務を進めたいというふうに思っております。

特に、年度末には混み合うということが毎年ございますので、できるだけ早く確認申請の申請をして、許可をいただけるように進めていきたいというふうに思っております。

それから、第一幼稚園の工事に関しましては、これは屋上の防水工事ということでございますので、予算を可決いただきましたら入札事務を進めまして、事業者を決めて、これも今年度中に事業を終えたいというふうに思っております。特に、これから運動会等がありますので、そういった時期は避けた形での工事になろうかと思いますけども、業者が決まりましたら、その辺のスケジュールも組みながら、特に幼稚園の行事にかぶらないように、それと安全対策も必要になってまいりますので、その辺も含めて調整のうえ、今年度中に工事を完了したいというふうに考えております。

以上でございます。

総務部長　淀川堤防で、若干、ご説明をさせていただく部分がございます。

点灯につきましては自動点灯、センサーを備えまして、自動点灯で制御するようになっております。それと、堤防の近隣の住民の方から、夜通し点灯することは非常によろしくないというふうな意見も聞いておりますことから、消灯につきましてはタイマー制御で制御をするという形で、夜通し点けるということは考えておりません。

以上でございます。

清水議員　通学路、淀川の堤防につける防犯灯については、点灯時間、自動点灯ということは暗くなってから、消えるのはタイマー、二重でそういう機器を付けるということなんですよね。あと工事中、通学路に影響というのは、そこはないんですかね。その辺をちょっと確認しておきたいと思います。

それと、第一幼稚園の件についても、屋根の工事なんで足場等が発生すると思うんですが、幼稚園の運営上に影響ないのかなというのが、一つ気になります。あと第三小学校、最初は今年度中に建築確認まで済ませたいと言われてたんですが、建築確認、２～３ヵ月かかると思うんで、できるだけ早くやってもらわないと、年度末というのは難しいかなと思うんで、その辺は考慮しておいていただきたいと思います。

だから、幼稚園と防犯灯だけ、ちょっと。

総務部長　防犯灯の設置にかかる工事の安全な対応ということでございます。今現在、江川住宅から四小のほうに通学されている児童につきましては、淀川堤防のいわゆる天端といいますか、舗装しているところを通行されております。今回、設置するのは江川８号線、もう一つグランリバーよりの遊歩道のところに近いところに設置するというふうなことを予定しております。もちろん、工事におきましては万全の安全な対策を講じて実施する予定でございます。

それから、点灯した後につきましては、この辺は教育委員会ともすでに協議をしておるんですが、やはり点灯しているほう、遊歩道のほうを通っていただくという形で、教育委員会とも調整をしております。

以上でございます。

教育こども部長　今の防犯灯の設置に関わって、通学路への影響ということでございます

が、工事の内容がまだ詳細はお聞きをしておりませんので、その辺を調整しながらというふうには考えておりますが、第四小学校の通学路として堤防一帯を利用しているというのが現状です。子ども達には、できれば舗装されている上の堤防敷を通るようにすれば、工事への影響は出ないのかなというふうに思いますので、その辺、また学校のほうとも調整をしながら､子ども達に適切に指示をしていきたいなというふうに考えております。

それから、第一幼稚園の屋上防水工事に関してですが、当然、足場は必要になってくるんですが、特に子ども達が活動する園庭側、そちらのほうには一応、単管としては何本か、足場として必要にはなるんですけども、すべて１階まで覆ってしまうということではありませんので、ただ､単管にぶつかったりというようなことが考えられますので、その際に怪我をしないような養生とか、そういったことについては十分留意をしてやっていきたいなというふうに考えております。

それから、第三小学校の件については、先ほども私もご答弁申し上げましたように、建築確認というのが非常に時間がかかりますので、できるだけ速やかに行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

岡田議員　66 の 26、今、お話がありますように防犯費の件で、今回、900 万という予算がつきましたことは、ほんとにうれしく思っております。今、議長をしてます川嶋議員が執念のように、これは一生懸命訴えてまいった件でございます。江川住宅のお母さん達から、第四小学校に通う子ども達が、もう５時になったら真っ暗、江川住宅から第四小学校までの間、あの堤防の上を通って行き帰りしなければならないということで、一生懸命、江川住宅のお母さんからの要望がございました。彼女は今、発言できませんので、私が発言させていただいているんですが、ほんとに住友特殊金属のほうにお願いに行ったり、国のほうに行ったり、一生懸命走っておりました。でも、なかなか河川の中に、この防犯灯をつけるということは難しいということで、長い長い年月がかかって、今回、このように補正予算が計上されましたこと、ほんとにうれしく思っております。

今回、この防犯灯の中身に関しましては、今、センサー式とか 16 基とか、いろいろ中身はお聞きいたしました。10 月中旬から工事に入って、11 月にはできるというようなこともお聞きいたしましたので、内容的にはよく理解できておりますので、ぜひ、子ども達、５時になったら暗くなりますので、暗くなって子ども、明るい道を通って帰れるように、できるだけスムーズに、事故なく工事をしていただきたい。このように思う次第でございます。

質問ですが、土木費に関しまして、住宅管理費の中で町営住宅管理基金積立ってございます、31 万１千円ですね。これは今､補正予算で出てますが、この積立金というのは、今現在、どれぐらいの金額になっているのでしょうか。毎年毎年、この積立金の金額は

計上されるんですが、累計はどうしてもわからない状況になっております。累計は幾らになっているのでしょうか。わかりましたら教えていただきたい、このように思います。

前後になりますが、人権文化センター費の中で、今回、事業用備品の中でパソコンの、これは何ですかね、新しく買われるんですか、修理されるんですか。すいません、ここの辺をきちんと聞いてなかったので、質問が横道にそれるかもわかりませんが、今現在、人権文化センターには何台のパソコンがあるんでしょうか。その点をお答えいただきたいと思っております。

債務負担行為について、お尋ねいたします。空き瓶の選別の再資源化業務委託の中でございますが、無色のガラスと茶色のガラスは日本国内において処分をして、その他の色ガラスについては財団法人の日本容器包装のほうに、リサイクル協会のほうに渡すということですが、今、ごみ収集の中ではビンが、全部の色が混ざった状態で収集されていると思うんですけれども、この色別はどこで色別をされているんでしょうか。国内でリサイクルするのと、その他の色ガラスをそういうふうにリサイクルのほうに回すのとの、そのビンの選別はどこでされているのでしょうか。その点、よろしくお願いいたします。

総務部長　予算書の 66 の 25 ページでございます。町営住宅管理基金積立、今回、31 万１千円積み立てをさせていただきますが、28 年度の決算では 21 万３千円という現在高、これは事務事業成果報告書、それから財産に関する調書のほうに、それぞれの基金の 28 年度末残額をお示しをさせていただいております。ですから、予算後の金額で申し上げますと、28 年度末が 21 万３千円でございまして、今回、補正予算で 31 万１千円を増額させていただきますので、予算枠としては 52 万４千円、現時点であるというふうにご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

都市創造部長　債務負担行為、空き瓶等についてのご質問でございます。

本町におきましては、ビンにつきましては、すべてのビンの色を含めて、いったんは収集させていただき、清掃工場にまず集めます。その後、今回の債務負担をお願いしております業者のほうにすべての色混ざった状態で搬出をさせていただいて、その業者が色ごと、選別をされるという状況となっております。

以上でございます。

総合政策部長　66 の 14 ページの、人権文化センター費の事業用備品 79 万円の増額の内容でございますが、現在、人権文化センター内の学習室に６台のパソコンがございまして、このパソコンは平成 19 年６月に購入して以来、10 年以上にわたってパソコン教室などにおいて利用してまいりましたが、今年度に入りまして、経年劣化等によりまして不具合が発生しておりますので、今回、新たにパソコンを購入させていただきたいと考えておりまして、計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

岡田議員　それでは、人権文化センターのパソコンは、合計６台から７台になるということでよろしいんですか。それか、１台減って６台そのままの状態なのか。ちょっと、その辺、きちんと聞かせてくださいね。

それと今、無色と茶色のガラス、その他の色のガラスも、島本町のごみ焼却場のところで分別するって言われ……、業者が分別するですか……（都市創造部長・自席から「業者が引き取って」と発言）……、業者に出して分別するんですね、２人で対話したらあかんよね。その業者というのは、すいません、どこの業者で分別するんですか。それは国内で再商品化をする業者なんですか。それか、あるいは財団法人の日本包装リサイクル協会なんですか。どこの業者に出して分別をしてるんですかね。

都市創造部長　今回、債務負担をお願いしておりますのは、平成 30 年度の業者について、入札をさせていただくにあたっての予算計上であげさせていただいております。

参考までに申しますと、平成 29 年度、今現在、うちのほうがビンの分別作業処理をお願いしておりますのは、高槻市内にある業者になってございます。また、この業者が透明と茶色のガラスビンについては､そこの業者がまた改めて再資源化する業者に処理を委託される状況となっております。ただ、その他ガラスビンについてはなかなか、そのようなルートというのが持てませんことから、公益財団法人の日本容器包装リサイクル協会にビンを､その他ガラスについては出されるというような流れになってございます。

それで、この日本容器包装リサイクル協会は、事前に島本町のその他ガラスについてはどこで処理をしますか、ということを事前に届ける必要がございますことから、来年度の委託業者については来年度決めるのではなくて、今年度決めて報告する必要がございますことから、今回、債務負担をこの９月会議におきまして計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

総合政策部長　失礼いたしました。今回、79 万円計上させていただいております部分については、人権文化センターにある６台のパソコン、これすべてを更新させていただきたいと考えておりまして、６台分でございます。ですから、現在６台あるパソコンを廃棄等をして、今度、新たに６台を購入させていただきたいというものでございます。

以上でございます。

岡田議員　わかりました。ということは、現在、この学習室にあるパソコン６台ですよね、すべて全部６台とも新しいものに替えるという理解でよろしかったですね。６台あるパソコンって､同時に購入したんですかね。同時に購入して、同じように全部、同時に切り替えるっていうような考え方でよろしいんですか。

それとガラスのこと、わかります、来年に使うために今年度から計上するっていう、それはわかっておりました。これは入札は１年１年、この入札の会社、会社の入札とい

うのは１年単位で入札をされているのでしょうか。この金額というのは、例えば、トン数に直すと何ｔで、この金額を出されてるんでしょうか、委託料ね。

総合政策部長　人権文化センターのパソコンでございますけれども、平成19年６月に６台を購入をいたしまして、その６台は10年以上、これまで使用してきております。今年に入りまして不具合が発生しておりまして、パソコン教室に支障を来しているということでございまして、もう10年以上使用しておりますことから、今後、その他の部分につきましても、いつ故障するかわからないというような状況にもございますので、今回、６台すべてを購入させていただいて、今後のパソコン教室が、皆さん同じ機種、同じようなグレードと言いますか、そういう内容で実施していただけるようにしてまいりたい、このように考えているものでございます。

以上でございます。

都市創造部長　再度のお尋ねでございます。

まず、入札につきましては、現在のところ、毎年実施させていただいております。また、処理していただく想定しているトン数でございますが、220ｔを想定いたしております。詳細を申しますと、１ｔ当たり１万３千円×220ｔに消費税を掛けました額、今回、予算計上をさせていただいております。

以上でございます。

平井議員　ちょっと、１件だけ。先ほど江川の河川敷の防犯灯の件で、清水議員の質疑に対する答弁の中でね、河川敷の防犯灯については地下埋をすると。それは、第１ポールまでは架空で飛ばして、そこから地中にするという考え方でいいですよね。それともう一つは、自動点滅器で点滅させる、それで消灯はタイマーを組み込むんだという話、ございました。それは夏場と冬場の日没が違うから、時間設定に行く手間を省くために自動点滅器で点灯させて、それで消灯はタイマーを組み込むというふうな考え方でいいのかどうか。その辺、ちょっと確認だけしておきたいと思います。

総務部長　２点ご質問いただいているんですが、まず、後段のほうのご質問にお答えを先にさせていただきたいと思います。

基本的にはセンサーが入ってますので、点灯はセンサー。ただ、センサーもある程度調整がききますので、その辺、どれぐらいのレベルの明かりで点くかというのは、一定、テストをして対応してまいりたいと考えてます。それとあと、タイマーにつきましても設定ができますので、それも一定、今現在、10時ぐらいまでを想定してますが、その辺は現場で状況を見ながら、タイマーの設定をしたいと思います。

どちらにいたしましても、その設定は変更が可能でございますので、ある程度、柔軟な対応をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

危機管理室長　電線、地中埋設までの間の接続の方法でございますが、ちょうど江川府営

住宅の横にスーパー堤防整備事業において整備された一画、住宅がございます。そこにつきましては架空で、ちょうど淀川の、今回、防犯灯が設置されるところに町管理のよし畑公園というのがございます。そこの上空から引き込みポールを設置して、そこから地中に配管するということでなっております。

以上です。

平井議員　設置の方法はわかったんですけども、点灯と消灯の件ですけども、タイマー組み込むんやったら、僕、自動点滅器要らんの違うかなと思うとって。それは、時間設定は夏場と冬場ね、設定時間は設定しに行かなければならないと思うんですけども、タイマー組み込むんやったら自動で入り切りできるんで、自動点滅器不要違うかなと思うんですけども、その辺はどういうふうになっているんですか。

危機管理室長　まず、電源のオンの状態のときに自動点滅器の件でございますけど、冬場、特に日照時間が短いので、冬場におきましては大体５時、例えば天候が悪かったら３時半、４時ぐらいでも暗いときがございます。そういうときも見越しまして、電源点けるときは、周りが暗くなったらスイッチが入るというふうな形で、切る時間帯につきましては、今、考えてますのは大体 10 時ぐらいまでを一応想定はしておりますが、そのあたりについては臨機応変に、今後、地域の方々の意見を聞きながら、時間の設定については調整していきたいというふうに考えております。

以上です。

福嶋議員　引き続きまして防犯灯の件なんですけども、淀川河川事務所と交渉されているということも鑑みますと、そこは「河川法」適用地域だと思いますが、「河川法」で定義されています環境影響を最小限にすると、自然と調和するというところが最優先になりますけども、その辺、設計上、どのような行為をされているか、お教えください。

危機管理室長　その辺の環境の配慮ということですけど、今回、採用させていただいた灯具ですけど、通常でしたら防犯灯というのは、大体 25 メーターから 30 メーター程度に１ヵ所配置するような設置をしておるところですけど、今回、水銀灯の 100W程度の照度が出るＬＥＤの灯具を採用いたしまして、極力、本数を減らすというような努力をしております。

また、先ほど部長のほうから答弁ありましたけど、架空線ではなく地中埋設ということで、そういった意味で景観ないし環境に配慮したような設計とさせていただいております。

以上です。

福嶋議員　あそこの部分というのは、皆さん、よくご存じのように４年前からコミミズクも来ておりますし、淀川の向こう側から、すごく視界の拡がっている場所になります。ですので、あそこで淀川の対岸もしくは河川敷のところ、堤外側から、そこの防犯灯が見える状況になりますと、大変、後でもめる状況が発生してまいります。

ですので、防犯灯の高さを堤防の上端よりも下げるか、あるいは光が堤外側に漏れない、対岸に見えない庇を入れるようなことをしないと、そこは環境保護の観点からすると考慮が不足しているという指摘になりますので、ぜひとも、そこは設計に盛り込んでいただいて、歩行部分がきれいになるのは、明るい部分、問題ないと思います。そして、堤防上に漏れなければ問題ないと思いますが、そこに漏れていくと、後々、またいろんな話が出てくると思いますので、そこは設計上の配慮、よろしくお願いいたします。

これは京滋パイパスができるときに、京滋バイパスの車道部分・横の歩道部分において、照明を淀川のところに光が行かないような庇を入れたというのを、すごく住民団体、自然保護団体と調整しながら、国交省があそこを設置したということになっておりますので、そういうことにならないように設計段階で十分配慮いただくことを、よろしくお願いいたします。

以上です。

河野議員　一般会計のほうは、もう種々聞かせていただいて、特に質問はございません。

介護保険特別会計の件で、資料を請求させていただきました。今年度に入って初めての補正予算ということで、特に総合事業がスタートしております。その件での補正ということについて、お尋ねをいたします。

河４にあたります、補正予算要求書をいただいておりますけれども、その歳入予算の中でケアマネジメントＡ・ケアマネジメントＢという、まさに総合事業の歳入部分がありますが、これと、歳出予算要求書にもあるケアマネジメントＡ・ケアマネジメントＢが入っておりますが、この点の差額は、これは同額ということで理解しております。もう一つは住所地特例者分、この点について他市町村に所在する施設へ住民票を移動している島本町の被保険者に対して実施した介護予防・ケアマネジメントにかかる負担金ということですが、この点の出と入の関係と、この制度についての詳細な説明を求めます。

あとは、当初予算にあわせての補正ということで認識しておりますが、このケアマネジメントのＡ・Ｂにかかる方はすべてチェックリスト、基本チェックリストを経て、この総合事業に移行された方であるというか、今後の見通しも含めて入れられたものであるというふうに理解してよろしいでしょうか。答弁を求めます。

健康福祉部長　それでは、今回の補正予算にかかってのご質問でございます。

介護予防のケアマネジメントの歳入として、節で言いますと雑入の 16 節　介護予防ケアマネジメント費の収入で 535 万計上させていただいて、歳出のほうは負担金として、介護予防ケアマネジメント事業費として 566 万２千円、計上させていただいてます。ここに差があるわけでございますが、この介護ケアマネジメント事業費としては、もともと当初は、島本町が行ったものに対して、そして島本町は地域包括支援センターを直営で持ってますので、国保連合会からの請求に基づいて支払うという考えがありましたので、歳入出で相殺されるものだという考えのもとで、当初予算では計上しておらなかっ

たというのが実態でございます。

その後、国保連合会の請求に基づきまして、改めて支出をさせていただかなければいけないということがわかりまして、今回、補正予算を計上させていただいたわけでございますが、ここに歳入と歳出に差がございますが、これは先ほど質問でもありました住所地特例者分として、他市町村に所在する施設へ住民票を移動している、ただ島本町の被保険者であるという方､例えば有料老人ホーム等に入所されている方でございますが、そういう方の分として、この４月・５月・６月の実績を踏まえて 65 件程度を見込んでおる。その単価が 4,781 円ということで、31 万 765 円ということで、その分の差が歳入と歳出で出ておるというとでございます。

また、ケアマネジメントＡ・Ｂについては、チェックリストを皆さん経過してのものということでございますが、それではございません。

以上でございます。

河野議員　そしたら、総合事業にかかる補正というものは実質的にはなかったと認識していいのでしょうか。

それと、住所地特例者分の 31 万 765 円の内訳については、これは後日の精算で歳入が確保できるものであるのかどうか。その点だけ、確認をさせていただきます。

健康福祉部長　まず、住所地特例分の質問でございますが、こちらについては、あくまでも住所地特例として支出するものでございまして、歳入は見込んでおりません。

今回、見積もっている分というのは、先ほども申し上げましたように当初予算で計上しておくべきものというものが計上されていませんでしたので、今回、補正をあげさせていただくにあたっては、この４月・５月・６月の実績を見込んで、予算として計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

川嶋議長　お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日９月６日午前 10 時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は、明日９月６日午前 10 時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦労様でございました。

（午後４時５２分　延会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一 般 質 問

村 上 議 員　日立金属株式会社山崎製造部の移転問題に対する動向と本町の今後の取り組みについて伺う

野 村 議 員　島本に新しい活力を～イベント事業の再スタート～

清 水 議 員　１．特殊詐欺について
２．汚水整備について
３．雨水水路整備について

第 ５ 号報告　平成２８年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

第 ６ 号報告　平成２８年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について

第 ７ 号報告　債権の放棄に係る報告について

第５９号議案　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第６０号議案　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第６１号議案　公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第６２号議案　大字東大寺財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

第６３号議案　工事請負契約の締結について

第６４号議案　平成２８年度島本町水道事業剰余金の処分について

第６５号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正について

第６６号議案　平成２９年度島本町一般会計補正予算（第３号）

第６７号議案　平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

第６８号議案　平成２９年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

第６９号議案　平成２９年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

平成２９年

島 本 町 議 会 ９ 月 定 例 会 議　 会 議 録

第　 ３　 号

平 成２９年　 ９月　 ６日（水）

島本町議会９月定例会議　会議録（第３号）

年　月　日　　平成２９年９月６日（水）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１４人である。

１番	塚田　淳	２番	大久保　孝幸	３番	東田　正樹
４番	平井　均	５番	河野　恵子	６番	清水　貞治
７番	岡田　初恵	８番	川嶋　玲子	９番	戸田　靖子
10番	中田　みどり	11番	野村　篤	12番	伊集院　春美
13番	福嶋　保雄	14番	村上　毅		

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	山田　紘平	教育長	岡本　克己	総合政策部長	由岐　英
総務部長	柴山　則文	健康福祉部長	岡本　泰三	都市創造部長	名越　誠治
都市創造部理事	柏木　栄一	上下水道部長	水木　正也	消防長	近藤　治彦
教育こども部長	北河　浩紀	会計管理者	永田　暢	総務部総務・債権管理課長	三代　剛

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	妹藤　博美	書記	村田　健一	書記	小東　義明

議事日程第３号

平成２９年　９　月　６　日（水）午前１０時開議

日程第１　第６５号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正について

第６６号議案　平成２９年度島本町一般会計補正予算（第３号）

第６７号議案　平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

第６８号議案　平成２９年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

第６９号議案　平成２９年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

日程第２　第７０号議案　平成２９年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

日程第３　第７１号議案　平成２９年度島本町水道事業会計補正予算（第２号）

日程第４　第　１　号認定　平成２８年度島本町一般会計歳入歳出決算

第　２　号認定　平成２８年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算

第　３　号認定　平成２８年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

第　４　号認定　平成２８年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

第　５　号認定　平成２８年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

第　６　号認定　平成２８年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算

第　７　号認定　平成２８年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

第　８　号認定　平成２８年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算

第　９　号認定　平成２８年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算

第１０号認定　平成２８年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算

第１１号認定　平成２８年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算

第１２号認定　平成２８年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算

第１３号認定　平成２８年度島本町水道事業会計決算

（午前１０時００分　開議）

川嶋議長　おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第１、第65号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正についてから、第69号議案　平成29年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）までの５件を一括議題とし、昨日の議事を継続いたします。

それでは、昨日に引き続き、質疑を続行いたします。

伊集院議員　おはようございます。昨日にも種々質疑がありましたので、少し確認をさせていただきたいと思います。

他の議員の質問の中で、この２年ほどの実績の答弁がありました。この実績の部分、もう少し詳細をお伺いしたいと思います。確か昨日の答弁では、28年が０件、27年がイベント系という部分であったと思うんですが、その前とかも含めて……、すいません、「ふれあいセンター条例」の一部改正に関わって、お伺いさせていただきます。すいません、昨日の続きで。

それと、一般会計（第３号）補正のほうでは、ふれあいセンターの敷地内にあります倉庫棟ほか解体撤去工事1,400万円の計上があります。ここのスケジュールも、ちょっとお伺いしたいと思います。

総務部長　おはようございます。それでは、伊集院議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、ふれあいセンターの多目的広場、いわゆるゲートボール場の利用状況でございます。29年度、現時点の一般の利用はございません。それから、28年度も昨日ご答弁させていただいたように一般の利用はございません。27年度は５件ございます。それも、どちらかというとイベントというふうな形になるのかどうかわかりませんが、大体一桁ぐらいの参加者の案件がございました。それから、26年度は12件ございました。12件のうち７件がゲートボール同好会のご利用でございまして、昨日の答弁でも申し上げましたように、最近ではゲートボールからグランドゴルフに活動を変更されておられまして、ゲートボール場というのは、26年度をもって使用されてないということでございます。

それから、補正予算で出ております、いわゆる倉庫等の取り壊しでございますが、今の予定といたしましては、11月の１日から２月末までの工期を、一応予定をしております。

以上でございます。

伊集院議員　わかりました。多目的広場、ゲートボール場の実績をお伺いしました。平成26年にゲートボール場として使われている部分の実績が、スポーツ的に言えば最後とい

う部分であります。

このふれあいセンターが平成８年７月に開館されたのが、福祉・保健・文化の活動拠点ということでありますので、年長者の方々、年長者施策の部分でもあると思うんです。この点で、一定、年長者クラブでお聞きしていいのか、わからないんですけども、そういった活用されてた団体、また年長者を代表するような団体に対しまして、今回のこの廃止されるという部分の一定の意見交換なりはされたんでしょうか、お伺いいたします。

それと、倉庫のほうの解体撤去工事、一応、予定では 11 月１日から２月末までの工期を予定されているということでありますので、31 年に次の施設の建物を目標にされているということでありますので、この期間であれば工期が間に合うということなのか。

その点の２点、お伺いします。

健康福祉部長　それでは、「ふれあいセンター条例」にかかりますゲートボール場の、今後、用途の廃止について年長者のご意見を伺ったのかということでございますが、直接、年長者の皆さんにお伺いしたということはございません。

ただ、先ほど総務部長からありましたように、26 年度までゲートボール場として使用された実績がありますが、その使用された実績であるゲートボール同好会のほうには、お聞きしたところ、27 年度以降、ゲートボールとして利用する予定は今後はないということの確認をさせていただいているのと、今回、地域生活拠点等の整備にあたりまして、平成 28 年 11 月に基本方針を策定いたしましたが、策定した段階で、その中には位置図としてゲートボール場の位置図を示させていただいて、基本方針、策定しておりますが、それをまずホームページにも掲載をさせていただいた。そしてまた１月には事業者の募集を行いましたが、そのときにも位置図を示して、ホームページのほうで公表させていただいている。

また、８月１日からですが、ふれあいセンターの中に、ゲートボール場は 11 月から使用できないということで、すでに広報させていただいておりますので、その中での住民の皆さんへの周知という形で、進めさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

総務部長　ふれあいセンターの倉庫等の取り壊しの工期は、先ほど申し上げましたように 11 月１日から来年の２月末までででございまして、今回の新たな施設の着工とか、そういった部分では全く支障はない。29 年度中にもうこれが、取り壊しが終わりますので、十分間に合うということでございます。

以上でございます。

伊集院議員　撤去のほうは理解いたしました。それと、ふれあいセンターの多目的広場の廃止ということになりますので、やはり年長者の方々には、直接にはお聞きされてないが、26 年度の時点の部分のお話もありました。その後、やはり年長者の方々では、時代の流れでゲートボールからグランドゴルフに変わってきたと。グランドゴルフする場所

が少ないんだというようなお声もあがってきておりましたのでね、方向転換するにも、一定の議論もあったのか、意見交換があったのか、その点をお訊きしたかったんですが、あくまでも11月に示された基本方針の策定があるという部分であります。

この策定は、しかしながら、やまぶき園、また地域生活支援拠点という部分での基本方針であるのか、最後、確認させていただきます。「ふれあいセンター条例」だけにかかった場合は、やはり、それとは違う部分で、まずは廃止、筋道としては廃止の部分の、21年経過した歴史がありますので、「終わりよければすべてよし」という部分がありますので、その後にいろんな苦情が出てきた中、例えば、議会が議決したからというようなお答えをされても困りますので、一定、その点の、意見を聞いていないということですけど、今後、そういうことをされるのか、何らかの情報提供していくのか。その点の想定がありましたら、最後にお伺いいたします。

健康福祉部長　今現在では、年長者の方々の直接的なご意見は聞いておらないことが事実でございます。先ほど出ました基本方針については、確かに「島本町障害者地域生活拠点施設等の整備についての基本方針」でございます。この点も踏まえまして、８月１日から、先ほど申し上げました、ふれあいセンター内には掲示してお知らせはいたしておりますが、今後の予定といたしましては、本案件が可決された暁には、当然、ホームページや窓口での住民の皆さんへの丁寧なご説明、そしてまた11月１日には広報でお知らせをしていきたいと考えておりますが、また年長者の方々とも、可能な範囲でご説明は、そのつどさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　おはようございます。まず、第三小学校等設備設計等業務379万７千円について、お尋ねします。

すでに法改正の影響によるもの、建築物の「省エネ法」というものによるものであること、第四保育所の計画変更による手続きの変更が必要なこと、という説明は受けました。建物の「エネルギー消費性能の向上に関する法律」ができたためと。社会経済情勢の変化に伴って、建物のあり方を考えていくということだと思うんですけれども、この住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務というものが新しくできたと。具体的には、どのような対策、どのような工事が求められるのですか。おわかりになられる範囲内で結構ですので、お示しください。

「ふれあいセンター条例」の一部改正と、ゲートボール場等解体撤去に関わる 1,400万円の費用について、問います。

ゲートボール場と周辺の倉庫、あずまやを解体撤去されます。必要性は理解していますが、工事費が少し高すぎるという印象を持っています。どのような積算をされたのか、工事の中身について、ご説明ください。そして、駐車場として、現在、未整備である広場の部分が使われているわけですが、実際に今、駐車スペースになっているところが７

台ぐらい､施設の敷地になっていくと認識しています。この認識に間違いがありませんか。やむを得ないと理解するものですが、ケリヤホールのイベント等あるときには満車になることが多々ありますので、駐車スペースについて、どのような対策を考えておられますか。お示しください。

障害者地域生活支援拠点等施設を整備するためのものです。現在、国庫補助を申請しておられると思います。これについて、現在の状況と今後のスケジュールをお示しください。南山城学園におかれましては、設備等、これらの資金計画について、万一、国庫補助が不採択になった場合、どのような対応を考えておられるのでしょうか。審査委員会において、どのような発言をされているか、確認しておきたいと思います。

それから、社会福祉施設整備審査委員会の委員の報酬についてです。昨日、中田議員の質問により、募集のスケジュールや、そして保育所の規模等が明らかになりました。予算で、こういった形で、いよいよあがってきたわけです。10 月～12 月が応募期間ということ、資料請求により確認いたしました。募集要項に記載する内容に、理念的なものを入れていくことは可能でしょうか。保育の質について、ということになると思うんですけれども、町がこれまで目指してきたこと、求める方向性、島本町としての希望、方針等を、募集要項に文言として記載しておくという考え方です。

私立は私立のやり方でというのではなく、地域住民に親しまれ、そして、その園の存在そのものが､この町の強みになるような、そういう保育園に来ていただきたいと思う。そこを募集要項に記載していくという考え方です。いかがでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

総務部長　ふれあいセンターの件についてのお尋ねでございます。

まず、今回、補正予算に計上させていただいております工事費、66 の 14 ページでございます、1,400 万円でございます。この解体にかかる設計というのは、本町の職員でやっております。その中で、まず、撤去するあずまやの一部、壁の部分と倉庫部分がコンクリート造りになっております。また、ゲートボール場の下には砕石が入っておりますので、それらの撤去とともに処分料が加わってくるということで、このような金額になっております。

それと、詳細につきましては入札前でございますので、お答えは差し控えさせていただきたいと思います。

それと、駐車場の件ですが、今回の多目的広場と、若干、駐車場のほうも新しい施設の用地になるんですが、議員が先ほど言われましたとおり、７台ほど減るというふうな形になります。現在の駐車可能台数は 72 台ございます。ふれあいセンターの駐車場は、大きなイベントになりますと満車になることが、たまにございます。そういう折りには、役場中庭、また役場の前の駐車場をご利用いただきたいというふうに考えてます。

ただ、できるだけ自動車での来場というのはお控えくださいというふうな、そういっ

た形で申し上げてますので、その辺は、お互い協力してというふうな形になろうかと思います。

以上でございます。

健康福祉部長　それでは、「ふれあいセンター条例」の改正におきます地域生活拠点の整備についてのお尋ねでございます。

まず、今現在の状況でございますが、これまでの経過を申し上げますと、障害者地域生活支援拠点の整備に向けてについては、昨年度、平成 28 年 11 月に基本方針を策定いたしました。基本方針策定にあたっては、関係団体や事業者の皆さんとの意見交換を進めたうえで策定したものでございます。その後、平成 29 年１月に募集要項を策定し、事業者を公募し、３月に社会福祉施設整備委員会を２回開催して、慎重かつ厳正な審査のうえ、運営事業予定者を決定したというのが平成 28 年度までの経過です。

本年度においては、次年度からの整備工事の実施に向けた準備作業として、整備運営事業者による実施設計が行われていますので、その内容について、本町としても協議に入るとともに、大阪府との国庫補助協議を現在進めておりまして、８月も担当職員がついて大阪府との調整に行っております。また当事者団体についても、今回、整備事業者が決定したということで、４月の段階で保護者等にも説明を行っております。

今後につきましては、この秋から冬にかけまして、国庫補助金の正式な協議、申請の手続きを引き続き進めまして、平成 30 年度には国庫補助金の内示を受けて着工して、平成 31 年度からの新施設開設とのスケジュールで、現在、事務を進めておるところでございます。

もう１点が、拠点施設の整備にあたって、補助金の不採択になった場合ということでございますが、この件につきまして、まず、南山城学園が審査時に事業者のヒアリングということで、私ども委員のほうからの質問に対しては、当該法人は福祉医療機構からの借り入れや自己資金での対応を考えているということの考えを示されておられました。ただ、今回の事業募集にあたりまして策定した募集要項の中では、国庫補助の不採択や減額等により整備資金の準備が困難となった場合は町と協議を行う、という規定が設けられておりますので、今後、国庫補助の採択結果は今現時点でどうなるかわかりませんが、もし、減額等により整備資金に不足が生じるようなことが想定された場合には、これらの規定や経緯を踏まえまして、十分、法人とも協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育こども部長　第三小学校の省エネ基準適合の義務化に関わるご質問でございます。

今回、法律が制定されましたけども、これにつきましては社会経済情勢の変化によりまして、エネルギーの消費量が著しく増加をしているということで、これを少しでも抑えていくということで、こういう法律ができたというふうに理解をしております。今回

のこの義務化につきましては、２千㎡以上の非住宅建築物ということになってございますので、第三小学校は該当してくるということになります。

主に、どういったことをやるかということでございますが、例えば外壁の断熱材、あるいは屋上の断熱、それからサッシ、窓ガラスの複層ガラスを使用するといったようなこと。あるいは省エネタイプの照明器具であったり空調機を採用するといったことを盛り込んでいって、一定の基準を超えるかどうか。これをすべてやらなければいけないということではなくて、全体として基準をクリアできるかということで、どういったとこら辺がプラスアルファで必要になってくるかということを、今回、委託をして、現在できております設計内容の変更、それから申請手続き等の費用を、今回、補正予算として計上させていただいたものでございます。

それともう１点、民間保育所の募集に関しまして、当然、町としてのどういった保育、どういった保育所に来て欲しいかというようなことは、一定お示しする必要があるというふうに思っておりますので、その辺は検討したいと思っております。ただ、民間さんですので、民間さんの良さという部分も十分発揮していただけるような提案をしていただきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

戸田議員　ふれあいセンターの駐車場については無料ということもあり、今あるものを活かしていくと。ケリヤホールでのイベントは主に土日ですので、役場の駐車場を使うということは､そんなに差し支えがないと考えていますので､他市では有料にされるところがどんどん増えてきている中、島本町においては、今あるものを協力して、理解しあって使っていくという、こういう流れが必要ではないかと思い、お尋ねしました。

概ね、ご答弁理解したのですが、１点、保育所・保育園の公募により、人５の資料でお示しいただいたスケジュールの中に、10 月に「子ども・子育て会議に報告」とございます。私は、これは報告ではなくて、皆さんの当事者意見の聴取の場にするべきではないかと思っています。同時にお尋ねしたやまぶき園の建て替えに関しましては、そういったプロセスを経て、そして島本町がどういう基準で、どういう施設を造りたいと思っているのかというのを募集要項にきっちりと載せていったわけです｡そのことによって、利用者の方の納得感というか希望というのが、募集要項に反映されていった。

このプロセスが、やっぱり保育園にも必要だと思うんですね。せっかく子ども・子育て会議というのがあるので、少し前倒しをして、募集要項の中にそれが盛り込んでいけるという、そういう機会の担保をお願いしたいと思っています。スケジュール的には大変厳しいなというのは認識していますが、「急いては事をし損じる」というのでしょうか、こういうときこそ当事者意見の聴取の場、公式な場での聴取の場が必要と思いますが、お考えをお聞かせください。

ふれあいセンターの解体工事に関しては、理解しました。ゲートボール場の下に様々

なものが埋め込まれていて、その解体と撤去費用、そして搬送というんですか、それにお金がかかると。倉庫もコンクリートでできている部分に、そういったお金がかかるということは理解しました。

教育こども部長　民間保育園の募集に関して、子ども・子育て会議への報告のご質問でございます。

子ども・子育て会議の中で、その募集要項まで議論をしていただくということについては、これまでもやっておりません。今回も、そのようには考えてはおらないんですけども、これまでの小規模保育事業所の設置であったり、高浜学園のこともございます。それらのことも踏まえて、改善すべき点は改善する。これまでもいろんなご意見、議会でもご指摘もいただいている中で、精査をして、事務局として募集要項を作成して、子ども・子育て会議にご報告すると。

子ども・子育て会議の役割といたしましては、今後、認可するにあたって、またご議論いただく場もございますので、そういったところでも、今後、ご意見を頂戴したいというふうに考えておりますので、このスケジュールで進めさせていただきたいというふうに考えております。

戸田議員　子ども・子育て会議において募集要項を議論してください、というふうに申し上げたのではなく、質問の仕方が曖昧だったかも知れません。当然、募集要項については事務局が作られ、また、その内容も慎重でなければならないと思うんですけども、その募集要項を作るときに当事者意見、当事者というのは、あるいは保護者であり、保育士であり、現場の者であると。あるいは地域住民、専門家、そういった方の意見が､今、島本町としてどういう保育が求められているのか、何が問題かを、ちゃんと子ども・子育て会議で正式に議論をして、それを町が作る募集要項に反映させていくという、そういうプロセスが、この厳しいスケジュールの中で取れるものなのか。そこをお尋ねしたかったのです。これは、そういうふうにしてください、しかし、スケジュールは厳しいと思われる、何とか検討していただけませんかという、そういう質問です。いかがでしょうか。これが３答目になります。

教育こども部長　先ほどもご答弁をいたしましたけども、スケジュール的には非常に厳しいスケジュールになっております。ただ、先ほども申し上げましたように、これまでも小規模保育事業所の設置であったり、そういった中ではいろいろなご意見をいただいてきてますので、そういったことを踏まえて募集要項を策定したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

中田議員　第 66 号議案､昨日に引き続き一般会計補正予算の民生費､社会福祉施設整備審査委員会委員報酬についてのお尋ねですが、昨日のご答弁では、選定委員会は非公開で行われるとのことでした。選定委員会は本来は公開で行うことが望ましいと思うのですが、それができないということであれば、議事録の速やかな公開など、選定過程の透明

性を求めますが、いかがでしょうか。

また、今回の社会福祉施設整備審査委員会での民間保育園の選定では、保育士確保策を重要視して選定するとご答弁いただきましたが、具体的には、例えば審査委員会での事業者の審査項目の中に、職員の勤続年数などを盛り込むことは可能でしょうか。今回の募集は、社会福祉法人と株式会社の両方で募集するとのことでしたが、離職率の低さや職員の勤続年数の長さは、職場環境の良さ、保育環境の良さを表し、自ずと保育士の確保に関しても良い影響が出ると思われます。ご検討ください。

また、昨日、一つ確認し忘れたのですが、募集する事業内容、例えば障害児保育があるかも、募集するかなどをお示しください。

以上です。

教育こども部長　民間保育園の募集にあたりましては、審議過程の中で、その応募された法人さんの財務状況であったり、そういったことも審議をする必要がございますので、非公開という形でさせていただいておりますが、当然、会議録等については速やかに公開できるように努力したいというふうに考えております。

また、保育士の確保という点では、保育士の配置計画といいますか、そういった計画も、募集の段階ではいただくようにこれまでもしておりますので、その辺で勤続年数なんかもチェックができる形になっておりますので、そこで審査をしていきたいというふうに思っております。

あと、事業内容につきましては、特別保育のことをご質問いただいたと思うんですが、当然、障害児保育であったり延長保育というのは、やっていただくことを前提に募集をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

川嶋議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第65号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第65号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

やまぶき園の建て替えという課題に関わって、ふれあいセンター敷地内ゲートボール場に新たな障害者地域生活支援拠点等施設を建てるため、島本町ふれあいセンター条例

を一部改正するものです。

ふれあいセンターは、施設建設当初の目的が、現在の社会情勢にあわなくなってきています。ほぼ償還も終わりました。地域住民福祉の向上を目指して、施設のあり方を見直す時期が来ていると思います。一昨日からの複数の議員の一般質問においても、このことは明らかになりました。執行部職員、議会議員の共通の認識となっています。

老朽化・耐震化、アスベスト対策など、課題を抱えたままであったやまぶき園の建て替えを、稼働率が極めて低い多目的広場・ゲートボール場に移設するという解決策を見出されたこと。施設利用者の保護者や関係者に丁寧に説明して、理解を得ることに努めながら進めてこられたこと。このことを評価して、この条例に賛成の討論といたします。

川嶋議長　反対の討論の方がないようですので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員　第65号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正に対しまして、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

平成８年７月に開館した福祉・保健・文化の活動拠点でありますふれあいセンター、開館当時より21年の歴史を刻んだ施設でもありますので、当時の年長者スポーツの主流のゲートボールも、現在はグランドゴルフが主流となってまいりました。時代の流れや、ふれあいセンターを立ち上げた当時の思いを思い起こすものでもあります。

また、次の目的・役割としては、障害者及び地域生活支援拠点となる点におきまして、現在のやまぶき園は平成４年の開設ではありますが、建物はそれ以前からの老朽化の問題に、長年、我が会派はその施設が建つ前の状況からの問題を指摘してまいりました。また移設・建て替えも踏まえた検討をしなければならないという指摘をしつつ、やっと職員の皆様の努力や、結果へと繋がる過程に入れたと、一定の評価はしております。

目標に対して異論があるわけでもありませんし、この廃止という条例の内容自体にも異論があるわけでもありません。ただ行政として、各施設においてはそれぞれの目的・役割を持って、多額の費用をかけ建設をされております。現在、時代の流れで実績がゼロであっても、血税を注いできた施設に、住民の皆様、また昔からいらっしゃる町民の皆様は、行政が思っている以上に思い入れをたくさん持っておられます。福祉・保健・文化の活動の拠点の、このゲートボール場の廃止に、形を変えるのであれば、年長者グループ、またクラブさん等にご報告をしておく、優しさがあってもよかったのではないかと思います。

昨日も、年長者の方々に関わる痛ましい事象がありました。行政と繋がっていない年長者の方々のセーフティーネットを、やはり、スポーツやイベントなどを介し地域・行政との繋がりに繋げていく、また年長者の方々がスポーツを介し健康・保健に貢献していただく。そういった場を廃止していくということでありますので、このスペースを次の福祉拠点、目標の平成31年開業に遅れないよう事務も進めていただき、撤去工事の安

全・安心に努めていただきますよう求めまして、賛成の討論とさせていただきます。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第65号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第65号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第66号議案　平成29年度島本町一般会計補正予算（第３号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

清水議員　第66号議案　平成29年度島本町一般会計補正予算（第３号）について、自由民主クラブを代表し討論を行います。

第３号補正予算において、歳入歳出にそれぞれ１億2,262万１千円を追加して、歳入歳出予算の総額を117億7,428万４千円とするもので、前年度の精算確定等に伴うものや人事異動に伴う補正、事業費です。

主な歳入は、前年度介護保険事業特別会計給付費等精算金3,056万２千円、清掃工場施設整備事業債2860万円と、純繰越金5,540万１千円です。主な歳出については、庁用器具費79万円、ふれあいセンター倉庫棟外解体撤去工事1,400万円で、庁用器具費は人権文化センターの経年劣化した６台のパソコンの更新費用となっており、必要なものと理解します。

民生費においては、公募による民間保育所の事業者を選定するための社会福祉施設整備審査委員会委員の報酬11万３千円となっており、保育所の待機児童解消に効果があるものと評価します。

土木費では、防犯灯設置費の工事費900万円が計上されています。これは、以前から我が会派としても要望していた第四小学校の淀川沿いの通学路に設置する防犯灯の工事費で、設置後は、冬の暗い夕方に下校する小学生の安心・安全が確保できるものと、大いに評価します。

教育費では、第三小学校等整備設計等業務 379 万７千円、幼稚園施設改善の工事費2,005 万６千円が計上されています。幼稚園施設改善の工事については、第一幼稚園の

雨漏りを防止するため屋上の防水工事を行うもので、施設を管理するうえで必要なものと理解します。今後とも、計画的に施設の維持・修繕をお願いしておきます。第三小学校等整備設計等業務は、第三小学校のＡ棟建て替えについての設計内容の精査、建築確認申請等にかかる費用で、耐震化を進めるうえで必要不可欠なものと理解します。今後は、一日でも早く第三小学校全体の耐震化が完了するようお願いします。

以上、どの予算においても必要なものと判断し、賛成の討論とします。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第66号議案　島本町一般会計補正予算（第３号）に、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

第65号・島本町ふれあいセンター条例の一部改正について、議会はこれを可決。ゲートボール場や倉庫棟、あずまやの解体撤去工事1,400万円が計上されています。必要なものと認めます。

第三小学校の整備設計に関わる手続き業務379万７千円、第一幼稚園施設改善屋上防水に約２千万円、いずれも必要なものと認めます。

防犯灯設置工事900万円については、その必要性を一定認めるものですが、淀川水系自然環境、さらに眺望・景観に配慮したものとなるよう求めておきます。他の議員から指摘があったことです。

児童福祉総務費、社会福祉施設整備審査委員会委員報酬については、年度内に民間保育園を公募により決定する意向で、５名の委員を選任し、計３回の委員会を開くためのものです。可決されれば、10月中旬に募集要項を定め、11月、12月で募集し、年明けには審査会を開くというスケジュールが示されています。30年度に整備、31年度の開園を目指すとのこと。島本町に必要な保育の質と内容、地域住民に親しまれ、その存在が町の強みになる、そういう保育園を整備するには、複数の応募者があること、審査委員会での審査の透明性と、専門性のある闊達な審査が重要です。

実りある審査を可能にする人選、学識者２名、税理士等１名、元公立保育所長、教育こども部長を予定されているとのことですが、選考過程の透明性、そして公平性を求めて、賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第66号議案　2017年度島本町一般会計補正予算（第３号）に対しまして、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

歳入歳出において、概ね全体において必要かつ妥当なものと認めております。さらに、この審議において各議員が指摘された点について、また再確認事項については、全般において、今後、執行するにあたり再チェックを要するものと認識しております。また、求めておきます。

そのうえで、私自身が質疑に及ばなかった事項も含めまして、歳出の点について、数点、要望を申し上げます。

まず、総務費のふれあいセンター倉庫棟外解体撤去工事の、この工事中にあたり、住民への早期、丁寧な周知とともに騒音対策、工事用車両の安全対策を当然求めるものですが、ほかの議員の皆様からも種々ありましたように、この場所、このエリアに関わってこられた､愛されてこられた方々への事前の丁寧な説明――これはホームページによるものだけではなく、一定、直接対面で、できる範囲でやっていただきたい。このことは強く申し上げますし、また、この工事によって生じるふれあいセンターの駐車スペースに一定制限が加わることについて、新たに生じるニーズやストレスに対しては、住民ホールの跡地を暫定的な有効活用するとか、福祉ふれあいバスの土日の運行など講じることによって、その解消に努められたい。

また、民生費においては児童福祉総務費、この非常勤職員の報酬、いわゆる民間保育園の公募・誘致に関わるものです。この点についても、ここ数年来、民間保育園の誘致ということで、様々、現場においては相当な努力をしてこられたものとは認識しておりますが、今度の民間保育園の誘致、今後の保育所の整備を踏まえて、今度こそ待機児と過密化を同時進行させないということについて、実現していただきたいと思っております。その点においては、他の議員からも強く､様々質疑がありました。保育士の確保ということが大きなキーワードとなります。新たな法人、今回は株式会社の参入も認めるものというふうに聞いておりますが、こういった既存の法人であれば、保育士さんの経験年数、あるいは離職率の低さなど、また新たな法人も含めれば保育士確保の方策の見通し、現実的な計画を持っているということなども含めたポイントをしっかりチェックして、精査していただきたい。このことを申し上げます。

最後に、土木費防犯費の、江川河川敷にいよいよ防犯灯の設置という実施設計の予算があげられまして、この点については私事ではありますが、同じ第四小学校区で私の息子も非常にお世話になりましたし、2001 年度の、あの池田教育大付属の非常な、子どもの命が奪われるという非情な事件の後、１日も欠かさず安全・安心ボランティアの皆様が通学路に立たれ、またＰＴＡ、教職員、民生委員の皆さんが､子ども達の通学路を見守っていただいた。このことを踏まえて、今回の防犯灯設置を 10 数年来､必至で陳情や、いろいろな取り組みをしていただいた関係者の皆さんに、大変大きい敬意を表するものです。

2001 年度当初の例えば第四学童の、第四小学校の学童保育の子どもさんの状況としては、あまりにも江川住宅地域のお子さんは帰り道が心配だということで、当時、５時半までの保育所、学童保育室の開室時間があったにも関わらず、３時や４時に帰られる、子ども達が多い時間に早めに子どもを帰らせて、その後、自宅で１人でお留守番をするというお子さんが、ほんとに多くおられたことを記憶しております。

そういった不安から、この防犯灯の設置は、やはり子どもの安全を確保するための大切な方策ということで、関係者の皆様にも敬意を表するとともに、工事中の安全対策や、こういったことについては、やはりいち早く住民の皆さんにもお知らせをされ、安全や、今の行政に対する安全・安心への信頼感の構築に努めていただきたい。このことを申し上げまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員　第66号議案　平成29年度島本町一般会計補正予算（第３号）、公明党を代表いたしまして討論いたします。

補正予算の中で主なもの、特に土木費の防犯費の900万円は、淀川堤防、江川府営住宅より高浜方面へ向かって600ｍの間、16基の防犯灯が設置されるということです。工事に関しましては10月中旬より行われ、11月末には完成ということです。このことに対しましては、子ども達の安全・安心、しっかりこのことを考えますと、大変評価いたすものです。

児童福祉費の社会福祉施設整備審査委員報酬の11万３千円に関しましては、平成30年度中に施設の整備と、そして31年度開園を目指すということで民間保育園を公募し、その開催、また事業者を選定するための委員会であり、委員数は５人で３回開催するという予定の中での予算であることを、お聞きいたしました。

また、教育費におきましては、第三小学校の整備設計業務379万７千円におきましては、平成29年４月より法改正もあり、設計の見直しなどを行う予算だということでございます。

主なことはこれらのことではございますが、全体的に見て必要のある補正予算だということで、賛成するものです。

以上です。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員　第66号議案　平成29年度島本町一般会計補正予算に対し、コミュニティネットを代表して賛成の討論を行います。

歳入歳出総額それぞれに１億2,262万１千円を追加し、歳入歳出総額を117億7,428万４千円とするものです。

歳出の主なものといたしましては、人事異動などによる人件費の補正、事業確定による償還金などが多く見受けられます。債務負担行為の図書館コンピューター賃貸借、空き瓶等の選別及び再資源化業務委託。工事請負費ではふれあいセンター倉庫棟外解体撤去工事、これにつきましては、他の議員の討論からもありましたように駐車場などにも影響することから、いろいろ方策を考えていただきたいと思います。前の一般質問で行いました流水施設なども活用できるのではないかというのも、申し添えておきます。

それとまた、他の議員からも多くありますけども、淀川堤防の防犯灯設置、これにつ

きましては、もう長年のご努力が実られて設置されるということです。児童の通学の安全､これに大変寄与するものだと思うんですけども､やはり設備というか機械ということなんで、今後の維持管理、これにはしっかり努めていただきたいと思います。

また、幼稚園施設改善、委託料では子ども・子育てシステム改修業務、第三小学校等整備設計等業務が予算計上されています。この第三小学校等整備設計等業務につきましては、大規模建築物の省エネ基準適合の義務化が始まったということで、これに対応しなければならないということで予算計上されています。この予算だけではなく、実際の工事費にも、当初見込んでいたよりも撥ね返ってくるのではないのかなというふうには考えますけども、義務化ということなんで、これも必要な予算であると認めます。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

大久保議員　それでは、第66号議案　平成29年度島本町一般会計補正予算（第３号）について、大阪維新の会を代表し賛成の討論を行います。

本補正予算は、前年度より過不足調整、人件費、債務負担行為の補正が主な内容となっており、また防犯灯設置、第三小学校等整備設計等業務、第一幼稚園屋上の防水工事など、本町に必要な予算であると理解をします。

今後とも厳しい財政状況ではありますが、引き続き創意工夫をされ、さらなる防犯対策、施設整備をお願いして、賛成の討論とします。

川嶋議長　以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第66号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第66号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第67号議案　平成29年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第67号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第67号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第68号議案　平成29年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第68号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第68号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第69号議案　平成29年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第69号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第69号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

（午前10時55分～午前11時05分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第２、第70号議案　平成29年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第1

号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長（登壇）　それでは、第70号議案　平成29年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の70の１ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、歳入では、平成28年度繰越金の確定及び特定財源の補正、歳出では、決算剰余金及び人件費の補正のほか、公共下水道五反田雨水幹線整備工事（第２期）にかかる補正予算について、ご提案させていただくものでございます。

それでは、順次、ご説明申し上げます。

第１条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億1,590万８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億4,890万８千円とするもので、款項別の内容は、70の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

第２条の債務負担行為の追加につきましては、70の５ページの「第２表　債務負担行為補正」にお示ししております。

公共下水道五反田雨水幹線整備工事（第２期）につきましては、平成29年度から平成32年度までの４ヵ年を工事期間とし、限度額を６億３千万円に設定させていただくもので、その工事概要でございますが、広瀬一丁目地内の桜井跨線橋高架下付近にございます樋之尻公園から、水無瀬一丁目地内の町道東大寺水無瀬鶴ケ池幹線内に埋設されている既設人孔までの間、約340ｍの区間に、口径1650㎜の雨水管渠を中大口径推進工法により敷設する工事となっております。

第３条の地方債の変更につきましては、70の６ページの「第３表　地方債補正」にお示ししております。公共下水道事業債につきましては、公共下水道五反田雨水幹線整備工事（第２期）の財源で、限度額において、4,820万円を増額するものでございます。

続きまして補正予算の内容につきまして、事項別明細書により、ご説明申し上げます。

70の９ページからの「歳入」でございます。

第３款　国庫支出金、第１項　国庫補助金、第１目　下水道国庫補助金5,350万円の増額につきましては、公共下水道五反田雨水幹線整備工事（第２期）のための特定財源でございます。

第６款　町債、第１項　町債、第１目　下水道債につきましては、第３条の地方債の補正で、ご説明申し上げたとおりでございます。

第７款　繰越金、第１項　繰越金、第１目　繰越金につきましては、平成28年度の実質収支額でございます。

続きまして、70の10ページからの「歳出」でございます。

第１款　下水道費、第１項　下水道総務費、第１目　一般管理費、第４節　共済費１万７千円の増額につきましては、共済組合費の定時決定によるものでございます。第25

節　積立金577万9千円の増額につきましては、前年度繰越金の差額を積み立てるものでございます。

第2項　下水道整備費、第1目　下水道建設費、第4節　共済費11万2千円の増額につきましては、共済組合費の定時決定によるものでございます。第15節　工事請負費1億1千万円の増額につきましては、第2条の債務負担行為の補正でご説明申し上げたとおり、4ヵ年の工事期間のうち、平成29年度における出来高払い見込み額を計上するものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成29年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらさせていただきます。よろくご審議いただき、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

川嶋議長　これより、本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第70号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第70号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第3、第71号議案　平成29年度島本町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長（登壇）　それでは、第71号議案　平成29年度島本町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の71の1ページをお開き願います。

第2条の「収益的支出」につきましては、収益的支出で150万8千円を減額するものでございます。

第3条の「資本的支出」につきましては、資本的収入額が資本的支出額に対して不足

する額の補てん財源を示しており、71の２ページをお開き願います。資本的支出で198万４千円を減額するものでございます。

第４条の「議会の議決を経なければ流用することができない経費」につきましては、職員給与費で349万２千円を減額するものでございます。

今回の補正予算につきましては、本年４月からの再任用職員の勤務の変更等による人件費の補正をお願いするものでございます。

それでは、人件費の補正についてでございます。

71の７ページから８ページまでの、給与費明細書でございます。本年４月において再任用職員の勤務が週５日から週３日の短時間勤務職員に変更されたことに伴い、当初予算を補正させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成29年度島本町水道事業会計補正予算（第２号）の説明を終わらさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第71号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第71号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第４、第１号認定　平成28年度島本町一般会計歳入歳出決算から、第13号認定平成28年度島本町水道事業会計決算までの13件を一括議題といたします。

まず、会計管理者から総括説明がございます。

会計管理者（登壇）　それでは、平成28年度島本町歳入歳出決算について申し上げます。

平成28年度島本町歳入歳出決算について、「地方自治法」の定めるところにより、町議会の

認定に付すにあたり、その概要をご説明いたします。

「歳入歳出決算説明」の１ページをご覧ください。

平成 28 年度の予算執行は、おおむね編成方針に沿って事務事業を実施した結果、各会計で黒字決算となっています。なお、土地取得事業特別会計・大沢地区特設水道施設事業特別会計は、収支同額の決算でございます。

それでは、会計ごとに決算の概要を申し上げます。

「一般会計」では、歳入総額 107 億 1,503 万 791 円、歳出総額 106 億 2,829 万 6,748 円で、8,673 万 4,043 円の黒字決算となっています。

翌年度への繰越財源 3,133 万３千円を差し引いた実質収支では、5,540 万 1,043 円となっています。翌年度へ繰り越すべき事業内容につきましては、10 ページに記載しておりますが、繰越明許費として本年６月定例会議にてご報告し、ご承認いただいているとおりでございます。

続きまして、２ページをごらんください。

「歳入」では、前年度に比べ８億 4,763 万 7,067 円、7.3％の減となっています。

歳入の主なものをご説明いたします。

町税は前年度より全体で１億 541 万 8,038 円、2.2％の減となっています。減額の主な要因でございますが、町民税個人分、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税については増額したものの、一部法人において課税標準額の減少により法人税割額が低下したことによるものです。

各種交付金におきましては、全体として１億 5,433 円、4.8％の減となっています。増額の主なものは、自動車取得税交付金などで、減額の主なものは、地方消費税交付金、株式等譲渡所得割交付金、配当割交付金、地方交付税、利子割交付金等となっています。

３ページ、国庫支出金は、１億 2,156 万 773 円、8.2％の減となっております。減額の主な要因は、平成 27 年度に小学校耐震補強等事業及び第一中学校耐震補強等事業があったことによるものです。

また、国庫委託金の増額については、参議院議員選挙事務委託金によるものです。

府支出金は、1,197 万 3,407 円、1.4％の減となっております。府委託金の減額の主な要因は、平成 27 年度に国勢調査、府議会議員選挙事務及び府知事選挙事務があったことによるものです。

次に４ページ、繰入金は、３億 184 万 4,639 円の減額となっています。繰入金のうち基金繰入金については、財源不足を補うために、本年度は、基金から総額で 2,047 万 9,196 円の取り崩しを行ったものですが、内訳は、減債基金で 2,000 万円、町営住宅管理基金で 47 万 9,196 円となっています。

次に、町債の状況でございますが、平成 28 年度に発行した主な町債は、ふれあいセンター整備事業債、橋りょう補修・補強事業債、清掃工場施設整備事業債、町立保育所耐震化事業債、第二小学校便所改修事業の財源として発行した第二小学校整備事業債、第二中学校便所改修事業の財源として発行した第二中学校整備事業債、第一中学校耐震補強等事業の財源として発行

した繰越明許費にかかる教育施設耐震等事業債などです。平成28年度の発行額は９億8,447万９千円、前年度に比べ４億2,561万円、率にして30.2%の減となりました。

以上が、「歳入」の主な内容でございます。

次に、５ページからの「歳出」でございます。

歳出では、７億513万9,054円、6.2%の減となっています。

歳出の主なものをご説明いたします。

人件費では、退職手当支給対象者数の増等により、退職手当額の増に伴う増額の要因がありましたが、副町長が不在であったことに伴う給与費及び共済費の減等により、前年度と比べ、全体で2800万7,512円、率にして1.4%の減となりました。

６ページ、総務費では、2,101万8,101円、1.5%の増となっております。総務費における増額の主な要因は、町税過誤納還付金の増によるものとなっています。

民生費では、１億8,050万8,135円、4.6%の増となっております。増額の主な要因は、介護施設等整備事業補助金及び臨時福祉給付金事業費によるものとなっています。

７ページ、衛生費については、１億3,381万9,315円、13.7%の減となっています。減額の主な要因は、清掃工場施設改修工事費が減となったことによるものとなっています。

農林水産業費は、437万8,041円、5.5%の増となっています。増額の主な要因は、玉子排水機場の電動機修繕事業によるものとなっています。

商工費は、1,600万188円、28.9%の減となっています。減額の主な要因は、平成27年度にプレミアム商品券発行事業、定住・観光プロモーション支援業務を実施したことによるものとなっています。

８ページ、土木費では、106万9,037円、0.1%の増となっています。道路橋りょう費の減額の主な要因は、平成27年度に指手橋の補修・補強工事及び大通橋補修設計業務、町道用地取得等があったことによるものとなっています。また、都市計画費の増額の主な要因は、水無瀬川緑地公園よちよちパーク整備工事によるものとなっています。

消防費では、507万2,151円、1.4%の増となっております。

次に８ページから９ページの教育費では、６億2,628万1,623円、27.6%の減となっています。減額の主な要因は、平成27年度に第一・第二・第四小学校の耐震補強等工事を実施したこと及び第二中学校の給食棟増築工事を実施したことによるものとなっています。

災害復旧費は、2,326万8,971円、70.5%の減となっています。減額の主な要因は、沈砂池の浚渫工事の減によるものとなっています。

公債費は、１億708万9,904円、9.2%の減となっています。元金の減額の主な要因は、ふれあいセンター建設のために借入れした町債の償還が進んだことによるものとなっています。利子の減額の主な要因は、町債が減少してきていること並びに金利が低水準で推移していることによるものとなっています。

以上をもちまして、一般会計の説明とさせていただきます。

次に、特別会計の決算について、概要説明をさせていただきます。

歳入総額、歳出総額、差引残額については、１ページをあわせてご覧ください。

11 ページ、「土地取得事業特別会計」の決算は、土地の先行取得がなかったことから、土地開発基金から生じた利子７万 3,636 円の積立のみを行っています。

次に、「国民健康保険事業特別会計」の決算は、歳入総額 41 億 6,200 万 5,379 円、歳出総額 39 億 8,573 万 3,624 円、差引残額は１億 7,627 万 1,755 円でございます。歳入は 1,823 万 9,233 円、0.4％の減、歳出は 5,408 万 566 円、1.3％の減となっています。

減額の主な要因は、歳入では、退職被保険者分保険料、国庫支出金、療養給付費等交付金、共同事業交付金、繰入金の減額によるものです。歳出では、主に保険給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金、諸支出金で減額となっております。

次に 15 ページ、「後期高齢者医療特別会計」の決算は、歳入総額４億 3,400 万 3,807 円、歳出総額４億 1,878 万 5,065 円、差引残額は 1,521 万 8,742 円でございます。歳入は 1,211 万 6,190 円、2.9％の増、歳出は 1,117 万 353 円、2.7％の増となっています。

次に 16 ページ、「介護保険事業特別会計」の決算は、歳入総額 21 億 5,172 万 2,996 円、歳出総額 20 億 5,502 万 7,506 円、差引残額 9,669 万 5,490 円の黒字決算となっています。歳入は 8,757 万 8,701 円、4.2％の増、歳出は 6,834 万 9,743 円、3.4％の増となっています。

歳入の主なものは、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、府支出金、繰入金でございますが、国庫支出金等については、法定負担割合に基づき概算交付され、翌年度に精算される仕組みとなっております。歳出については、主に介護サービス等の保険給付費の増により、増額となっています。

次に 17 ページ、「大沢地区特設水道施設事業特別会計」の決算は、歳入・歳出が 406 万 4,219 円の同額決算となっています。歳入歳出差引残額はゼロとなっています。

次に、「公共下水道事業特別会計」の決算は、歳入総額 12 億 1,453 万 7,735 円、歳出総額 11 億 9,203 万 223 円、差引残額 2,250 万 7,512 円となっています。歳入は１億 5,819 万 8,324 円、11.5％の減、歳出は１億 8,042 万 8,439 円、13.2％の減となっています。

減額の主な要因は、歳入では、国庫支出金、町債の減によるものです。歳出では、平成 27 年度に、山崎ポンプ場施設機器等延命・更新工事委託等があったことによるものとなっています。

次に、「財産区特別会計」の決算でございますが、山崎・広瀬・桜井・東大寺・大沢の５財産区で、歳入決算額が１億 4,366 万 9,252 円、歳出決算額が 500 万 5,929 円、差引残額１億 3,866 万 3,323 円となっています。歳入の主なものは、全財産区で前年度の繰越金収入でございます。歳出では、主に広瀬財産区を除く財産区で、当該地区自治会へ運営補助金を支出しています。

以上が、特別会計の平成 28 年度決算の概要でございます。

財産につきましては、別冊№.３「平成 28 年度　島本町財産に関する調書」に記載いたしています。19 ページは、その概要でございます。土地・建物の増減、町債及び各基金の内訳等については、財産調書にそれぞれ記載していますので、ご参照ください。

以上、簡単ではございますが、平成28年度一般会計ほか各特別会計及び財産区特別会計の決算と財産の説明とさせていただきます。

なお、「地方自治法施行令」第166条第２項に規定する歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、また事務事業成果報告書、並びに「地方自治法」第233条第２項の規定により監査委員の審査をいただき、付されました各会計にかかる「決算審査意見書」をあわせて提出いたしておりますので、それぞれご参照のうえ、ご審議賜り、ご認定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

川嶋議長　続いて各会計決算の概要説明でございますが、議会運営委員会で確認されておりますとおり、議案書添付の説明書をもって執行部において朗読されたものとして取り扱うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ご異議なしと認め、そのように取り扱うこととといたします。

平成28年度島本町一般会計決算説明

それでは、引き続きまして、第１号認定　平成28年度島本町一般会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

本年度の一般会計の決算状況については、歳入歳出決算書№.１の426ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額107億1,503万１千円に対し、歳出総額は106億2,829万７千円で、歳入歳出差引額（形式収支）は8,673万４千円の黒字決算となりました。

また、歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越すべき財源3,133万３千円を差し引いた実質収支額は5,540万１千円で、前年度に引き続き黒字決算となりました。

国の経済対策においては、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現すべく取り組みが進められており、景気は緩やかな回復基調が続いているとされていますが、平成28年度決算では町民税法人分が減収となるなど、今後の財政運営においては、町の自主財源の多くを占める町税の大幅な増収は期待できないものと考えられます。また、社会保障関係経費の増加や、公共施設の老朽化対策にかかる経費の増加など、歳入が増えない中で歳出が増える財政構造が続くことが見込まれます。したがって、自主財源の確保をはじめ行財政改革に取り組むことにより、財政の健全化を進め、安定した財政運営に努める必要があります。

それでは、25ページ以降の「平成28年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書」に沿って説明します。

「歳入」の主な内容についてです。

１.「町税」

町税の収入額は46億2,393万３千円（前年度47億2,935万１千円）で、前年度に比べ１億541万８千円、率にして2.2％の減となりました。

①町民税は、22億7,044万７千円（前年度24億1,296万６千円）で、前年度に比べ１億4,251万８千円、率にして5.9％の減となりました。

町民税個人分については、給与所得者の納税者数の増加などにより、前年度に比べ1,228万９千円、率にして0.7％の増となりました。

町民税法人分については、一部法人の課税標準額の減少により法人税割額が低下したことから、前年度に比べ１億5,480万８千円、率にして24.0％の減となりました。

②固定資産税は、18億6,810万３千円（前年度18億4,041万７千円）で、前年度に比べ2,768万７千円、率にして1.5％の増となりました。この主な要因は、大規模マンションにおける新築軽減措置の終了によるものです。

２．「地方譲与税」

地方譲与税は、5,312 万８千円（前年度 5,136 万８千円）で、前年度に比べ 174 万円、率にして 3.4％の増となりました。

３．「利子割交付金」

利子割交付金は、668万９千円（前年度1,564万４千円）で、前年度に比べ895万５千円、率にして57.2％の減となりました。

４．「配当割交付金」

配当割交付金は、2,438万６千円（前年度3,678万４千円）で、前年度に比べ1,239万８千円、率にして33.7％の減となりました。

５．「株式等譲渡所得割交付金」

株式等譲渡所得割交付金は、1,434万８千円（前年度4,041万３千円）で、前年度に比べ2,606万５千円、率にして64.5％の減となりました。

６．「地方消費税交付金」

地方消費税交付金は、４億6,701万７千円（前年度５億1,061万３千円）で、前年度に比べ4,359万６千円、率にして8.5％の減となりました。

７．「ゴルフ場利用税交付金」

ゴルフ場利用税交付金は、4,283万６千円（前年度4,532万２千円）で、前年度に比べ248万５千円、率にして5.5％の減となりました。

８．「自動車取得税交付金」

自動車取得税交付金は、2,117万６千円（前年度1,870万３千円）で、前年度に比べ247万３千円、率にして13.2%の増となりました。

９．「地方特例交付金」

地方特例交付金は、2,587万３千円（前年度2,704万３千円）で、前年度に比べ117万円、率にして4.3%の減となりました。

10．「地方交付税」

地方交付税は、13億3,919万３千円（前年度13億4,861万４千円）で、前年度に比べ942万１千円、率にして0.7%の減となりました。

普通交付税は、基準財政需要額と基準財政収入額の差（財源不足額）を基準として交付されます。本年度の普通交付税は10億9,343万円（前年度10億8,497万１千円）で、前年度に比べ845万９千円、率にして0.8%の増となりました。

この主な要因は、基準財政需要額の算定において、平成27年に実施された国勢調査の結果、平成22年と比較して町の人口が増加したことなどから、算定結果では財源不足額が拡大したことによるものです。

次に、特別交付税については、地方団体の特別の財政需要等を基礎として算定されます。本年度は、町村生活保護費にかかる算定額が減少したことなどから、前年度より減額となりました。

11．「交通安全対策特別交付金」

交通安全対策特別交付金は、322万６千円（前年度335万４千円）で、前年度に比べ12万８千円、率にして3.8%の減となりました。

12．「分担金及び負担金」

分担金及び負担金は、157万８千円（前年度162万円）で、前年度に比べ４万１千円、率にして2.5%の減となりました。

13．「使用料及び手数料」

使用料及び手数料は、４億1,949万３千円（前年度４億1,393万１千円）で、前年度に比べ556万２千円、率にして1.3%の増となりました。

14．「国庫支出金」

国庫支出金は、13億5,829万６千円（前年度14億7,985万７千円）で、前年度に比べ１億2,156万１千円、率にして8.2％の減となりました。

①国庫負担金については、９億8,179万１千円（前年度９億7,909万４千円）で、前年度に比べ269万７千円、率にして0.3％の増となりました。この主な要因は、障害者自立支援給付費負担金や生活保護費負担金が増額となったことによるものです。

②国庫補助金は、３億5,965万５千円（前年度４億9,409万５千円）で、前年度に比べ１億3,444万円、率にして27.2％の減となりました。

１）総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度補助金は、システム改修の財源となっています。また、繰越明許費にかかる地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金は、国の平成27年度補正予算により措置され、情報システムネットワークの強靭化を図るため、ネットワークの分離や二要素認証導入等を実施する財源となっています。通知カード・個人番号カード関連事務交付金については、社会保障・税番号制度の導入に伴い開始される通知カード・個人番号カード関連事務の財源となっています。地方創生加速化交付金については、国の平成27年度補正予算により措置され、定住・観光促進事業を実施するための財源となっています。

２）民生費国庫補助金の臨時福祉給付金・年金生活者等支援臨時福祉給付金の事務費補助金及び事業費補助金は、臨時的に実施した給付金支給事業の財源となっています。介護ロボット導入支援事業補助金については、介護ロボットを導入する介護保険事業者に対する町補助金の財源となっています。

３）土木費国庫補助金の防災・安全交付金は、第二保育所耐震補強事業、道路ストック維持管理事業、指手橋補強事業、大通橋補修事業、橋りょう定期点検業務、民間木造戸建住宅耐震診断業務、民間住宅・建築物耐震診断補助、民間住宅耐震改修補助及び体育館耐震診断業務の財源となっています。また、道路更新防災等対策事業費補助金は、桜井跨線橋補修・補強事業の財源となっています。

４）教育費国庫補助金のうち、子ども・子育て支援整備交付金は、第四学童保育棟新築事業の財源となっています。繰越明許費にかかる学校施設環境改善交付金は、第一中学校耐震補強等事業の財源となっています。

③国庫委託金は、1,685万１千円（前年度666万８千円）で、前年度に比べ1,018万３千円、率にして152.7％の増となりました。総務費国庫委託金のうち、参議院議員選挙事務委託金1,050万７千円については、参議院議員通常選挙の財源となっています。

15. 「府支出金」

府支出金は、８億1,403万９千円（前年度８億2,601万２千円）で、前年度に比べ1,197万３千円、率にして1.4％の減となりました。

①府負担金は、３億9,766万４千円（前年度３億8,909万７千円）で、前年度に比べ856

万７千円、率にして2.2%の増となりました。この主な要因は、民生費府負担金のうち、障害者福祉費負担金において障害者自立支援給付費負担金が増額となったこと及び児童福祉費負担金において地域型保育給付費負担金が増額となったことによるものです。

②府補助金は、３億6,328万９千円（前年度３億6,153万９千円）で、前年度に比べ175万円、率にして0.5%の増となりました。

１）民生費府補助金のうち、安心こども基金事業補助金1,589万３千円は、小規模保育事業所の設置に係る財源となっています。

２）土木費府補助金のうち、宝くじ社会貢献広報市町村補助金2,400万円は、水無瀬川緑地公園よちよちパーク整備事業の財源となっています。

３）教育費府補助金のうち、子ども・子育て支援整備交付金1,039万２千円は、第四学童保育棟新築事業の財源となっています。

４）振興補助金1,630万円は、ふれあいセンター指定管理料に活用しました。

③府委託金は、5,308万６千円（前年度7,537万６千円）で、前年度に比べ減額となりました。

16. 「財産収入」

財産収入は、5,674 万２千円（前年度 1,713 万６千円）で、前年度に比べ 3,960 万７千円、率にして 231.1%の増となりました。この主な要因は、町有地売払い収入が増加したことによるものです。

17. 「寄附金」

寄附金は、561万４千円（前年度831万５千円）で、前年度に比べ270万１千円、率にして32.5%の減となりました。

18.「繰入金」

繰入金は、5,540万８千円（前年度３億5,725万３千円）で、前年度に比べ３億184万５千円、率にして84.5%の減となりました。

本年度の繰入金の内容は、次のとおりです。

（第１項　特別会計繰入金）

①水道事業会計繰入金1,055万６千円については、水道事業会計に在籍したことがある者の在籍期間相当分の退職手当の繰入れです。

②後期高齢者医療特別会計繰入金３万円については、前年度事務費の精算金です。

③介護保険事業特別会計繰入金2,434万3千円については、前年度給付費等の精算金です。

（第２項　基金繰入金）

①減債基金繰入金2,000万円については、町営緑地公園住宅の整備にかかる起債の償還財

源として繰り入れたものです。
②町営住宅管理基金繰入金47万９千円については、前年度の町営住宅共益費が当該共益費を財源として実施する事業費に足りなかったことから、その不足分を繰り入れたものです。

19. 「諸収入」

諸収入は、１億6,834万４千円（前年度１億2,871万５千円）で、前年度に比べ3,962万９千円、率にして30.8％の増となりました。

20.「町債」

町債は、９億8,447万９千円（前年度14億1,008万９千円）で、前年度に比べ４億2,561万円、率にして30.2％の減となりました。

本年度の町債発行の内訳は、次のとおりです。
①総務債の一般単独事業債は、ふれあいセンター整備事業の財源として発行しました。また、一般補助施設整備等事業債は、情報システムネットワークの強靭化を図るため、ネットワークの分離や二要素認証導入等を実施する財源として発行しました。
②民生債の公共事業等債は、第二保育所耐震補強事業の財源として発行しました。
③衛生債の清掃施設整備事業債は、清掃工場施設改修工事の財源として発行しました。
④土木債の公共事業等債は、桜井跨線橋補修・補強事業、指手橋補強工事、大通橋補修工事及び町道尺代若山台幹線外舗装補修工事の財源として発行しました。
⑤消防債の消防施設整備事業債は、消防団小型動力ポンプ及び消防団に配備する車両の整備の財源として発行しました。
⑥教育債の学校教育施設等整備事業債のうち、繰越明許費にかかる教育施設耐震等事業債は、第一中学校耐震補強等事業の財源として発行しました。第二小学校整備事業債は、第二小学校便所改修事業の財源として発行しました。第二中学校整備事業債は、第二中学校プール改修事業の財源として発行しました。また社会福祉施設整備事業債は、第四学童保育棟新築事業の財源として発行しました。
⑦臨時財政対策債は、前年度に引き続き発行しました。

なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額が、後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

次に、「歳出」の主な内容について説明します。

１.「議会費」

議会費は、１億2,829万円（前年度１億3,901万５千円）で、前年度に比べ1,072万５千

円、率にして7.7％の減となりました。この主な要因は、議員共済負担金の負担率が減少したことによるものです。

２．「総務費」

総務費は、14億1,810万４千円（前年度13億9,708万６千円）で、前年度に比べ2,101万８千円、率にして1.5％の増となりました。

主な支出として、

①総務管理費

・一般管理費では、退職手当として１億1,776万３千円を支出しました。前年度に比べ4,235万５千円、率にして56.2％の増となりました。

・財産管理費では、町有地の整理のため宗教法人と土地の交換をし、その差金として390万円を支出しました。

・防災計画費では、昨年に引き続き、避難場所看板（高所）更新工事に310万６千円を支出しました。

・電算処理費では、平成27年度からの繰越事業である自治体情報セキュリティ強化対策事業として、情報システムネットワークの強靭化を図るため、ネットワークの分離や二要素認証導入等の費用として業務委託に2,106万６千円、機器購入に324万円を支出しました。また、社会保障・税番号制度の運用にかかる統合利用番号連携サーバの総合運用テストの費用として853万２千円、国が整備を行う中間サーバー・プラットフォームの利用負担金として211万円を支出しました。

・自治推進費では、自治会集会施設へのＡＥＤの設置費用補助金として、申請のあった４施設分、40万円を支出しました。

・財政調整基金等積立金では、5,349万８千円を支出しました。その主な内訳としては、各基金からの利子収入として15万円を各基金に積み立てるとともに、前年度決算剰余金分の2,600万円及びふるさと島本応援寄附金分439万７千円を財政調整基金に、町有地の売却収入分として2,295万１千円を公共施設整備積立基金に積み立てました。

・ふれあいセンター管理費では、指定管理料として１億1,501万9千円を支出しました。また、中央監視装置更新工事など施設補修工事に8,215万８千円、外壁等改修工事に4,984万７千円を支出しました。

②徴税費では、住民税特別徴収システム対応業務に486万円、固定資産税鑑定評価（土地）に関する業務に442万９千円、社会保障・税番号制度システム対応業務に315万９千円を支出しました。

③戸籍住民基本台帳費では、社会保障・税番号制度にかかる住民基本台帳システム改修業務に349万９千円、旅券発給事務に255万２千円、通知カード・個人番号カード関連事務委託交付金として484万７千円を支出しました。

④選挙費では、参議院議員通常選挙で1,050万７千円、町長及び町議会議員選挙の準備で272万８千円を支出しました。

３．「民生費」

民生費は、41億724万８千円（前年度39億2,674万円）で、前年度に比べ１億8,050万８千円、率にして4.6％の増となりました。

各費目別では、

・社会福祉費で 22 億 2,086 万７千円（前年度 19 億 7,691 万９千円）

・児童福祉費で 15 億 7,016 万４千円（前年度 16 億 2,382 万６千円）

・生活保護費で３億 989 万４千円（前年度３億 1,694 万円）

・国民年金費で 632 万４千円（前年度 905 万４千円）

を支出しました。

その主な内容は、次のとおりです。

①社会福祉費

・社会福祉総務費では、経済的に困窮している方への相談支援や就労支援などを行う生活困窮者自立支援事業に1,025万３千円を支出しました。

・障害者福祉費では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスなど、障害者福祉事業に５億8,959万円を支出しました。

・年長者福祉費では、福祉ふれあいバスの運行関連費用としてガソリン代、運行業務委託料、車両借上に合計528万１千円を支出しました。

・国民健康保険費では、国民健康保険事業特別会計への繰出金に２億9,303万９千円を支出しました。

・後期高齢者医療費では、大阪府後期高齢者医療広域連合への負担金に２億7,093万６千円、後期高齢者医療特別会計への繰出金に8,095万３千円を支出しました。

・介護保険費では、介護保険事業特別会計への繰出金などに３億4,075万７千円を支出しました。

・福祉医療助成費では、年長者、障害者、ひとり親家庭、子ども及び未熟児を対象とした医療費助成事業に１億8,613万６千円を支出しました。

・臨時福祉給付金事業費では、非課税の方を対象にした臨時福祉給付金、非課税の方で65歳以上の高齢者や障害・遺族基礎年金を受給されている方を対象にした年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給を行い、給付費及び事務費として8,960万７千円を支出しました。

②児童福祉費

・児童福祉総務費では、子ども子育てシステム改修業務に124万2千円を支出しました。

・児童措置費では、小規模保育設置促進事業補助に1,788万円を支出しました。

・児童福祉施設費では、第二保育所耐震補強工事に1,422万８千円を支出しました。

・ひとり親家庭福祉費では、ひとり親家庭への相談支援や就労支援、児童扶養手当の支給などに１億1,020万円を支出しました。

・児童手当費では、児童手当の支給に５億3,819万円を支出しました。

③生活保護費

・生活保護受給者への生活扶助、医療扶助、住宅扶助などの扶助費として、２億5,357万７千円を支出しました。

４．「衛生費」

衛生費は、８億4,533万８千円（前年度９億7,915万７千円）で、前年度に比べ１億3,381万９千円、率にして13.7％の減となりました。

①保健衛生費では、保健ヘルス事業費として、がん検診や妊婦健康診査等の健診業務や平成28年度の新規事業である健康マイレージ事業の実施に１億232万円を支出しました。

②環境衛生費では、第４期島本町地球温暖化対策実行計画の策定などに4,071万８千円を支出しました。

③清掃費では、ごみの収集業務や清掃工場の運転管理業務及び施設の改修工事などに、５億95万１千円を支出しました。

５．「農林水産業費」

農林水産業費は、8,353万９千円（前年度7,916万１千円）で、前年度に比べ437万８千円、率にして5.5％の増となりました。主な支出としては、玉子排水機場修繕事業に1,216万４千円を支出しました。

６．「商工費」

商工費は、3,927万９千円（前年度5,527万９千円）で、前年度に比べ1,600万円、率にして28.9％の減となりました。この主な要因は、平成27年度に地域住民生活等緊急支援交付金事業を実施したことによるものです。

７．「土木費」

土木費は、９億2,136万７千円（前年度９億2,029万８千円）で、前年度に比べ106万９千円、率にして0.1％の増となりました。

主な支出は、次のとおりです。

- 桜井跨線橋補修・補強事業　7,832 万６千円
- 指手橋補強事業　2,724 万５千円

・　大通橋補修事業　2,354 万４千円
・　道路ストック維持管理事業　1,362 万３千円
・　土砂災害情報相互通報システム改修業務　594 万円
・　まちづくり活動支援業務　98 万３千円
・　民間住宅耐震改修補助　410 万円
・　水無瀬川緑地公園よちよちパーク整備事業　2,737 万６千円
・　御茶屋住宅給水管改修工事　257 万円
・　防犯カメラ設置補助金　172 万５千円

８．「消防費」

消防費は、３億6,971万７千円（前年度３億6,464万５千円）で、前年度に比べ507万２千円、率にして1.4％の増となりました。主な支出としては、分団車両１台分の更新に332万７千円、大型油圧救助器具の更新に522万円、気象観測装置の更新に321万２千円を支出しました。

９．「教育費」

教育費は、16 億 4,634 万２千円（前年度 22 億 7,262 万４千円）で、前年度に比べ６億 2,628 万２千円、率にして 27.6％の減となりました。

①教育総務費では、第四学童保育棟新築工事に 6,728 万４千円を支出しました。

②小学校費では、第二小学校西館の便所改修工事に4,938万円を支出しました。また、第二小学校の高架水槽改修工事に878万円を支出しました。

③中学校費では、第一中学校の耐震補強等工事の第２期工事に２億8,920万４千円を支出しました。また、町立第二中学校のプール改修工事に3,488万４千円を支出しました。

④幼稚園費では、前年度に消防設備改修工事があったことなどにより前年度比877万２千円の減額となりました。

⑤スポーツ推進費では、町立体育館の耐震診断業務に464万４千円を支出しました。

10.「災害復旧費」

災害復旧費は、974万７千円（前年度3,301万６千円）で、前年度に比べ2,326万９千円、率にして70.5％の減となりました。本年度は、台風の接近や大雨警報等への対応にかかる職員手当及び町内で発生した被害に対する復旧工事にかかる費用を支出しました。災害応急対策費では、台風第16号の影響により水路の沈砂地に堆積した土砂の浚渫工事に885万５千円を支出しました。

11.「公債費」

公債費は、10 億 5,932 万６千円（前年度 11 億 6,641 万６千円）で、前年度に比べ１億 709 万円、率にして 9.2％の減となりました。

元金は、９億5,692万２千円で、前年度に比べ8,780万５千円、率にして8.4％の減となりました。この主な要因は、ふれあいセンター建設のために発行した町債の償還が進んだことなどによるものです。

次に、利子は、１億240万５千円で、前年度に比べ1,928万５千円、率にして15.8％の減となりました。この主な要因は、元利均等償還及び元金均等償還の利子分が減少していること及び金利が低水準で推移していることなどによるものです。

次に、普通会計決算に関して説明します。

平成28年度事務事業成果報告書の67ページ、「第17　財政に関すること」をご覧ください。

普通会計とは、国が全国の決算の比較を行う統計処理のために一定のルールに基づき算定する想定会計で、本町の場合は、一般会計に土地取得事業特別会計及び大沢地区特設水道施設事業特別会計を加え、会計間相互の資金移動などを除いたものです。

財政分析のもとになる普通会計ベースの決算では、「２　普通会計決算に関する事項」の「(１)財政分析指標」にありますように、平成28年度の普通会計決算の歳入歳出差引額は8,673万４千円で、翌年度へ繰り越すべき財源3,133万３千円を差し引いた実質収支は、5,540万１千円の黒字となりました。

また、単年度収支に財政調整基金の積立て・取崩しなどを差し引きした実質単年度収支については､3,490万３千円の黒字となりました｡実質単年度収支の黒字の主な要因は、単年度収支が黒字となったこと及び財政調整基金への取り崩しを行わなかったことによるものです。

財政指標のうち財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」は98.9％と、前年度の95.9％から3.0ポイント上昇しました｡経常収支比率は、経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源収入額に対する割合であり、具体的には、都市計画税を除く町税収入、地方譲与税、普通交付税などの収入を分母とし、人件費、扶助費及び公債費のように、縮減することが難しい支出を分子とした値で、経常経費に経常一般財源収入がどの程度充てられているかを表すものです。

経常収支比率が前年度より上昇した要因については、次のとおりです。

分母である経常一般財源収入（臨時財政対策債を含む。）では、町民税法人税割分が減額となったこと、また、地方消費税交付金が減額となったことなどにより、前年度比２億5,756万１千円の減額となりました。次に、分子である経常経費充当一般財源では、退職手当が増額となったことなどにより人件費が増額となり、また小規模保育事業所の開設などにより扶助費が増額となったものの、ふれあいセンターの建設にかかる町債の

償還が進んだことなどにより公債費が減額となり、総額が64億3,132万９千円で、前年度に比べ5,309万８千円、率にして0.8％の減となりました。

以上により、分子である経常経費充当一般財源の減額を、分母である経常一般財源収入の減額が上回ったことから、経常収支比率が前年度と比べ上昇したものです。

今後においても、社会保障関係費の自然増に加え、公共施設等の老朽化対策などに多額の財源を必要とすることから、引き続き財務体質の強化に努める必要があります。

次に、歳出の「性質別」のうち、義務的経費などについて説明します。

１.「人件費」

人件費は、19億1,329万１千円（前年度19億1,730万２千円）で、前年度に比べ401万１千円、率にして0.2％の減となりました。この主な要因は、職員数の減などによるものです。

２.「扶助費」

扶助費は、23億5,882万３千円（前年度22億7,651万８千円）で、前年度に比べ8,230万５千円、率にして3.6％の増となりました。この主な要因は、臨時福祉給付金の増額、子ども医療費助成の対象者拡大の影響が通年となったこと、小規模保育事業所の開設などによるものです。

主な支出については、次のとおりです。

①社会福祉関係は、７億8,726万９千円（前年度６億8,953万８千円）で、前年度に比べ9,773万１千円、率にして14.2％の増となりました。主に臨時福祉給付金の増によるものです。

②老人福祉関係は、5,919万８千円（前年度5,213万７千円）で、前年度に比べ706万１千円、率にして13.5％の増となりました。

③児童福祉関係は、12億2,816万１千円（前年度12億5,022万８千円）で、前年度に比べ2,206万７千円、率にして1.8％の減となりました。

その主な内訳は、次のとおりです。

・民間保育園への給付費、運営補助等　３億9,633万３千円（前年度４億888万４千円）

・児童手当　５億3,819万円（前年度５億4,594万円）

・児童扶養手当　9,624万円（前年度9,583万４千円）

④生活保護関係は、２億5,357万７千円（前年度２億5,828万９千円）で、前年度に比べ471万２千円、率にして1.8％の減となりました。

その主な内訳は、次のとおりです。

・生活扶助　7,348万７千円（前年度7,193万７千円）

・医療扶助　１億2,174万９千円（前年度１億2,861万５千円）

・住宅扶助　4,038万８千円（前年度4,067万８千円）

⑤教育関係は、2,833万１千円（前年度2,413万１千円）で、前年度に比べ420万円、率にして17.4％の増となりました。

３．「公債費」

公債費は、歳出説明の「公債費」のとおりです。

４．「積立金」

本年度の積立金は、5,349万８千円（前年度4,215万４千円）で、前年度に比べ1,134万４千円、率にして26.9％の増となりました。

積立金の内訳は、歳出説明の「総務費」の「①総務管理費」のうち、「財政調整基金等積立金」でご説明したとおりです。

積立基金の状況については、平成28年度事務事業成果報告書の76ページ「（７）積立基金の状況」をご覧ください。

積立基金の平成28年度末現在高は42億6,253万３千円で、前年度より3,301万９千円増加しました。

５．「繰出金」

繰出金は、14億5,996万４千円（前年度14億6,037万６千円）で、前年度に比べ、ほぼ横ばいとなりました。

繰出しの内訳は、次のとおりです。

・公共下水道事業特別会計へ４億7,500万円（前年度４億7,500万円）

・国民健康保険事業特別会計へ２億9,303万９千円（前年度２億8,624万７千円）

・後期高齢者医療特別会計及び大阪府後期高齢者医療広域連合へ３億5,109万４千円（前年度３億6,446万１千円）

・介護保険事業特別会計へ３億4,075万７千円（前年度３億2,963万６千円）

・土地開発基金へ７万４千円（前年度５万４千円）

続いて、町債の状況について、平成28年度事務事業成果報告書の78ページ「（９）町債（事業別）の状況」をご覧ください。

平成28年度末町債現在高は109億6,511万４千円で、前年度末現在高に比べ2,755万７千円の増となりました。

以上、簡単ではありますが、平成28年度一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせてい

ただきます。 よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、決算の状況、重点項目にかかる決算の状況、主な建設事業費の内訳等の参考資料も、ご参照いただきたいと存じます。

平成28年度島本町土地取得事業特別会計決算説明

それでは、引き続きまして、第２号認定　平成28年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

本会計については、土地開発基金及び公共用地先行取得等事業債の活用により、自主的、主体的なまちづくりを円滑に推進するため、公共用地の先行取得等公有地の確保を図ることを目的としています。

平成28年度は、土地開発基金から生じる利子収入を同基金に積み立てました。

歳入総額及び歳出総額については、歳入歳出決算書№.２の20ページ「実質収支に関する調書」のとおり、共に７万４千円となりました。その内容について、平成28年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書に沿って説明します。

歳入のうち財産収入については、財産運用収入として、土地開発基金利子収入７万４千円を収入しました。

歳出のうち諸支出金については、土地開発基金費として、財産運用収入である土地開発基金の利子収入７万４千円を、同基金に積み立てました。

なお、土地開発基金の年度末残高については、２億7,373万１千円です。

以上簡単ではありますが、平成28年度土地取得事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

平成 28 年度島本町国民健康保険事業特別会計決算説明

それでは、引き続きまして、第３号認定　平成 28 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

一般状況については、平成 28 年度末時点で、平成 28 年度の国保加入者数は 4,089 世帯、被保険者数は 6,596 人で、前年度に比べ 154 世帯の減、345 人の減となりました。

次に、決算状況については、歳入歳出決算書№.２の 68 ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額 41 億 6,200 万５千円に対し歳出総額は 39 億 8,573 万４千円で、歳入歳出差引額１億 7,627 万１千円の黒字決算となりました。

歳入については、前年度に比べ 1,824 万円、率にして 0.4％の減となりました。増となった主なものは、前期高齢者交付金で１億 2,080 万８千円、府支出金で 897 万４千円、

繰越金で 6,814 万５千円があります。減となった主なものは、療養給付費等交付金で 4,305 万１千円、繰入金で１億 1,942 万４千円があります。

一方、歳出については、前年度に比べ 5,408 万円、率にして 1.3％の減となりました。増となった主なものは、共同事業拠出金で 1,975 万６千円、基金積立金で 8,825 万８千円があります。減となった主なものは、保険給付費で 4,946 万６千円、諸支出金で 8,793 万９千円があります。

なお、１人当たり年間医療費（療養給付費保険者負担分）は、一般被保険者分が 31 万 6,602 円、退職被保険者分が 33 万 1,714 円となり、前年度に比べ一般被保険者分で 9,422 円（3.1％）の増、退職被保険者分で 6,336 円（1.9％）の減となりました。

以上、簡単ではありますが、平成 28 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

平成 28 年度島本町後期高齢者医療特別会計決算説明

それでは、引き続きまして、第４号認定　平成 28 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

一般状況については、平成 28 年度末時点で平成 28 年度の被保険者数は 3,590 人で、うち 65 歳から 74 歳までの加入者が 32 人、75 歳以上が 3,558 人で、前年度に比べ 209 人の増となりました。

業務については、前年度と同様、保険料の徴収、各種申請や届出の受付、制度に関する相談などの窓口業務を行うとともに、督促や催告を行うなど滞納保険料の収納向上に努めました。

次に、決算状況については、歳入歳出決算書№２の 88 ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額４億 3,400 万４千円に対し歳出総額は４億 1,878 万５千円で、歳入歳出差引額 1,521 万９千円の黒字決算となりました。この主な要因は、保険料収入の繰越分となっています。

歳入については、後期高齢者医療保険料が、前年度に比べ 1,583 万８千円増の３億 3,873 万５千円となりました。

一方、歳出については、総務費で 2,365 万６千円、後期高齢者医療広域連合納付金で３億 9,468 万８千円となっており、後期高齢者医療広域連合納付金の内訳は、保険料等負担金が３億 3,886 万８千円、保険基盤安定負担金が 5,582 万円となっています。

以上、簡単ではありますが、平成 28 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。 よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

平成28年度島本町介護保険事業特別会計決算説明

それでは、引き続きまして、第５号認定　平成28年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

介護保険制度について、本年度は「第６期介護保険事業計画」の中間年度として事務事業を推進しました。

年度末時点で、要介護認定者数については計画値1,381人に対し実績値1,430人となっており、計画をやや上回りました。またサービス受給者については、平成28年度サービス実績で、居宅介護（予防）サービスが計画の年間延べ人数１万212人に対して１万878人に、施設介護サービスが計画の年間延べ人数1,112人に対して2,334人となりました。

次に、決算状況については、歳入歳出決算書№２の126ページ「実績収支に関する調書」のとおり、歳入総額21億5,172万３千円に対し、歳出総額20億5,502万８千円で、歳入歳出差引額は9,669万５千円の黒字決算となりました。

歳入の主なものについては、保険料及び保険給付にかかる法定負担割合に基づき概算交付された国庫負担金等となっています。なお、これらの概算交付された歳入については、翌年度に精算される仕組みとなっています。また、地域包括支援センターが行う地域支援事業に対して、国、府、町及び支払基金（介護予防事業）から、それぞれ法定負担割合に基づき補助金等が概算交付され、これらについても翌年度に精算される仕組みとなっています。

一方、歳出の主なものについては、職員の人件費、電算システム運用費用、介護認定に要する諸経費として、総務費で6,722万３千円、介護（予防）サービス等諸費、高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費及び特定入所者介護（予防）サービス費等の保険給付費で19億2,205万９千円となっています。

なお、本特別会計は、平成27年度から平成29年度までの３ヵ年を一つの中期財政運営期間として、「第６期島本町介護保険事業計画」との整合性を図りながら、第１号被保険者の介護保険料率を定め運営しており、年度間の財政調整に用いる介護保険給付準備基金については、平成28年度末時点で１億7,190万8,502円となっています。

以上、簡単ではありますが、平成28年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

平成28年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計決算説明

それでは、引き続きまして第６号認定　平成28年度島本町大沢地区特設水道施設事業特

別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

歳入総額及び歳出総額については、歳入歳出決算書№.２の138ページ「実質収支に関する調書」のとおり、共に406万４千円となりました。

本年度については、通常の検針・水質検査等業務のほか、大沢地区特設水道給水装置漏水修繕業務を委託しました。なお、本事業については、平成28年度事務事業成果報告書の197ページ「第２　大沢地区特設水道施設事業に関すること」に記載しています。

以上、簡単ではありますが、平成28年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

平成28年度島本町公共下水道事業特別会計決算説明

それでは、引き続きまして第７号認定　平成28年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

本町の決算については、歳入歳出決算書№.２の166ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額12億1,453万８千円に対し、歳出総額が11億9,203万円で、歳入歳出差引額は2,250万８千円となり、実質収支額は1,420万８千円の黒字決算となりました。

歳入の主なものについては、受益者負担金283万円、下水道費国庫補助金5,800万円、下水道債１億9,490万円などの特定財源収入のほか、下水道使用料で４億2,275万円、一般会計繰入金で４億7,500万円、また、平成27年度淀川右岸流域下水道維持管理負担金の精算返納金などの雑入で1,266万７千円となっています。

下水道使用料の増については、滞納繰越分の徴収率の向上によるものとなっており、現年度分の下水道使用料の減については、人口普及率の上昇により接続人口が増加していますが、事業所や家庭における処理水量の減によるものとなっています。また、前年度に引き続き受益者負担の世代間の公平化を図るため、資本費平準化債9,000万円を発行しています。

一方、歳出の主なものについては、一般管理費のうち、委託料では、平成32年度までに公営企業会計に移行するために必要な固定資産整備として、地方公営企業法適用固定資産整備業務1,058万２千円が新規事業となっています。工事請負費では、山崎汚水中継ポンプ場１号汚水ポンプ修繕工事1,393万２千円が主なものとなっています。負担金、補助及び交付金では、淀川右岸流域下水道維持管理負担金で前島ポンプ場等の雨水処理にかかる維持管理負担金１億8,124万２千円が主なものとなっています。

下水道建設費のうち、委託料では、五反田雨水幹線整備実施設計業務4,909万２千円及び柳川雨水幹線外２幹線整備基本検討業務216万円が主なものとなっています。工事請負費では、高浜一丁目地内の面整備にかかります汚水管渠築造工事として5,732万２千円及

び雨水整備にかかります関戸裏１号水路改良工事として1,630万３千円となっています。負担金、補助及び交付金では、淀川右岸流域下水道建設負担金1,373万５千円及び流域下水道高槻島本雨水幹線接続点工事負担金８万５千円となっています。

公債費については、町債の元利償還金等が７億1,992万１千円で、前年度と比べ増となりました。また、町債の平成28年度末現在高は62億4,430万７千円で、前年度に比べ３億7,732万５千円、率にして5.7％の減となりました。

なお、平成28年度末での整備済面積については、高浜一丁目の一部地域の面整備を実施したことから、前年度と比べ約2.0ha増の約301.2haとなり、人口普及率は約95.3％となりました。今後とも下水道事業の効率的な運営に努めるとともに、下水道財政の健全な運営を推進します。

なお、本事業については、平成28年度事務事業成果報告書の197ページから199ページまでの「第３　公共下水道事業に関すること」及び321ページから322ページまでの「工事請負費に関すること」に記載しています。

以上、簡単ではありますが、平成28年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

平成28年度島本町大字各財産区特別会計決算説明

それでは、引き続きまして、第８号認定　平成28年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算から第12号認定　平成28年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算までの５件について、一括してご説明申し上げます。

初めに、大字山崎財産区特別会計については、歳入総額240万３千円に対し歳出総額は25万円で、歳入歳出差引額は215万３千円となりました。

歳入については、前年度からの繰越金及び預金利子となっており、歳出については、自治会に対する補助金となっています。

次に、大字広瀬財産区特別会計については、歳入総額174万２千円に対し歳出総額は０円で、歳入歳出差引額は174万２千円となりました。

歳入については、前年度からの繰越金及び預金利子となっており、歳出については、ありませんでした。

次に、大字桜井財産区特別会計については、歳入総額１億3,596万円に対し歳出総額は440万６千円で、歳入歳出差引額は１億3,155万４千円となりました。

歳入については、前年度からの繰越金及び預金利子となっており、歳出については、桜井公会堂の火災保険料及び自治会に対する補助金となっています。

次に、大字東大寺財産区特別会計については、歳入総額124万１千円に対し歳出総額は

15万円で、歳入歳出差引額は109万１千円となりました。

歳入については、前年度からの繰越金及び預金利子となっており、歳出については、自治会に対する補助金となっています。

最後に、大字大沢財産区特別会計については、歳入総額232万３千円に対し歳出総額は20万円で、歳入歳出差引額は212万３千円となりました。

歳入については、前年度からの繰越金及び預金利子となっており、歳出については、自治会に対する補助金となっています。

５財産区特別会計については、歳入合計額１億4,366万９千円に対し歳出合計額500万６千円、歳入歳出差引合計額１億3,866万３千円を翌年度に繰り越しました。

なお、各財産区の決算の詳細については、歳入歳出決算書№.２の167ページから226ページまでに記載しています。また、各財産区の決算の認定に先立ち、島本町大字部落財産区管理会条例の定めるところにより、それぞれの財産区管理会のご同意をいただいています。

以上、簡単ではありますが、平成28年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算から平成28年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算までの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

平成28年度島本町水道事業会計決算説明

それでは、引き続きまして、第13号認定　平成28年度島本町水道事業会計決算について、ご説明申し上げます。

決算書の２ページから５ページまでの決算報告書については、消費税及び地方消費税込みの金額で作成し、７ページから15ページまでの損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書については、消費税及び地方消費税抜きの金額で作成しています。

本認定については、「地方公営企業法」第30条第２項の規定に基づき、去る平成29年７月20日に監査委員の審査に付し、決算審査意見書をいただきましたので、同法第30条第４項の規定に基づき、認定に付するものです。

まず、２ページ及び３ページの決算報告書の「収益的収入及び支出」について、説明します。

収入については、第１款　水道事業収益の決算額が６億4,003万４千円で、その内訳は、第１項の営業収益で５億2,858万７千円、第２項の営業外収益で１億1,144万７千円となっています。

支出については、第１款　水道事業費用の決算額が５億3,247万４千円で、その内訳は、第１項の営業費用で５億2,396万６千円、第２項の営業外費用で850万８千円となってい

ます。

次に、４ページ及び５ページの「資本的収入及び支出」について説明します。

収入については、第１款　資本的収入の決算額が3,612万８千円に対して、支出については、第１款　資本的支出の決算額が４億1,203万８千円で、差引き３億7,591万円の不足が生じましたが、その不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金並びに過年度分損益勘定留保資金にて補てんしています。

資本的支出の主なものについては、拡張事業費にかかるもののうち、委託料では平成28年度から２ヵ年の事業として大藪浄水場中央管理センター更新工事委託273万６千円を、施設整備事業費にかかるもののうち、委託料では平成28年度から２ヵ年の事業として大藪浄水場自家発電設備新設及び高圧受電設備更新工事委託150万６千円を実施し、工事請負費では、配水系統切替配水管減圧弁設置工事1,441万８千円、高浜地区公共下水道関連配水管移設工事（第１工区）1,043万３千円、桜井地区老朽配水管布設替工事480万６千円、青葉地区外老朽配水管布設替工事（その１）4,750万６千円、東大寺地区老朽配水管布設替工事3,099万６千円及び平成27年度から２ヵ年の事業として大藪浄水場浄水池新設工事２億6,850万４千円を実施しました。

続きまして、７ページには損益計算書を記載しています。１の営業収益については、４億8,970万８千円となっています。営業収益の大部分を占める給水収益については４億8,536万１千円で、前年度と比べ減となりました。これは、住民の節水意識の浸透や家庭や事業所における節水器具の普及、また一部事業所の閉鎖によることが要因と考えられます。

次に、２の営業費用については５億668万２千円で、前年度と比べ、増となりました。これは、上下水道部別館の除却によるものです。

なお、受水費については、本年度は大阪広域水道企業団から年間 32万8,090㎥を受水し、2,460万７千円（税抜き）となっています。

次に、３の営業外収益については１億645万５千円、４の営業外費用については861万９千円で、結果、経常利益は8,086万２千円となっています。

従いまして、平成28年度の純利益については、前年度と比べ2,413万円減の8,086万２千円となりました。これに、前年度繰越利益剰余金2,510万６千円及び減債積立金からの繰入れを含めたその他未処分利益剰余金変動額1,474万２千円を加えた平成28年度未処分利益剰余金については、１億2,071万円となっています。

続きまして、８ページ及び９ページの剰余金計算書及び剰余金処分計算書（案）について説明します。上段の剰余金計算書については、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の平成27年度末残高と、平成28年度中に変動のありました資本金及び利益剰余金の明細を記載しています。

利益剰余金のうち減債積立金については、平成28年９月定例会議においてご可決賜り

ました剰余金の処分により減債積立金に4,000万円を積み立て、企業債の償還に1,474万２千円を支出したことにより１億4,580万１千円となっています。未処分利益剰余金は、減債積立金及び建設改良積立金への積立てによる減と、減債積立金から企業債償還分の戻入れ及び平成28年度の純利益を加えたことにより１億2,071万円となり、その結果、利益剰余金合計は９億6,651万円となっています。

下段の剰余金処分計算書（案）として、先ほど申し上げました未処分利益剰余金１億2,071万円のうち、資本金に8,947万２千円を組み入れ、減債積立金に600万円の積立てを行うことについては、今回、第64号議案　平成28年度島本町水道事業剰余金の処分についてで、議会の議決をお願いしています。

続きまして、10ページ及び11ページには、平成28年度末現在の貸借対照表を記載しています。

まず、10ページの資産の部の１の固定資産については、有形固定資産のアの土地からキの建設仮勘定までの取得価額、平成28年度までの減価償却累計額を併記しているもの及び無形固定資産の電話加入権との合計額で、50億9,611万円となっています。

なお、固定資産の詳細については、36ページ及び37ページの平成28年度固定資産明細書に記載していますので、ご参照願います。

次に、２の流動資産については、現金・預金14億9,183万円、未収金6,513万４千円、貯蔵品359万４千円、短期貸付金２億4,700万円及びその他流動資産749万６千円との合計額で、18億1,505万３千円となっています。

従いまして、固定資産及び流動資産の資産合計額は、69億1,116万３千円となっています。

次に、11ページの負債の部の３の固定負債のうち、企業債については、償還期限が１年以降に到来するもので４億９万１千円、引当金につきましては、アの退職給付引当金１億3,391万７千円で、合計額は５億3,400万８千円となっています。

４の流動負債のうち、企業債については、償還期限が１年内に到来するものとして1,503万２千円、未払金は３億2,536万７千円、賞与引当金は633万７千円、その他流動負債は4,300万５千円となっており、合計額は３億8,974万１千円となっています

従いまして、固定負債及び流動負債の負債合計額については、９億2,374万９千円となっています。

５の繰延収益ついては、長期前受金26億1,848万９千円から、償却見合い分を順次収益化した長期前受金収益化累計額14億1,186万３千円を差し引いた結果12億662万６千円となり、負債合計は21億3,037万５千円となっています。

続きまして、資本の部の６の資本金については、26億3,867万４千円となりました。

次に、７の剰余金については、資本剰余金が11億7,560万３千円となっています。利益剰余金については、先ほど剰余金計算書の説明の際に申し上げたとおり、減債積立金１

億4,580万１千円、建設改良積立金７億円及び平成28年度未処分利益剰余金１億2,071万円との合計額で９億6,651万円となっています。

従いまして、負債及び資本合計額については、先ほどの固定資産及び流動資産の資産合計額と同額の69億1,116万３千円となっています。

以上が、決算諸表についての説明となります。

また、平成28年度の有収率については93.6％で、前年度と比べ2.6ポイントの減少となり、有効率についても95.9％で、前年度と比べ2.7ポイント減少しています。

なお、17ページから39ページまでに決算附属書類を記載しており、26ページまでの事業報告書には、総括事項として給水状況、建設改良事業及び経営についての概況を、続いて議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項、工事、業務及び会計等に関しての内容を記載しています。27ページには有収水量口径別内訳を、28ページ及び29ページには平成27年度と平成28年度の経営分析及び財務分析を、30ページ及び31ページには給水原価構成表（税抜き）を、32ページから35ページまでには収益費用明細書（税抜き）を記載しています。また、40ページ以降には、消費税及び地方消費税込みの詳細な決算説明書を記載しています。

以上、簡単ではありますが、平成28年度島本町水道事業会計決算の認定の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長　それでは、これより質疑に入りますが、各会計決算 13 件については常任委員会に付託し、審査することとなっておりますので、質疑の内容は大綱的なものに止めていただきます。

これより、決算 13 件に対し、会派代表並びに会派に所属しない議員による大綱質疑を行います。

なお、質疑は自由民主クラブ、人びとの新しい歩み、大阪維新の会、コミュニティネット、河野議員の順で行います。

それでは最初に、自由民主クラブの発言を許します。

清水議員（登壇）　それでは、平成 28 年度決算審査に対し、自由民主クラブを代表し大綱質疑を行います。

我が国の経済は、雇用・所得の改善が続く中で緩やかな回復基調が見られるものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の動向には留意する必要がある。本町ではインフラを含めた公共施設の老朽化等の対策が大きな課題で、深刻化しています。住民の皆様一人ひとりが安全で安心して暮らすことができる地域社会は、一朝一夕ではなし得ません。住民、議会、行政が一体となって、将来を見据えたグランドデザインをしっかり描いていく必要があります。

町にとっての「冬の時代」を迎えようとする中、地理的な特徴や地域の資源など、自らの強みと弱みを把握し、身の丈に合った行政運営を継続させながら、いかに住民満足度を向上させているかを最重要課題として、「島本らしさ」をキーワードとしたまちづくりの実現を目指すべく施策を推進されたと思いますが、それらの施策と成果について伺います。

１)財政状況について。

①財源確保について。

28 年度決算は黒字決算であり、経常収支比率は 98.9%と、前年より 3.0 ポイント上昇しており、依然として財政は厳しい状況になっています。

ここ数年、当町の人口は増加の傾向であるが、いずれは全国的な傾向と同様に、少子高齢化等により生産人口は減少し、本町の税収が増加するとは思えません。また一方では扶助費の増加や雨水水路整備、公共施設の耐震化、橋梁長寿命化等、巨額な費用を必要とする中で、安定的な住民サービスを維持するためにも財源確保が必要不可欠であります。平成 28 年度はどのような施策を推進されたのか。その費用対効果について、伺います。

②土地活用について。

公有財産のうちの遊休地で売却可能な土地については、自主財源の確保に繋がるものです。平成 28 年度の遊休地の売却状況と、課題について伺います。また、阪急水無瀬駅前のタクシー車庫跡地を含め、阪急水無瀬駅前の中心市街地としてのまちづくりの活性化について、平成 28 年度の検討状況と、今後の予定についても伺います。

③企業誘致について。

平成 25 年 10 月に大阪府の企業立地促進補助金の対象自治体となり、平成 28 年度も本町のＰＲに努められたと思いますが、施策の実施状況と成果、企業誘致の状況について伺います。

２)広域行政について。

①広域行政勉強会について。

本町においては、広域行政によるメリットは大であり、28 年度においての高槻市との広域行政勉強会の進捗状況を伺います。

②衛生化学処理場について。

建設後 52 年経過した衛生化学処理場の管理運営について、28 年度の状況と、今後のスケジュールについて伺います。

③清掃工場について。

建設後 26 年が経過した清掃工場は、毎年、多額の補修費がかかり、本来なら建て替えの検討時期に来ているのですが、町単独での建設は財政面と環境面から不可能に近い状況であります。精密機能検査の結果を踏まえた施設の運営方法の検討について、平成 28

年度の進捗状況を伺うとともに、今後の清掃工場のあり方について、広域も含め伺います。

３）「島本町行財政改革プラン」について。

平成 23 年度よりスタートした「第５次島本町行財政改革プラン」の進捗結果の検証状況と、「第６次島本町行財政改革プラン」策定作業の進捗状況について伺います。

４）人事評価制度について。

平成 27 年 11 月より試行的に導入した人事評価制度を、平成 28 年４月から全職員に拡充しましたが、平成 28 年度の実施状況と成果、課題について伺います。

５）総合教育会議について。

平成 27 年４月に設置し、２年目となる「島本町総合教育会議」の平成 28 年度の進捗状況と成果、課題について伺います。

６）公共施設の整備について。

本町では、昭和 50 年前後に建設された多くの公共施設で老朽化が進んでおり、一斉に大規模改修や更新の時期を迎えています。平成 28 年３月に策定した「島本町公共施設総合管理計画」に関する平成 28 年度の進捗状況と、中長期的な課題についても伺います。

７）ボランティア情報センターについて。

ボランティア精神、「ボランティア活動が輝くまちづくり」を推進するうえで、ボランティア情報センターの役割は大切なものです。平成 26 年２月 17 日に開設し、４年目となります。平成 28 年度までの進捗状況と、成果及び課題について伺います。

８）橋梁の長寿命化について。

平成 23 年度に策定の「島本町橋梁長寿命化修繕計画」による平成 28 年度の施策と進捗状況を伺うとともに、今後のスケジュールを伺います。

９）「地域防災計画」に基づく取り組みについて。

平素からの災害対策は、防災・減災に繋がるものです。平成 28 年度の「地域防災計画」に基づく施策と、進捗状況について伺います。

10）森林保全について。

全町の森林面積のほとんどが民間の所有であり、高齢化や担い手不足により整備が怠られています。森林整備を推進することで、減災にも繋がるものと考えます。平成 28 年度の森林保全に関する施策について伺うとともに、今後の課題についても伺います。

11）水質保全について。

本町の地下水・河川水は大切な財産です。将来に向けて保全していく必要があります。水質保全に関する平成 28 年度の施策と成果について、伺います。

12）水害対策について。

平成 28 年度は幸いにも大きな水害等もない年でしたが、いつ襲来するかわからないゲリラ豪雨や台風に対して、住民の生命・財産を守るうえで対策が必要です。平成 28 年度

の水害に対する防災・減災対策等の実施状況と、課題について伺います。

13)男女共同参画について。

24 年度よりスタートした「しまもとスマイルプラン～第２期島本町男女共同参画社会をめざす計画～」に基づいた男女共同参画の促進、仕事と家事・子育て・介護の両立支援、ドメスティック・バイオレンスの防止対策などの施策の内容と、平成 28 年度の進捗状況と課題について伺います。

14)年長者福祉について。

平成 27 年３月に策定した「第６期島本町保健福祉計画」の、平成 28 年度の各施策の実施状況と成果、課題についても伺います。

15)教育・生涯学習について。

①小・中学校の耐震化について。

未来を担う子ども達の学び舎である小・中学校の耐震対策等、安全・安心な学校を早期に実現するための平成 28 年度の進捗状況と、決算を踏まえビジョンについても伺うとともに、国の補助金活用等についても伺います。

②通学路の安全について。

通学路の安全・安心は、未来を担う子ども達にとって非常に重要なことです。平成 28 年度の通学路に関する施策の状況と、成果について伺います。

③中学校給食について。

第二中学校では平成 28 年４月から、第一中学校では平成 29 年１月から開始した給食についての評価と、課題について伺います。

④放課後の活動について。

未来を担う大切な子ども達の放課後の学習・運動等について、地域の皆様のボランティア活動を含め 28 年度の施策と、成果及び課題についても伺います。

⑤生涯スポーツについて。

住民の皆様の健康増進のための体育館、グラウンドやテニスコートなどの各スポーツ施設等を安全で快適に利用していただくための、平成 28 年度の整備状況等を伺うとともに、老朽化が進む施設の今後のあり方についても伺います。

16)福祉・子育てについて。

①子ども・子育てについて。

国の「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年４月にスタートし、本町においても同年３月に策定した「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育てに関する支援施策が充実されました。平成 28 年度の施策の進捗状況と、今後のスケジュールについても伺います。

②地域福祉について。

平成 26 年度を初年度とする「第３期島本町地域福祉計画」に基づき、身近な地域の相

談役である民生児童委員や、小地域ネットワークの推進拠点である社会福祉協議会などと連携を図り、地域の一人暮らし高齢者をはじめ、すべての住民の皆様が安心して住み続けることのできる地域づくりについて、平成28年度の各施策の実施状況と成果、課題についても伺います。

③介護予防について。

介護予防に有用である「いきいき百歳体操」及び「かみかみ百歳体操」等の普及は、保険料等の削減にも繋がるものと考えます。平成28年度の実施状況及び効果について、伺います。また、今後の展開についても伺います。

17)消防について。

近年、消防の役割は火災や救急以外に、台風や大雨に対する対応が増加傾向にあり、重要な役割を担っています。平成28年度の消防団を含めた出動状況や施設・備品等の整備状況を伺うとともに、課題についても伺います。

18)水道事業について。

水道事業については、住民に安全・安心な飲み水等を供給する事業で、生きていくうえでなくてはならない、災害時においても重要なライフラインです。「島本町地域水道ビジョン」に基づいた老朽配水管の布設替え状況、配水施設や配水管等の耐震対策状況を伺うとともに、「水道事業財政計画」を踏まえた今後の財政状況も伺います。

19)下水道事業について。

「公共下水道事業財政健全化計画」の進捗状況を伺うとともに、平成28年度の下水道計画上の改修等の進捗状況を伺います。

川嶋議長　この際、暫時休憩いたします。

（午前11時45分～午後1時00分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

総合政策部長　それでは、自由民主クラブを代表されましての清水議員の大綱質疑のうち、総合政策部所管分につきまして、ご答弁を申し上げます。

まず、前段部分の「『島本らしさ』をキーワードとしたまちづくりについて」でございます。

平成28年度における特徴的な取り組みを数点ご紹介いたしますと、まず、「島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取り組みの一つとして、国の地方創生加速化交付金を活用し、商工会などと連携して地域資源を活用したまちのにぎわいづくり、商工・観光振興に向けた取り組みを進めたところでございます。また、アメリカ合衆国ケンタッキー州フランクフォート市の姉妹都市提携につきましては、国際交流協会など町内関係者のご協力も得ながら、本年３月には、同州の関係者約30名を迎えて調印式を挙行し、本町行政としては初めての姉妹都市協定を締結いたしました。

このほかにも、企業との協働・協賛による森林整備や、住民の皆様の健康寿命の延伸

に向けた取り組み、府営住宅を活用した小規模保育事業所の開設など、各種の行政分野におきまして、本町の特色や地域資源、小さな自治体としてのフットワークの良さ等を活かした取り組みを進めてまいったところでございます。

次に、１点目の②「土地活用について」のご質問の後段、「阪急水無瀬駅前のタクシー車庫跡地について」でございます。

当該地につきましては、過去に、駅前での公共的機能も含めた検討を行った経過がありますが、一方で公共施設の総量圧縮方針もある中、今後の具体的な活用方策は決まっておりません。このため平成 28 年度におきましては、具体的な活用方策が決定するまでの利用方法として、期間を定めて駐車場として民間に貸出を行うことで、財源確保を図ることを視野に検討を行い、本年４月から、駅前駐車場としての活用を開始しているところでございます。

現在、町域内では複数の住宅開発が進行中であり、人口増加が予測されております。加えまして、日立金属株式会社山崎製造部が移転された後の土地利用の動向によりましても、今後、数年の間に、水無瀬駅前に求められるニーズは現在とは変化していく可能性もあるものと認識をいたしております。

従いまして、当該地の活用方策を検討するにあたっては、そうした今後の変化も踏まえた慎重な対応が必要であるものと認識をいたしております。また、現状、駅前駐車場としてのご利用がありますことから、駅前における路上駐車の防止等に一定寄与している側面もあるのではないかと思われます。

従いまして、今後、具体的な方策を見出すことができましたら、速やかに必要な手続きを経て、その実施に向け取り組んでまいりたいと考えておりますが、それまでの間は、財源確保の観点からも、現在の駅前駐車場としての活用を継続することが現実的であろうと考えているところでございます。

続きまして、２点目の①「広域行政勉強会について」でございます。

小規模自治体である本町にとりまして、効率的な行政運営に向け広域連携を推進することは、重要な課題であると考えております。平成 28 年度におきましては、高槻市と連携し、勉強会を１回、事業連携ワーキンググループを３回、合計４回の会議を開催いたしました。本町のし尿処理事務を高槻市に委託した場合の両市町の効果と課題等につきまして検討を行い、結果を報告書にまとめております。

検討結果につきましては、昨年７月の議員全員協議会でご報告いたしておりますが、両市町のし尿処理を事務委託により共同処理することで、より効率的な管理運営が可能となり、施設の運転管理費が大幅に削減できることなどが明らかになりました。これを受け、本町といたしまして、衛生化学処理場が抱えている課題の解決や、将来を見据えた効率的な業務運営等に向けまして、高槻市にし尿処理事務の委託を是非ともお願いすべきであるとの結論に至りましたことから、事務の委託について正式に依頼を行い、両

市町における議会の議決を経て、本年４月から、委託を開始させていただいたところでございます。

次に、３点目の「第５次島本町行財政改革プランについて」でございます。

平成 23 年度から平成 27 年度を計画期間とした「第５次島本町行財政改革プラン」の取り組み結果といたしましては、金額面で効果が大きかったものとして遊休地の売却・貸付、使用料・手数料の見直し、個人給付の見直しなどがあり、特に遊休地の売却・貸付による効果額が、５年間の累計効果額のおよそ半分を占めるという結果でございました。

「第６次行財政改革プラン」の策定に向けましては、本年２月、島本町行財政改革推進プロジェクトチーム会議設置要綱に基づき、庁内各部の次長級職員を中心とするメンバーで構成するプロジェクトチーム会議において、プラン策定に向けた協議を開始したところでございます。会議では、「第５次行財政改革プラン」の取り組み結果について改めて認識の共有を図るとともに、国の動向や他団体における改革事例に基づく意見交換、本町において取り組むべき事項やプラン策定に向けた進め方等について、協議・検討を行っております。

厳しい財政状況の中、今後も継続して行政サービスを提供していくためには、効率的かつ効果的な行財政運営を推進し､安定的な財政基盤を確立することが求められており、本年度中に素案をお示しすることができますよう、作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、４点目の「人事評価制度について」でございます。

平成 28 年４月１日に施行された｢地方公務員法の一部を改正する法律｣におきまして、「任命権者は、職員の執務について、定期的に人事評価を行わなければならない」と規定されたことを受けまして、本町におきましても人事評価制度を全職員に導入し、目標設定や面談、評価結果の開示などの過程を通じて、１年間実施してまいりました。

実施にあたり、必ず行うこととしました目標管理と結果開示の面談により、上司と部下のコミュニケーションがこれまで以上に図られたものと考えております。一方で、評価項目や設定された目標に照らして、職員一人ひとりの職務遂行能力や勤務実績をできる限り客観的に把握し、適切に評価する必要があり、今後も定期的に評価者研修を行う必要があると考えております。

なお、制度設計の際には想定していなかった評価者や被評価者の作業負担につきまして、平成 29 年度におきましては、被評価者の負担を軽減できるよう、また評価者が評価したポイントがより明確になるよう、変更を加えて実施しているところであり、今後も評価者、被評価者から意見を聴取し、変更を加えながら、よりよい制度を構築してまいりたいと考えております。

次に、５点目の「総合教育会議について」でございます。

平成 27 年４月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、すべての地方公共団体に総合教育会議の設置が義務づけられたことを受け、本町におきましても、町長を議長とし、教育長及び教育委員で構成する「島本町総合教育会議」を設置いたしております。

総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場であるとされており、本町におきましては、平成 28 年度、２回の会議を開催いたしました。昨年６月の会議では、今後の大型開発に伴う通学区域の変更などについて協議を行い、この結果も踏まえ、教育委員会におきまして、百山地区の通学区域が見直されたところでございます。また、昨年 12 月の会議では、予算編成にかかわって、住宅開発等に伴う学校施設及び保育基盤の整備等について意見交換を行っており、今後とも町長と教育委員会とが、目指すべき教育の目標や理念を共有し、教育施策を協力して推進してまいります。

次に、６点目の「公共施設の整備について」でございます。

ご質問にもありますとおり、本町では、人口急増期の昭和 50 年前後に整備した多くの公共施設で老朽化が進んでおり、今後、一斉に大規模改修や更新の時期を迎えることとなります。

このため、本町では、平成 28 年３月に「島本町公共施設総合管理計画」を策定し、「施設保有量の圧縮」「機能優先への転換と多機能化の推進」「計画的な維持保全による長寿命化」「管理運営の効率化」「財源の確保」という五つの管理方針を定めるとともに、学校や子育て支援施設、道路や橋梁などの施設類型ごとに、現状と課題を踏まえた今後の管理方針や検討の方向性をお示ししたところでございます。

平成 28 年度におきましては、本計画について、昨年 10 月の「広報しまもと」に、『まちの公共施設の将来を考える』と題した特集記事を掲載し、本町の公共施設を取り巻く現状と課題、住民意識調査の結果、公共施設の管理に関する基本的な考え方等につきまして、広く住民の皆様への周知に努めました。また、各施設の所管部局におきまして、計画に掲げる管理方針等を踏まえ、必要に応じ庁内調整会議における連絡調整を図りながら、具体的な取り組みを推進しているところでございます。

今後についてでございますが、公共建築物につきましては、住宅開発等に伴う子育て支援施設等の需要増などもあり、直ちに保有量を圧縮することは難しい状況にはありますが、施設整備に際しましては、行政が直接整備し保有しなければならない施設を除き、積極的な民間活用を図る必要があると考えております。また、インフラ施設につきましては、引き続き計画的な予防保全による長寿命化を目指すことで、将来負担の圧縮に努めることが重要であると考えております。

次に、７点目の「ボランティア情報センターについて」でございます。

本町のボランティア情報センターは、ボランティアに「参加したい方」と「参加して

ほしい方」を“情報”でつなぎ、どのような活動があって、どこに問い合せをすればよいのかなどの情報をホームページなどで広く提供することにより、ボランティア活動の活性化に寄与することを目的といたしております。

平成28年度につきましても、ホームページへの掲載やフェイスブックへの投稿、窓口での相談など、ボランティアに関する情報の発信に努めてまいりました。特に、自前でホームページなどの情報発信手段を持たない団体にとって、当センターは一定意義のあるものになっていると認識しております。一方で、平成28年度の新規の登録団体数は２件であったことから、需要が一定充足したものであるのか、またＰＲ不足など、ほかに原因があるのかなど調査が必要であると考えており、今年度登録団体へのアンケートを実施する予定としております。

いずれにいたしましても、開設から４年目を迎える本センターの今後のあり方につきまして、検討してまいりたいと考えております。

次に、13点目の「男女共同参画について」でございます。

本町では平成24年３月に「しまもとスマイルプラン～第２期島本町男女共同参画社会をめざす計画～」を策定し、男女共同参画の理解の促進、政策・方針決定過程への女性の参画促進、仕事と家事・子育て・介護の両立支援、ドメスティック・バイオレンス防止対策などの施策を推進しております。

平成28年度には、計画策定から５年が経過することから、社会情勢の変化等を踏まえた中間見直しを行ったところであり、その際、計画の一部を「女性活躍推進法」に基づく本町の推進計画として位置づけております。

計画の改定にあたりましては、学識経験者や町内の人権・福祉・教育関係団体の皆様で組織する島本町人権啓発施策審議会に諮問を行い、４回の会議を通じてご審議いただいたほか、パブリックコメントを実施し、広く住民の皆様からのご意見をいただき、本年３月に改定版を策定いたしました。あわせまして、住民対象の講座や、女性が抱えるあらゆる悩みに対応するための女性相談のほか、交際相手からの暴力――いわゆるデートＤＶの防止を目的とする啓発冊子を作成し配布するなどの取り組みを行っており、引き続き改定後の計画に基づき、性別に関わりなく一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分発揮できる社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

総合政策部所管分につきましては、以上でございます。

総務部長　続きまして、総務部所管分について、ご答弁申し上げます。

１点目の①「財源確保について」でございます。

平成28年度の普通会計決算収支につきましては、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支とも黒字を確保したものの、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は98.9％と、前年度よりも3.0ポイント上昇しており、依然として厳しい財政状況となっております。また、自主財源の多くを占める町税につきましては、給与所得者の納税者

数が増加したこともあり、町民税個人分は前年度より増額となったものの、町民税法人分は、一部法人の課税標準額の減少などにより前年度を下回ったものでございます。

こうした中で、将来的には全国的な傾向と同様に人口減少が見込まれるうえ、少子化対策などの社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策などに多額の経費が必要となるため、歳出の伸びに対応した財源の確保が不可欠となっております。

平成28年度の財政運営におきましては、第二保育所耐震補強事業、道路ストック維持管理事業、橋梁補修補強事業、第一中学校耐震補強等事業などの財源として、国庫補助金を確保いたしました。また自治体情報セキュリティ強化事業や橋梁補修補強事業につきましては、国の補正予算を活用して国庫補助金を確保するとともに、交付税措置のある町債をあわせて発行し、基金の取り崩しの縮減に努めました。また、ふれあいセンター施設整備事業、第二保育所耐震補強事業、清掃工場施設改修事業、道路ストック維持管理事業、消防団小型動力ポンプ及び車両更新、第二小学校西館便所改修事業並びに第一中学校耐震補強等事業につきましても、交付税措置のある町債を発行し、基金の取り崩しの縮減と将来負担比率の抑制に努めたところでございます。その他、水無瀬川緑地公園のよちよちパーク整備事業につきましては、宝くじの売り上げを財源とした府補助金を獲得して実施したものでございます。

今後におきましても、積極的に有利な特定財源を確保するなど、財政負担の軽減に努めてまいります。

続きまして、１点目の②「土地活用について」の前段、「遊休地の売却状況と課題」について、ご答弁申し上げます。

公有財産のうち遊休地で売却可能な土地につきましては、自主財源の確保の観点から、これまでも売却の事務を進めてまいりました。平成28年度における売却状況は、広瀬二丁目地内の里道敷、青葉二丁目地内の土地、百山等地内の土地で、歳入総額は約 5,300万円でございます。

今後におきましても、自主財源の確保の観点から、遊休地につきましては、順次、売却に向けて事務を進めてまいります。

続きまして、９点目の「『地域防災計画』に基づく取り組みについて」でございます。

本町では、平成24年８月14日に発災した時間雨量最大111ミリという大雨により甚大な被害を受けて以降におきましても、毎年度、気象警報や台風の接近に伴いまして、職員配備を行い、全庁あげて災害対応を行っている状況でございます。

平成28年度におきましては、災害対応といたしまして、６月から10月にかけて、気象警報及び台風の接近に伴い６回の職員配備を発令いたしました。この６回のうち、台風第16号の接近時には避難準備情報を発令する事態になりましたが、人的被害等は幸いにも発生しておりません。

次に、防災にかかる取り組み状況といたしましては、土砂災害及び洪水に対応する避

難所として若山台地区に新たに３施設の避難所を指定するとともに、各避難所の高所看板の更新を行いました。また、平成 28 年９月に完了した大阪府の土砂災害警戒区域等の見直しや、災害種別ごとの避難所リストに対応したハザードマップの更新、災害発生時における避難行動要支援者への支援のための避難行動要支援者名簿の作成など、実施いたしました。

さらに、例年の取り組みでございますが、自主防災会等への出張講座を 11 回実施するとともに、平成 28 年度には、保育園の保護者向けに出張講座も実施するなど、防災意識の啓発に努めたところでございます。

総務部につきましては、以上でございます。

都市創造部長　続きまして、都市創造部所管分について、ご答弁申し上げます。

１点目の③「企業立地の促進について」でございます。

本町は、平成 25 年 10 月に大阪府から「投資奨励計画を持つ市町村」として認定され、大阪府の企業立地にかかる府内投資促進補助金の交付対象となっているところでございますが、平成 28 年度においても制度活用の事例はございませんでした。また、本町の「企業立地促進条例」に基づく奨励金の活用につきましても、事例はございませんでした。

町域内においては、住宅系の用途地域がその多くを占める中、工業団地などもなく、企業誘致が必要な大規模な遊休地がほとんど発生しない状況であり、企業とのマッチングの機会が生じないことが、企業誘致を進めにくい要因であると考えております。

そのような状況の中、昨年 10 月、日立金属が埼玉県熊谷市への移転を表明されました。これを受け、本町として跡地における企業立地を促進すべく、大阪府と連携しながら、相手方との協議を継続しているところです。

なお、当該跡地のあり方については、現時点においても具体的な方針等が明確にされておりませんが、課題の解決に向け、当該企業との協議を引き続き行うとともに、大阪府と連携し、積極的に対応策を検討してまいりたいと考えております。

次に、２点目の②「衛生化学処理場について」でございます。

し尿処理につきましては、平成 29 年２月 14 日付けで高槻市と島本町とのし尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務の委託について協議書を締結し、本年４月１日から高槻市に事務の委託を開始しているところでございます。このため、衛生化学処理場につきましては、本年３月末をもって町内で収集したし尿及び浄化槽汚泥の搬入が終了しており、今後、解体撤去することとなります。

また、今後のスケジュールでございますが、今年度に予定しておりました残留汚泥等の処分につきましては７月末に完了しており、現在解体工事の設計を進めているところでございます。解体工事の設計にあたりましては、本年度中に関係機関との協議や関係法令等に従った手続きを行い、解体工事につきましては、平成 30 年度から進めてまいりたいと考えております。

次に、２点目の③「清掃工場について」でございます。

本町の清掃工場は、建設後すでに 26 年経過しており、延命化を図るため、毎年多額の費用をかけて施設整備を行い、施設運営に支障が出ないよう維持管理に努めているところでございます。また、新施設更新のための国の特定財源として循環型社会形成推進交付金がございますが、本町は交付対象要件を満たしていないことから、交付金対象外であり、町独自での施設更新は、町財政からも非常に困難な状況でございます。

そのような中、本町では、清掃工場の設備・装置の損傷状況及び処理機能状況を把握するため精密機能検査を実施いたしましたところ、施設の状況は比較的良好であり、適切な維持管理ができているものの、老朽化している箇所があることがわかりました。また、包括運営委託の導入につきましては、島本町清掃工場包括運営検討委員会において検討した結果、他事例におきましても導入前に必要な施設整備を行っていることから、「施設整備の実施時期や範囲について決定する必要がある」と、まとめられております。

本町の今後の施設整備につきましては、本検査結果や毎年の保守点検結果及び清掃工場からの要望も踏まえながら、予算との整合性を図り、優先順位を決めて進めてまいりたいと考えております。そのため、包括運営委託の検討につきましては、必要な施設整備が一定終了もしくは目途がついた段階で、導入の判断をしてまいりたいと考えております。

なお、ごみ処理の広域化につきましては将来的な課題と認識しておりますが、現時点での予定はございません。本町といたしましては、広域化を目指しつつ、広域化の目途が立つまでは、現施設の延命化を図りながら、安定した施設運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、８点目の「橋梁の長寿命化」について、ご答弁申し上げます。

本町では、平成 23 年度に策定いたしました「島本町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、主要な橋梁24橋を平成25年度から長寿命化に向けた補修工事に着手いたしております。平成 28 年度は、平成 27 年度に引き続き桜井跨線橋の径間１・径間２の補修工事を実施したほか、町立第二中学校前の指手橋や、阪急京都線に隣接する大通橋の補修工事を実施しております。今後のスケジュールといたしましては、平成 29 年度は、尺代大橋、尺代橋、長鳥橋、調子橋、山ノ瀬橋の５橋について、長寿命化に向けた補修工事を予定いたしております。

なお、桜井跨線橋につきましては、平成 29 年度は、径間３から径間５の補修工事を行うとともに、ＪＲ京都線軌道上部におけるＪＲ西日本との詳細協議を行い、平成 30 年度に実施設計業務、平成 31 年度に補修工事を行い、竣工してまいりたいと考えております。

次に、10 点目の「森林保全について」でございます。

ご指摘のとおり、本町の森林保全の課題といたしましては、森林所有者の高齢化や担い手不足により、間伐の遅れや、竹林の拡大といった荒廃が進んでいることがあげられ

ます。

この大切な森林を保全するための施策といたしまして、平成28年度におきましても、『サントリー　天然水の森おおさか島本』の協定地の拡大にかかる事務として、平成28年４月には山崎地区の約33haの、平成29年２月には大沢地区の約240haの協定締結を行いました。また、森林保全の担い手の育成といたしまして、森林ボランティア団体への補助等の支援を行いました。さらに、天王山周辺森林整備における様々な取り組みを実施する上で、森づくりに関する様々な情報交換が可能なプラットフォーム機能の役割を果たすことを目的に、「天王山周辺森づくりフォーラム」が設立され、本町も参画いたしました。

なお、今後の課題についてでございますが、森林整備におきましては、行政だけではなく、ボランティアや企業、森林組合等の関係団体と協働により進めていくことが必要不可欠でございます。そのため、ボランティアの育成や活動支援を行うとともに、サントリーをはじめとする民間活力を十分に活用しながら、継続的に整備を進めていくことが重要であるものと考えております。

次に、11点目の「水質保全について」でございます。

本町では、河川や地下水の水質汚濁の状況を把握するため、毎年２回、町内で水質測定を行っており、主な結果については、ホームページや事務事業成果報告書で公表しております。

また、啓発活動といたしまして、本町の未来を担う子ども達を対象として、毎年７月下旬に水無瀬川で実施している「ワクワク！しまもと環境学校」で、河川への親しみや水環境への関心を高めていただくことを目的として、水生生物の観察会を実施しております。今後も引き続き、水質測定や啓発イベントなどを通じて、本町の誇る豊かな水資源の永続的な保全ができる環境づくりに努めてまいります。

次に、12点目の「水害対策」に関するご質問のうち、都市創造部の取り組みについてでございます。

平成28年度におけるハード対策といたしましては、沈砂池４ヵ所を浚渫し、また本町域内の主要な水路につきましても、梅雨や夏場の台風・集中豪雨のシーズン前までに堆積土砂の点検及び浚渫を行いました。また、ソフト対策といたしましては、雨量計が10分間に５ミリを超過する雨量を観測した際には、水路のスクリーンを点検し、必要に応じて除塵作業を行うなど、浸水被害防止に取り組んでまいりました。今後も引き続き、浸水被害軽減に向けた防災・減災対策に努めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

上下水道部長　それでは、上下水道部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、12点目の「水害対策」に関するご質問のうち、上下水道部の取り組みについて、ご答弁申し上げます。

平成 28 年度における水害に対する防災・減災対策等の実施状況でございますが、水無瀬川右岸地域では、阪急水無瀬駅前周辺の浸水被害の軽減対策として、公共下水道五反田雨水幹線工事（第１期）に着手するとともに、青葉地区周辺の浸水被害の軽減対策として、高槻市にお願いをいたしております淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線（２－６）接続点と上牧新川水路との接続後における上流域での水路改修に向けまして、公共下水道柳川雨水幹線外２幹線の基本検討業務を実施いたしました。また水無瀬川左岸地域では、関戸裏１号水路の改良工事を実施いたしました。

今後の課題といたしましては、水路整備には多額の費用が必要でありますが、その特定財源としての、国の社会資本整備総合交付金の防災・安全分の確保が非常に困難な状況になってきており、整備には相当の期間を要するものと考えております。

次に、18 点目の「水道事業について」でございます。

老朽配水管の布設替えにつきましては、「島本町地域水道ビジョン」に基づき、平成 25 年度に「水道管路等更新計画」を策定し、平成 26 年度から、同更新計画に基づき計画的に実施している状況でございます。

なお、平成 28 年度末における水道管路の老朽化率は約 42％で、耐震適合率は、前年度と比べ 0.5 ポイント増の約 25.6％となっております。

次に、配水施設についてでございますが、現在、第３低区配水池、第４低区配水池、第１高区配水池、第２高区配水池及び尺代配水池の５施設が稼働中で、そのうち、第１高区配水池を除く４施設につきましては耐震補強工事等の対策が完了しており、耐震化率は 80％となっております。

次に、計画期間を平成 26 年度から平成 29 年度までの４年間とする「島本町水道事業財政計画」を踏まえた今後の財政状況についてでございますが、平成 28 年度につきましては、給水収益は計画当初の見込みよりも減収となり、営業費用では上下水道部別館の除却工事により前年度に比べ増となりましたが、当年度純利益を確保することができました。しかしながら、施設整備等を実施するための財源である正味運転資金につきましては、大藪浄水場浄水池新設工事の実施により、前年度に比べ減となりました。

町内において大規模な開発が進む中、一部事業所の閉鎖や、近年における需要者の節水意識の向上や節水器具の普及により、今後においても給水収益の増加が見込めない状況である中、大藪浄水場中央管理センターの更新や大藪浄水場自家発電設備の新設及び高圧受電設備の更新、また引き続き「水道管路等更新計画」に基づく老朽配水管の布設替え等、基幹施設の更新等を計画的に実施していく必要があり、その財源となる正味運転資金につきましても、さらに減少していくものと考えております。

従いまして、今後とも厳しい財政状況が続くことが予想されることから、引き続き経費削減に努めるとともに、計画的な施設整備等に努めてまいりたいと考えております。

次に、19 点目の「下水道事業について」でございます。

計画期間を平成26年度から平成29年度までの４年間とする「島本町公共下水道事業財政健全化計画」の進捗状況でございますが、財政に関しましては、接続人口は増加したものの、水道使用水量の減少に伴う下水道処理水量の減少により、現年度分の下水道使用料は減となる中、滞納繰越分を加えました下水道使用料全体では、前年度に比べ増となっております。

しかしながら、修繕工事等の実施による汚水処理経費の増加により、特定環境保全公共下水道事業を除く、下水道使用料で賄うべき汚水処理経費に対し、実際に徴収した使用料収入の割合を示す指標である経費回収率が68.3％と、前年度に比べ4.3ポイント低下しております。

今後につきましても、これら下水道使用料の増加につきましては、処理区域の拡大による接続人口の増により一定程度見込まれますが、一方で、下水道処理水量が全体として減少傾向にあることなど、引き続き下水道処理水量の推移を注視するとともに、下水道財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成28年度における公共下水道の整備状況でございますが、汚水整備につきましては、高浜一丁目の一部約1.83haの区域の面整備を実施し、これらの完成により事業認可区域約 327ha のうち約 301ha が整備済区域となり、下水道処理人口普及率では約95.3％となっております。雨水整備につきましては、先ほど12点目でご答弁させていただきました、関戸裏１号水路の改良工事の実施及び公共下水道五反田雨水幹線整備工事（第１期）に着手したところでございます。

今後も引き続き、町域内の未普及解消や浸水防除に向けて、計画的な公共下水道の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

健康福祉部長　続きまして、健康福祉部所管分について、ご答弁申し上げます。

次に、14点目の「年長者福祉について」でございます。

平成27年３月に策定いたしました「第６期島本町保健福祉計画」に基づき、年長者福祉に関する各種事業を実施いたしました。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、社会福祉協議会や民生委員児童委員の皆様のご協力のもと、配食サービスや会食会、緊急通報装置設置事業、移送サービス助成事業などの事業を実施いたしました。また､ひとり暮らし高齢者等実態把握事業では３年を目安として全数調査を行っており、平成 28 年度は全数調査を実施し、ひとり暮らし高齢者等の台帳を更新いたしております。更新いたしました台帳は、日頃の見守りや安否確認に活用するとともに、あわせて救急医療情報キット「しまもと安心ボトル」の配付を行い、必要に応じて、消防本部等関係機関との連携を図っております。

なお、今後の課題といたしましては、本町の高齢化率は、平成29年７月末時点で26.8％となっており、毎年上昇いたしております。引き続き、高齢者を地域で支え合うため

の「見守り」体制の強化に取り組んでいく必要があると考えております。

平成29年度は、「第７期島本町保健福祉計画」の策定年度であり、年長者福祉サービスに対するニーズ把握や現状分析を行い、今後のサービスのあり方につきまして検討を進め、年長者福祉の増進に努めてまいります。

次に、16点目の②の「地域福祉」について、ご答弁申し上げます。

平成26年度から開始した「第３期地域福祉計画」におきましては、「ひとをささえるまちづくり」「おたがいさまの まちづくり」「もしものときの まちづくり」「こころゆたかな まちづくり」という四つの基本目標を掲げ、その実現に向けた各種施策を推進してまいりました。

平成28年度の主な事業といたしましては、地域の身近な相談者としてコミュニティソーシャルワーカーを引き続き４名配置するとともに、福祉人材の育成として、「朗読ボランティア養成講座」の中級課程講座を開催し、ボランティアの養成を行いました。その他、福祉大会においては、おもりを装着して高齢者の擬似体験を行う「キャップハンディ体験」と、乳幼児と保護者を対象にした「子育てサロン」のコーナーを、平成 27年度に引き続き実施したところです。

また、近年頻発する自然災害の発生や高齢化の進展により、一層の対応が求められている「災害時支援」の分野では、「避難行動要支援者登録制度」を開始し、支援を必要とする対象者に案内を行い、登録名簿の作成を行いました。

その他、平成28年12月には、民生委員児童委員の一斉改選を行いました。関係機関と連携した丁寧な依頼や調整の結果、３年前の一斉改選時には 12 人が欠員となりましが、本年８月１日現在では欠員は３人のみとなっております。

いずれにいたしましても、地域に暮らすすべての方が、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、これからも着実に各種施策を推進してまいります。

次に、③の「介護予防について」でございます。

「いきいき百歳体操」と「かみかみ百歳体操」につきましては、高齢者の皆様が、住み慣れた地域とふれあいながら、いつまでも、いきいきと暮らしていただくための健康づくりと介護予防を図ることを目的に行っている事業でございます。

平成28年度の実施状況でございますが、まず、町内での実施箇所数といたしまして、「いきいき百歳体操」は39ヵ所、「かみかみ百歳体操」は35ヵ所で実施されており、前年度から「いきいき百歳体操」は２ヵ所、「かみかみ百歳体操」は１ヵ所の実施箇所が増えております。地域での体操の立ち上げの際には、本町から技術的な支援を実施しておりますが、その後、地域で継続して活動をしていただくための支援として、「いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操おさらい月間」を設け、地域の医療機関のリハビリテーションの専門職と連携し、地域包括支援センター等の町職員が協働で体操の場に出向き、体操の実施状況についての専門的な助言を行っております。また、年に１回、体操

を行っている拠点の方が一堂に会する「いきいき百歳体操交流大会」を継続して開催するとともに、地域で支援を行うサポーターの育成にも取り組んでいるところでございます。

体操の効果につきましては、おさらい月間の際に参加者に実施したアンケートにおいて把握しており、「いきいき百歳体操」では、約９割の方が「みんなと会うことが楽しみ」と答えておられ、「参加後に運動機能に良い変化があった」という回答も、複数の参加者からいただいております。また、「かみかみ百歳体操」では、参加者の多くの方から、「固いものが噛めている」「しゃべりにくさや食事中のむせ、口の乾燥がない」との回答をいただいており、高齢者の方の運動機能や口腔機能の維持及び向上、地域活動への参加による閉じこもり防止などで大きな効果を上げていると考えております。

今後の展開につきましては、本年度から実施しております介護予防・日常生活支援総合事業において、地域の「いきいき百歳体操」への参加を目標とした個別支援を行う事業の実施を予定しており、「いきいき百歳体操」及び「かみかみ百歳体操」を着実に推進することで、効果的な介護予防を図り、地域包括ケアシステムの構築に繋げてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

教育こども部長　続きまして、教育こども部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、15 点目の①の「小・中学校の耐震化について」でございます。

町立小・中学校の耐震化につきましては、平成 26 年度から２期に分けて進めておりました第一中学校の耐震補強等工事が完了し、平成 28 年度末現在の学校施設の耐震化率は 89.7％となっております。残りの第三小学校につきましては、平成 28 年度に国の補正予算で補助採択され、平成 29 年度に繰越しをして、現在、Ｂ・Ｃ棟の耐震補強等工事を実施しているところでございます。今後、Ａ棟の新築建て替えを予定しておりますが、平成 30 年度から 31 年度にかけて、国の学校施設環境改善交付金を活用して工事を実施する予定でございます。この他、非構造部材の耐震化につきましても、順次、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、②の「通学路の安全について」でございます。

通学路の安全対策につきましては、従前から実施しておりますメロディーパトロールに加えまして、児童の通学時及び放課後等における安全・安心の確保をするとともに、犯罪の抑止や犯罪発生時の迅速な対応を図るため、町内の主要な通学路 20 ヵ所に防犯カメラを設置いたしました。また平成 27 年度までは、通学路の交通安全総点検を毎年１校ずつ実施しておりましたが、平成 28 年度に関係機関による通学路安全推進会議を設置し、「通学路安全プログラム」に基づき、毎年、全小学校で安全点検を行うことといたしました。その結果、この点検で危険箇所として抽出された情報をもとに、関係機関が所管の施設の改善として、グリーンベルトの再設置や側溝フェンスの補修などを実施い

たしました。

次に、③の「中学校給食について」でございます。

平成 28 年度に開始いたしました中学校給食につきましては、第二中学校での開始当初には、配膳に手間取り、喫食開始までに時間を要したこともございましたが、今日まで、大きなトラブルもなく給食の提供ができております。また、町内初の親子方式による給食の受配校として３学期から開始いたしました第一中学校におきましても、配送途中の事故や給食が冷めてしまうなどのトラブルも発生せず、順調に給食の提供ができております。

なお、給食の実施に関しての課題につきましては、校舎内の細かな段差が、教室までカートを運搬する際の支障になるといった施設面での課題はございますが、その他には特にございません。

次に、④の「放課後の活動について」でございます。

放課後学習会は、子どもたちの自学自習力を育成することを目的に、学校支援「ゆめ本部」との連携で、地域ボランティアの方々の協力により、すべての学校で実施しております。

小学校においては、その日の宿題をやりきることを目標とし、さらに余剰時間を活用して絵本等の読み聞かせが実施されるなど、子どもたちの学力向上の基盤となる活動が展開されております。特に平成 28 年度は、文部科学省「学習支援のためのＩＣＴ機器整備事業」補助金でタブレット端末４台を購入し、小学校の放課後学習会で活用いたしました。また、中学校では、定期テスト前の自学自習教室の開催をはじめ実用英語技能検定の対策教室など、ボランティアの専門的な力をお借りして実施いたしました。

これらの取り組みの成果といたしましては、授業とは異なった雰囲気の中で家庭学習の一助になっていることから、児童生徒はもとより保護者からも好評を得ております。また、これらの取り組みが評価され、昨年度は奈良県教育委員会や文部科学省から視察を受け入れるほどにまで注目を受けました。

課題といたしましては、年々、学校でのボランティアの活用が進み、事業予算内での運用が難しくなりつつありますが、より計画的かつ効果的なボランティア派遣に留意して取り組んでまいりたいと考えております。

一方、放課後の運動等につきましては、子どもたちの放課後の居場所を確保するため、各小学校において校庭開放や各種事業など、「放課後子ども教室推進事業」を実施しております。平成 28 年度の実施状況につきましては、第一小学校及び第四小学校ではシルバー人材センターの見守りによる校庭開放や地域のボランティアによる各種事業を実施したほか、第二小学校及び第三小学校でも、地域のボランティアの方々による各種事業を実施いたしました。

課題といたしましては、学校、ＰＴＡ、地域ボランティア等の体制の問題や、校庭開

放の手法が各校で異なることがございますが、学校、ＰＴＡ、ボランティアの負担をできるだけ軽減するためには、第一小学校で実施している校庭開放を他の小学校に拡げていくのが最も良い方策ではないかと考えており、平成 29 年度につきましては、10 月から第三小学校において試行的に第一小学校型の校庭開放を導入する予定でございます。

次に、⑤の「生涯スポーツについて」でございます。

各スポーツ施設の平成 28 年度の整備につきましては、町立体育館におきまして、シャワールームやトイレの修理、トレーニングルームの機器の修理や更新などを行いました。また、一般開放しております学校施設等につきましては、必要な維持補修のほか、体育館の電球取り替えなどを行いましたが、大規模な改修等はございませんでした。

次に、「老朽化が進む施設の今後のあり方」についてでございますが、町立体育館につきましては、６月定例会議でもご答弁させていただいたとおり、耐震診断結果を受けての今後のあり方について、移転新築を行うのか、耐震補強と大規模改修をあわせて行うのか、早期に決定してまいりたいと考えており、現在、情報収集に努め、調査・研究を進めているところでございます。また、東大寺公園テニスコートにつきましては、以前よりコート内の一部に表層ふくれ現象が発生する不具合がございますが、抜本的な対策が困難でありますことから、ご不便をおかけいたしますが、当面は現状のままで貸出を継続していきたいと考えておりますとともに、第二中学校体育館裏山のテニスコートにつきましては抜本的な改修が必要であると認識しておりますが、財政との整合性を図る必要がありますことから、引き続き対応を検討してまいります。

この他、一般開放しております学校施設等につきましては、部内の関係課や学校と協議のうえ、安全上課題のある箇所を最優先に整備を進めるとともに、スポーツ施設全体の適正な施設の種類や規模なども含めまして、総合的かつ計画的な整備を検討してまいりたいと考えております。

次に、16 点目の①「子ども・子育てについて」でございます。

平成 28 年度における「島本町子ども・子育て支援事業計画」にかかる取り組み状況につきまして、保育所については、第二保育所耐震補強工事を行い、また小規模保育事業所を大阪府営島本江川住宅及び島本センター事務所の２ヵ所に民間事業者により整備されました。

また、昨年８月には保育所待機児童対策として、保育士等の子どもの優先入所事業、新規採用保育士等臨時給付金事業、保育士雇用補助事業及び保育所における業務効率化推進事業の四つの方策をお示しいたしました。保育士等の子どもの優先入所事業につきましては、平成 28 年度に１名、平成 29 年度に２名の保育士が、本制度を活用し町内の保育所に就職しており、今後も継続してまいりたいと考えております。新規採用保育士等臨時給付金事業及び保育士雇用補助事業につきましては、平成 29 年度までを対象期間として実施しておりますが、平成 28 年度の実績はなく、平成 29 年度に高浜学園におき

まして、保育士雇用補助事業を活用して７名の保育士が雇用されております。また、保育所における業務効率化推進事業につきましては、山崎保育園及び高浜学園で登園管理等にかかるシステム導入事業に活用され、保育士の業務負担軽減に繋がったものと考えております。

学童保育室につきましては、平成 29 年度から対象学年を４年生までに拡充するため、平成 28 年度に第四学童保育棟新棟及び第二学童保育室を１室増室するための整備を行うとともに、第二学童保育室の新棟及び第四小学校増築とあわせた第四学童保育室整備にかかる設計業務を行いました。

その他、子育て世代の支援策として「産前・産後ヘルパー派遣事業」を継続して行ったほか、「子育て支援協力金制度」につきましては、二つの大型開発において、それぞれ 600 万円と 500 万円の寄附証書の提出がございました。

今後のスケジュールにつきましては、今年度中に第二学童保育棟の建設及び第四小学校校舎増築とあわせた第四学童保育室の整備を行うとともに、平成 31 年度の開園を目指し民間保育園の公募を進めるなど、大型開発に伴う人口増を見越した対策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

消 防 長　最後に、17 点目の「消防」につきまして、ご答弁申し上げます。

近年、台風や集中豪雨などの自然災害が全国各地で頻発し、災害活動、救助事案も複雑多様化しており、住民の皆様の消防に対する期待はますます高まる状況であると認識をいたしております。

消防の職務につきましては、その施設及び人員を活用して、住民の皆様の生命、身体及び財産を火災をはじめとする各種災害から保護し、被害の軽減を図るとともに、災害等による傷病者の搬送を適切に実施することでございます。これまで消防本部と消防団が連携を密にし、災害対応をより効率的かつ効果的に実施し、各種災害に対応しているところでございます。

平成 28 年度につきましては、消防本部では、火災８件、救急 1,273 件、救助 20 件、その他の各種災害等 427 件の出動をいたしております。また消防団では、火災１件、火災以外の災害出動２件、訓練等 45 件、合計で 48 件の出動をいたしております。

主な施設・備品の整備状況につきましては、大型油圧救助器具と高浜分団車両、小型動力ポンプ２台を更新いたしました。計画的に機器及び資機材を整備しており、課題なく消防活動の充実が図られたものと考えております。

今後も、施設や備品等の整備につきましては、資機材の修理・管理状況を踏まえながら、順次、資機材の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員　ご答弁をいただきました内容の細部につきましては、常任委員会で確認をして

いきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

川嶋議長　以上で、自由民主クラブの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後２時00分～午後２時15分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、人びとの新しい歩みの発言を許します。

戸田議員（登壇）　平成29年９月定例会議、平成28年度決算に対する大綱質疑を、人びとの新しい歩みを代表して行います。

１）非正規雇用で暮らしの将来像が描けるのか。

臨時・非常勤職員、任期付き職員など、任期の定めのない職員の任用は制度の趣旨、勤務の内容に応じた任用・勤務条件になっていないのが実情です。「官製ワーキングプア」と呼ばれて久しい地方公務員の非正規職員は、平成28年、都道府県と市町村を合わせて64万人になり、10年前に比べて４割も増加しているとのこと。

報道によると、全国1,788自治体の非正規比率は19%、町村は35%の調査結果ですが、平成28年度の島本町の非正規比率をお示しください。また、全国的に非正規の割合が高い図書館職員、学童指導員、消費者生活相談員、保育士、加えて幼稚園教諭、小・中学校における介護員につき、島本町におけるそれぞれの非正規比率をお示しください。

２）災害に強いまちづくり、減災意識を高めよう。

防災訓練の実施、自主防災組織の育成、地域の課題等の把握、防災ハザードマップの更新、避難支援など、防災の取り組みが多様化しています。機構改革に基づき危機管理室が創設されて３年、よかった点、課題として認識された点はどのようなものでしたか。

今後、必要な取り組みとして、防災出前講座のメニュー化、女性の視点での地域防災活動、保育所における防災教育などが考えられますが、住民参加型の防災訓練のあり方、防災教育についての調査・研究、検討は進んでいますか。

３）入札における諸課題を問う。

入札時に応札者がいない入札不調、最低制限価格を事後公表とすることで入札が不成立となったケースがありましたか。平成28年度より最低制限価格の事前公表を試行的にやめておられますが、最低制限価格の事前公表は落札候補者を抽選で選ぶことが多くなるだけではなく、事業者の見積り算定能力を低下させたり、無理をした受注を招いたりする可能性があるものです。

にもかかわらず、最低制限価格を事前公表してきたのはどのような理由からなのか。また、事前公表しないという判断に至ったのは、どういう理由からですか。予定価格の事後公表については、どのように考えておられますか。

４）高槻市・島本町広域行政勉強会の成果と課題。

積年の課題であったし尿処理の事務委託の調査・検討が行われ、成果を見た年でした。

高槻市側のご理解があってのことですが、両市町の効果、課題等の調査・検討を行い、その結果を適宜お示しいただいたことが、実現に至った要因と考えます。

もう一つ大事なことは、合併議論と切り離して議論ができたこと。清掃工場の施設の課題とごみ処理問題もまた同様に、両市町の現状把握とその共有、課題整理から始める必要があると思います。困難な課題ですが、両市町にとって効果がある着地点を見いだす努力なくして前には進めない。島本町は、この問題を先送りするほど、施設老朽化のリスクと改修コストが高まります。施設の長寿命化を行う一方で、同勉強会の事務連携ワーキンググループの再開を目指すべきではありませんか。

５）ＪＲ島本駅西まちづくり支援業務を振り替える。

土地区画整理準備組合において業務代行予定者を決定されたことにより、平成 29 年度で、まちづくり支援業務が終了すると認識しています。平成 28 年度までにまちづくり支援業務に費やした公費の総額を、まずお示しください。

これまでも指摘してきたことですが、当該地区へのまちづくりの支援業務は、要綱も定めないままに支援が始まりました。ここに問題があったと思われませんか。芦屋市のように、まちづくり支援要綱において活動団体の認定、市長への申請の手法、地区計画にかかる案の提出、まちづくりアドバイザーの派遣、事務実施の報告義務、助成金の限度額と期間などを定めておられるところもあります。まちづくり支援業務、予算措置の根拠はどこにあったのか。今一度、見解を問います。

６）交通まちづくりで町の価値を高めよう。

「交通静穏化」と呼ばれる施策が注目されています。京都市の中心市街地では、車の速度を抑える取り組みが定着しています。島本町では、通学路・生活道路におけるゾーン 30 が東大寺地区で始まりました。一定の区域内を時速 30 キロに規制するものですが、面的な拡がりがなければ十分な効果は期待できません。具体的には山崎地区・広瀬地区への拡充、江川・高浜地区第四小学校通学路への導入が望まれます。交通静穏化への認識と、ゾーン 30 導入の課題について、認識を問います。

また、高齢化社会では徒歩で暮らしが成り立つことが非常に重要です。平成 28 年、島本町内での自転車交通事故件数は９件、歩行者の事故は４件でした――高槻警察のホームページによるものです。自転車安全利用促進の取り組みは進んでいますか。自転車走行レーン導入についての見解を問います。

７）消費者相談の充実を求めます。

複雑で巧妙な悪質商法の詐欺にあうリスクが、島本町内でも高まっています。報告書や内容証明の作成など、消費者相談員の仕事は多岐にわたっていますが、月・水・金の午前のみで対応できているとは到底思えません。相談日時を拡充する必要がありませんか。相談員の雇用条件の改善は、次世代の育成にも欠かせない課題と認識しておられるでしょうか。

８）しまもと環境まちづくりと環境アセスメント。

ＪＲ島本駅西地区を開発するのならば、当該地区の環境アセスメント評価を行い、消えゆく町の原風景を記憶に残しておく必要があると考えます。開発事業の内容を決めるにあたっては、必要性や採算性だけでなく、環境への影響をあらかじめ考えておく必要があります。

例え法的根拠がなくとも、島本町の面積規模で 10ha の農地・農空間を失うことの影響、ケリの営巣など、野鳥の姿が身近に見られる環境があったことを町史に刻んでおくためにも、環境の視点からの記録事業が求められます。見解を問います。

９）三島救命救急センターの移設にかかる検討の現状を問う。

必要な規模・機能、災害拠点病院としての役割、望ましい三次医療救急体制の方向性を確認し、耐震性の確保、狭隘性の解消を図る必要があることは理解できます。しかし、移転先が大阪医科大学付属病院ありきで進められているのではないかと思わざるを得ない。検討のプロセスは、極めて不透明であると思います。

高槻、茨木、摂津、島本、３市１町で検討されていますが、議会への説明責任を果たし、議論の場を設けることなく島本町としての意見を述べることは、本来、できないはずです。どのような意見を持って検討の場に臨んでおられるのでしょうか。約 2,340 万円の運営補助費、約 1,560 万円の資金貸付は納税者が負担しています。候補地選定、建て替えか医大内移築か、双方のメリット、デメリットの検討が住民に示されるべきではありませんか。

全国でも稀な単独型であることが、現場のスタッフの誇りと感じています。他の組織に組み込まれる移転に、賛成することはできかねます。

10）生存権を保障するための生活困窮者自立支援を。

疾病、心身の障害、失業、離婚、家族の介護など、複数の要因が相互に絡まり、生活困窮状態となる可能性は誰にでもあります。自立相談支援、家計相談支援、総合的支援プラン作成から見えてきた生活困窮者の実態はどのようなものですか。就労に至るケース、生活保護に繋げるケースなど、いずれも行政の継続した見守りが必要です。

支える側の雇用が安定していないと、困窮者の抱える課題に本気で向き合うことはできません。委託先の社会福祉協議会における支援者の雇用形態をお示しください。

11）障害者雇用地域生活支援拠点施設の整備について。

公募により２法人が応募され、社会福祉施設整備審査委員会において事業候補者を社会福祉法人南山城学園に決定、施設運営を担っていただくことになります。

同法人の所在地は京都市であり、本町での施設運営は大阪府における初めての施設運営になると認識しています。大阪、京都府には、制度や福祉文化の違いがあるでしょう。この点、町としてどのような課題意識を持っておられますか。また、現在、やまぶき園で行っている作業・訓練・日中活動などは、どの程度継承されるのでしょうか。

12)島本町障害児保育の歴史を振り返る。

第四保育所は、昭和 51 年に障害児と健常児が一緒に過ごせる保育所として開設されました。全国的にも、先進的な障害児保育を進める施設として脚光を浴びたそうです。その後、町内すべての保育所で障害児保育を実施するようになり、現在に至っています。集団生活で豊かな経験ができるインクルーシブ保育の先進事例と言えます。

子ども・子育て支援新制度のもと導入された「保育の必要性」の認定制度により、保育所に入れない障害児を町としてどのように支援していきますか。また、平成 28 年度までの２年間、町が独自に経過措置として受け入れてきた児童にかかる補助金の給付は、どういう状況になっているのでしょうか。説明を求めます。

1)食べる力と食べる喜びを身につける学校給食の役割。

平成 28 年度、中学校給食が始まりました。優れた調理施設で炊飯された、米飯を中心とする完全給食の実施を評価していますが、導入後に明らかになった課題、改善すべき点などはありますか。第一小学校の給食を、第四小学校から配膳する親子方式にする方針について保護者への説明が遅れ、方針決定に至らなかったのは、なぜですか。

「食」の課題を抱えている子どもが多くいます。アレルギーの原因物質も多種多様になっています。小・中学校における栄養教諭、栄養職員の配置はどのようになっていますか。国の基準、府の方針に添ったものでしょうか。

14)文化の薫る町、学芸員の正規雇用を。

「水無瀬離宮関連遺跡・西浦門前遺跡埋蔵文化財調査結果報告書」の作成業務は進んでいますか。未だ完成に至らない理由をご説明ください。

「文化財保護条例」にあるように、文化財は歴史・文化等の正しい理解のために欠くことができないものであり、将来の文化の向上・発展の基礎をなすものです。単に保護するだけではなく、文化的活用の努力義務が町に課せられています。住民が文化財の価値を知るためには、その活用が、住民に開かれたものでなければなりません。研究の成果をわかりやすく、正しく市民に伝えられるのは学芸員です。水無瀬駒など、町の指定文化財にかかる資料の収集・整理と、展示・活用のさらなる充実のため、新たな学芸員を正規に雇用、中長期的に育てていくことが、なぜできないのでしょうか。

15)国民健康保険の広域化とデータヘルス計画。

適正な医療機関受診への取り組みについて、ジェネリック医薬品、お薬手帳の活用など、医療費削減の効果は得られていますか。

広域化により保険料が統一されるため、予防事業や医療費削減への取り組みが保険料に反映されません。しかしながら、国民健康保険が第一義的に目指すところは、国民の健康福祉です。受診の適正化、投薬の適正化によって、住民の健康と暮らしの質の向上に努めていかなければなりません。そのために何ができるか、何をすべきか、見解を問います。

最後になります、16)点目。高齢者の暮らしを支える地域包括支援センターは直営で。

「第６期島本町介護保険事業計画」の中間年度として、地域密着型特別養護老人ホーム「島本の郷」への補助金交付決定や、介護予防・日常生活支援総合事業の準備など、課題が多い年度でした。平成 18 年度に設置した地域包括支援センターは、開設から間もなく 12 年を迎えます。

直営での運営は、小さくても魅力ある島本町の強みの一つです。今後も直営での運営を維持していくためには、これまでを振り返って、直営の利点と課題について検証しておく必要があります。見解を問います。

以上です。

総合政策部長　それでは､人びとの新しい歩みを代表されての戸田議員の大綱質疑のうち、総合政策部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、１点目の「非正規雇用職員について」でございます。

本町におきましては、平成 28 年４月１日現在で、任用期間や１週間あたりの勤務時間を問わないすべての臨時・非常勤職員の割合は 54.4％となっており、それぞれの職種における割合は、図書館職員が 75.0％、学童指導員が 100.0％、消費生活相談員が 100.0％、保育士が 77.4％、幼稚園教諭が 45.0％、介護員が 95.2％となっております。

なお、総務省が平成 28 年度において実施しました「臨時・非常勤職員に関する調査」におきましては、調査基準日が平成 28 年４月１日、任用期間が６月以上または６月以上となることが明らかで、１週間当たりの勤務時間が 19 時間 25 分以上の臨時・非常勤職員を調査対象としており、この基準に照らし合わせますと、本町における臨時・非常勤職員の割合は 40.3％となります。

次に、４点目の「高槻市・島本町広域行政勉強会について」でございます。

平成 28 年度におきましては、高槻市と連携し、勉強会を１回、事業連携ワーキンググループを３回、合計４回の会議を開催いたしました。本町のし尿処理事務を高槻市に委託した場合の両市町の効果と課題等につきまして検討を行い、結果を報告書にまとめております。その後、この検討結果等を踏まえ、本町から、事務の委託について正式に依頼を行い、両市町の議会の議決を経て、本年４月から委託を開始させていただいているところでございます。

今回の協議の背景には、本町の衛生化学処理場が高槻市域内に所在するという特殊な事情もございましたが、ご質問にもありますとおり、委託が実現いたしましたのは、ひとえに高槻市関係者の皆様のあたたかいご理解があってのことでございます。

小規模自治体である本町にとりまして、効率的な行政運営に向け広域連携を推進することは、重要な課題でございますが、当然のことながら広域連携は相手のあることで、一自治体の一方的な希望で実現するものではございません。ご質問の清掃工場につきましては、本町といたしましては将来の広域化を目指しつつ、その目途が立つまでは、現

施設の延命化を図りながら安定した施設運営を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

総務部長　続きまして、総務部所管分について、ご答弁申し上げます。

２点目の「災害に強いまちづくり、減災意識を高めよう」についてでございます。

まず、良かった点でございますが、平成 26 年度の機構改革に伴いまして、防災を統括する危機管理室が創設されたことにより、町全体での防災の課題の把握及び整理が進むとともに、災害対応時において中心となる部署があることで、災害対応について組織的に、迅速な対応が行えるようになったものでございます。

一方、課題といたしましては、大規模災害時には行政も被災しており、災害対応の長期化による体制維持などがあげられます。具体的には、防災対応の中心となる危機管理室には各方面から随時情報が集中するなど混乱することも予想され、多岐にわたる対応に追われることが想定されることから、より継続した体制維持が求められます。現在、業務継続計画、いわゆるＢＣＰというものの策定に向け事務を進めているところでございますが、より多くの職員が災害の知識及び対応方法を身につけ、あらゆる状況下においても機能できる体制づくりが必要であると考えております。

次に、防災に関する今後の各種取り組みの調査・研究、検討状況についてでございます。

住民参加型の訓練及び防災教育につきましては、準備期間等を十分に取ることが必要であり、その際、円滑な検討が行えるよう、あらかじめ行政側で対応できるテーマ等、効果的な訓練や研修などが実施できるよう、訓練内容や講義内容の整理が必要であると考えます。

防災教育につきましては、平成 28 年度におきまして、山崎保育園の保護者会から、災害時における保護者視点での取り組みを検討したいとのご依頼があり、対応させていただきました。また、これまでの災害時の職員による避難所運営にあたりましては、女性職員を必ず含めるなど、女性の視点での運営ができるよう努めており、地域防災活動におきましても、同様の考え方が必要であると認識しております。

今後につきましても、担当部局とも連携するとともに、先進自治体の事例なども参考に、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、３点目の「入札における諸課題について」でございます。

平成 28 年４月以降に実施される建設工事にかかる競争入札から、最低制限価格を試行的に事後公表化しております。

最低制限価格の事前公表は、価格漏洩等を懸念する必要がないこと、それから落札額が低くなる可能性が高いなどのメリットがある一方、落札者を抽選で決定する可能性が高くなること、業者の見積もり積算能力が育たない恐れがあるなどのデメリットがございます。また、これを事後公表とすると、それぞれ逆のメリット、デメリットがござい

ます。

このように、事前公表、事後公表、いずれの制度にも一定の合理性が認められますが、近年、国では入札制度において建設業者の真の技術力・経営力による競争性を確保するため、最低制限価格は契約締結後の公表とするよう、地方公共団体に対し要請しているところでございます。このような国からの要請や、他団体の状況等、諸般の事情を総合的に勘案し、平成28年４月以降に実施される建設工事にかかる競争入札から、最低制限価格を試行的に事後公表化したものでございます。

予定価格の事前公表につきましても、国からは、その適否について十分に検討し、事前公表による弊害が生じた場合には速やかに事前公表を取りやめるなどの適切な対応を行うよう要請されているところであり、今後の対応につきまして、慎重に調査・研究を続けてまいります。

なお、平成28年度の指名競争入札におきまして、全員が辞退したことによる入札不調は多数ございます。また、最低制限価格を事後公表として以降、入札者全員または１者を残して他者全員が最低制限価格を下回ったことによる入札不調もございます。

私からは、以上でございます。

都市創造部長　続きまして、都市創造部所管分について、ご答弁申し上げます。

５点目の「ＪＲ島本駅西まちづくり支援業務について」でございます。

ＪＲ島本駅西土地区画整理準備組合におかれましては、平成28年度に業務代行予定者を選定されたことから、平成29年度から準備組合の事務局運営等の業務を、町から業務代行予定者に移行いたしたところでございます。そのため、平成29年度のまちづくり活動支援業務につきましては、町が実施いたしておりました事務局運営等の業務において、今までの経緯や検討内容等を、公益財団法人大阪府都市整備推進センターの支援のもと、順次、業務代行予定者へ引き継いでいる状況でございます。

次に、これまでに当該業務に費やした総額につきましては、平成 22 年度以降、平成28年度分を含めて約600万円となっております。

また、まちづくり活動支援業務にかかる予算措置の根拠といたしましては、交付要綱等に基づいたものではございませんが、平成21年度実施のアンケート調査の結果や、「都市計画マスタープラン」での当該地区の位置づけなどを総合的に勘案し、町の必要な業務にかかる支援として、予算措置をさせていただいたものでございます。

次に、６点目の「ゾーン30指定地区の拡充及び自転車走行レーン導入について」でございます。

ゾーン30対策につきましては、警察庁におかれまして、平成24年度から生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的としたゾーン対策として、全国的に推進されておられます。本町におきましても、平成26年度から東大寺一丁目、二丁目、三丁目地区が公安委員会によりゾーン指定されたところでございます。

ご指摘の山崎地区をはじめとした他地区への拡充につきましては、本町といたしましても交通安全対策の観点から望ましいものであると認識いたしております。しかしながら、基本的なゾーン指定までの流れといたしまして、公安委員会と地元自治会が協議を行い、合意形成が図られた地域に対して指定されますことから、今後、他地区への拡充につきましては、高槻警察署とも連携し取り組んでまいりたいと考えております。

次に、自転車走行レーン導入についてでございますが、町道におきましては、自転車走行レーンを整備するための有効幅員の確保が困難など、課題が多いものと認識いたしております。しかしながら、町域内では民間事業者により大型開発が進んでおりますことから、自転車をはじめ歩行者の方々にとっても安全に通行していただけるよう、交通安全対策に向けた検討や整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、７点目の「消費者相談について」でございます。

現在、本町における消費者相談は、合計２名の相談員により、毎週月・水・金曜日の午前中に実施しております。平成 28 年度の年間相談件数は合計 142 件であり、相談件数がない日もあるなど、日によって件数のばらつきはあるものの、限られた時間の中で、報告や調査なども含め、相談以外にも様々な業務を行っている状況でございます。

なお、本町が、ふれあいセンターで行っている相談業務の時間以外におきましても、専門相談員による電話相談として、大阪府消費生活センターをはじめとする関係団体が休日も含めて毎日実施しておりますことから、本町におきましても、時間外における相談については、そちらの窓口をご案内している状況でございます。

また、相談員の業務につきましては、法律的な相談や悪徳業者との交渉を行うなど、非常に専門的な業務でありますが、相談員の年齢等を鑑みると、本業務を今後も継続して実施していくためには、次世代の育成が大きな課題であるものと認識いたしております。従いまして、新たな相談員を確保するためにも、今後、雇用条件の見直しも一定検討が必要であるものと考えておりますが、一方で、これまで本事業の財源としていた国の交付金が段階的に削減されている状況であり、効率的な行財政運営という視点においては、事業における費用対効果の検証がさらに必要であるものと考えております。

次に、８点目の「しまもと環境まちづくりと環境アセスメントについて」でございます。

事業者が環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、あらかじめ環境影響評価を行うとともに、事業の実施以後に事後調査を行うことにより、環境の保全について適正な配慮がなされることを目的として、環境影響評価制度がございます。大阪府では、この制度に関して「大阪府環境影響評価条例」を制定され、本町域も対象となっており、適切に運用されております。

なお、本町独自に制度を創設した場合、本制度の運用上、事前評価から事後調査まで長期にわたり審査を行う必要があり、また専門的な知識や経験も必要であることから、

新たに職員を配置しなければなりません。本町といたしましては大阪府の条例があり、適切に運用されておられること、また限られた財源とマンパワーを考慮すると新たに職員を配置できないことなどから、総合的に判断し、現時点では独自に制度を創設する予定はございません。

なお、ＪＲ島本駅西側の土地区画整理事業につきましては、今後、法令等に基づき事業を進められるものと認識しており、本町も関係法令に基づき、適切に対応してまいります。

私からは、以上でございます。

健康福祉部長　続きまして、健康福祉部所管分について、ご答弁申し上げます。

９点目の、「三島救命救急センターの移設にかかる検討の現状について」でございます。

大阪府三島救命救急センターは、二次救急医療機関では対応できない複数の診療科にわたる重篤な患者に高度な医療を総合的に提供する三次救急機関であり、運営母体となる病院を持たない、全国でも稀な単独型の救命救急センターとして、救命救急医療に特化した医療の提供を行っております。また、施設としては初期救急医療機関である高槻島本夜間休日応急診療所を併設しており、軽症患者が急に重篤化した場合には早急に対応するなど、三島二次医療圏において大きな役割を果たしております。

しかしながら、施設の一部において、国の示す耐震安全基準を満たしていないことが判明しており、災害拠点病院でもある施設としての耐震性の確保や、医師・看護師等の安定した人材の確保、経営の維持等、施設や運営においては幾つかの課題があるものと認識しております。

これらの課題を解決するため、従来から三島二次医療圏の救急医療の関係者で開催しております三島二次医療圏救急医療検討会等において種々議論を重ね、耐震性の課題などから、移転の必要性を確認いたしました。その後、引き続き高槻市、茨木市、摂津市及び島本町の３市１町で議論・検討を重ねた結果、本医療圏における三次救急医療体制を安定的・継続的に確保し、様々な課題を解決するためには、大阪医科大学敷地を移転候補地として選定することが最もふさわしいとの結論に至ったものであり、本年２月に開催された大阪府三島救急医療センター理事会において、全委員の合意のもと、大阪医科大学の敷地を移転候補地とする決議がなされたところでございます。

今後につきましては、これまで同様、大阪府をはじめ３市１町の救急医療関係者等との協力のもと、医療関係者の意見等も十分に踏まえたうえで、移転に向けた検討を丁寧に進めてまいりたいと考えております。

次に、10 点目の「生活困窮者自立支援について」でございます。

生活困窮者自立支援事業における平成 28 年度新規相談受付件数は 54 件、うち支援プラン作成に至った件数は、29 件となっております。相談内容は病気・障害、住まい、収

入・生活費、仕事、家族・人間関係、社会的孤立・引きこもりなど多岐にわたっており、また、就労相談に対応する中で家計相談支援の必要性が判明し支援につながった事例など、複数の課題を抱えた方からの相談も多く寄せられております。そのため、課題が解決し、支援の終了に至るまで１年以上かかるケースも全体の３割以上であることなど、長期間にわたる支援が必要なケースが多い状況でございます。

生活困窮者支援を行う社会福祉協議会の体制についてですが、主任相談支援員１名、家計相談も行う相談支援員１名、就労支援員１名の３名体制となっており、主任相談支援員は正職員、相談支援員及び就労支援員は嘱託職員でございます。

次に、11 点目の「地域生活支援拠点について」でございます。

新拠点施設の整備運営事業予定者につきましては、厳正かつ慎重な審査を経て、法人の事業実績や財務状況、サービス内容、設計内容、人員体制等の各分野での評価を行い、決定したものでございます。

今回、決定した法人は京都府城陽市に本部を置き、城陽市のほか、京都市伏見区などに 30 ヵ所程度の福祉施設・事業所を展開しておられます。同法人の大阪府内での施設設置はこれが初めてとなりますが、制度としては、京都府も大阪府も「障害者総合支援法」に基づく共通の制度・サービスを基本として障害者支援を実施しており、同法人では、これまで多くの入所施設、通所施設、短期入所、相談支援事業所、グループホームなどを運営し、障害者支援において十分な実績を有していることから、本町での施設運営・サービス提供に特に支障はないものと考えております。

また、現在、やまぶき園で行っている作業・訓練・日中活動につきましては、整備運営事業予定者において、現在の作業等の継承を基本としつつ、新たな作業・活動等の導入も行っていくとの方針を示しております。

次に 15 点目、「国民健康保険の広域化とデータヘルス計画について」でございます。

本町では、医療費の適正化の一環といたしまして、平成 28 年６月と 10 月の２回、ジェネリック医薬品差額通知を切替効果が高い 500 人に対し、それぞれ送付をいたしました。差額通知後には３割以上の方がジェネリック医薬品に切替をされていることから、一定の効果があったものと認識いたしております。早期にジェネリック医薬品に切り替えるほど医療費の削減効果は大きくなり、被保険者の皆様の負担も小さくなることから、広域化後も、引き続き差額通知を行ってまいりたいと考えております。

また、健康保険証の切替の際にはジェネリック医薬品への変更意思を伝えることができるジェネリック医薬品希望シールを同封し、保険証やお薬手帳に貼付いただくことで、医療費の適正化の促進に努めているところでございます。

平成 30 年度の国民健康保険都道府県広域化に向けて、大阪府国民健康保険広域化調整会議におきましては統一保険料の導入について検討が進められておりますが、府内全体の医療費を下げることは、当然ながら保険料率の抑制となりますことから、医療費の適

正化については、広域化後も、これまで同様、府内全体で進めていく必要があるものと認識いたしております。広域化調整会議においては、保険料を財源とする医療費適正化への取り組みの統一基準についても協議されており、特定健診の共通基準設定、人間ドック費用助成の導入等が検討されているところでございます。

そのため、第２期の「データヘルス計画」につきましては、保健事業の府内統一基準が示された後に、本町の健康増進計画である「第３次健康しまもと２１計画」と整合性を図りつつ策定する必要があるものと認識をいたしております。

なお、受診や投薬の適正化につきましては、医療機関と被保険者が必要に応じ決定すべきものでありますが、重複受診や投薬の重複につきましては、引き続き確認してまいりたいと考えております。

次に、16 点目の「地域包括支援センターについて」でございます。

本町の地域包括支援センターは、高齢者の方が地域でいきいきとした生活を送ることができるようにするための総合的な相談窓口として、平成 18 年４月に開設され、現在、12 年目となっております。

主な業務といたしましては、高齢者の生活や介護に関する悩みや心配事、介護保険制度全般やサービス利用などの総合相談窓口、高齢者の成年後見や虐待に関する対応などの権利擁護に関すること、介護保険の要支援者のケアプランの作成及びモニタリング、高齢者の自立の支援や困難事例に関する地域ケア会議の開催及び運営、介護予防の観点からの有効な取り組みである「いきいき百歳体操」や「かみかみ百歳体操」の実施支援、認知症の方への対応や認知症サポーターの養成などの認知症施策全般に関することなど、高齢者福祉の幅広い業務を担っております。また平成 29 年度からは、新たに開始された介護予防・日常生活支援総合事業におけるケアマネジメントも業務として加わることとなりました。

そして、これらの業務の遂行にあたっては専門性が求められることから、地域包括支援センターに必置とされている主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師の３職種を配置し、それ以外にもケアプランを作成する介護保険の事業所としての機能も有していることから複数名のケアマネジャーを、また認知症施策の推進のために、平成 27 年度からは認知症地域支援推進員を配置しております。

地域包括支援センターの運営方式につきましては、大阪府内では多くの市町村が直営ではなく委託による運営の方法を採用しておりますが、市町村直営の場合、高齢者福祉や介護保険に関する施策の立案と実行にあたり、ニーズ把握や連携が容易であるということが利点としてあると考えられます。しかしながら、一方で財政状況等の厳しい制約から正職員を多く配置することが難しく、どうしても非常勤嘱託員及び臨時職員の配置に頼らざるを得ないことから、現状では安定した人員配置の継続が困難であること。また厚生労働省が示している地域包括支援センターの設置運営に関する通知において、土

日・祝日の開所や 24 時間の緊急時対応を取ることができるようにする人員の配置が求められておりますが、このような総合相談窓口としての機能拡充が現状では十分に図ることができていないという点が、非常に大きな運営上の課題であると認識をいたしております。

私からは、以上でございます。

教育こども部長　続きまして、教育こども部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、12 点目の「障害児保育について」でございます。

保育所において待機児童が発生する中、子ども・子育て支援新制度のもと保育の必要性の認定が行われるようになったことにより、保育所は、本来の機能である保護者が日中不在にするなどの理由により保育を必要とする児童のための施設としての機能をより優先することになりました。これら保育を必要とする児童につきましては、他に代替する施設はありませんが、一方、保育の必要性の認定を受けていない障害児への支援につきましては、それぞれの障害の状況にあわせた児童発達支援等の障害福祉サービス、各種療育施設、幼稚園、子育て支援施策等の利用が考えられます。その際、個別の状況にあわせたコーディネートが必要となりますことから、個別に相談を受けることにより、必要なサービスに繋がるよう、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

なお、保育の必要性の認定を受ける障害児は、従前どおり保育所において受け入れを行います。

また､町が独自に経過措置として受け入れていた児童にかかる補助金につきましては、いずれも町立保育所在籍であり、国及び大阪府からの給付費の交付はございません。

次に、13 点目の「学校給食について」でございます。

中学校給食につきましては、第一中学校、第二中学校ともに、今日まで大きなトラブルもなく給食の提供ができております。また、課題や改善すべき点につきましては、校舎内の細かな段差が教室までカートを運搬する際の支障になることがございましたが、その他、大きな課題はございません。

次に、第一小学校と第四小学校の親子方式による給食の実施につきましては、保護者説明会を開催する日程等の調整に時間を要しましたが、一定の方向性をお示ししたうえで、丁寧な対応とともに、保護者等からいただいたご意見をできるだけ反映できるよう努めているところでございます。

また、小・中学校における栄養教諭・栄養職員の配置につきましては、大阪府から定数として配置されている栄養教諭が小・中学校に各１名の計２名であり、その他の調理室のある学校には、給食調理業務委託業者への指導や調整を主目的として、臨時職員の栄養士を１名ずつ町単独で配置しているところでございます。

次に、14 点目の「学芸員について」でございます。

「水無瀬離宮関連遺跡・西浦門前遺跡埋蔵文化財調査結果報告書」の作成業務が未だ

完成に至らない理由につきましては、現在、検出された遺構及び遺物に関する調査・分析を鋭意進めておりますが、調査面積及び遺構検出面積が広大であり、かつ遺構検出密度が高かったことや、遺物の出土量も多かったことなど、膨大な作業を要するため、報告書の発行に時間を要しているものでございます。

また、専門職員である学芸員の雇用に関しましては、その職責の重要性については十分認識しているところではございますが、町全体の職員数との整合性もあることから、引き続き人事部局と協議しながら、計画的な採用及び長期的な視点に立った人材確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

（戸田議員・自席から「時間を止めていただいて、発言の訂正を」と発言）

川嶋議長　暫時休憩します。

（午後３時 04 分～午後３時 04 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

戸田議員　詳細につきましては各常任委員会で審議・審査させていただきますが、１点、三島救命救急センターの移設について、再度質問させていただきます。

他の候補地と比較したうえで、大阪医科大学敷地内としたのか。そうであれば、他の候補地と比べて、どこに優位性があったのですか。もう１点、平成 25 年３月、３市１町で「三島二次医療圏における救急医療体制の確保に向けた基本協定書」を結び、二次医療圏小児救急医療広域運営事業については、建設候補地は３市１町が所有する公共用地を前提として検討する、ということとなっています。三次救急期間の移転先を大阪医科大学敷地内としたことで、この前提条件が崩れてしまったのではありませんか。質問します。

健康福祉部長　まず、１点目が、他の候補地との検討のうえ、どこに優位性があったのかということでございますが、候補地については３ヵ所ございまして、その中で検討してまいりました。まずは、高槻市の公用地であります現在の三島救命救急センター横の芥川公園でございます。芥川公園につきましては、都市計画や、「都市計画法」進入路の幅員等の課題から、移転候補地には適さないと判断をいたしました。また茨木市の公用地である阪急茨木市駅周辺についても検討いたしましたが、周辺の道路環境として一方通行が多く、進入道路が狭いことや、災害拠点病院に指定されております大阪医科大学の付属病院までの距離が遠くなるということから、移転候補地には適さないと判断いたしました。また、このような公用地での選定が難しいことから、必要な一定の面積が確保できることや、大阪府三島救命救急センターとあわせて災害拠点病院の指定を受けているなどの理由から、今回、大阪医科大学敷地が移転候補地として最も最適であると結論に至ったものでございます。

そして、協定書に関するお尋ねでございますが、「三島二次医療圏における救急医療

体制の確保に向けた基本協定書」につきましては、平成25年４月から実施いたしました三島二次医療圏小児救急医療広域運営事業の実施に際して、三島二次医療圏を構成する島本町、高槻市、茨木市、摂津市の３市１町で締結したもので、その第４条に、建設候補地については３市１町が所有する公共用地を前提として検討することとなっておりました。しかしながら、公共用地などの中から移転候補地の検討を進めていく過程においては、必要な一定の面積が確保できることや、大阪府三島救命救急センターとあわせて災害拠点病院の指定を受けているなどの理由から、大阪医科大学敷地が移転候補地として最適であると結論に至ったものでございます。

以上でございます。

戸田議員　救急医療体制については、ほかにも検討課題があるにも関わらず、三次救急のみ移転先を先行して決めてしまえば、後の検討にすべて制約がかかり、なおかつ大阪医科大学付属病院の意向なしには物事が決められないのではないかと懸念します。

時間の都合で、いささか早口になります。３点、問います。移転後の運営形態はどうなるのですか。２点目……（「委員会でやることと違うの」と呼ぶ者あり）……、小児・初期救急医療などはどのようになるのでしょうか。３点目、移転に向けた今後の大まかなスケジュールをお示しください。

なお、今後は順次、節々で議会への説明を果たしていただくよう求めまして、この３点を申し上げて､会派を代表した戸田の大綱質疑といたします。

健康福祉部長　移転運営形態についてですが、三島二次医療圏における救急医療体制全体に関係することでございますので、医師会等の関係機関の意見を十分に踏まえながら、今後、検討していきたいと思います。

スケジュールについては、今後、具体的な移転場所や運営主体、運営形態などの検討を進めていくことになります。その大枠が決まってまいりましたら、実際に医療を提供する担当者間や､具体的な医療体制について検討していくことになると考えております。移転時期につきましては､今後の検討の進捗次第ですので､耐震化後の課題もあるため、当然、早急に進めていかなければならないというふうには考えております。

あと１点、ちょっと……（「反問権を使えば」と呼ぶ者あり）……、反問権、よろしいですか。もう１点、質問、何でございましたでしょうか。

（戸田議員・自席から「訊いたのは、移転後の運営形態はどうなるのですかということと、高槻・島本夜間救急応急診療所は、今後どのようになるのか。そして移転に向けた大まかのスケジュール、この３点です。」と発言）

川嶋議長　大綱質疑ですので､詳細な面については､その点の答弁、よろしくお願いいたします。

健康福祉部長　今後、島本夜間休日応急診療所どうなるのか、ということでございますが、三島救命センターの移転問題は解決していく方向で検討を進めておりまして、しかしな

がら、この夜間休日応急診療所と救命救急センターが併設されている利点については、十分に認識をいたしております。運営に携わっております３市１町に加えて、医師会とも協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

（戸田議員・自席から「不適切な発言をやめていただきたい。」と発言）

（「ヤジと違う」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　以上で、人びとの新しい歩みの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後３時 12 分～午後３時 30 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、大阪維新の会の発言を許します。

塚田議員（登壇）　平成 28 年度決算審査に対し、通告に基づき、大阪維新の会を代表し大綱質疑を行います。

１．「行財政改革プラン」について。

本町では現在、「第６次島本町行財政改革プラン」の策定に向けた作業を開始しておりますが、その進捗を伺います。

２．広域行政について。

高槻市・島本町広域行政勉強会の事業連携ワーキンググループにおいて、本町のし尿処理事務委託を開始できたことは大いに評価するところでありますが、その後、事業連携ワーキンググループがどのように機能しているかについて、伺います。

３．職員の福利厚生などに関することについて。

対象職員が消防職員・保健師・看護師のＢ型肝炎予防接種受診率が 93.9％とのことです。感染症予防は、職員に対しての重要な福利厚生と考えますが、なぜ 100％とならないのか。また、対象職員が 40 歳以上の女性職員の乳がん検診におきましては、67.3％と、低い数字を示しておりますが、その理由について伺います。

４．広報に関することについて。

住民に行政情報や地域情報などを提供するために、様々な努力をされているところですが、広報しまもとの発行部数 16 万 3,200 部の内訳を伺います。また、昨年度、広報収入が増える取り組みをされたかを伺います。

５．住民の要望・苦情などに関することについて。

住民の皆様から町政への意見を広く受け付けるため、投書箱「私の声」や、町ホームページ内の「私の声　意見フォーム」からも投稿が可能となっておりますが、どのような意見が多く、その後、どのような対応を取られているかを伺います。

６．コミュニティ及び住民自治の推進に関することについて。

昨今、超高齢化の影響もあり、自治会の維持ができずに廃止する地域が増えてきてい

ると聞きます。本町の自治会もその傾向にあると考えますが、それに対する昨年度の取り組みを伺います。

７．「国民保護計画」に関することについて。

北朝鮮からのミサイル攻撃による不測の事態に備えるため、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）と連動した防災行政無線による情報伝達訓練や避難訓練を実施されていますが、その成果、課題について伺います。

８．財政について。

平成 28 年度の普通会計決算収支については、歳入歳出差引 8,673 万４千円で、実質収支は 5,540 万１千円の黒字、実質単年度収支についても 3,490 万３千円の黒字と、財政状況の厳しい本町で、町長はじめ職員の方々の様々な努力をされた結果の数字だと思いますが、黒字の主な要因と、それを踏まえた見通しを伺います。

９．町税に関することについて。

町税の決算額は、前年度と比べると１億 541 万８千円の減で、率にして 2.2%減少しています。その中で、法人町民税の減少が目立ちます。昨年度の減少要因を伺うとともに、見通しを伺います。

10．介護保険に関することについて。

認知症対策事業として、平成 28 年１月に「認知症高齢者等見守りネットワーク事業」を構築されています。大変良い取り組みをされていますが、認知症高齢者等見守りネットワークの協力機関にコンビニエンスストアを加える検討を昨年度にされたことがあったか、伺います。また、認知症サポーター養成講座にキッズサポーター教室があることは非常に有効であると考えますが、町内全小学校の４年生を対象に実施とのことですが、対象を拡大していく検討はされたかを伺います。

11．交通安全に関することについて。

平成 28 年度の放置自転車などの撤去台数の動向は減少にあるように見えますが、町内自転車駐車場の利用者状況との関連はありますか。また、撤去費はどれくらいかかり、撤去された自転車などに対する処置を伺います。

最後、12 番です。地域の子育て支援に関することについて。

町内において、いろいろな子育て支援事業が行われていますが、小学校就学前の６歳までの障害のある子どもが主に通う児童発達支援の要望などはありましたか。また、24 時間保育所の要望があったかを伺います。

総合政策部長　それでは、大阪維新の会を代表されての塚田議員の大綱質疑のうち、総合政策部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、１点目の「行財政改革プランについて」でございます。

「第６次行財政改革プラン」の策定に向けましては、本年２月、島本町行財政改革推進プロジェクトチーム会議設置要綱に基づき、庁内各部の次長級職員を中心とするメン

バーで構成するプロジェクトチーム会議において、プラン策定に向けた協議を開始したところでございます。

会議では、「第５次行財政改革プラン」の取り組み結果について、改めて認識の共有を図るとともに、国の動向や他団体における改革事例に基づく意見交換、本町において取り組むべき事項やプラン策定に向けた進め方等について、協議・検討を行っております。厳しい財政状況の中、今後も継続して行政サービスを提供していくためには、効率的かつ効果的な行財政運営を推進し、安定的な財政基盤を確立することが求められており、本年度中に素案をお示しすることができますよう、作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、２点目の「広域行政について」でございます。

小規模自治体である本町にとりまして、効率的な行政運営に向けた広域連携を推進することは、重要な課題であると考えております。平成 28 年度におきましては、高槻市と連携し、事業連携ワーキンググループを３回開催し、本町のし尿処理事務を高槻市に委託した場合の両市町の効果と課題等につきまして検討を行い、昨年７月に報告書をまとめております。

報告書の完成後におきましては､同ワーキンググループの開催実績はございませんが、両市町ではその後も本町からの正式依頼に基づき、「地方自治法」に基づく規約内容等について協議を行ってまいりました。その結果、本年４月から、し尿処理事務の委託を開始いたしており、引き続き、衛生化学処理場の撤去及び跡地の整地等に向けまして、必要な協議を行うことといたしております。

次に、３点目の「職員の福利厚生等について」でございます。

まず、Ｂ型肝炎予防接種につきましては、事業主に実施することが義務付けられていないものの、Ｂ型肝炎ウイルスが血液を介して感染することがあるため、血液に触れる可能性のある部署で働く職員としまして、消防士及び臨時的任用職員を含めた保健師、看護師を対象に実施しております。対象者のうち、他の事業所に主として勤務する臨時的任用職員がおり、100％になっていないものでございます。

次に、乳がん検診につきましては、非常勤嘱託職員や臨時的任用職員を含めた 40 歳以上の全女性職員を対象に実施しております。乳がん検診も事業主に実施することが義務付けられていないため、すべての未受診者の理由につきまして把握しているわけではございませんが、「医療機関にて定期的に検査を受けている」「人間ドックの検査項目に含まれていた」「都合がつかなかった」などの理由があるものと、認識をいたしております。

次に、４点目の「広報について」でございます。

本町では、平成 27 年 10 月から広報をＡ４サイズの冊子型にリニューアルし、毎月１回発行しております。発行部数につきましては、毎月１万 3,600 部を発行しており、12

ヵ月の合計で16万3,200部となっております。毎月発行する１万3,600部の内訳といたしましては、宅配業者に１万3,200部を渡しており、残りの400部につきましては、ふれあいセンター、人権文化センターなどの公共施設での配架分として概ね200部、大阪府などの関係機関へ郵送しているものとして概ね60部、残りにつきましてはコミュニティ推進課にて保管をいたしております。

続きまして、広告収入につきましては、広報誌と合わせてホームページにもバナー広告を掲載しており、平成28年度では合計６万円の収入がございました。広告収入につきましては年々減少傾向にあったことから、平成29年度からは年間の広告枠を設定し、その枠すべてを年度当初に広告代理店へ販売する方式に変更しており、広告収入の増加とあわせて安定的な収入の確保に努めているところでございます。

次に、５点目の「要望・苦情について」でございます。

本町では、町政に対する住民の皆様からのご意見を広くお聞きし、町政への住民参画を推進するため、「私の声」投書箱を各公共施設に設置しているほか、町のホームページに「意見フォーム」を開設し、24時間要望等を受け付けることができるなど、広聴制度の充実に努めてきたところでございます。

主なご意見についてでございますが、平成28年度におきましては、学校の登下校時に子どもたちの安全を見守っていただいております安全ボランティアに関することが一番多く、次に「こども１１０番の家」に関することが多く寄せられました。しかしながら、それらにつきましては特定の方から何度も繰り返しいただいたご意見でありますので、それらを除きますと、ふれあいセンターに関することやマンション建設に関すること、また、ＪＲ島本駅西側の開発に関するご意見が複数寄せられております。

本町といたしましても、いただいたご意見等に対しましては、可能な限り迅速に町の考え方をお示しするとともに、すぐに対応できるものにつきましては、担当部署において迅速に対応させていただいているところでございます。今後におきましても、引き続き広聴制度の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、６点目の「自治会について」でございます。

本町では、現在、50の自治会があり、約8,400世帯の皆さんが加入され、良好な地域社会の維持・形成のために活動しておられます。各自治会の皆様にお話を伺いますと、議員ご指摘のとおり、高齢化が進んでいることによって役員のなり手が不足したり、退会される方がいたりと、高齢化は自治会にとっての大きな課題の一つになっていると認識をいたしております。今後、高齢化がますます進むことを考えますと、本町としても支援が必要であると考えております。

現在、各自治会長が各自治会での課題や取り組みなどを意見交換することができる場として、自治会長連絡協議会意見交換会を毎年開催していることや、本年３月の広報しまもとにおいて、自治会の活動について特集を行い、防犯・防災や地域の親睦といった

自治会の取り組みや、自治会長へのインタビューなどを掲載することで、地域で助け合う大切さなどを周知したところでございます。

今後におきましても、自治会をはじめとした地域コミュニティの重要性を周知してまいるとともに、自治会長連絡協議会においても、高齢化の問題について議論をしてまいりたいと考えております。また、必要に応じて職員が地域へ直接出向き、自治会に関するご相談をお受けするなど、支援に努めてまいります。

総合政策部所管分は、以上でございます。

総務部長　続きまして、総務部所管分について、ご答弁申し上げます。

７点目の「『国民保護計画』に関すること」につきまして、ご答弁をさせていただきます。

地震や、ミサイル攻撃等による武力攻撃などの発生時に備え、全国瞬時警報システム――いわゆるＪアラートでございますが、それにつきましては役場庁舎及びふれあいセンターに設置しております。

ミサイル攻撃等の情報については、消防庁から発信された情報をＪアラートにより受信し、自動的に防災行政無線から情報伝達を行っており、自動連携の動作確認を含めた情報伝達訓練を年数回実施しております。また、ホームページなどを通じて、ミサイル攻撃等の情報受信時に取るべき行動の周知を行っているところでございます。

なお、避難訓練につきましては、現時点においては実施しておりませんが、国や大阪府との連携のもと、住民避難訓練の実施等についても検討してまいりたいと考えております。

続きまして、８点目の「財政について」でございます。

平成 28 年度の普通会計決算収支につきましては、実質収支が 5,540 万１千円の黒字、実質単年度収支は 3,490 万３千円の黒字となりました。実質単年度収支が黒字となった主な要因につきましては、単年度収支が黒字となったことと、あと財政調整基金の取り崩しを行わなかったことが､主な要因でございます。

次に、決算を踏まえた今後の見通しについてでございますが、将来の歳入につきましては、町民税法人分の法人税割はそれぞれの法人の業績などにより左右されること、各種交付金につきましても府税等の収納額により左右されることなどから、正確に見通すことは困難でございます。また将来の支出につきましても、国などの制度改正や住民ニーズの変化など、事前に把握することが難しいため、正確に見通すことは困難でございます。

なお、本定例会議に「普通会計中期財政収支見通し」をご提出させていただいておりますが、これはあくまでも作成時点での傾向に基づき推計して算出したものであり、今後の見通しにつきましては、制度改正等により変動するものでございますので、ご理解賜りたく存じます。

続きまして、９点目の「町税に関すること」についてでございます。

まず、法人町民税の減少要因につきましては、一部法人の課税標準額の減少により法人税割額が減少したことが、主な要因でございます。課税標準額につきましては、会計上の収益のうち､税務上の益金に算入されない収益が増加したため減少したものであり、特に業績不振というものではございません。

次に、今後の法人町民税の見通しについてでございます。法人町民税につきましては申告納付制度でございますことから、企業の業績等に大きく左右されるため、将来の税額を見込むことは困難でございます。

私からは、以上でございます。

健康福祉部長　続きまして、健康福祉部所管分について、ご答弁申し上げます。

10 点目の、「介護保険の認知症対策事業について」でございます。

本町では、認知症高齢者等が徘徊等により行方不明になった際に、情報共有を行い、早期の発見・保護に繋げることを目的として、平成 28 年１月に「認知症高齢者等見守りネットワーク」を整備いたしました。平成 29 年３月末現在では、14 名の高齢者の方が登録されておられ、また見守りや捜索等への協力機関として、社会福祉協議会、消防本部のほかに、認知症高齢者へ直接関わる機会が多い介護保険事業所や医療機関に協力を呼びかけ、43 の機関に協力機関として登録をいただいているところでございます。

なお、今後、当該ネットワークの協力機関につきましては、すでに大阪府と「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」を締結されているコンビニエンスストアや金融機関をはじめスーパー等、生活必需品の食品・日用品を販売している事業所についてもご協力いただけるよう、現在、検討を進めているところでございます。

また、認知症サポーターとしてのキッズサポーターの養成につきましては、地域包括支援センターを中心に、教育週間などの時期を活用して町内各小学校に赴き、４年生の児童に対して行っているもので、平成 28 年度も 299 名の児童に受講いただきました。今後につきましても、受講対象児童の拡大について、教育委員会とも連携し、検討してまいりたいと考えております。

次に、12 点目の「地域の子育て支援に関することについて」でございます。

就学前の障害のあるお子さんを対象に、日常生活における基本的動作の指導や、集団生活への適応訓練などを行う「児童発達支援事業」につきましては、平成 28 年度の実績といたしまして、12 人の方が利用されておりますが、本事業に対してご要望をいただいたことはございません。

また、24 時間保育についてのご要望につきましても、現時点ではお聞きはいたしておりません。

以上でございます。

都市創造部長　最後に、都市創造部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

11点目の、「交通安全に関することについて」でございます。

放置自転車等の撤去につきましては、「島本町自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、道路等の公共の場所における自転車等の放置による生活環境悪化の防止、歩行者等の安全及び通行機能を確保するとともに、街の美観を維持することを目的に実施いたしております。平成28年度の放置自転車等の撤去台数は82台となっており、平成27年度と比較いたしますと、30台減少しております。また、ＪＲ島本駅前及び阪急水無瀬駅前自転車駐車場の平成28年度の利用状況といたしましては、平成27年度と比較いたしますと、利用者数は減少しております。

次に、放置自転車等の撤去に関する費用といたしましては、自転車等の放置を防止するために指導・啓発する活動費用及び放置自転車等の撤去・移送業務費用として、平成28年度は約340万円を支出しております。また、放置自転車等の撤去後につきましては、所有者に引き取りの通知を行い、所有者が引き取りに来ない放置自転車等については、当該条例に基づき、一定期間保管した後に売却しております。

なお、お尋ねの自転車等撤去台数と自転車駐車場の利用状況との関連につきましては、自転車駐車場の稼働率を鑑みますと関連はないものと認識いたしておりますが、今後も引き続き、生活環境の悪化防止並びに安全な通行空間の確保に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

塚田議員　７問目の「国民保護計画」に関することについて、再質問でございます。

Ｊアラートについてなんですけれども、ミサイル攻撃等の情報受信時に取るべき行動の周知を、ホームページや広報誌などで周知をされているということでございますが、大事なことだと思いますので、建物の中にいるとき、外にいるときで、取るべき行動も変わってくるかと思いますが、取るべき行動について、この場でご答弁いただけるようでしたら、お願いいたします。

総務部長　本町のように公共の地下空間がない地域や、また頑丈な建物が近くにあるとは限らない中で、議員おっしゃっているように、ミサイルが通過する等の際に鳴るＪアラートの部分の放送や、エリアメールを受信したときの対応についてでございますが、本町のホームページにも国の内閣官房からの広報内容を掲載をしておりまして、具体的には、屋外にいる場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る、というふうにされております。また、屋内におられる場合は、窓から離れるか、窓のない部屋に避難するというふうな形で、内閣官房のほうの内容を掲載させていただいているところでございます。

以上でございます。

塚田議員　ありがとうございました。答弁いただいた内容につきましては、詳細を各常任委員会のほうで改めて質疑させていただきます。

これで、大綱質疑を終わります。

川嶋議長　以上で、大阪維新の会の大綱質疑を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日９月７日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は、明日９月７日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦労様でございました。

（午後３時５７分　延会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第６５号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正について
第６６号議案　平成２９年度島本町一般会計補正予算（第３号）
第６７号議案　平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
第６８号議案　平成２９年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
第６９号議案　平成２９年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
第７０号議案　平成２９年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
第７１号議案　平成２９年度島本町水道事業会計補正予算（第２号）
第　１　号認定　平成２８年度島本町一般会計歳入歳出決算
第　２　号認定　平成２８年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
第　３　号認定　平成２８年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
第　４　号認定　平成２８年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
第　５　号認定　平成２８年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
第　６　号認定　平成２８年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
第　７　号認定　平成２８年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
第　８　号認定　平成２８年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
第　９　号認定　平成２８年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
第１０号認定　平成２８年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
第１１号認定　平成２８年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
第１２号認定　平成２８年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
第１３号認定　平成２８年度島本町水道事業会計決算

平成２９年

島 本 町 議 会 ９ 月 定 例 会 議　 会 議 録

第　 ４　 号

平 成２９年　 ９月　 ７日（木）

島本町議会９月定例会議　会議録（第４号）

年　月　日　　平成２９年９月７日（木）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１４人である。

１番	塚田　淳	２番	大久保　孝幸	３番	東田　正樹
４番	平井　均	５番	河野　恵子	６番	清水　貞治
７番	岡田　初恵	８番	川嶋　玲子	９番	戸田　靖子
10番	中田　みどり	11番	野村　篤	12番	伊集院　春美
13番	福嶋　保雄	14番	村上　毅		

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	山田　紘平	教育長	岡本　克己	総合政策部長	由岐　英
総務部長	柴山　則文	健康福祉部長	岡本　泰三	都市創造部長	名越　誠治
都市創造部理事	柏木　栄一	上下水道部長	水木　正也	消防長	近藤　治彦
教育こども部長	北河　浩紀	会計管理者	永田　暢		

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	妹藤　博美	書記	村田　健一	書記	小東　義明

議事日程第４号

平成２９年　９　月　７　日（木）午前１０時開議

日程第１　第　１　号認定　平成２８年度島本町一般会計歳入歳出決算

第　２　号認定　平成２８年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算

第　３　号認定　平成２８年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

第　４　号認定　平成２８年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

第　５　号認定　平成２８年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

第　６　号認定　平成２８年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算

第　７　号認定　平成２８年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

第　８　号認定　平成２８年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算

第　９　号認定　平成２８年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算

第１０号認定　平成２８年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算

第１１号認定　平成２８年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算

第１２号認定　平成２８年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算

第１３号認定　平成２８年度島本町水道事業会計決算

（午前１０時００分　開議）

川嶋議長　おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第１、第１号認定　平成28年度島本町一般会計歳入歳出決算から第13号認定　平成28年度島本町水道事業会計決算までの13件を一括議題とし、大綱質疑を継続いたします。

それでは、コミュニティネットの発言を許します。

東田議員（登壇）　おはようございます。それでは、平成28年度決算に対し、コミュニティネットを代表して大綱質疑を行います。

平成28年度の決算につきましては、川口前町長のもと予算執行されたものであり、改選後、初の決算議会となっていることから、山田町長にとって初めての決算議会となっています。

住宅開発や大型集合住宅の建設により、人口の増加が見込まれ、教育環境・保育環境への需要の増加、また地元優良企業の移転が決定し、法人町民税の減収が見込まれるなどの課題が顕著になった年であったと認識をしています。

平成28年度決算においては前年度に引き続き黒字決算となっていますが、経常収支比率は前年度の95.9％から３ポイントアップの98.9％となっており、義務的経費の推移を見ましても、人件費や公債費などに努力されていることが見受けられますが、右肩上がりの扶助費や物件費、操出金など、依然として厳しい財政運営であったことが伺えます。

平成28年度においても、住民の皆さんのニーズに応えるべく、これまでの継続した事業のみならず新規事業にも取り組まれたことなど、一定の評価をするものですが、「行財政改革プラン」の空白期間となっていることなど、疑問を感じる部分もあるのも事実です。自主財源の多くを占める町税は、町民税個人分の増加を法人分の減少が上回ったことにより減収となっています。町税の収入は、引き続き減少傾向にあることも見て取れ、財政の運営は単年度だけで評価をすることは難しく、今後の見通しも含めた評価をしなければならないと思っています。

次年度以降の見通しと、平成28年度決算結果を踏まえ、今後の財政収支見通しの動向など変化はあるのか、見解を伺います。

それでは、①点目．「行財政改革プラン」について。

「第５次行財政改革プラン」については、計画年次を平成28年度に終え、現在、行財政改革プランは存在をしていません。過去に、新たなプランの作成までに空白期間はあったのか、また空白期間ができた要因はどのようなものか。それとともに、「第６次行財政改革プラン」の策定に向けての検討内容はどのようなものであったのか、お伺いを

します。

②企業立地の促進について。

「企業立地を促進し、地域経済の活性化に努めた」とありますが、具体的な成果について、お伺いをします。

③広域行政について。

パスポートの発給事務委託に続き、し尿処理に関わる事務委託が実現したことに感謝を申し上げるとともに、効率的・効果的な行財政運営を推進する必要がある本町にとって、極めて重要な施策の一つであることから、継続して調査・研究を行ってこられたと思います。平成28年度についての内容はどのようなものであったのか、お伺いをします。

④中学校給食について。

28年度より始められた中学校給食についてですが、親子方式を採用し、実施をされていますが、生徒や保護者からの反応はどのようなものか、また今後、改善すべき問題等はあるのか、お伺いをします。

⑤小規模保育設置・運営事業について、お伺いします。

小規模保育設置・運営事業についての設置の状況、また設置されたことによって待機児童の解消がどの程度されたのか、お伺いをします。それとともに、０～２歳児までの受け入れ施設であることから、卒園した３歳児への対応が問題となっていると考えますが、この間の検討状況はどのようになっているのか、お伺いをします。

⑥通学路防犯カメラ設置事業について。

近年、全国で登下校中の児童が巻き込まれる事件や事故が多発しており、保護者をはじめ住民の皆さんの不安感が高まっていることから、防犯カメラを設置することによって犯罪の抑止が期待でき、有用なものであると認識をしています。これについて、設置された箇所数、また防犯カメラが活用された事例があるのか、お伺いをします。

⑦自主防災組織について。

自主防災組織につきましては、自治会数が50団体であるのに対し、共同で自主防災会を運営しているところもございますが、22団体に止まっています。災害時などにおいて、自助・共助の部分を担う基礎的で重要な取り組みであると考えますが、結成に対しての支援はどのように行ってきたのか、お伺いをします。

⑧自治会に対する防犯カメラ・ＡＥＤ設置補助について、お伺いします。

自治会に対し防犯カメラの設置補助、また集会所がある自治会へのＡＥＤの設置補助が実施されていますが、申し込み、設置の状況はどのようなものか、お伺いをします。

⑨認知症高齢者等見守りネットワークについて。

認知症高齢者等が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、徘徊のおそれのある方の情報を事前にご登録いただき、地域の協力のもと、日頃の見守りと行方不明時の捜索を行う仕組みであり、一定の評価をするものです。この取り組みは、何より制度の存

在を知ってもらうこと、周知が大切であると考えますが、住民の皆さんへの周知は十分に行き渡っているのか、見解を伺います。

⑩町立体育館について。

町立体育館の耐震診断が行われ、耐震補強の必要があると診断されましたが、その後の検討状況はどのようなものか。また設置後、本年で 36 年となりますが、本決算の時点で借地料の累計は幾らになるのか、お伺いをします。また、当該土地を取得した場合の評価額はどのくらいになるのか、お伺いをします。

⑪コンビニ交付について。

住民の皆様の利便性の向上を目的とした、住民票の写しをはじめとする各種証明書を早朝や深夜、土日・祝日の休日にコンビニエンスストアで取得することを可能とする、いわゆる「コンビニ交付」についての検討状況について、お伺いをします。特別交付税の措置が、平成 30 年までの間に実施する場合に限られていることを鑑みたうえでの進捗状況はどのようなものか。また、個人情報保護対策についての検討状況はどのようなものか、お伺いをします。

⑫高齢者運転免許自主返納サポート制度について、お伺いします。

近年、高齢者ドライバーによる交通事故が増加していることから、高齢者ドライバーによる交通事故の増加に歯止めをかけるため、運転に自信のなくなった、また運転する機会の少なくなった高齢者の方が、運転免許を自主返納しやすい環境づくりのための取り組みが求められています。本町として、どのように取り組んで来られたのか。また、シルバー人材センターに業務を委託されていますが、自動車の運転を伴う業務委託には注意を払うべきであると考えるが、どのようにお考えか、見解を伺います。

⑬人事評価制度について、お伺いします。

昨年の４月から発足した制度であり、まだまだ発展途上であると認識をしていますが、１年間を通しての制度に対しての評価はどのようなものか。また、評価者となる管理職が人事評価制度の意義や評価方法を十分に理解する必要があることから、制度の運用については難しい部分もあると考えますが、年間を通じて運用されたことにより、運用上の問題点や課題など、明らかになったものについて、お伺いをします。

⑭時間外勤務の適正化について、お伺いをします。

本町の職員数については、類似団体と比べ少ない状況となっており、単純に比較はできないが、業務量に対して職員数が見合っていないことも、時間外勤務が発生する要因になっているのではないかと考えます。当然、財政との整合性も考慮に入れなければなりませんが、教育委員会を例にあげると、学校や保育園の耐震化、待機児童対策で保育所・認定保育園の設置に向けての検討、体育館の耐震診断など、大きな問題に対応している状況であると思いますが、職員の定数についてはそのままであると思います。採用について計画的に行っておられると思いますが、業務量に対しての職員数、予算規模に

対しての業務量についてはどのようにお考えか、見解をお伺いします。

総務部長　おはようございます。それでは、コミュニティネットを代表されての東田議員の大綱質疑について、ご答弁申し上げます。

まず、冒頭の「財政収支見通しについて」でございます。

平成 28 年度の普通会計決算収支につきましては、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支とも黒字を確保し、積立基金の総額が３年ぶりに増加に転じたものの、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、町税をはじめとする経常一般財源収入の減額や扶助費の増額などの要因により、98.9％と、前年度より 3.0 ポイント上昇いたしました。自主財源の多くを占める町税のうち、町民税個人分につきましては、給与所得者の納税者数が増加したこともあり前年度より増額となったものの、町民税法人分は、一部法人の課税標準額の減少などにより前年度を下回ったものでございます。

将来的には全国的な傾向と同様に人口減少が見込まれるうえ、少子化対策などの社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策などに多額の経費が必要となるため、依然として厳しい財政状況となっております。

次に、「決算を踏まえた今後の財政収支見通しの動向について」でございます。

扶助費などの社会保障関係経費につきましては、前回作成分と同様に引き続き増加することが見込まれます。また平成 26 年度以降、公共施設の耐震化等の財源として町債発行が増加していることから、その償還にかかる公債費につきましても、いずれ増加に転じることが見込まれます。しかしながら、将来の歳入につきましては、町内法人の業績や経済動向により左右されることなどから、正確に見通すことは困難でございます。また将来の歳出につきましても、国などの制度改正や住民ニーズの変化など、事前に把握することが難しいため、正確に見通すことは困難でございます。

今般、提出させていただきました「普通会計中期財政収支見通し」は、前回作成分と同様の傾向を示すものとなっておりますが、作成時点の基礎数値をもとに推計したものであり、今後の見通しにつきましても大きく変動するものでございます。従いまして、今後につきましても、財政収支の動向を確認しながら、適切な財政運営に努めてまいります。

続きまして、７点目の「自主防災組織について」でございます。

自主防災組織の結成に向けた支援でございますが、具体的には、広報誌でのお知らせや、各自治会等に対しまして、自主防災会の概要や必要性などについて出前講座を実施するなどの支援を行っております。また、自主防災組織結成にあたっては、世帯数に応じて防災資機材の購入費用について補助を行うとともに、自主防災会の運営につきましても、相談や研修、補助制度を設けるなどの支援を行っているところでございます。

続きまして、８点目の「自治会に対する防犯カメラ・ＡＥＤ設置補助」のうち、「防犯カメラ設置補助について」でございます。

自治会に対する防犯カメラの設置補助につきましては、平成 28 年度に３自治会から事前相談を受け、補助実績といたしましては、３自治会合計で９台の設置となりました。平成 29 年度につきましても、現在、３自治会から事前相談を受けているところでございます。

私からは、以上でございます。

総合政策部長　続きまして、総合政策部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、①点目の「『行財政改革プラン』について」でございます。

本町では、昭和 62 年に「第１次行政改革大綱」を策定して以降、直近では、平成 23 年度から平成 27 年度までを計画期間とする「第５次行財政改革プラン」を推進するなど、効率的な行財政運営に努めてきたところでございます。その間におきまして、計画の空白期間は過去にもございましたが、理由等の詳細につきましては、現在では定かではございません。また、直近の状況といたしましては、広域連携に向けた協議や、国の「まち・ひと・しごと創生法」の施行に伴う事務等に重点的に取り組んでいたことが、背景としてございます。

「第６次行財政改革プラン」の策定に向けましては、本年２月、島本町行財政改革推進プロジェクトチーム会議設置要綱に基づき、庁内各部の次長級職員を中心とするメンバーで構成するプロジェクトチーム会議において、プラン策定に向けた協議を開始したところでございます。会議では、「第５次行財政改革プラン」の取り組み結果について、改めて認識の共有を図るとともに、国の動向や他団体における改革事例に基づく意見交換、本町において取り組むべき事項やプラン策定に向けた進め方等について協議・検討を行っております。

厳しい財政状況の中、今後も継続して行政サービスを提供していくためには、引き続き効率的かつ効果的な行財政運営を推進し、安定的な財政基盤を確立することが求められており、本年度中に素案をお示しすることができますよう、作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、③点目の「広域行政について」でございます。

ご質問にもありますとおり、小規模自治体である本町にとりまして、効率的な行政運営に向け広域連携を推進することは、重要な課題であると考えております。

平成 28 年度におきましては、高槻市と連携し、高槻市・島本町広域行政勉強会の事業連携ワーキンググループを継続的に開催し、本町のし尿処理事務を高槻市に委託した場合の両市町の効果と課題等につきまして検討を行い、結果を報告書にまとめております。この検討の結果、両市町のし尿処理を事務委託により共同処理することで、より効率的な管理運営が可能となり、施設の運転管理費が大幅に削減できること等が明らかになったところでございます。

これを受け、本町といたしまして、衛生化学処理場が抱えている課題の解決や、将来

を見据えた効率的な業務運営等に向けまして、高槻市にし尿処理事務の委託をぜひともお願いすべきであるとの結論に至りましたことから、事務の委託について正式に依頼を行い、両市町における議会の議決を経て、本年４月から、委託を開始させていただいたところでございます。

次に、⑧点目の「自治会に対する防犯カメラ・ＡＥＤ設置補助について」のうち、「ＡＥＤの設置補助について」でございます。

本町では、地域における救命体制の充実及びそれに伴う救命率の向上を図り、もって自治会活動における安全・安心の推進及びコミュニティ活動の活性化に寄与することを目的とし、平成 28 年度から自治会の区域内に集会施設がある自治会に対し、当該集会施設にＡＥＤを設置する費用に対し、10 万円を上限として補助する制度を開始しております。平成 28 年度につきましては４自治会から申請があり、それぞれ 10 万円の補助を行ったところでございます。引き続き、集会施設のＡＥＤの普及に対しまして支援を続けてまいりたいと考えております。

次に、⑬点目の「人事評価制度について」でございます。

他の議員の大綱質疑におきましてもご答弁を申し上げましたとおり、平成 28 年度から人事評価制度を全職員に導入し、目標設定や面談、評価結果の開示などの過程を通じて、１年間実施してまいりました。実施にあたり、必ず行うこととしました目標管理と結果開示の面談により、上司と部下のコミュニケーションがこれまで以上に図られたものと考えております。一方で、評価項目や設定された目標に照らして、職員一人ひとりの職務遂行能力や勤務実績をできる限り客観的に把握し、適切に評価する必要があり、今後も定期的に評価者研修を行う必要があると考えております。

なお、制度設計の際には想定していなかった評価者や被評価者の作業負担につきまして、平成 29 年度においては、被評価者の負担を軽減できるよう、また評価者が評価したポイントがより明確になるよう、変更を加えて実施しているところであり、今後も、評価者、被評価者から意見を聴取し、変更を加えながら、よりよい制度を構築してまいりたいと考えております。

次に、⑭点目の「時間外勤務の適正化について」でございます。

本町では、平成 26 年 10 月 24 日付けで策定した「時間外勤務の適正化方針」に基づき、各部・課におきまして、時間外勤務が常態的に発生しないように、また特定の職員にのみ偏ることのないように、時間外勤務の適正化に取り組んでおり、時間外勤務の累計の時間数につきましては、平成 28 年度と平成 27 年度を比較いたしますと、約 13％の減となっております。

一方で、人口及び産業構造に基づき分類される類似団体と比較いたしますと、平成 28 年４月１日現在で 21 人少ない、との結果になっていることを踏まえますと、住民福祉の維持向上に努めるには、一定の時間外勤務が発生することはやむを得ないものと判断し

ておりますが、業務量と職員数の関係におきましても、時間外勤務が発生する要因の一つではないかと考えております。

様々な課題やニーズに迅速かつ的確に対応していくためには、一定の職員数の確保は必要であると認識しており、円滑な事務執行に支障を来すことのないよう、「島本町職員採用５ヵ年計画」に基づき職員採用候補者試験を実施しているところでございます。しかしながら、厳しい財政状況におきましては、正規職員の採用だけではなく、臨時的任用職員や非常勤嘱託員、また任期付職員などの様々な人員確保策を講じながら、今後も引き続き計画的な職員採用を行い、適正な定員管理に努めるとともに、事務事業の見直し等も含めまして、限られた財源と人員を有効に活用し、住民福祉のさらなる維持向上に努めてまいりたいと考えております。

総合政策部所管分につきましては、以上でございます。

都市創造部長　続きまして、都市創造部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、②点目の「企業立地の促進について」でございます。

本町は、平成 25 年 10 月に大阪府から投資奨励計画を持つ市町村として認定され、大阪府の企業立地にかかる府内投資促進補助金の交付対象となっているところでございますが、平成 28 年度においても制度活用の事例はございませんでした。また、本町の「企業立地促進条例」に基づく奨励金の活用につきましても、事例はございませんでした。町域内においては、住宅系の用途地域がその多くを占める中、工業団地などもなく、企業誘致が必要な大規模な遊休地がほとんど発生しない状況であり、企業とのマッチングの機会が生じないことが、企業誘致を進めにくい要因であると考えております。

そのような状況の中、昨年 10 月、日立金属が埼玉県熊谷市への移転を表明されました。これを受け、本町として跡地における企業立地を促進すべく、大阪府と連携しながら、相手方との協議を継続しているところです。

なお、当該跡地のあり方については、現時点においても具体的な方針などが明確にされておりませんが、課題の解決に向け、当該企業との協議を引き続き行うとともに、大阪府と連携し、積極的に対応策を検討してまいりたいと考えております。

次に、⑫点目の「高齢者運転免許自主返納サポート制度について」でございます。

ご指摘のとおり、全国的にも高齢者ドライバーによる事故が増加傾向となっております。大阪府が事務局の大阪府交通対策協議会では、高齢者の交通事故を減少させるため、「高齢者運転免許自主返納サポート制度」を創設し、運転に自信の無い高齢者や運転する機会の少ない高齢者の方が、運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを行っておられます。本町といたしましては、高槻警察署と連携し、運転者安全講習会や街頭啓発活動、高齢者向けの交通安全教室の際に制度の周知を図っており、今後も引き続き、高齢者ドライバーに対する啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

また、シルバー人材センターでは運転者登録制度を設けており、会員が自動車を運転

する場合には、当該センターの審査を経て、認められた会員のみが自動車の運転を行っており、交通ルールやマナーを遵守しつつ、事故が起きないように取り組まれていると聞き及んでおり、引き続き本町の委託業務についても、安全運転に配慮し履行されるものと認識しております。

私からは、以上でございます。

教育こども部長　続きまして、教育こども部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、④点目の「中学校給食について」でございます。

平成 28 年度から開始いたしました中学校給食につきましては、生徒からは「自分の好きなものが食べられない」「保護者の作った弁当が食べたい」といった声もございますが、おおむね好評であると聞いております。また保護者からは、「衛生管理の行き届いた栄養バランスのよい給食が提供されている」などのご意見をいただいており、否定的なご意見は伺っておりません。

また、今後改善すべき問題等につきまして、導入時に、校舎内の細かな段差が教室までカートを運搬する際の支障になるといった施設面での課題はございましたが、その他にはございません。

次に、⑤点目の「小規模保育設置・運営事業について」でございます。

全国的な保育需要の高まりや町内における大型の住宅開発の影響等を受け、保育所ニーズが高まりを見せる中、待機児童が多く発生しており、保育の受け皿の拡充のため、平成 28 年度は定員 12 人の小規模保育事業所を２ヵ所、民間事業者により整備されました。

昨年 11 月に大阪府営島本江川住宅に開園した「ＲＩＣホープ島本保育園」につきましては、待機となっていた方から順次ご案内し、12 人の待機が解消され、また大阪府内で初めて公営住宅を活用した小規模保育事業所として、新聞やニュースなどに多く取り上げられ、注目を集めました。また本年４月には、「ぬくもりのおうち保育島本園」が阪急水無瀬駅前の島本センター事務所を活用して開園し、現時点で小規模保育事業所２園ともすでに定員に達しており、待機児童解消の一助となりました。

また、卒園した３歳児の対応につきましては、小規模保育事業所は３歳以降の受入れを担う連携施設を確保する必要がありますことから、「ＲＩＣホープ島本保育園」及び「ぬくもりのおうち保育島本園」の連携施設として、町立保育所が受け入れることとしております。

次に、⑥点目の「通学路防犯カメラ設置事業について」でございます。

通学路の防犯カメラにつきましては、大阪府警察本部や高槻警察署から、設置場所の選定などをする際に助言をいただき、各小学校区の主要な通学路に各５台、町内で 20 ヵ所に設置いたしました。

次に、防犯カメラの撮影データの活用状況でございますが、児童を対象とした案件か

否かは不明ではございますが、平成 28 年度中における警察機関からの照会は５件ございました。

次に、⑩点目の「町立体育館について」でございます。

町立体育館につきましては、６月定例会議でもご答弁させていただいたとおり、耐震診断結果を受けての今後のあり方について、移転新築を行うのか、耐震補強と大規模改修をあわせて行うのか、早期に決定してまいりたいと考えており、現在、情報収集に努め、調査・研究を進めているところでございます。また、平成 28 年度決算の時点での町立体育館用地の土地借地料の累計額につきましては、37 年間で約２億 3,800 万円となっております。

なお、当該土地を取得した場合の金額につきましては、町有地でないことや鑑定調査などを行っていないことから、これをお示しすることができませんので、ご理解賜りたく存じます。

以上でございます。

健康福祉部長　続きまして、健康福祉部所管分について、ご答弁申し上げます。

⑨点目の「認知症高齢者等見守りネットワークについて」でございます。

認知症高齢者等見守りネットワークは、認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、徘徊のおそれのある方の情報をそのご家族に事前にご登録いただき、地域の協力のもと、日頃の見守りと行方不明時に連携して捜索を行うことができるようにすることを目的として、平成 28 年１月から新たに構築したものでございます。

平成 29 年３月末現在では 14 名の高齢者の方が登録されており、社会福祉協議会・消防本部のほかに、介護保険事業所や医療機関等の 43 の機関が、捜索等への協力機関として登録をいただいております。

ネットワークの周知や登録の呼びかけにつきましては、広報「しまもと」及び町のホームページの活用はもとより、介護保険事業者連絡会を活用して、ケアマネジャーに対して制度周知と登録の呼びかけを行うとともに、徘徊等でご家族などから相談があった場合や、実際に警察等により保護された事例が発生した際に、介護されている方に当該ネットワークの紹介や登録を進めるなどの対応もするなど、認知症高齢者を支援している方や関係機関への制度周知については、一定図ることができているものと考えております。

今後につきましても、認知症高齢者の方が安心して生活を送っていただくためには、地域での見守りが重要であることから、より多くの方に認知症高齢者に対する理解を深めることも含めて、当該制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、⑪点目の「コンビニ交付について」でございます。

住民票の写しなどの各種証明書をコンビニで取得することを可能とする、いわゆる「コンビニ交付」につきましては、本年８月１日現在、府内 43 自治体のうち 21 の自治体が

導入をしております。この導入にあたっては多額の初期費用を要することから、国から平成30年度までの時限的措置として、上限５千万円の範囲内で、特別交付税措置が講じられる旨の通知を受けておりました。

しかしながら、その後、国から特別交付税措置期間を平成31年度まで延長するとともに、上限額を６千万円に引き上げる旨の方針が示され、また、初期費用の大部分を占めるシステム構築等につきましても、複数のシステム事業者が町村を対象とした廉価版システムの開発を検討している旨報告を受けております。このような状況であるため、導入にかかる費用負担金額が大きく変動することから、システム開発の動向を注視するとともに、先行自治体の導入状況等の調査・研究を進めております。

また、コンビニ交付にかかる個人情報保護対策でございますが、使用するシステムのセキュリティについては、コンビニエンスストアの各店舗とJ-Lisが運用する証明書交付センター間は閉鎖性の確保された専用回線を使用し、かつ暗号化されたデータを用いること。また、証明書交付センターと自治体間はＬＧＷＡＮ回線を使用することで、第三者からのアクセスを排除する仕組みが構築されているものと考えております。

以上でございます。

東田議員　それでは、詳細につきましては常任委員会に付託されておりますので、その場で行うことといたしまして、コミュニティネットを代表しての大綱質疑を終わります。

川嶋議長　以上で、コミュニティネットの大綱質疑を終わります。

引き続き、河野議員の発言を許します。

河野議員（登壇）　2016年度決算審査にあたりまして、日本共産党・河野恵子より大綱質疑を行います。

まず初めに、2016年度は島本町職員無断欠勤に対する島本町の懲戒免職処分について取り消しを求める裁判があり、大阪高等裁判所判決でピリオドが打たれました。ここに至るまで、夥しい量、煩雑な事務は、関係部局の若手管理職に相当な重荷になったものと推察いたします。

議員として過去16年間にわたり、公正で透明な人権擁護の事業運営を求め続けてきた私自身に取りまして、この事案に深く関わった施設（人権文化センター）が、現在、日本国憲法に規定された基本的人権の尊重を軸に、戦後70年記念行事の際には『戦争は最大の人権侵害である』という明確なメッセージを発信され、2016年度に至っては、ようやく障がい者用トイレ設置に光が当たり、さらにエレベーター設置等も俎上にあげるなど、名実ともに障がい者差別解消、年長者の尊厳を守る施設へと再出発を遂げられた、そのような年度であったと実感しております。土曜・夜間も等しく一般住民にも開放されたこととあわせて、今後、さらに施設利用に透明性・公正性を確保しながら、「核兵器廃絶・平和都市」に向かう、今後もその地道な歩みとともに、精力的な発信に努められたいと願いを込めまして、大綱質疑に入らせていただきます。

１点目です。財政問題です。国や大阪府、社会保障の改悪による影響と、島本町独自課題による財政問題について、伺います。

①点目です。2016 年度当初予算への、当時日本共産党会派大綱質疑の際には、国の地方法人税導入による減収見込み額を伺いました。当時、4,500 万円の影響額があるとご答弁がありましたが、2016 年度決算額における状況はいかがですか。

②点目です。子ども医療費助成の対象年齢引き上げは依然として求められております。また、島本町のここ数年の就学援助や生活保護の教育扶助額の推移から見ても、子どもの貧困率ワーストの大阪府において、島本町も無関係とは到底言えず、この解決は国あげての喫緊の課題であります。島本町独自の努力による医療費助成年齢引き上げと所得制限の撤廃を実施して以降、その効果を伺います。

③点目です。一方で、この医療費助成を改善すればするほど、大阪府制度のもとでは島本町財政の持ち出しが大きくなっていきます。大阪府が医療助成について新たに設けた所得制限、この撤廃を求めて、島本町議会は 2015 年 12 月に大阪府知事宛てに意見書を全会一致で採択し、要請しております。また、町村長会も同様の要請を重ねておられますが、これらに対する大阪府の対応について答弁を求めます。

２点目です。「公共施設総合管理計画」、各施設の取り組みについて伺います。第四保育所耐震化問題、障害者地域拠点施設の合意形成と説明責任について、伺います。

①点目です。島本町の保健福祉・教育文化の複合施設であり、最後の砦となるふれあいセンターは、2009 年度以降、中長期の修繕計画を鋭意策定され、その後、計画に沿った工事が進められ、今年度の外壁等改修業務は適切に完了されたものと聞いております。また、第四小学校の校舎増築については、児童生徒数のさらなる増加を見通した急遽の時点修正で、１階増す形へ変更された判断は適切なものであったと評価いたします。

しかし、一方で第四保育所の耐震化について、当初から日本共産党としては第三小学校校庭内への移転新築という計画は、文部科学省の学校設備整備指針に照らしても不備があること、何よりも現場教職員、保育士はじめＰＴＡへの内容の説明と意見聴取が極めて不十分であることを指摘し続けてまいりました。以後、パブリックコメントへの多くの厳しい意見、議会の議案審査を経て、本年度末には断念するに至っておられますが、2016 年９月会議以降、本計画断念の判断基準が何だったのか、議会に十分な説明はなかったものと記憶しております。今後の教訓とするため、改めて説明を求めます。

②点目です。一方で、やまぶき園の移転新築は、拠点施設化と同時に民設民営での設置への論議が、専門・現場の参加での協議会の意見を尊重され、時間をかけた論議の末、町議会でも関連予算がすでに可決しております。当時、日本共産党議員団としては、拠点施設整備方針発表以来、議会では論議を経る暇がなく、一定の調査による判断を求められたものと考えて、関係施設、利用者個人団体への聞き取りを行いまして、25 項目の質問状を提出、そして執行部からの回答を得たうえで現状を認めてきたものです。

その後、町立やまぶき園がなし得なかったグループホーム、就労の分野、24時間対応での支援などが、従前から粘り強い取り組みをされてきた町内のほかの障がい者支援事業所に対して、新拠点施設の選定法人、事業内容に対するご意見を、島本町はどのように聴取され、要望内容はどうだったのか、答弁を求めます。

３点目です。防災、安全・安心のまちづくり――急傾斜地、水無瀬川周辺の土砂の堆積・流入、河川堤防の強化について、国土交通省、大阪府との協議の進捗を伺います。

①点目です。土砂災害警戒区域の災害対策について、島本町内の自治会・自主防災会が主体となり、避難計画の策定、避難経路の確認や訓練実施などの対策を進めてこられた地域があるとお聞きしております。本来、大阪府の責任であるハード面での土砂災害対策について、どのような検討がされたのか、答弁を求めます。

一級河川の水無瀬川の堤防強化、大雨災害の対策は、明らかに大阪府の責務であります。未だ水無瀬川の50ミリ対応すら完成されていない点について、大阪府の見解及び島本町の要望内容について、真剣な対応を私たちは求めてまいりました。進捗状況を伺います。

②点目です。日本共産党としては、淀川水防用緊急土砂置場の構造的・抜本的な改善について、国交省に直接、この議場でも繰り返し求めてまいりました。 国土交通省との協議の進捗について、伺います。

さらに、新名神高速道路のトンネル掘削土砂の現地への搬入問題について、これは、そのまま実行されれば周辺地域への土砂搬入時の騒音・振動等の環境問題及び水無瀬川への土砂流出について深刻な事態をもたらしかねず、島本町も議会議長名で2017年２月10日付けで、島本町長宛てに適宜の報告を求めております。町議会へ情報提供があって以来、１年以上を経て、先方（ＮＥＸＣＯ西日本）から何ら連絡がなく、町からも報告がないというものはいかがなものでしょうか。執行部における情報収集、次の段階をどのように想定されているのか、答弁を求めます。

４点目です。年長者が安心して出かけられる町へ――町内巡回バス・マイクロバスの低床化や移動のバリアフリー化について、検討経過を伺います。

マイクロバスについては、2016年度で運行が困難となり、代車での対応が続いております。今後の運用については、マイクロバス利用者、自治会役員等に対して、また広範な使用目的に供するためにも、低床化バスの導入が求められてきました。検討経過を伺います。

５点目です。一般廃棄物処理問題。今、改めてし尿処理の広域化、ごみ減量の取り組み経緯を伺います。

①ごみ減量の一環としての、ごみ袋透明化が実施されました。家庭ごみについては徹底されていると考えますが、事業系ごみの減量・分別・リサイクルの取り組みについて、事業者への啓発努力はどうだったのか、伺います。

②点目です。広域化を視野に入れ、高槻市など「ごみ減量・リサイクル・エネルギー化」などを目指されています。島本町もこれを認識し、共有・実践することなどが、広域行政の協議への第一歩だと考えていますが、そのような取り組みについて、答弁を求めます。

６点目です。ＪＲ島本駅西まちづくり支援業務の農地保全・生産緑地制度化の遅れを伺います。

まちづくり支援業務として、農地保全の観点での支援が不十分であり、開発が最優先になっていたと考えます。生産緑地制度化への議論はどこまでされたのか。隣接する大山崎町での実践の経験など、情報収集はされていたのか、答弁を求めます。

７点目です。広い意味での、広域行政と連携を伺います。大阪府国民健康保険広域化調整会議での北摂ブロックの委員として選出された島本町の果たした役割を伺います。

①広域化調整会議に出席している島本町は、町村・北摂ブロックの実情を踏まえた意見表明に努められたのか、答弁を求めます。他市町村の実態にあった制度構築も視野に入れ、一般会計の繰入や減免制度を広範に実施してきた保険者にもたらす、このたびの大阪府の国保の統一保険料の方向性がもたらす弊害・実態について、どのように把握され、臨まれていたのか、答弁を求めます。

８点目です。上下水道事業――大規模施設更新が続く中、現場職員の体制について、伺います。

①2014 年度との比較において、職員配置が減員のままになっております。運転管理や水質管理の技能継承が困難になることを懸念するものです。職員養成への努力について、答弁を求めます。

②点目です。教育こども部所管として、第二小学校の高架水槽改修工事などが執行されました。以前より、日本共産党としては、公共施設の水道こそ高架式から直圧式への転換、５階建て以上の集合住宅にも適用できるよう検討を急ぐべきだと申し上げてまいりました。直圧式の町内での事例、運用、今後の向けての検討状況を伺います。

９点目です。歴史文化・教育・子育て支援の課題を伺います。

①点目．前年度は学芸員正規職員配置を実施され、今後、開発行為による遺跡発掘調査業務量の増加に伴い、職員体制、文化財の保存作業及び文化財の保存場所における課題について、答弁を求めます。

②中学校教育について。ここ数年来、度重なる府立高校受験制度の変更に加え、結果を内申書に反映する大阪府のチャレンジテストは、明らかに不安や競争を煽るものです。府内でも、すでに欠席・未受験者が出る自治体もあり、これ以上、現場の混乱・不安が拡大されないよう、急ぎ中止させることを大阪府に求めるべきです。答弁を求めます。

③点目．高齢化社会を見据えて、保育・介護の深刻な人手不足については、制度構造的な改善や緊急改善措置を待つものでありますが、島本町の保育士確保の緊急補正予算

は、関係者からも注目されてまいりました。その効果について、見解を伺います。

10点目です。2017年２月実施をいたしました日本共産党の「町政アンケート」には、285件の返信とともに、自由記述欄には200件を超える声があり、そこは島本町役場に「将来を見据えたまちづくりの先見性・専門性」を求めた声がありました。不要・不急の開発、景観壊しへの警鐘と反発があり、また防災・交通安全・バリアフリー・景観保全に将来を見据えた取り組み、計画を求める声が圧倒的であり、2017年２月会議でも速報値として紹介しております。

都市計画道路の廃止・マンション建設ラッシュに伴い、町内道路網について緊急車両の進入路の確保、開発時における道路の拡幅・歩道の確保をはじめ景観・農地保全、バリアフリー等、政策立案を担う職員が圧倒的・慢性的に不足しています。

また、昨年度の普通退職者退職手当から見える状況を鑑みますと、島本町役場での業務にやりがいと展望を持てない、職務において是正されるべき点が是正されず、発揮できるはずの能力が排除され絶望に至る、人員配置や異動に痛恨の課題を残していると私は認識しております。専門職の非正規職員の待遇をより正規に近づけ、条例定数の増員を含めた職員体制の改善など、徹底検証を要する年度でもありました。これらは、より客観的立場にいると思われます町長の見解を伺います。

以上です。

総務部長　それでは、河野議員の大綱質疑に、順次、ご答弁申し上げます。

まず、１点目の①「地方法人税の導入による減収見込みについて」でございます。

平成 28 年度決算における地方法人税の導入による減収見込みにつきましては、約6,500万円でございます。

なお、地方法人税につきましては、地方自治体における地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を目的として、法人市町村民税及び法人都道府県民税の法人税割の一部を国税化し、地方交付税の原資とするものでございます。本町は普通交付税の交付団体でございますので、減収となった町民税法人分法人税割の概ね75%に相当する額が、当該年度以降の普通交付税の算定上、増額要因となります。

次に、４点目の「マイクロバスの低床化バスの導入にかかる検討経過について」でございます。

本町のマイクロバスにつきましては、平成12年から島本町マイクロバス使用規程に基づき利用を開始し、本町の事業に利用するとともに、各種団体が公用・公益のための研修等に利用している状況でございます。しかしながら、車両の購入後17年を経過していることで、近年、エンジントラブルなどにより運行予定当日に利用できない状況になるなど、経年劣化により運行に支障をきたす故障が随所に発生し、そのつど故障箇所を修繕し、安全面を確保しながら運行をしているところでございます。

また、運行・管理につきましては業務委託契約を締結しており、平成29年度末で３年

契約が満了となることから、平成30年度以降のマイクロバスの運行及び管理のあり方について、現在、安全面及び財政面の両面から、必要時にスポット的に借り受け、バスを利用する方向で検討を進めている状況でございます。スポット的に借り受けるバスにつきましては、利用者に配慮した低床化バスが委託先にあれば利用も可能となるよう、事務を進めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

健康福祉部長　続きまして、健康福祉部所管分について、ご答弁申し上げます。

１点目の②の「子ども医療費助成」について、ご答弁申し上げます。

子ども医療費助成の対象年齢等の拡充につきましては、平成25年10月に、入院費助成の対象者を就学前から小学生までに拡大するとともに、所得制限を撤廃いたしました。さらに平成27年７月には、通院費助成の対象を就学前から小学生までに、入院費助成の対象を小学生から中学生までに拡大をいたしました。

この二つの制度拡充により、平成28年度実績で見ますと、医療証交付対象者は拡充開始前の平成24年度に比べ2.7倍の約3,500人に、助成額は同じく2.6倍の約7,500万円までに増加しておりますことから、お子様の健康保持と子育て家庭の経済的負担の軽減が図れたものと考えております。

次に、③の「医療助成府制度改正への要望等について」でございます。

本町では、平成27年度の改正で引き下げられた所得基準を以前の基準に戻すこと、また助成対象年齢を小学校卒業まで引き上げることについて、町村長会を通じて大阪府に要望いたしております。平成28年度の町村長会要望に対する大阪府の回答といたしましては、「平成27年度からの府交付金の創設により、府制度対象分への従前の補助に加え、市町村単独助成分へのバックアップも行っている」として、制度は現状を維持するという回答でございました。本年度においても同様の要望を行っておりますが、今後も他市町村と連携し、引き続き要望を行ってまいりたいと考えております。

次に、２点目の②「地域生活支援拠点にかかる町内事業所への意見聴取について」でございます。

新拠点施設整備の検討段階におきましては、「基本方針」策定に際して、当事者団体のほか町内の主な関係事業所に対しましても意見交換や聞き取りを実施いたし、関係事業所の皆様からは、実施予定サービスの利用定員や配置スタッフ、相談機能、設備などについて、サービスや支援の充実の観点から、質問やご意見をいただいておりました。それらのご意見を踏まえて、施設整備にかかる「基本方針」並びに「募集要項」を作成して事業者を公募し、厳正な審査を経て、本年３月に整備運営事業予定者を決定いたしました。決定後は、直ちに当事者団体及び関係事業所に事業者選定結果をお知らせするとともに、当事者団体の皆様に対しては、提案事業内容についての説明会も行ったところです。

今後につきましても、施設整備に向け、実施予定サービスや施設設計の詳細を決定していく過程において、必要に応じ、当事者団体や関係事業所の皆様への説明や意見交換等を行ってまいりたいと考えております。

次に、７点目の「国民健康保険広域化調整会議での役割について」でございます。

現在、大阪府におかれましては、平成 30 年度の国民健康保険都道府県広域化に向け、「大阪府国民健康保険運営方針」を策定する必要があることから、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議を適宜開催され、協議を進められております。本町は広域化調整会議の構成員でありますが、小規模保険者である町村を代表して参画しているものでございます。北摂ブロックの代表としては他市が参画をし、北摂ブロックでの議論を踏まえつつ、代表としての意見を述べられているところでございます。

広域化調整会議は、国民健康保険制度のあるべき今後の姿を議論する場であり、今回の保険制度改革の主旨である持続可能な保険制度を構築するため、社会保険制度における相互扶助の精神のもとで、市町村相互の支え合いの仕組みにより、府内全体で負担を分かち合うという視点で進められていると認識をいたしております。そのためには、減免等に関する財源は保険料で賄うべきであり、法定外の一般会計繰入は、受益と負担の公平性の観点より解消・削減すべきであるものと認識をいたしております。

以上でございます。

教育こども部長　続きまして、教育こども部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、２点目の①「第四保育所の移転計画について」でございます。

第四保育所の第三小学校への移転建替につきましては、平成 27 年５月に策定しました「島本町立第三小学校整備基本構想」に基づき、学校・保育所現場や議員各位からのご意見を踏まえたＦ案としてお示しし、パブリックコメントでいただいたご意見を踏まえ検討を進めてまいりました。

しかしながら、浸水対策や大阪府の「福祉のまちづくり条例」との整合性、また広瀬桜井幹線から直接保育所の２階部分へ接合することなど、設計の段階で運動場や保育所出入口の課題が発生したほか、当初の案から多くの変更やレイアウトの見直しなどを行う必要性が発生したことや、予算面でも概算費用がＦ案でお示しした４億 4,700 万円から７億 2,900 万円と、約 1.6 倍になりました。

また、保育所のニーズが高まりを見せる一方で幼稚園の入園者数が年々減少し、各園の定員 207 人に対して平成 29 年５月１日時点の園児数は、第一幼稚園は 115 人で 56%、第二幼稚園は 61 人で 29%となっていることも踏まえ、第四保育所の第三小学校への移転建替につきましては計画を断念し、平成 28 年３月に策定した「島本町公共施設総合管理計画」の方針に基づき、利用者が減少し、また施設の耐震化や老朽化が課題となっている第二幼稚園との一体的な整備も含めた検討を行うこととしたものでございます。

次に、９点目の①「遺跡発掘調査に伴う職員体制等について」でございます。

職員体制につきましては、現在、専門職員である学芸員は、正規職員１名、嘱託職員１名、臨時職員５名でございますが、埋蔵文化財発掘調査にかかる業務量の増加への対応や町指定文化財指定の推進、歴史文化資料館における各種文化財の展示内容の充実などを考えると、職員体制には課題があると認識しております。

また、文化財の保存作業及び文化財の保存場所における課題につきましては、現在、歴史文化資料館事務室及び収納作業室におきまして作業を行い、同収納作業室及び若山台倉庫並びにＪＲ島本駅舎倉庫に保存しているところでございます。作業室及び収蔵庫につきましては、本来、十分なスペースと適切な温湿度管理機能を備えているべきものでございますが、同館につきましては、当初から資料館として建設されたものではなく、旧来の建築物を資料館として有効活用するに至った関係上、これらを備えていないことから、日々増加する収蔵品を適切に管理するための施設の整備が必要であると考えております。

次に、②の「大阪府中学生チャレンジテストについて」でございます。

大阪府中学生チャレンジテストにつきましては、議員ご指摘のとおり、本年６月実施の際、欠席・未受験者が多く出る自治体が一部ございましたが、生徒や保護者に対する事前説明に課題があったと聞いております。

なお、大阪府公立高等学校入学者選抜制度におけるチャレンジテストを活用した評定の公平性・信頼性を担保する、いわゆる府内統一ルールにつきましては、都市教育長協議会や町村教育長会などの関係組織とも意見交換がされ、大阪府教育委員会が決定されたものであり、本町教育委員会といたしましては、中長期的に安定した入学者選抜者制度が確立されるよう、必要に応じて今後とも意見を述べていきたいと考えております。

また、市町村教育委員会及び学校は、チャレンジテストの結果・分析に基づき、教育施策の成果や課題を検証し、その改善を図るとともに、学力向上のためのＰＤＣＡサイクルを確立することも目的としておりますことから､本町教育委員会といたしましても、その趣旨に則り参加していることをご理解いただきたく存じます。

次に、③の「保育士確保策の効果について」でございます。

昨年８月に「保育所待機児童対策」として、保育士等の子どもの優先入所事業、新規採用保育士等臨時給付金事業、保育士雇用補助事業及び保育所における業務効率化推進事業の四つの方策をお示しいたしました。

保育士等の子どもの優先入所事業につきましては、平成 28 年度に１名、平成 29 年度に２名の保育士が本制度を活用し町内の保育所に就職しており、今後も継続してまいりたいと考えております。新規採用保育士等臨時給付金事業及び保育士雇用補助事業につきましては、平成 29 年度までを対象期間としておりますが、平成 28 年度の実績はございませんでしたが、平成 29 年度につきましては、保育士雇用補助事業を活用し、高浜学園において７名の保育士を雇用しております。また、保育所における業務効率化推進事

業につきましては、山崎保育園及び高浜学園で登園管理等にかかるシステム導入事業に活用され、保育士の業務負担軽減に繋がったものと考えております。

なお、保育士確保策については、これらの方策だけで目的を果たすことはできませんが、いずれの方策につきましても、少なからず効果があったものと考えております。

以上でございます。

都市創造部長　続きまして、都市創造部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、３点目の①「土砂災害警戒区域の災害対策について」でございます。

大阪府では、土砂災害の対策といたしまして、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害のおそれのある区域について土砂災害警戒区域等の指定を進め、平成 28 年度に指定を完了し、当該区域の周知、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進などの対策を推進しております。また、土砂災害特別警戒区域内の要配慮者利用施設の災害対策も優先的に実施されております。今後も引き続き、土砂災害警戒区域等における災害対策につきましては、大阪府と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大阪府の「水無瀬川の堤防強化及び大雨災害の対策について」でございます。大阪府の見解といたしましては､水無瀬川は一部区間で 50 ミリ対応が未整備の区間があるものの、「淀川水系淀川右岸ブロック河川整備計画」に基づき整備を実施する河川に位置づけ、府内における河川整備の進捗状況を踏まえ、今後、優先度を判断したうえで、整備に向けた検討を行う旨の回答をいただいております。本町といたしましても、引き続き当該河川の堤防強化及び大雨災害対策について、大阪府と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、②の「緊急土砂置場について」でございます。

緊急土砂置場につきましては、これまでも、本町から当該地管理者である国土交通省淀川河川事務所に対しまして、台風や集中豪雨をはじめ、随時、雨水流出抑制対策を要請しております。本要請を受け、大型土のうを当該地敷地内へ設置し、山間部からの雨水や土砂が府道柳谷島本線へ流出しないよう対策を講じていただいております。さらに水無瀬川へ排水するための沈砂池の土砂撤去や、沈砂池へ至るまでの水路清掃を行うなど、荒天時において府道柳谷島本線への土砂流出を軽減し、機能維持できるよう応急対策を行っていただいております。

本町といたしましては、今後も引き続き国土交通省淀川河川事務所に対しまして、隣接する府道柳谷島本線の緊急時に備え、災害時においても通行が可能となるよう、必要に応じて対策を要請してまいりたいと考えております。

次に、５点目の①「事業系ごみに関する事業者への啓発について」でございます。

事務所、店舗などの事業所から出たごみは、事業系ごみとして、事業者の責任で適正に処理することが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で義務付けられております。

そのため、本町では、事業者に対しごみの処理方法やごみの減量・リサイクルに努めていただくよう、ホームページや広報誌により啓発を行っております。今後につきましても、事業系ごみの適正処理の徹底と減量化・資源化の推進を図るため、積極的に啓発を行ってまいります。

次に、②の「ごみ減量等の施策について」でございます。

本町では、平成27年３月に策定いたしました「島本町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、３Ｒの推進として、ごみ減量化（リデュース）、ごみの再利用（リユース）、ごみの再資源化（リサイクル）の取り組みを進めております。具体的な施策の内容としては、ごみの発生抑制のための、ごみの適正な出し方に関する啓発を徹底するとともに、廃棄物減量等推進員への研修の実施、資源物の集団回収への支援、また平成28年度よりごみ袋の透明・半透明化を実施し、３Ｒの根幹であるごみの発生抑制に向けた取り組みを進めております。

今後も引き続き、より一層のごみ減量等の施策を進めていく中で、他自治体が進める事例を参考に調査・研究し、本町に適したごみ減量等の取り組みを検討してまいりたいと考えております。

次に、６点目の「ＪＲ島本駅西地区の農地保全・生産緑地制度について」でございます。

昨今の都市農業に関する社会経済情勢の変化や、一部の農業委員の方などから、生産緑地地区の指定にかかるご要望をいただいたことを踏まえ、生産緑地地区の導入につきましては、ＪＲ島本駅西地区における検討に止まらず、町内における市街化区域内で農業を営まれている方が、安心して農業に従事していただくための手法の一つであるものと、認識いたしております。

なお、これまで大山崎町や千早赤阪村のように、三大都市圏における特定市以外において生産緑地地区を導入している自治体から導入に至った経緯や課題等を聴取いたしており、それらの内容を踏まえ、本町の実情と照らし合わせ、生産緑地地区の導入に向けた検討を行っております。また、農業委員会の会議の中でも、同内容のご要望がありましたことから、現在、農業委員会として制度の導入についての要望書を提出するかどうかを検討されることとなっており、本件に関する委員向けの勉強会を、近日開催されることとなっております。

なお、生産緑地地区の指定につきましては、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とした都市計画の手法の一環であり、あくまでも個人の固定資産税等の税金対策を主な目的として実施するものではないものと認識いたしております。

以上でございます。

総合政策部長　続きまして、３点目の②の後段、「新名神高速道路のトンネル工事」に関

するご質問に、ご答弁申し上げます。

本件につきましては、依然として調査検討段階であると認識しております。現在、ＮＥＸＣＯ西日本において設計業務が実施されていると伺っておりますが、具体的な整備素案等をお示しできる段階には至っていないものと認識をいたしております。

以上でございます。

上下水道部長　それでは、最後に上下水道部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、８点目の①について、ご答弁申し上げます。

水道事業においては、経験豊富な職員の定年退職による技術の継承、特に大薮浄水場の運転管理や水質管理につきましては、その継承が喫緊の課題となっておりましたことから、平成 26 年４月１日以降、組織の体制強化に努めているところでございます。平成 28 年度におきましても、引き続き豊富な経験と知識を有する再任用職員による職員の育成や、職員によるマニュアルの作成、各種研修会への積極的な参加などに努めてきたところでございます。

次に、②について、ご答弁申し上げます。

本町における上水道の給水方式につきましては、配水管から分岐した給水装置により直接給水する直結直圧給水方式と、配水管から分岐した後、貯水槽を経由して給水装置により給水する受水槽方式を採用しております。また、平成 24 年７月に策定いたしました「島本町地域水道ビジョン」に基づく「安心」の視点では、直結直圧給水方式の区域の拡大につきまして、水圧などの一定条件を満足することを前提に、５階建てまで直結直圧給水方式を採用できるよう施行基準などの改定を行い、平成 27 年４月１日から適用しているところでございます。しかしながら、これまでにご相談は数件ございましたが、平成 28 年度において採用された事例はございません。

また、今後に向けましては、５階建て以上に直接給水することができる直結増圧方式につきまして、先進都市の導入事例等を参考に、調査・研究に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

山田町長　それでは最後に、河野議員の 10 点目のご質問に、私からご答弁させていただきます。

平成 28 年度におきまして早期に退職した職員の退職理由につきましては、大きくは「家庭の事情による」「今後の自分のキャリアを考えて」「学生時代に得た知識を専門的に深く追求したい」等の理由であり、ご指摘の「業務にやりがいと展望を持てない」「能力が排除され絶望に至る」というものではないと聞いております。また、「働きやすさ」という基準につきましては、職員それぞれ差があると考えておりますが、ご指摘のような、いわゆる「夢も希望も持てない職場」ではないと認識をしております。

いずれにいたしましても、仕事と生活のバランスが取れ、心身ともに健康な状態で、

育児や介護といった時間的な制約が伴ったとしても、継続して働き続けることができる職場環境づくりと、人事異動を通じて、人材の発掘や能力開発とともに、一層の適材適所を図り、組織の活性化や機能の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　鋭意、ご答弁いただきました。最後に申し上げるのを忘れておりましたけども、後日の常任委員会審査に向けて資料請求をいたしておりますので、取り計らいのほう、よろしくお願いいたします。

もう時間がありませんが、国民健康保険の広域化調整会議の役割という点で、お伺いをしております。ただ、この点は後日の常任委員会で詳細についてはご質問するつもりですけれども、私が今回、この点を取り上げましたのは、「広域行政」ということについて、島本町がやはり、例えば高槻市との関係の中で、高槻市にも何らかの役に立つ、お金だけではない、共存共栄ができるような様々な提案をするというような意味での、広義での広域行政ということを問うたわけであります。

参考までにお伺いいたしますが、原課においては、昨年度９月 26 日付けで高槻市議会が大阪府に対し、国民健康保険の保険料率や減免制度のあり方に関する意見書を、高槻市議会が全会一致で採択されています。低所得者の保険料負担に配慮した制度設計及びこれまでの一般会計からの繰入は被保険者の負担を軽減するためやむを得ず実施してきたことから、今後は財政面の責任主体となる大阪府において、保険事業や減免の実施にかかる財政措置や保険料軽減に努めること、さらに国に対して十分な財政措置を求めることなどを、全会一致で採択をされています。

町議会議員は知るところでありますが、原課におかれてはこういったことの事実とともに、今後の広域化調整会議では、やはり、こういった高槻市市民、議会、執行部が求めておられるような方向性を頭の中に置きながら、対外的に発言をしていく。もちろん、私たち議員においてもそのとおりだと思っております。共存共栄ということを展望して、自らの島本町のことだけ考えて、議場や、あるいは会議で発言をしない。このことが広域連携の大切な視野だと私は思っておりますが、その辺の市議会の意見書の事実、認識しておられますでしょうか。そのうえで、何らかの見解があれば、お答えください。

健康福祉部長　平成 28 年９月 26 日付けで、市議会が、全会一致かどうかまでは把握しておりませんが、意見書を提出されたということは認識をいたしております。ただ、高槻市議会として出された意見書でございますので、私から何か、その意見書に対して見解を述べさせていただける立場にはないかな、というふうに考えております。

ただ、広域化調整会議のメンバーとして私は参画いたしておりますが、今回の保険制度の改革の趣旨である持続可能な保険制度を構築するため、市町村相互の支え合いの仕組みにより、府内全体で負担を分かつあうという視点で進められておると認識しておりますので、その視点で意見を述べてまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　まだ、見解の相違もあるかも知れませんけれども、その点は後日の常任委員会の審査にゆだねる点、そして私自身も民生教育消防で申し上げるべき場所で、また質疑として言わせていただきたいと思います。再質問はいたしません。

以上です。

川嶋議長　以上で、河野議員の大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 18 分～午前 11 時 30 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております第 1 号認定から第 13 号認定までの 13 件については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ご異議なしと認めます。

よって、第 1 号認定から第 13 号認定までの 13 件については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 30 分～午前 11 時 57 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまから、委員会の日程を職員から報告させます。

議会事務局長　それでは、日程について、ご報告申し上げます。

総務建設水道常任委員会は、９月 11 日（月）、12 日（火）、13 日（水）。

民生教育消防常任委員会は、９月 14 日（木）、15 日（金）、19 日（火）。

開議時間は、いずれも午前 10 時でございます。

以上でございます。

川嶋議長　お聞きのとおりでございます。

委員各位におかれましては、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から９月 28 日までを休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ご異議なしと認めます。

よって、明日から９月 28 日までを休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして、散会といたします。

次会は、９月 29 日午前 10 時から会議を開きます。

本日は長時間にわたり、大変ご苦労様でございました。

（午前１１時５８分　散会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第　１　号認定　平成２８年度島本町一般会計歳入歳出決算
第　２　号認定　平成２８年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
第　３　号認定　平成２８年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
第　４　号認定　平成２８年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
第　５　号認定　平成２８年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
第　６　号認定　平成２８年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
第　７　号認定　平成２８年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
第　８　号認定　平成２８年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
第　９　号認定　平成２８年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
第１０号認定　平成２８年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
第１１号認定　平成２８年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
第１２号認定　平成２８年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
第１３号認定　平成２８年度島本町水道事業会計決算

平成２９年

島 本 町 議 会 ９ 月 定 例 会 議　会 議 録

第　５　号

平 成２９年９月２９日（金）

島本町議会９月定例会議　会議録（第５号）

年　月　日　　平成２９年９月２９日（金）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１４人である。

１番	塚田　淳	２番	大久保　孝幸	３番	東田　正樹
４番	平井　均	５番	河野　恵子	６番	清水　貞治
７番	岡田　初恵	８番	川嶋　玲子	９番	戸田　靖子
10番	中田　みどり	11番	野村　篤	12番	伊集院　春美
13番	福嶋　保雄	14番	村上　毅		

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	山田　紘平	教育長	岡本　克己	総合政策部長	由岐　英
総務部長	柴山　則文	健康福祉部長	岡本　泰三	都市創造部長	名越　誠治
都市創造部理事	柏木　栄一	上下水道部長	水木　正也	消防長	近藤　治彦
教育こども部長	北河　浩紀	会計管理者	永田　暢	総合政策部人事課長	多田　昌人
都市創造部都市計画課長	今井　康仁	都市創造部都市計画課参事	森鎌　達也		

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	妹藤　博美	書記	村田　健一	書記	小東　義明

議事日程第５号

平成２９年　９　月２９日（金）午前１０時開議

日程第１　第　１　号認定　平成２８年度島本町一般会計歳入歳出決算
第　２　号認定　平成２８年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
第　３　号認定　平成２８年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
第　４　号認定　平成２８年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
第　５　号認定　平成２８年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
第　６　号認定　平成２８年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
第　７　号認定　平成２８年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
第　８　号認定　平成２８年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
第　９　号認定　平成２８年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
第１０号認定　平成２８年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
第１１号認定　平成２８年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
第１２号認定　平成２８年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
第１３号認定　平成２８年度島本町水道事業会計決算

日程第２　第７２号議案　島本町営住宅条例の一部改正について

日程第３　第７３号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第７４号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第７５号議案　平成２９年度島本町一般会計補正予算（第４号）
第７６号議案　平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
第７７号議案　平成２９年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

（午前１０時００分　開議）

川嶋議長　おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

それでは、本日の議事に入ります。

議案等につきましては、お手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

日程第１、第１号認定　平成28年度島本町一般会計歳入歳出決算から第13号認定　平成28年度島本町水道事業会計決算までの13件を、一括議題といたします。

なお、本案13件につきましては、去る９月７日の本会議において所管の各常任委員会に付託していたもので、すでに審査が終了しております。

よって、これより各委員長の報告を求めます。

それでは、まず総務建設水道常任委員長の報告を求めます。

平井委員長（登壇）　おはようございます。それでは、総務建設水道常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る９月７日の本会議におきまして、本委員会に付託されました第１号認定　平成28年度島本町一般会計歳入歳出決算（所管分）ほか９件を一括議題とし、９月 11 日及び12日の２日間、委員会を開催し、所管部局ごとに審査を行いました。

審査の経過と結果でございますが、付託されました案件につきましては、すでに本会議において各々説明されたところではありますが、委員会審査の万全を期するため、執行部から補足説明を求め、審査を実施したところです。

こうした審査経過を経まして、９月12日に討論、採決を行いました。

採決の結果、付託された案件は、すべて全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録をご覧いただきたいと思います。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

川嶋議長　次に、民生教育消防常任委員長の報告を求めます。

村上委員長（登壇）　皆さん、おはようございます。それでは、民生教育消防常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る９月７日の本会議におきまして、本委員会に付託されました第１号認定　平成28年度島本町一般会計歳入歳出決算（所管分）ほか３件を一括議題とし、９月 14 日、15日、19日の３日間、委員会を開催し、所管部局ごとに審査を行いました。

審査の経過と結果でございますが、付託されました案件につきましては、すでに本会

議において各々説明されたところではありますが、委員会の審査の万全を期するため、執行部から補足説明を求め、審査を実施したところです。

こうした審査経過を経まして、９月 19 日に討論、採決を行いました。

採決の結果、第１号認定　平成 28 年度島本町一般会計歳入歳出決算（所管分）及び第５号認定　平成 28 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は全員賛成で認定すべきものと、第３号認定　平成 28 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算及び第４号認定　平成 28 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録をご覧いただきたいと思います。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

川嶋議長　これより、委員長報告に対する質疑を行いますが、審議がスムーズに行われるということと、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の各委員の質疑は差し控えていただきます。

それでは、本案 13 件の各常任委員会の委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、第１号認定から、順次、討論、採決を行います。

なお、第８号認定から第 12 号認定までの各財産区特別会計の５件は、一括討論、一括採決といたしますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、第１号認定　平成 28 年度島本町一般会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第１号認定　平成 28 年度島本町一般会計歳入歳出決算に、人びとの新しい歩みを代表して認定の討論をさせていただきます。

川口町政最後の年度となった平成 28 年度でした。歳入総額 107 億 1,503 万１千円、歳出総額 106 億 2,829 万７千円、形式収支・実質収支ともに黒字決算です。国の税制改正の影響にもよる法人町民税減、江川の大型集合住宅、山崎・東大寺地区の戸建て新築住宅に対する軽減措置の終了による固定資産税増額が、特筆するべきことでした。

町の自主的財源の多くを占める町税の安定した収入が大きく期待できない中、高齢化による扶助費の増加、新たな開発による子どもの人口増に対応しての公共施設の整備や既存施設の老朽化対策に、多額の経費が必要になってきております。

さて、平成 29 年３月５日、町立歴史文化資料館において、アメリカ合衆国ケンタッキ

一州フランクフォート市との姉妹都市提携の調印式が行われました。１通のメールから始まった交流から私たち日本人が学ぶべきことは、真のチャレンジ精神ではないでしょうか。今後、次世代育成に軸をおいた交流事業を模索していくことになりますが、フランクフォート市におかれましては、日本文化への理解を含め、将来、日系企業で活躍できる人材の育成を目指しておられるという印象です。

島本町においても明確なビジョンを示し、目的、狙い、活動の柱を明文化していくことが望ましいと考えます。無理のないスモールスタートとされたことは評価していますが、交流事業の内容が明確にされていないことから、ときどきの判断で事業を模索していくうちに、当初の目的とは異なった方向に向かっていく可能性が否定できないからです。検討課題として認識していただくよう求めます。

認定とする主な理由を述べます。

積年の課題であった、し尿処理の事務委託について協議を重ね、成果を得られたことです。合併議論と切り離して、事務レベルの調査・検討が粛々と行われたことが、実現に至った大きな要因であったと考えます。高槻市、高槻市議会をはじめ関係機関の皆様に厚くお礼を申し上げる次第です。

消防分野において、冬に山間部でハイキング中、道に迷われた高齢者を捜索、発見、救急搬送、広域的な受益を得て、尊い命を救われました。大きく評価されるべきことです。消防本部、消防隊員、関係者に感謝申し上げます。消防相互応援協定や自動出勤のマニュアルに基づき、引き続き近隣自治体と連携され、広域的な消防力強化に努めてください。

また、危機管理室における日頃の取り組み、防災・減災まちづくり、命と暮らしを守る地道な職務に感謝いたします。

歳入歳出それぞれに、積年の課題に取り組まれた成果が見られます。市街地に点在していた町有地の売却が２ヵ所、5,278 万円の歳入となっています。水無瀬駅前の町有地の有効活用など、民間運営の駐車場整備による住民の利便性向上も図られています。

高圧受電施設における特定規模電力（ＰＰＳ）事業者からの電力供給による支出抑制効果は、2,555 万 4,862 円と、見込みを大きく超えたものになり、これらの歳入増を高く評価するものです。今後、これについては社会情勢に注意して、引き続き検討を重ねてください。

ふれあいセンターの公債費をほぼ完済、今後は計画的な予防保全、施設の維持管理、長寿命化に、予算計上の軸足が移りました。平成 28 年度は外壁工事を行われました。広く島本町の子育て世代の願いは、子ども・子育て世代の居場所です。本町には児童館もありません。施設の有効的利活用の検討において、未就学児の保護者や小学生の希望が叶えられることを期待しています。

イベントのあり方検討につき、事業評価の手法を活用した現状把握と課題の抽出をさ

れました。高く評価します。「第６次行財政改革プラン」の策定に盛り込み、思い切った改革に繋げてください。

福祉分野においては、やまぶき園の移転・建て替え及び地域生活支援拠点整備への積極的な取り組みが行われました。公募、社会福祉施設整備審査委員会における審議を経て、社会福祉法人南山城学園に決定されました。関係機関からの意見聴取、当事者意見の反映、審査過程の透明性を評価するものです。

ひとり親家庭のみなし寡婦控除は、声なき声に応える改革となりました。

乳幼児健診利用者への利用を拡充した福祉ふれあいバスですが、高齢者の移動を保障するためにも、福祉ふれあいバスのあり方を熟考する時期に来ていると考えます。検討を求めておきます。

高齢者福祉事業は、ますます重要になっています。地域包括支援センターにおける総合相談事業、介護予防プラン作成、認知症対策など、これらの事業を町直営で行うことは、高齢者社会の課題を肌で把握し、高齢化施策に活かせる本町の強みです。よって、民間委託には反対するものです。ただし、課題整理と比較検討までを否定するものではなく、一定の議論の必要性を認めるものです。

「第６期島本町介護保険事業計画」の中間年度として、地域密着型特別養護老人ホーム『島本の郷』への補助金交付決定や、介護予防・日常生活支援総合事業の準備など、課題が多い年度でもありました。障害、貧困、疾病、介護、高い専門性と寄り添う力を求められる職員の皆さんの日々の職務に感謝します。

子育て支援分野において。府営島本江川住宅を活用した、家庭的な雰囲気の小規模保育事業で待機児童対策に努められ、内外から注目されました。成功事例と、評価します。

平成 28 年度は、子ども・子育て支援新制度における障害児保育のあり方を研究、今後の障害児保育について検討されました。その成果は、平成 29 年度の『子育て支援事業のご案内』第９章に確認できます。多忙な日常業務に加えて、この問題に真摯に取り組まれたことを評価し、新たな局面での障害児保育の充実に期待します。

教育分野においては、フルドライシステムの給食調理施設での自校炊飯、中学校における完全給食が始まりました。親子方式という、これまで経験しなかった取り組みに大きな混乱もなくスタートされ、日頃の仕事の質が活かされていると評価するものです。一方、第一小学校の給食の課題については、保護者との対話を重ねて、急ぎ方針を決定する必要があります。方針を決めずにいると、次の段階のスケジュールに余裕を持つことができませんので、迅速な判断が必要であることを述べておきます。

その他全般、概ね適切妥当な予算執行であったと認めます。

しかしながら、課題は多く、以下、改善を求めるものについて述べます。

非正規雇用の問題です。本町において、平成 28 年１月１日現在で、任用期間や１週間当たりの勤務時間を問わない、すべての臨時・非常勤職員の割合は 54.5％となっており、

それぞれの職種における割合は、図書館職員が 75%、学童指導員が 100%、消費生活相談員が 100%、保育士が 77.4%、幼稚園教諭が 45%、介護員が 95.2%とのご答弁でした。

非正規雇用では、暮らしの将来像が描けません。臨時・非常勤職員、任期付きの職員など、任期の定めのない職員の任用は、制度の趣旨、職務の内容に応じた任用・勤務条件になっていないのが実情です。日本国憲法第 15 条第２項に「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」と規定され、これは非正規雇用の職員にも課せられることです。守秘義務、職務専念義務、上司の命令に従う義務などを等しく負い、信用失墜行為の禁止や政治的行為の制限なども課せられます。

さほどに同等性があるにも関わらず、正規・非正規雇用間の処遇には歴然とした格差があります。給与上の格差に加えて、雇用安定性の格差も深刻です。民間企業において、「雇い止め」と呼ばれて大きな社会問題になった有期雇用ですが、地方公務員の非正規職員にも同様の問題が絶えず発生しています。定期昇給制度が十分に確立していないため、勤務年数を重ねるほど、その格差は開く一方。正規職員が担うべき職務を５年、10 年と担当して経験を積み、結果、正規職員の指導にもあたるということになっています。契約が更新されるかどうかわからないうえ、毎回、同じ書類を書き、同じ質問に答える契約更新時のストレスを想像できますか。多様な雇用を可能にするどころか、雇用の調整弁として非正規雇用が活用されています。改善されなければなりません。

また、平成 25 年４月に「労働契約法」が改正され、平成 30 年度から民間企業の有期雇用のあり方が変わります。働く人の新たな権利となる、この無期転換ルールは地方公務員の非正規雇用者にも意識の改革・変化をもたらすでしょう。また、「地方公務員法」の改正により、臨時的任用職員、一般職非常勤職員の位置づけが大きく見直されます。改悪との批判もある会計年度任用職員という新たな雇用形態は、非正規雇用職員の処遇改善を考える際、避けて通れない課題となります。働く側の立場に立った運用が行われるよう、鋭意、調査・研究をしていただくよう強く求めておきます。

未就学児の保育・教育環境の整備が、町の都市計画、大型民間開発事業とリンクして、激変の過渡期にあります。多様化する子育て支援事業に加えて、子どもの数が増えると事務量も増えます。教育委員会の職員定数の見直しを求めるものです。

平成 28 年度は、本来ならば就学前の保育と教育に対応できる公共施設整備のグランドデザインを描かなければならない年度でした。社会福祉法人博乃会高浜学園は、大阪府安心こども基金を活用し、２億円を超える補助金を交付して施設整備されたものです。開園から２年以上過ぎた今も、保育士の確保ができていないことを理由にした充足率の低さは問題。改善・指導を強く求めておきます。

２ヵ所目の小規模保育事業を島本センターに整備、平成 29 年４月１日に開業されていますが、公募を経ない事業者選定は適切さを欠いていました。島本町の計画に基づき、どういう保育を目指して公募するのかではなく、希望する、設置していただける事業者

があればありがたいという姿勢は、本来、公金を使う自治体の姿ではありません。

平成29年度、山田町長の施政方針で新たに民間保育所を公募することが明らかになりました。施政方針では、同時に第三小学校敷地内に第四保育所を移転・建て替え、併設することを見送られ、耐震化と老朽化が課題になっている第二幼稚園と一体的な整備を含めて再検討する、とされました。検討する年度かと思いきや、今、にわかに第二幼稚園の４歳児と、その保護者に厳しい選択を迫ることになっています。意思決定の順序が、すべて逆さまという印象がぬぐえません。

第三小学校の基本構想については、ついに学校関係者、保護者、地域住民への説明会が開かれることがありませんでした。こういうことを繰り返してきた島本町を変えていくことが、今、島本町、そして私たち島本町議会に与えられた最大の課題であると申し上げておきます。

大阪府三島救命救急センターは、全国でも稀な単独型の救命救急センターとして、救命救急医療に特化した医療の提供を行っておられます。三島二次医療圏救急医療検討会において、大阪医科大学の敷地に移転されることが２月に決定しています。自治体からの多額の支出で運営されているのですから、単独型の救命救急センターとしての独立性が非常に重要と考えます。平成29年度は、消防本部もすでに検討会に参加しておられると、他市より聞き及んでおります。検討の進捗状況を議会に説明することを、強く求めておきます。

ＪＲ島本駅西地区のまちづくり活動支援業務に、平成22年度以降、平成28年度分を含めて７年間に約600万円を支出してきました。にもかかわらず、業務代行予定者から公募に際して提案されたまちづくりプランの案は未だ非公開、庁内でも共有されてないという極めて稀な状況になっています。要綱に基づいて、本来ならば町長が認定した町づくり団体であること、期間・金額の上限が定められて支援されていること。当然のことながら、報告義務が課せられていること。これが公金によって支援金を支出する際の正しいあり方ではないでしょうか。意識の改善、今後の改革を求めておきます。

社会保障・税番号制度につき、平成28年度は情報提供ネットワークシステムを介した特定個人情報の情報照会・情報提供事務が正常に行えるか、番号連携サーバー総合運用テストが行われました。マイナンバー関連事業費は、平成28年度で歳入1,154万３千円、歳出は4,444万円です。総務省のホームページによると、平成29年３月８日時点で島本町における交付数は2,781枚、人口に対する交付率9.1%。全国的な交付率8.4%、大阪府のそれは 9.1%です。費用対効果以前、住民利益にはほど遠く、自治体に財政負担を強いる、そして職員の負担を強いる制度であり、国策的無駄遣いと思わざるを得ません。

日立金属の埼玉県への移転が公表され、跡地のあり方を巡って、企業誘致を希望する島本町の意向が伝えられているところです。本町のような小規模自治体においては、大規模法人税に過度に依存すれば、税収の安定性を欠くことにもなります。今、なぜ、島

本町から企業が相次ぎ転出されるのか。島本町のどこに要因があるのか。単に社会的背景や企業財政の理由からなのか。そこを謙虚に検証することなく、新たな企業誘致を進めることは避けなければならないと思います。税収という視点から見ると、企業誘致は意外ともろいまちづくりモデルであり、これからの時代、短期間で民間から民間への売却が行われるリスクが常にある。企業誘致そのものを否定するものではありませんが、どのようなまちにしていきたいのか、住民の望む将来像を見失うことがないよう求めておきます。

平成28年度、特定の方からの要望・苦情、ご意見が多くありました。複数回の要望に至る前に、適切な対応がなされていたら避けられたかも知れないケースもあったかと思われます。各課におかれては、苦情を事務的に処理するのではなく、ときに提言として受け止める、できないことはできないと明瞭に説明するなど、初期対応において誠実な対応に努めていただきたい。記録に残しておくことが必要なケースもあるかと思います。すでに、平成29年度、「要望・苦情の受付、連絡及び処理の総括に関する事務処理要綱」を一部改正されていますので、適切な対応に努めてください。

最後になります。質疑では述べませんでしたが、人事評価制度は競争によるモチベーションを生みがちです。失敗した者を許さない環境からは、創造性は生まれません。互いの顔が見える小さなまち島本町にふさわしいのは、頑張った人が報われ、頑張れない人が救われる環境です。部長は課長を支えて育て、課長は係長を育てつつ、そのサポートを得て良いチームを作ってください。自分を生かし、人を思いやり、人を活かすことを目指してください。この世に生を受けた者が、縁あって島本町に奉職されているのです。そのことを忘れず、若い山田町長のもと、若手職員が力を発揮できる環境を誇れる島本町にしていただけるよう、伏してお願いしておきます。

以上をもちまして、人びとの新しい歩みの会派の賛成の討論といたします。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第１号認定　2016年度島本町一般会計歳入歳出決算に対しまして、日本共産党・河野恵子として認定の討論を行います。

まず初めに、島本町財政の課題を取り巻く町議会の議論を踏まえて申し上げます。

国の税・社会保障の一体改革、経済対策が島本町に及ぼす影響について、アベノミクスは３年目、消費税８％増税２年を経た年度であり、新たに設けられた地方法人税制の導入の通年の影響が、決算書、事務事業成果報告書及び本会議質疑により明らかになっております。島本町の2016年度決算による、地方法人税の影響による減収見込みは6,500万円にものぼること、その減収分の概ね75％に相当する額が当年度以降の普通交付税の算定上、増減要因となるという答弁から考察いたしますと、結果として本制度は島本町にとっては法人税の収入、交付税収入の減収に繋がることを意味するものとして、財政

部局及び島本町議会として、今後、注視するとともに、歳入の見通しを計り、国に対しても地方交付税のあり方を問う必要性に迫られているものと思っております。

さらに、質疑はいたしませんでしたが、決算書歳入によりますと、地方消費税交付金、前年度決算額は２億 6,200 万３千円、当年度決算では２億 3,986 万２千円及び社会保障財源交付金は、前年度は２億 4,861 万円、今年度は２億 2,715 万５千円として、いずれも減収を示し、単年度比較においては、増税の影響によって個人消費も伸びなかった、この影響を示しているものと考えます。

また、町民税個人分はわずかに増収ですが、その要因は人口増加による給与所得者の増というものが示されておりますが、１人当たりの納税額は減少しております。課税標準額 200 万円以下の納税者だけが人口増加数の一途であることから、これもまた住民一人ひとりの暮らし、家計が暖まったとは言えない歳入状況が明らかになっていると私は感じております。

現在、論議になりつつある「消費税増税分を教育に」ということを鑑みますと、経済協力開発機構加盟各国への調査では、2014 年分の発表で、学校などの教育機関に対する公的支出の国内総生産に占める割合が、日本は比較できる 35 ヵ国中、最下位を示しております。保護者や学生の私費負担の異常な重さになっております。この点では、島本町としては、調理業務は民間委託ということではありますが、自校炊飯・親子方式での中学校給食の導入、そして就学援助制度適用範囲を生活保護基準に連動させ改悪をすることをしなかったという努力が、島本の子ども達の貧困ラインを改善しているものとして、大きく評価するところです。

昨日、解散した政権は、民主党政権時代に国会の全会一致で決めていた「順次、35 人学級を」という目標をストップさせてしまっております。この４月の新聞報道では、６割の中学校教員が過労死ライン以上の勤務を強いられており、教職員の多忙化は深刻かつ明確であります。さらに、この大阪府では、「教育基本条例」や授業・個人アンケートの、職員、保護者、生徒間の分断が進められ、毎年、府立高校受験制度が変更されるという点で、特に中学校現場では異質の困難さをここ数年抱えている。そんな中では、大阪・島本町の教職員の過労死・病気等を防ぎ、子どもを守るためには、島本町の努力で、せめて中学校給食導入時から、１年生だけでも少人数学級をと求めてきたところでした。その点が大きく問われる、その後の経緯になっていると、私は感じております。

まず、歳出において検討を加えるべき点について、申し上げます。

マイナンバー制度導入にかかる事務と事業費、自治体にとって、従来の箱物・大型公共事業が、公共施設の圧縮等により抑制策を取らざるを得ない。この流れを受けて、今後はこのマイナンバー制度をはじめとしたコンピュータシステム導入や構築・改修等で、自治体は未曾有の歳出を余儀なくされていきます。何よりも個人情報の流出と漏洩、ＩＣチップに埋蔵される個人情報の拡大、現部局におけるすでに誤廃棄事案の発生がある

ことも含めて、現時点で国民の不安・不信感はぬぐえません。

今後は、申請行為に対して、マイナンバーの記入がなくても申請は可能であることを念頭に置いて、現場の事務を進められたいと思います。国の専決事項であって、自治体の裁量権が及ばない点が大半であることから、このことによる決算全体の不認定という判断には私自身は及んでおりません。そのことを申し添えます。

二つ目には、都市計画、まちづくり、農地保全の中で、将来のまちづくり、住民自治、「地方自治の学校」といわれる議会制民主主義を大きく問われた年度でした。ちょうど、まさに１年前、若者を中心として「田んぼ署名」が本会議に提出されています。「都市計画法」に照らした住民参加、住民説明のあり方が厳しく問われました。都市計画に農地保全を併行して取り組める専門職員体制が急務です。また情報公開のもと、島本町の将来を守るために不要・不急の開発ストップを強く住民が求められたことは、過日の町長選挙でも、住民の意思として明確に現れております。

三つ目に、清掃工場の広域化という漠然とした言葉が飛び交いましたが、長期包括運営が言われる中で、具体的な議論が十分にできなかった。これは議員としても反省する点です。精密機能検査の結果が議会に具体的に報告をされました。この年度において、議会と執行部間での清掃工場のあり方の論議は緒に着いたところと言えます。

この精密機能検査の結果では、諸基準やガイドラインに照らし不適合項目はなく、概ね良好である。「ダイオキシン類特別措置法」に対する適合状況は全項目適合ということを示しているものの、「廃棄物処理法」の維持管理基準・構造基準に対する適合状況においては 28 項目中２項目、ダイオキシン発生防止等ガイドラインでは 12 項目中、府内唯一島本町清掃工場の弱点であり宿命であるバッチ炉という点が、「概ね適合」という三角印がつけられた結果となっております。今後、単年度での改修工事と、中長期での改修計画との整合を明らかに図る必要があります。

また、大綱質疑で求めました事業系ごみの減量・再資源化の取り組みが不鮮明です。高槻市では、「一般廃棄物処理計画」には明確に事業系ごみの減量・資源化の目標が示されています。今後、広域化への協議や高槻市との信頼関係の構築のためにも、高槻市の優れた点を学び、取り入れる検討が必要である考えます。

民生教育消防分野です。

第四保育所耐震化、第三小学校耐震化に関わる島本町の複数案提示については評価をしておりましたが、関係者への丁寧な説明と意見聴取の速やかな取り組みはなされず、結果として財政上の課題も含めた計画断念に至ったこと。これらはすべて、今後の「公共施設総合管理計画」の総論を住民全体に知らせるとともに、各論については現場関係者としっかり共有しつつ、財政上の課題、複数案を持って意見交換をすることの大切さを示したものと考えます。

これらの任務を遂行するためには、かつて国の「行財政改革推進プラン」及び退職者

不補充という行革による弊害が、類似団体と比較しても大きく下回っている島本町の職員不足と、新人・中堅・ベテランの均衡の取れた継続性のある行政執行への弊害を解決することが急務です。上下水道部、教育委員会をはじめとした職員定数の改善は喫緊の課題であり、長年、半年契約更新等で現場を支えておられる専門職非常勤・臨時職員の待遇改善は待ったなしと言えます。

評価・特筆すべき点を申し上げます。

総務建設水道分野では、大綱質疑・委員会において質疑はしておりませんが、請求資料により明らかになり、総務建設水道常任委員会審査でも指摘をされていました高圧受電施設における新電力導入の支出抑制効果は、実に 2,555 万 4,862 円を示し、数年来の議員の粘り強い調査・質疑・提言によるものと、私は記憶しております。住民の負担増や職員の雇用条件の改悪など、直接、人に痛みを伴わない歳出削減効果をするものとして、効果は大であります。これからは、庁舎内電球のＬＥＤ化などの促進により、節電そのものをさらに加速させることも求めておきます。

行政委員会費において、昨年の参議院選挙において投票所を増設されました。第四小学校の開設、期日前投票への福祉ふれあいバスの土日の運行、これによって年長者の移動の権利の確保・選挙権の権利を保障し、これが町単独支出を伴わずに執行できたことについては大いに評価いたします。

衛生費においては、他の会派・議員も皆さんがおっしゃっておられることですが、し尿中間処理施設を廃止し、処理事業を高槻市に委託をするという事業について、原課の努力を評価するものです。私も、一議員としては精一杯情報収集に努め、何よりも東上牧の跡地についての高槻市への提供などについては住民への説明努力をしたものですが、何よりも現場の努力、それ以上に高槻市民、市議会、執行部のご努力には感謝と敬意を表するものです。

さらに、歴史文化資料館の博物館学芸員有資格者の正職員配置をされた年度であります。このことは評価いたします。奇しくも、当年度は開発事業の拡大により発掘調査業務の増加が伴い、職員不足と人材確保の課題がまた明らかになっております。大綱質疑の答弁のように、同館につきましては、当初から資料館として建設されたものではなく、旧来の建築物を資料館として有効活用に至った関係上、これらを備えていないことから、「日々、増加する収蔵品を適切に管理するための施設の整備が必要であると考えております。」、このような答弁も鑑みますと、来年度は歴史文化資料館開館 10 年を迎える年度というふうに認識しております。駅前という最高の立地を活かした、歴史と文化のまちづくりにふさわしい文化財資料の保管環境整備とともに、専門職員のさらなる充実を急がれたいと思います。

やまぶき園移転・建て替えの方針をまとめるまでの担当部局の取り組みは、非常に参考になり、評価するものです。他の全部局にも、この取り組みを参考にしていただきた

い。

さらに、重症心身障がい児者の命を守る、喀痰吸引技術の研修受講の補助金を評価します。

また、町立保育所、認可保育所、小規模保育所にも及ぶ保育士配置基準を堅持されたこと、これを大きく評価します。一方で、高浜学園の保育士不足の原因が未だ明らかになっておりません。せめて、この原因をはっきりとさせ、認可定員を100%満たすこと。ほかの保育所の過密化の解消という課題解決が求められています。これらが解決なくしては、子育て世代には、第二幼稚園廃止、民間による認定こども園の建設が必ずしも、民間活力の導入による効果ということにはならないという、今、厳しい目が向けられていることをしっかりと現部局、私たち議員は認識する必要があります。その点は、強く求めております。

消防費においても、種々質問させていただきましたが、救急搬送、救急車に添乗する救急救命士の養成が急がれるという点が明らかになりました。この点も、国の整備指針の半分程度という職員配置の中で、実務経験５年を要する救命救急士の養成は非常に困難なことと思われますが、昨年度、研修の範囲を拡げ、出張研修の件数を充実させて、新人・中堅の養成に努められたこと。この点については大いに期待するとともに、全体としては条例定数の見直しということを、町長をはじめ教育長及び管理職に求めておきたいと思います。

また、最後に町立幼稚園における発達障がいのお子さんに対する保護者の申請及び申請によらない措置という対応で、この支援教育の充実を図っておられる、この要綱を設置された年度でもありました。日本の公教育は未だに激しい競争教育にさらされ、発達障がいをその中で引き起こしかねないと、何度も国連から勧告を受けております。これらの現状を鑑みますと、島本町の子どもを守る幼稚園、小・中学校の支援教育の充実、この点の島本町の取り組みについて評価をするとともに、全体の条件整備にも取り組んでいただきたい。

このことを最後に申し上げまして、全体としては認定の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員　おはようございます。それでは、第１号認定　平成28年度島本町一般会計歳入歳出決算に対し、コミュニティネットを代表し認定の討論を行います。

まず、歳入についてですが、自主財源の多くを占める町税は46億2,393万2,593円で、前年度に比べ 2.2%の減となっていますが、歳入に占める割合は前年度と比較して 2.3%の増加となっています。町民税個人分は、給与所得者の納税者数が増えたことにより0.7%の増加となっていますが、町民税法人分につきましては、一部法人の課税標準額の減少により法人税割額が低下したことにより、前年度と比べ減となっています。

平成28年度決算においては、前年度に引き続き黒字決算となっていますが、経常収支

比率は前年度の 95.9%から３ポイントアップの 98.9%となっており、義務的経費の推移を見ましても、人件費や公債費など、歳出の削減に努力されていることが見受けられますが、右肩上がりの扶助費や物件費、操出金など、依然として厳しい財政運営であったことが伺えます。今後も、企業の誘致やふるさと応援寄附金の返礼品の充実により、財源の確保に努めていただくことを要望いたします。

歳出につきましては、まず、アメリカ合衆国ケンタッキー州フランクフォート市と姉妹都市提携を締結し、平成 29 年３月５日に歴史文化資料館において、ケンタッキー州等の関係者約 30 名を迎え、調印式を挙行いたしました。今後の同市との子ども達の交流をはじめ、様々な取り組みを期待するところでございます。

広域行政においては、長年の懸案であった本町のし尿処理場が、高槻市のご協力により事務委託が、両市町の議会の議決を経て今年４月から委託が開始されたことは、島本町にとって年間約６千万程度のコスト削減に繋がったことに対し、評価をしているところです。今後も、広域連携のあり方について検討していただくよう、お願いをします。

『広報しまもと』において、本町の取り組みや魅力を、住民の皆さんにわかりやすく、親しみのある紙面作りが評価され、公益社団法人日本広報協会主催の全国広報コンクールにおいて大阪代表に選ばれたことは、日頃の職員の皆様の努力の賜物であると評価をするところであり、今後も住民の皆さんが親しみの持てる紙面作りに努力をしていただきたいと思います。

緑地公園内に、特定財源を確保され設置された『よちよちパーク』において、乳幼児をはじめ子ども達に安心して遊べる環境整備をされたことに評価をするものであり、今後も遊具等の点検を定期的に行い、安心して遊べる環境づくりに努力されるよう、お願いをしておきます。

ＪＲ西側地区の開発におきましては、地権者の皆様の思いを形にしていただきますよう、お願いをしておきます。

また、安心・安全のまちづくりに向け、河川の整備、浸水対策、森林保全等進め、防災対策に努められたい。

認知症高齢者等の見守りについては、本人の安否はもとより、ご家族の方たちのご心配・ご負担を軽減するため、重要なものであると認識をしています。今後も認知症高齢者への理解を深めるとともに、本制度の周知を広めていただきたいと思います。

戸籍謄本等本人通知制度については、少しずつながら登録者が増えており、住民の皆さんの個人情報を守る観点から重要な施策であり、今後も継続して普及に努めていただきたい。また、個人番号カード発給事務についても、発給時・紛失時に丁寧な対応をされており、評価をするとともに、個人情報漏洩がないよう、適切な対応をしていただくよう要望をします。

各種相談事業においては、きめ細やかに実施をされているが、生活保護、生活困窮者

自立支援、ひとり親家庭等、ＤＶ被害者、障害者の方など、様々な困難を抱えておられる方々のセーフティーネットであり、重要なものであることから、今後も各種関係機関との連携を進めていただきたい。それとともに、相談事業の存在を積極的にＰＲし、1人でも多くの方の手助けができるよう、よろしくお願いします。

年長者福祉に関することについては、概ね適正に実施をされているが、高齢者人口の増と各種サービスの利用者数の相関関係が取れていないのが少し気になるところであり、変化する時代の中で、事業のあり方や効果的な方法について、今後も研究を行っていただきたいと思います。また、年長者の方々に今後も元気で、生きがいを持って参加していただく介護予防・健康増進には、交通手段の確保について再考の必要があるのではないかと考えます。

民生委員の改選期において、なり手不足が懸念される中、10名もの新規委員を任命されていることに評価をするところです。今後も、民生委員の皆さんの負担軽減、ネットワーク化を推し進めていただきたいと思います。

教育委員会所管分については、まず町立体育館について、過去37年間において多額の借地料を支出しており、土地の取得が可能であったのではないかと考えますが、耐震化が必要であること、また施設の老朽化が進んでいることから、体育館のあり方について検討を進めていただきたいと思います。

また、第二幼稚園・第四保育所の耐震基準未適合については、まず何より子ども達の安心・安全を最優先に考え、早期の改善を求めます。

町職員の資質向上については、ＬＧＢＴやメディアティラシーなど適確に対応し、適切な対応ができるようお願いをしておきます。

また、それとともに「障害者差別解消法」にうたわれている合理的配慮について、子ども達が学ぶ機会についても研究をされたい。

放課後児童に関することにおいては、各校において特色のある取り組みが進められていることを一定評価するものですが、校庭の開放については、各校同様の取り組みが行われるよう要望いたします。

また、キャンプ場運営に関しては、青少年活動の重要性は十分に認識し、体験活動の有効性が盛んに言われている中、自然に触れあう貴重な場所であり、私自身も自然と触れあうことが大好きですが、荒天時や熊、スズメバチなど、命に直結する課題もあり、まず使用者の安全の担保が重要であると考えます。また青少年活動に限らず、他の事業においても、今までの考え方に捕らわれず、時代の変化に対応した新たな事業のあり方、方策を検討すべきではないかと考えます。

小規模保育所設置については、大阪府下で初めて公営住宅を利用したものであり、メディアにも取り上げられるなど、皆さんのご努力により、本町の自慢できるものになったことに感謝を申し上げます。

また、親子方式を採用しての中学校給食についても、児童達からの評判も概ね良好であると聞き及んでいます。給食への異物混入や、味・温度への不評がニュースなどで世間を騒がせていますが、今後も衛生面やアレルギー対策などに注意をし、おいしい給食を児童の皆さんに提供していただくようお願いをします。

消防本部につきましては、車両や資機材の適正な管理をし、計画的な更新に努めていただきますようお願いをします。予防・広報出動の減については、防災無線の活用など、他の方法も検討し、注意喚起を行っていただきたいと思います。今後も若手職員の経験値向上も含め、消防職員の資質の向上に努め、安心・安全のまちづくりに寄与していただきたいと思います。

今後も予想される扶助費の増加や、教育・子育て関連の経費の支出増、時代の変化によって住民の皆さんの行政に対するニーズは多種多様化しており、これに適確に対応していくためには優先順位を決め、今までの考え方に捕らわれず、積極的な行政運営を要望するとともに、本議会・各常任委員会での意見を踏まえ、「第６次行財政改革プラン」に活かしていただきたいと思います。また、円滑な行政運営を行ううえにおいても、早急に副町長人事に取り組まれたい。

以上を申し添えまして、認定の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員　第１号認定　平成 28 年度島本町一般会計歳入歳出決算におきまして、公明党を代表いたしまして討論をさせていただきます。

一般会計決算額については、前年度と比べ歳入で８億 4,763 万 7,067 円、率にして 7.3％の減、歳出で７億 513 万 9,054 円、率にして 6.2％の減です。減額の主な要因は、歳入では歳出事業の特定財源である国庫支出金・府支出金、町債の減額であります。また、歳出では昨年度、27 年度にありました小学校施設耐震、また中学校給食棟設置などがなくなったからです。

平成 28 年度は、前川口町長最後の決算でもあります。大きな事業といたしまして、特にし尿中間処理施設の件では、高槻市から広域連携を断られ、町内建設することを内外ともに公表されていましたが、方向転換され、再度、高槻市のほうへ、し尿処理の事務委託の再協議依頼に前川口町長が行かれたことです。このことにより、平成 29 年４月より広域が実現いたしました。前川口町長の気持ちを察するとき、頭が下がります。住民のため、島本町のために、この１点だけで行かれたことでしょう。この功績は大変評価したいと思います。前川口町長に、心から、ありがとうございましたと申し上げたい。

また、私が質問いたしました民生委員さん、無報酬のボランティアです。一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯、障害者を訪問し、相談に応じるなど、活動は多岐にわたります。島本町では３人の民生委員が足りなく、空白地域があると言われていました。そのような中、25 年以上頑張ってくださっている民生委員様が２名、感謝しても足りない

ぐらい、ありがたい気持ちでいっぱいです。

生活困窮者自立支援事業は素晴らしい制度であり、自立・家計・住宅の相談、特に住居を失った方に対し、宿泊場所や食事を一時的に提供する一時生活支援事業があります。ほんとに、素晴らしい事業だと思います。

また、福祉ふれあいバスに関しましては、５年契約のリースバスを替えたばかりということでございますが、現在のバスにもう１台、一回り小さいバスと、２台にしてはどうかと提案いたしました。このふれあいバスの２台におきましては、長い目で見れば、高齢者の外出支援を応援し、元気な高齢者が増えること、将来的には医療費の抑制に繋がると私は思っております。

また、特に地域包括支援センターにおきましては、委託して夜間・土日も相談体制を取られているようでございますが、28 年度の決算におきましては、相談実績は０件でございました。住民の皆さんから特に、月曜日から金曜日は役場で、土日は別の事業所という、継続的な相談がしにくいと言われる声が多く聞かれています。できましたら、曜日・時間帯に関わらず、同じところで相談できるようにして欲しい、これが住民の精一杯の声であると私は信じています。府内 43 団体中、11 団体は直営でございますが、ほとんどが委託をされているのが現状でございます。少ない職員数で、よくやってくださっておりますが、これも限度があると思います。住民の皆さんの声に耳を傾けて、土日も継続して相談できる体制を整えるためにも、ぜひ委託を検討していただきたいことを強く強く要望いたします。

教育費におきましては、主に就学援助、国が今年３月 31 日付けで自治体への補助金の交付要綱を改正し、小学校への入学制度開始前に支給できると明確にいたしました。国の補助金交付要綱が幾ら変わっても、それに沿った形で自治体の制度を変えないと、入学前支給は実現しないものです。ぜひ、この入学前支給を要望いたします。

また、育児と介護のダブルケア対策といたしまして、保育所の入所要件に関して加減し、子どもを預けやすくするなど、これもしっかりと要望させていただきましたが、ぜひ、よろしくお願いいたしたいと思います。

本日は主な点だけ申し上げましたが、事務事業報告書、１枚１枚に目を通す限り、各部署ともに少ない職員の中、努力が目につきます。全体として、私は今回の決算におきましては賛成といたします。

以上です。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

大久保議員　それでは、第１号認定　平成 28 年度島本町一般会計歳入歳出決算について、大阪維新会の会派を代表して認定の討論をいたします。

平成 28 年度一般会計決算は、歳入総額 107 億 1,503 万１千円に対し、歳出総額は 106 億 2,829 万７千円で、歳入歳出総額は 8,673 万４千円の黒字となっております。また、

歳入歳出差額は、前年度に引き続き黒字決算とのことです。

しかしながら、財政構造の弾力性を示す指標とされる経常収支比率は98.9%で、前年に比べまして3.0ポイント上昇をしております。この要因には、町民税法人税割分が減税となったこと、また地方消費税交付金が減となったことがあげられております。この数値から、本町の独自の町民さびの展開・向上が難しいであろうことが伺えます。

今後も、町の自主財源である町税の増収は期待できず、社会保障関係経費の増加や、公共施設の老朽化対策にかかる経費増加が増える財政構造が続くことが見込まれます。今後、ますます自主財源の確保、行財政改革に努める必要があると考えます。

歳入におきましては、財産収入、諸収入が増加しております。町有地の売却や、本町の利益となる事業展開など、努力をされていると思います。

島本町の深刻な財政状況は、町民の皆様に言いにくいところにあるかも知れませんが、今後も行政の責任として、町長を中心とし、合併問題を視野に入れた広域連携を強く推し進めていただくことを強くお願いいたしまして、認定の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員　第1号認定　平成28年度島本町一般会計歳入歳出決算に対し、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

歳入歳出総額107億1,503万1千円、歳出総額106億2,829万7千円で、翌年度繰り越す財源を差し引いた実質収支は5,540万1千円の黒字。そして、この5年間のうち平成24年度、26年度、27年度の単年度収支は赤字続きでありましたが、久々に黒字が出たということ。また、実質単年度収支においては、26年度、27年度の2年連続赤字が黒字となったというところは一定評価するところでありますが、基金の取り崩しを減債基金のみで対応されたこと、また広瀬二丁目と青葉二丁目の町有地売却分を公共施設整備基金に積み立てされたことによります。

そして、地方債残高はここ数年増えていく一方であるうえに、今後も増えていく要因を鑑みます。また経常収支比率は普通会計で前年度より3ポイント上昇し、98.9ポイント。減収補てん債に臨時財政対策債を経常一般財源から除いた経常収支比率では、106.3ポイントです。硬直化を回避する対策は尽くしてきた、限界にも近づきつつある恐れに、今後はどうされていくのかを危惧するところであります。

そして、あくまでも投資的経費が必要な大きな課題において方向性を定められていない現状、もしものときの財源確保である、住民の財産である町有地売却でしのぐ手法は、もうまとまった町有地もなくなり、精一杯のやりくりの結果の状況であると考えますが、今後においては、さらに厳しさを実感せざるを得ない28年度決算であったと、冒頭に申し添えておきます。

我々自治体において大切な自主財源においては、町民税の個人分においては緩やかな増収、また固定資産税に都市計画税、軽自動車税が増収となっておりますが、町民法人

税分においては、一部の企業で課税標準額の減少により約１億5,480万円の減少となりました。これは、国の税制改正によるものではなく、企業の会計上によるものであり、島本町にとっても想定内とも言えるものであります。ただ、企業となると、大口変動になるところになりますので、まちづくりの観点で言えば、企業だけを頼り切るという自主財源の確保には、やはり、もろさが見えてくる部分もあります。今後も、扶助費は右肩上がりに対し、分母で支えるＪＲ島本駅西地区開発において、町の手腕も期待しております。

各種政策の詳細は、各担当常任委員会で我が会派同志も詳細指摘を行っておりますので、取り急ぎ是正、見直しが要るもの、そして評価に値するものを申します。

平和施策の推進において、現在の国際社会情勢は、隣国における核実験やミサイルにおいて、日本領土上空を通過する現状。島本町は平成27年度には水爆実験の実施、また平成28年度には核実験の実施に、抗議文を送付されました。しかし、そもそも大使館がない国への送付は､抗議文が最高指導者の目まで届いているのかどうかも定かではなく、自己満足にならないような手法を見直すことも必要であると考えます。

さらには、今まで島本町は日本非核宣言自治体協議会、ここに負担金２万円を支出し、この情報や協議会にあわせて抗議文なりを発送してこられました。この２万円＋事務にかかる経費とマンパワーの人件費負担、現在、大阪府では府内43団体のうち、この負担金を出している団体は13市と２町の計15団体のみとなっております｡情報社会時代に、速報やネット等で核実験・ミサイル情報も入る。また、国も多額の補助を投資したＪアラートなど、今後は徐々に精度の向上や活用しやすくなっていくと想定もある中、各町村は行財政改革で切り詰めながらやりくりをされております。府内43団体中28団体は負担を支払われずに、この協議会に参加されておりますので、この点において調査・研究をされ、一定見直すことも必要であると指摘しておきます。

傍聴においての反応においては、私はこの団体を抜けろという話をしておりません。やり方が、方法があるという部分の状況がありますので、一定の調査をしていただきたいということを申し添えておきます。

そして､行財政改革プランにおいて､第６次の策定に向けて準備を始められた28年度ですが､第５次の成果は遊休地売却の奥の手であり､第６次は､町民に直接関わってくるようになってくるのではないかと危惧をしております。委員会でも申しましたが、コンピュータのクラウド化においては､今までは単独自治体でしてもメリットがない状況で、時期尚早ではありましたが、今の情報では、大阪府内２町１村で共同される動きをつかめている。こういった中、広域連携で取れるように、今後も調査と、早期に情報収集をしていって、行動を始めていただきたいと指摘しておきます。

「地域防災計画」について、避難行動要支援プランに基づき、各支援団体へ平時からの名簿情報提供に、名簿登載者からの同意を取られ、名簿作成をされました。そのこと

は一定評価します。今後、見守りの気持ちを願いまして、更新作業を怠らず、ご協力いただく団体の皆様とも、しっかりと連携を密にしていただきたいと思っております。

新電力を導入され、高圧受電施設の支出抑制と、阪急水無瀬駅前町有地の有効活用を、世代が替わっても、長年、強く求めてまいりました。この28年度にコインパーキングとして、１年ごとの賃貸借契約で歳入を確保したことを、あわせまして評価いたします。

国から消費税引き上げの影響の緩和のため、臨時福祉給付金支給補助続投と、また28年度は年金受給者等の支援を目的に、年金生活者等支援臨時福祉給付金支給補助を創設され、この点に評価しつつ、島本町としては職員の方々に支給事務をいただいていることを感謝申し上げます。

28年４月から妊婦健診審査の公費負担額の拡充、10月からは新たにＢ型肝炎が定期予防接種に加わり、この事務など、大きな問題なく初年度を終えられたこと。引き続き接種率の向上と安全実施を要望し、そして高槻市パスポートセンターへ島本町民の活用が多いことは、推進・賛成してきた者としまして、大変うれしい評価に繋がっていると考えております。

国の地方創生加速化交付金により、この28年度は尺代テンカラ釣り教育プログラムの企画、また水無瀬野オーガニックマーケットの開催、若山神社ワークショップ、離宮の水ブランディング事業等の支援ができたこと。さらには道路ストック総点検に基づき、28年度は町道尺代若山台幹線外の舗装・補修工事を実施。橋梁においても、社会資本整備総合交付金と道路更新防災等対策事業費補助金の二つの国の交付金・補助金を活用し、桜井跨線橋と二つの橋の補修・補強を進められました。そして、子ども達に対しましても、2,400万円の特定財源を確保され、町単独で約2,740万円で押さえた中、乳幼児が安心して遊べる『よちよちパーク』を緑地公園に設置できたことなど、大変大きく評価しております。

しかしながら、これも国費投入がないと、なかなかなできないものばかりでありましたが、今後の維持管理や修繕等も、計画性を持ち、基金の蓄えの観点も踏まえた台帳管理・整備を指摘しておきます。

ふるさと応援寄附金においては、28年度はクレジットカードによる寄附申し込みをスタートされました。クレジット会社には島本町から１％支払うことになりますが、新たな応援寄附金を獲得すべく事務代行者とともに契約した返礼品制度を導入されました。残念ながら、この返礼品においては準備段階であり、28年度の実績はありませんが、寄附金実績は前年度比約400万円弱ほどの増額となっています。内容を見ますと、件数自体は４件の増であることから、大口額の応援者の方がいてくださったことに感謝を申し上げたいと思います。

26年度から始めた第一中学校の耐震補強工事も、この28年度で無事完了し、第三小学校のＢ棟Ｃ棟の耐震補強等の工事を前倒ししながら、指名競争入札に契約同意を得ら

れました。29 年度中の完成目標を堅持できるよう努めていただきます。

また、会派同士からも訴えてきました通学路 20 ヵ所への防犯カメラの設置の実現、さらには小規模保育事業所２ヵ所の整備促進されたことを評価いたします。

消防署の施設改修に、20 年以上経過していました浴槽のタイルや洗面台、椅子、板などの老朽改修をされましたが、消防職員の士気向上へと繋がっていることを願っております。気管挿管病院実習へ、救命救急士を昨年度よりは１名増をして３名の派遣となっておりますが、この高度救急業務体制の整備の派遣のやりくり、工夫の努力を引き続きしていただき、消防の通信指令のＬＥＤ照明への更新は、24 時間 365 日点灯している分、節電へと繋がったことに対しまして、一定の評価をしております。

最後に、３点とさせていただきます。

１期の頃から、計画もない中訴えてまいりました中学校給食導入から、この 28 年度には完全給食が順次、親子方式で実施できました。ひとえに職員の努力と、議員の団結と評価するとともに、今後、他の自治体でも問題となってます残食や異物混入問題、こういったことにも、島本町としては今まで気を使っていただいている分、さらに引き続きの努力をお願いいたします。

そして、やはりし尿処理場についてであります。我が会派は長年申してまいりましたが、その点は省略をさせていただき、この 28 年度は、念願もしてきた高槻市の皆様のご協力を得て、し尿処理事務委託の実現へ確実に繋げられたことを評価いたします。本町議会もいろいろな右往左往もありましたが、この 28 年度にようやく全会一致で可決できた、素晴らしい年度でありました。

最後の１点として、ＪＲ島本駅西地区においてです。乱開発を阻止すべく思いで、地権者の皆様が準備組合を設立され、28 年度は個別意向調査の実施に島本町は支援をし、地権者の皆様と住民、議会、そして島本町との三位一体への土台づくりに大変ご苦労されました。準備組合事務局として陰の支援の努力が、財産権のパワーバランスから、この三位一体への体制に繋がる橋渡しであり、その橋渡しが、我々にとって頼りでありました。その苦労がどれだけ大変かがわかるからこそ、我が会派は今までそっと見守ってまいりました。職員のご努力のおかげで、今後は我々もまちづくりとして一定関与できる段階へと歩んでおります。

その努力を評価いたし、この 28 年度の決算において認定の討論とさせていただきます。

川嶋議長　以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第１号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第１号認定は､委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 19 分～午前 11 時 30 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き､第２号認定　平成 28 年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第２号認定は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第２号認定は､委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き､第３号認定　平成 28 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

河野議員　第３号認定　2016 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に対しまして、日本共産党・河野恵子として認定反対の討論をいたします。

保険料が連続値上げをいたしました。しかしながら、決算では実質収支１億 7,627 万１千円、そして国民健康保険財政調整基金は 9,505 万４千円の新たな積立をし、結果、年度末残高は１億 7,232 万 9,643 円を示しております。まさに１億円もの基金積立がなされた年度でありました。

さらに、国が 1,700 億円を国費として、当時、都道府県化・広域化に向けて保険料増の抑制に向けた保険者支援制度の財源を、島本町では当初予算及び保険料本算定の際に十分見込めていたにも関わらず、全体としては連続値上げに踏み切ったことです。急な感染症の蔓延などによる医療費の高騰に対しては、すでに共同化事業等、制度も確立されている中、このようなことを理由にしたさらなる保険料値上げは到底説明がつかず、せっかくの国庫投入も、島本町民は体感することが全くできなかったと思われます。

かねてから高槻市、摂津市、他市の減免制度への研究・検討を求めてまいりましたが、その点も十分であったとは思えません。特に、減免制度など工夫をし、払える保険料に努めてきた北摂自治体の現状を踏まえますと、この点が、島本町が広域化調整会議出席委員として、広域連携での共存共栄、真の役割を発揮しきれなかったのではないかという懸念はぬぐいされません。

以上の点をもって、不認定といたします。

川嶋議長　次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

中田議員　第３号認定　2016 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に対し、人びとの新しい歩みを代表しまして討論を行います。

2016 年度国民健康保険事業は、歳入歳出差引額１億 7,627 万１千円の黒字により、健全会計を保っておられることを評価します。

国全体で、高齢化に伴う社会保障費が膨らむ中、島本町では医療費適正化のためにジェネリック医薬品の差額通知の送付、希望シール配付等のジェネリック医薬品活用の周知を積極的に行われたこと、また健康マイレージ事業で、健康に対するインセンティブづくりを行ったことや、健康診断を促し、病気の早期発見・治療、医療費の節約に繋がる取り組みをされたことも評価されます。しかしながら、高齢者のさらなる増加と急速な人口減少を迎える中、これまでの社会福祉の考え方では対処できなくなってきている現状もあるかと思います。

世界保健機構（ＷＨＯ）は、「すべての政策に健康の視点を」と声明を出しています。これまでの縦割りの福祉行政を超えた、歩行・運動を促す交通政策や都市計画、社会参加を促すコミュニティ政策、文化・スポーツ政策など、健康なまちづくり政策を行政横断的に行うことが求められているのではないかと思います。健康マイレージ事業に加え、今後はこのような視点からも、島本町全体として、町民一人ひとりの心身の健康増進づくりに努めていただきたいと思います。

2018 年度から行われる国保広域化に関しては、現在、調整会議において検討が進められているとのことですが、特定健診の共通基準設定や減免制度など、どういう検討が行われているのか、住民にもわかりやすく情報を提供していただくことを要望しまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　次に、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

福嶋議員　第３号認定　島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、自由民主クラブを代表して討論いたします。

国民健康保険制度は、その制度上、被保険者に自営業者、前期高齢者が多いものでありますが、医療技術の高度化等や近年の所得低下の要因もあって保険料率が上昇と、保

険料は年々値上げの状況にあります。こうした背景の中、平成 28 年度の歳入済み額 41 億 6,200 万５千円、歳出済み額 39 億 8,573 万４千円の黒字決算となっております。保険料認定額８億 3,432 万８千円として、保険給付費 24 億 4,806 万６千円を支出となっている状況です。

そういう中、医療費適正化というところでレセプトデータ分析によるジェネリック医薬品の差額通知を行われ、ジェネリック医薬品の活用等で保険料の抑制を図られております。そういう中、高額医療に向かわない早期の段階での治療を行うためにも、特定健康診査やがん検診等の実施、受診促進により一層努めていただき、住民の健康管理や健康寿命増進が図られるよう、住民の皆様への周知も重ねて進められますようお願いいたします。

また、大阪府の統一化においては、島本町として、頑張った者が報われるよう、引き続き交渉努力を強く要望し、認定の討論といたします。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員　第３号認定　平成 28 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、コミュニティネットを代表し認定の討論をいたします。

国民健康保険制度は、制度上、被保険者に前期高齢者、自営業者、低所得者が多く、また被保険者に前期高齢者が多いことから、医療費の急激な増加及び年金生活者による全体的な所得低下により保険料率が上昇し、保険料は年々値上げの状況となっています。

実質収支は、毎年黒字決算となっています。しかしながら、単年度で見ると、平成 28 年度にようやく黒字決算となりましたが、平成 26 年度及び平成 27 年度は単年度決算でそれぞれ赤字決算となるなど、厳しい財政運営を余儀なくされているところです。

保険料軽減対策として国から交付を受けた約 2,200 万に合わせ、前年度の繰越金 2,800 万を活用し、合計５千万を保険料軽減に充てており、町としても住民の皆さんの保険料軽減に対し一定の努力がなされています。

これらのことから、平成 28 年度においては保険料軽減対策への取り組み、黒字分を基金として今後の財源として確保したことなどを評価し、認定の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第３号認定は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（ 多 数 起 立 ）

川嶋議長　起立多数であります。

よって、第３号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第４号認定　平成 28 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第４号認定は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第４号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第５号認定　平成 28 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

中田議員　第５号認定　2016 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算に対し、人びとの新しい歩みを代表いたしまして賛成の討論を行います。

2016 年度の介護保険事業に関しては、地域密着型特別養護老人ホーム『島本の郷』に対する補助金交付や介護予防事業、また認知症高齢者等見守りネットワーク事業の構築に取り組まれたことを評価します。

特に、地域包括支援センターを町直営で運営していることは大変評価されるものです。利用する側にとっては町直営であることのメリットは、介護保険制度全般やサービス利用などの総合窓口として公的機関が対応することによって公正さが保たれている、利益至上ではないと思える安心感があることです。

また、運営に関してのメリットは、地域に密着した直営の地域包括支援センターが中心となることで、事業者間の連携や協力体制の強化、町のニーズや現状に沿った新たな施策の立案と実行が容易になること、また地域福祉のネットワークの構築が進めやすい

という点にあります。つまり、町直営だからこそ、地域で高齢者を支える体制づくりの役割が担いやすいのです。また、今後、支援者をどう増やしていくか、町民にどのように周知していくかに関しても、直営だからこそのネットワークで取り組むことができる点も、メリットの一つとしてあげられます。

課題となっている土日・祝日の直営での継続的な開所、専門職の正規雇用化に関しては、厳しい財政の中ではあるかも知れませんが、よりよい地域包括ケアシステム構築のため、また職員の専門性の担保のためにも、必要経費と捉え、検討されることを強く求めまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第５号認定　2016 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算に対しまして、日本共産党・河野恵子として認定の討論を行います。

当初予算においては反対の姿勢を示しておりました。当時、総合支援事業の導入及び介護認定を外してチェックリストを導入するということに対する懸念等から、反対したものです。

しかしながら、地方自治体の独自性を発揮することが困難なものが介護保険事業の制度設計であります。この１年間で、総合支援事業の構築において、島本町としては新規相談者の介護認定を認めると同時に、チェックリストはあくまで更新に用いる。また、認定調査員という、そういった資格を持った者の対応とするということに議論を進めておられます。また、小規模自治体でありながら、講演会という形で住民への説明に努められたこと、また議会議員はじめ任意の住民、個人、団体への説明や意見聴取にも積極的に努められたことについて評価をし、賛成するものです。

当年度の取り組みの島本町への総合支援事業の実際の影響は、2017 年度以降に出ることになります。しかしながら、厚労省調査によりますと、2016 年度介護給付費実態調査では、早期にこの事業を先行して始められた自治体の影響にもよりますが、介護予防サービスの利用者数は前年度比 3.8％の減少、介護予防が導入された 2006 年度以来初めて減少に転じたことが知らされております。要支援者に対する訪問介護・通所介護などの予防サービスを、介護保険給付から市町村運営の総合事業に移行させ、利用が抑制されたことが要因であると思われます。一方で、介護サービスと予防サービスを合計した利用者数は 1.4％増加したと報じられ、高齢化に伴う介護の必要性が認められるところです。これが来年度、懸念されるところです。

地域包括支援センターの運営体制について、申し上げます。委員会質疑を通じ、目下の課題は地域包括運営協力支援業務及び支援事業、この特別養護老人ホーム、また介護老人保健施設などが担っていただいておるところですが、この事業を住民や関係者に周知徹底すること及び、この事業の相談受付職員と島本町の職員との連携強化が解決の第

一義であると認識をいたしております。年長者の福祉・介護のみでなく、年長者の虐待事案、また年長者の新たな貧困発生や、介護者家族全体を取り巻く複合的な生活課題に即応できるのは、センターの直営とともに、福祉事務所を持ち、社会福祉協議会とのネットワークが確立されている島本町役場、福祉事務所、島本町直営でならではあると考えております。

夜間・休日の時間外対応のみの課題による早急な民間委託をすることは、直営によるこれまでの 10 年間の実績や信頼をかえって損なうものに繋がり、拙速であると考えます。これについては、今後、開かれております「第７期介護保険事業計画」策定の折りに、慎重かつ十分な審議に努めていただくことを強く要望いたします。

また、年長者の貧困が社会問題にもなっております。介護保険事業の対象者の増加により、保険料額、現年度収入済み額とも増加をしておりまして、保険料徴収に力を入れられたことが請求資料により明らかになっております。一方で、所得０円～300 万円以下という、比較的所得の少ない高齢者の滞納事案は増えております。今後、国の改悪による、保険料徴収をしておきながら給付をはがしていくという介護保険への不安感、不信感は増加しております。

他自治体の先行例など鑑みまして、第７期計画策定上、支援措置を講じる必要があることを強く求めまして、本決算については賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

福嶋議員　第５号認定　平成 28 年度島本町介護保険事業特別会計決算について、自由民主クラブを代表して討論を行います。

平成 28 年度の歳入済み額 21 億 5,172 万３千円、歳出済み額 20 億 5,502 万８千円の黒字決算となっています。

被保険者の可能な限り住み慣れた地域での日常生活ができるよう、必要な保健・医療サービス及び福祉サービス実施が、要介護状態等にならないようにするには、予防や介護状態等の軽減・悪化防止などの施策が必要となります。

本町では「いきいき百歳体操」「かみかみ百歳体操」が実施され、成果をあげている中、地域主体で活動を展開していくための体操支援を行うサポーター養成講座を、地域包括支援センターの保健師が講師となり推進し、平成 28 年度末で 147 名のサポーターを育成され、そのうち 58 名の方が地域で具体的に活動されているとのこと。介護予防に有効な事業であると評価いたします。

現在の体の状態をケアすることに加え、健康寿命を延ばすための地域包括支援活動や介護予報事業活動に、新規に認定される人を減らす、介護状態を軽減するという指標を設け、より効果の大きな活動になることを要望し、賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第５号認定は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第５号認定は､委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き､第６号認定　平成 28 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第６号認定は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第６号認定は､委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き､第７号認定　平成 28 年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

清水議員　第７号認定　平成 28 年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、自由民主クラブを代表して討論を行います。

下水道事業は、生活汚水を下水管により直接排出し、悪臭を抑えるなど、生活環境の改善や、公共用水域の水質保全などの役割を果たしています。その役割を果たしていくために、下水道管渠工事の建設費用や下水処理場等の維持管理をしていくには、膨大な下水道資産を適正に管理していく必要があります。また、これからは排除処理から次世

代を見据えた新たな役割、再生活用へとの機能の拡充を図っていくといわれています。

そのような状況下で、平成28年度決算は、歳入総額12億1,453万7,735円に対し、歳出総額11億9,203万223円で、歳入歳出差引額は2,250万7,512円の黒字となり、翌年度へ繰り越すべき財源830万円を差し引いた実質収支は1,420万7,512円で、黒字決算となりました。

主な歳入の内訳は、使用料が４億2,274万9,524円で、国庫支出金5,800万円、繰入金５億1,946万、町債１億9,490万円でした。また、主な歳出の内訳は、山崎ポンプ場管理業務を含む下水道総務費の委託料 4,458 万 7,380 円、下水道総務費の負担金１億8,212 万 1,890 円、五反田雨水幹線整備実施設計業務を含む下水道整備の委託料 5,142万5,280円、汚水管渠築造工事を含む下水道整備費の工事請負費7,362万4,680円の支出となりました。

汚水整備については、下水道処理人口普及率が約95.3％と拡大されたことを一定評価しますが、できるところから事業を進め、町全体の汚水整備が早期に完了し、汚水処理費が削減できるようにお願いしておきます。

雨水整備については、阪急水無瀬駅前周辺の浸水被害の軽減に大いに有用である公共下水道五反田雨水幹線の工事に着手されたことを評価します。また、高槻市にお願いしている淀川右岸流域高槻島本雨水幹線（２－６）接続点の工事も、ここ数年で完了するとのことで、上流部である柳川雨水幹線ほか２幹線の基本設計業務を実施されたことも評価します。大きな雨水整備の２工事が完了後、遅延なく整備ができるように準備を計画的に行うよう、お願いしておきます。

その他の支出も適正であると評価し、認定の討論とします。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第７号認定　平成28年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算に、人びとの新しい歩みを代表して認定の討論をさせていただきます。

実質収支額1,420万８千円の黒字決算ですが、一般会計からの繰入は４億7,500万円、地方債現在高は62億4,430万７千円、平成28年度の元利償還金は７億1,991万円、うち利子の償還が１億4,768万５千円と、健全な財政運営には相当の努力を要する下水道特別会計です。

平成28年度は高浜一丁目の一部を整備、汚水供用開始拡大を図られ、人口普及率は約95.3％になりました。雨水整備においては、五反田雨水幹線整備の実施設計を行われ、また、見送られていた関戸裏１号水路改良工事も行われています。

公営企業会計へ移行するため、平成27年度の基礎調査に続いて、平成28年度は下水道施設の固定資産について会計上の整理を行われました。地方公営企業法適用固定資産整備業務として、約1,058万円の委託料です。複式簿記・発生主義によって経営状況の

明確化、経営の弾力化、経営意識の向上、資産の有効活用などが図られるものの、資産の取得・処分、工事請負契約に議会の議決が不要となる点で、住民側からすれば大きなデメリットとなります。

また、独立採算制が強まることで、施設更新にかかる多額の費用負担を利用料で維持するということが必ず起こってくるのではないかと見ています。組織・財務・職員など、すべてを適用することを検討されているようですが、庁内各関係課との連携による総合雨水対策が今後ますます重要になる中、この点、慎重に考えていただきたいと思います。調査・検討内容を情報提供し、説明責任を果たす意味でも、町長の諮問に応じて重要事項を審査する第三者機関の設置が必要と考えています。以前から求めていたことですけれども、改めて、ここで申し上げます。

山崎ポンプ場施設機器等延命更新工事につき、長寿命化計画に基づいて、平成 24 年度から計画的に事業を進める予定が、当初見込んでいた国の防災安全交付金の確保が困難となり、一部、計画どおりに実施されないままです。これにより上流域の雨水幹線の整備が進まないことから、東大寺・山崎地区の内水氾濫への影響を懸念する声も寄せられています。ポンプ場の機能が停滞することがないよう、常日頃のチェックを怠ることがないよう、お願いしておきます。

質疑では述べませんでしたが、ソフト面の浸水対策として住民側にできることは、雨水タンクの活用や、水路を防ぐごみとなるものを家屋の周辺に放置しないことです。危機管理室と連携して、防災出張講座のメニューにするなど、対策について検討してください。継続中の五反田雨水幹線の整備については、引き続き、鋭意慎重にお願いします。

以上をもちまして、人びとの新しい歩みの認定の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第７号認定　2016 年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算に対しまして、日本共産党・河野恵子として認定の討論を行います。

まず初めに、検討を加えるべき点として申し上げます。

委託料・五反田雨水幹線整備実施設計業務にかかる、当年度に行われた入札事務についてです。第１期工事として、初めは指名競争入札を行われ、９者を指名された結果、不調に終わっております。２度目は制限付き一般競争入札を執行され、この時点でも応札は１者だということがわかっておられましたが、落札をされ、契約に及んだというものでした。両入札における入札価格との関係、落札額結果を住民が知るところになった折り、その決定額に十分理解、納得できないとの声も一部聞き及んでおります。2017 年３月後半の本会議（15 日）において、第 32 号議案で、これは成立しており、本会議審査でも、相当、議員の論議になっておりました。結果として、私自身はこの議案に賛成しております。

しかし、この入札の問題性は、他の町会議員の賛成討論でも明確に指摘されてきてお

ります。もとより、雨水排水の事業は公費でまかなうものでありますが、「第５次行革」によって、下水道使用料が値上げとされております。約５年間、値上げということでなっております。また、島本町は都市計画税を徴収しております。この点では、今後の行財政改革には住民に負担を強いる前に、工事費用の精査等、やるべきことを定め、心してかかる必要があるということを、まず､申し上げます。間違っても、過当競争を強いるものではありません。

また、評価する点においては、待たれていた関戸裏１号水路改修等の工事の実施、これに向けての国費補助採択への町執行部の努力を認めるものです。

公営企業会計の適用への事務を精力的に進められたことも、評価の点であります。今後は一層、この公営企業会計の適用に向けて、労働組合などとの協議を引き続き求めておきます。かつ透明性を持って事務事業にあたられるためには、今、戸田議員のほうからも紹介のありました、委員会質疑でもその必要性が示されておりました公営企業審議会の設置を､かつて水道事業会計の点で私たち日本共産党は求めてきた経緯があります。

この際、公営企業会計移行という中に審議会の設置をされ、事務にあたる職員配置とともに定数条例の見直しも、この際、強く求めておきます。もって、認定の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

平井議員　第７号認定　平成 28 年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算に対しまして、コミュニティネットを代表し討論を行います。

公共下水道事業は、私たちが日々生活するうえで、環境保全の観点からも欠かすことのできない事業であります。

平成 28 年度においても、実質収支額約 1,420 万８千円の黒字決算となっています。平成 28 年度の主な事業として、高浜一丁目の一部約 1.83ha の面整備を実施され、事業認可区域約 327ha のうち約 301ha が整備済み区域となり、下水道処理人口普及率が約 95.3％となっております。

また､水無瀬駅前周辺の浸水対策として公共下水道五反田雨水幹線整備実施設計業務、及び青葉地区周辺の浸水対策として高槻市にお願いしている淀川右岸流域高槻島本雨水幹線（２－６）接続点及び上牧新川水路との接続点における上流域での水路改修に向け、公共下水道柳川雨水幹線ほか２幹線の基本整備検討業務を実施、また水無瀬川左岸地域においても関戸裏１号水路改良工事を実施され、水害に対する防災・減災対策等を積極的に行ってこられましたことに対しまして、評価をしているところでございます。

今後とも、浸水対策並びに計画的な公共下水道の整備に努められるようお願いをし、認定することに賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第７号認定は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第７号認定は､委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（午後０時 05 分～午後１時 05 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、第８号認定から第 12 号認定までの平成 28 年度島本町各財産区特別会計歳入歳出決算５件に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算５件に対する委員長の報告は、認定であります。

第８号認定から第 12 号認定までの５件は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第８号認定から第 12 号認定までの５件は､委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き､第 13 認定　平成 28 年度島本町水道事業会計決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

清水議員　第 13 号認定　平成 28 年度島本町水道事業会計決算について、自由民主クラブを代表して討論を行います。

平成24年度に策定された「島本町地域水道ビジョン」に基づいて水道事業を推進することにより、町民の皆様に、いつでも、どこでも、安全でおいしい水を安定供給することが、この水道事業の基本です。そのためには、様々な水道事業の健全化を維持していくために、いろいろな事業が行われます。

平成28年度末の給水人口は３万658人となっており、前年度に比べ39人減となりましたが、宅地開発等により、給水戸数は１万2,929戸と、前年に比べて57戸、0.4％の増となりました。１日平均配水量は8,803立米で、前年に比べて204立米、2.4％の増となっていますが、１日平均有収水量は8,236立米で、前年に比べ39立米、0.5％の減となっており、有収率も前年に比べ 2.6％の減となっています。水道事業を運営するうえで欠くことのできない水道料金収入に大いに関係のある有収率の低下の原因を把握し、改善することをお願いしておきます。

平成28年度の施設整備等については、大藪浄水場浄水池新設工事や、桜井地区・東大寺地区・青葉地区ほかの老朽配水管布設工事を実施し、耐震適合率も、昨年に比べ 0.5％増の約25.6％となり、計画的に事業を進められたことを評価します。

また、大地震等が発生したときに、人が生活するうえで必要不可欠な飲料水を安全に確保するために、地下水以外の大阪府広域水道企業団からの水道水の取水についても、計画的に実施されたことを評価します。

財政面では、計画期間が平成26年度から29年度までの４年間とする「島本町水道事業財政計画」における平成28年度の給水収益は、当初の見込みより減となりました。営業費用では、上下水道部別館の除却工事により前年に比べ増となり、当年度の純利益を確保できたが、町内においては大規模な開発が進む中、一部事業所の閉鎖や節水意識の向上等、今後も給水収益の増加が見込めない状況で、給水施設等の更新、水道管路更新計画に基づく老朽配水管の布設替え等に多額の費用が必要となり、今後とも厳しい財政状況が続くことが予想されます。

引き続き経費削減に努めるとともに、計画的な施設整備をお願いし、認定の討論とします。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第13号認定　平成28年度島本町水道事業会計決算に、人びとの新しい歩みを代表して認定の討論をいたします。

純利益は8,086万1,753円、供給原価161.45円、給水原価142.76円となっており、今後も安定した財政運営が一定見込めると推測します。

大藪浄水場中央管理センター監視制御設備更新工事が行われ、水道管路更新等計画に基づく老朽管路の更新及び耐震化も進めておられます。上下水道部別館については、土地借料が発生しながら、長く倉庫として使用されていたことなどもあり、解体撤去によ

って積年の課題を解決されたことを高く評価します。

「島本町地域水道ビジョン」に沿って、大藪浄水場の運転管理等の包括民間委託を検討されているとのこと。課題の抽出、情報収集、資料整備等を職員により行っておられるようですが、水質・安定供給・経営環境の分野から専門的意見を述べられる委員と住民代表で構成される第三者機関、いわゆる審議会において、その是非を議論してから決定する必要があります。

組織の体制強化に努められ、水質試験ができる職員を配置、技術職員育成の成果も見受けられる中、包括的な民営委託、安易な決定には賛成しかねます。もとより現状把握、判断材料に基づいた専門家の所見を得て、そのうえで慎重に判断するべきことですから、この点、清掃工場における検討のプロセスにならっていただきたいと思います。

水道事業会計の状況によると、大阪府広域水道企業団に統合することなく直営で事業を継続できる可能性はあると思います。よって、会派人びとの新しい歩みは、事務執行に必要な職員の増員を常に求めてまいりました。山田町長におかれましても、大阪広域水道企業団首長会議にて、地下水を主な原水とする島本町の水道事業について、前町長に引き続き積極的に発言していただくよう要望いたします。こちらについても、町長の諮問に応じて重要事項を審議する第三者機関の設置を改めて求めておきます。

そして、最後になります。平成 19 年度に発生した民間福祉施設に対する検針誤りによって、時効を理由に請求できなかった水道料金及び下水道料金使用料 381 万 2,430 円が、寄附を受けるという形で、平成 28 年度の水道事業会計において寄附金（過少請求に伴う時効分）として納入され、収入にあがっています。これをもって全額納付となりました。当該民間福祉施設のご理解、ご協力に感謝するとともに、引き続き、再発防止に努めていただきたいと思います。

以上をもちまして、人びとの新しい歩みの賛成討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

平井議員　第 13 号認定　平成 28 年度島本町水道事業会計決算に対しまして、コミュニティネットを代表し討論を行います。

水道事業の使命は、申すまでもなく低廉で良質な、安全で安定した水道水を供給することであります。今、町内においても大規模開発が進んでいます。また、一部事業所の閉鎖や、近年は住民の節水意識の高まり、また電化製品等においても節水機器の普及により、営業収益の大部分を占める給水収益の増加が見込めない中、平成 28 年度においても大藪浄水場中央管理センターの更新をはじめ大藪浄水場自家発電設備新設及び高圧受電設備更新、また桜井地区・青葉地区・東大寺地区の老朽配水管布設替え等の管路工事を、「水道管路更新等計画」に基づき進めてこられたことに一定評価をしているところですが、今後とも給水収益の増加が見込めないことを考えれば、引き続き経費の削減に努力され、計画的な施設の整備に努められるようお願いし、認定することに賛成の討論

といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第 13 号認定　2016 年度島本町水道事業会計決算に対しまして、日本共産党・河野恵子より認定の討論を行います。

本会議、委員会とも、私自身は質疑はしておりませんが、常任委員会審査等傍聴させていただきました。その中で、管路の耐震化の適合率について議論があり、ようやく４分の１を超える達成率だということが明らかになっております。ただ、管路更新等計画に照らしても、若干の遅れを生じているというふうな説明も聞いておりますので、この原因については、再度、深く検証されるべきものと考えております。

大藪浄水場においては､すでに 24 時間の民間委託ということが進められておるわけですが、長期包括運営の検討についても議論がありました。私自身は拙速な推進には反対するものです。すでに委託契約という中に、事務費には消費税がかかっております。長期の契約期間になればなるほど、消費税及びその増税分で多額の町支出が発生することも視野に入れるべきと考えます。その分が、島本町の専門職員の養成等に充てるべき財源となり得るということも考えられます。

決算説明及び監査委員の決算報告書を読ませていただく中で、ここ数年来、１㎥当たりの供給単価が 161 円 45 銭、給水原価が 142 円 76 銭、１立米当たり 18 円 69 銭の黒字として推移しており、評価できることと思いますが、一方では、示された給水原価の内訳を見ますと、職員給与費の占める金額が、５年間で、もともと 48 円 83 銭だったものが 21 円 59 銭にまで､半分以下に切り下がっており､一方で委託料が占める金額は上昇傾向にあります。このまま推移することについては、それで良いのかという懸念を表するものです。

安心・安全、低廉の水道供給という前提のもとで耐震化が急がれる中、水道管の亀裂等の対応などに対して、危機管理が大いに求められている中で、上下水道部の体制充実は急務だと考えます。

あわせて公営企業会計の審議会設置については、先ほど公共下水道会計でも申し上げました。2010 年度の水道料金の値下げをする際の議論の中でも、水道料金の収入より、支払いを済ませて残る年度末の資金余裕財源は、これはまさに住民のみんなのものであり、過去を振り返り将来をしっかり見つめることが必要であると考えます。住民の声を聞くためにも、公営企業の審議会の設置を強く求めるものです。

このことを要望し、決算としては認定の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第13号認定は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第13号認定は､委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第２、第72号議案　島本町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

都市創造部長（登壇）　それでは、第72号議案　島本町営住宅条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、「公営住宅法」及び関係政省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

今回の改正につきましては、平成29年４月26日に「公営住宅法」の一部改正を含む、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる「第７次地方分権一括法」が公布され、平成29年７月26日の一部施行にあわせ、「公営住宅法」、同法施行令及び同法施行規則が一部改正されたことに伴い、本町におきましても、新たな制度の中で拡充できる内容について必要な整備を行うことを目的に、「島本町営住宅条例」の一部を改正するものでございます。

それでは、大きく四つの改正点がございますので、その内容につきまして、お手元の議案書72の４ページの次に添付いたしております、議案参考資料の次ページにございます新旧対照表に沿って、ご説明申し上げます。

まず、１点目といたしまして、「第15条第１項　町営住宅の家賃の決定」でございます。本条は、後にご説明いたします第16条で、「認知症である者等」の収入申告義務の免除を新たに規定することから、「認知症である者等」につきましては、「入居者から収入の申告がない場合」の適用を除外する、すなわち、収入の申告がないことを理由に家賃が上昇することを防ぐ規定を新たに設ける改正でございます。

次に２点目といたしまして、「第15条の２　町営住宅の家賃の特例」でございます。本条は、「公営住宅法施行令」の条ずれに伴う改正でございます。

次に３点目といたしまして、「第16条　収入の申告等」でございます。家賃決定の手続きとして、すべての入居者に収入申告義務を課しておりますが、第１項にただし書を追加し、「公営住宅法施行規則」第８条各号に掲げる「認知症の方」「知的障害の方」「精神疾患を有する方」等を総称し「認知症である者等」で、収入申告をすることなどが困難な状況にある入居者に対し、収入申告義務を免除し、事業主体である町が自ら「公営住宅法」第34条に基づき、収入状況を調査し、家賃を決定できるよう改正するもので

ございます。

なお、第２項につきましては、「公営住宅法施行規則」の条ずれに伴う改正で、第３項につきましては、収入申告義務を免除する場合の家賃決定の手続規定を整備する改正でございます。

次に、４点目といたしまして、「第25条　収入超過者に対する家賃」でございます。第１項につきましては文言の整理を、第２項につきましては、第16条で新たに定める「認知症である者等」の収入申告義務の免除に伴う規定の追加でございます。

最後に、附則についてでございます。施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、第72号議案　島本町営住宅条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長　これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員　説明については、概ね理解いたしました。３点、確認しておきたいことがあります。

認知症患者等の方、認知症などの方が申告することが困難な場合、島本町はどのようにして、その方、当該入居者の収入を把握されるのですか。次、収入超過者の認知症患者等の家賃の算定方法については、どのような扱いになりますか。３点目、現在、収入超過世帯はどれくらいあり、その中に認知症患者等の入居者はおられるのでしょうか。条例において明け渡し請求について定めていますが、仮に認知症患者などが家賃を３ヵ月以上滞納された場合には、本町はどのように対応しますか。確認しておきます。

都市創造部長　３点のご質問をいただきました。

まず、１点目であります「認知症である者等」の方が収入申告をすることが困難な場合、どのような形で収入を把握するのか、という点についてでございます。

実際、収入の申告が困難な場合におきましては、本町といたしまして、職権で収入を把握させていただくことを想定いたしております。その際の具体的な手続きにつきましては、町営住宅を所管いたしております都市計画課から税務課に対しまして依頼をかけさせていただき、課税台帳の閲覧をさせていただくということを想定いたしております。

続きまして、収入超過者の認知症患者等の家賃の算定方法について、どのような取り扱いになるかという部分でございます。

まず、収入超過者につきましては、政令月収、いわゆる入居者の収入が――算定後でございますが、15万8,001円以上の世帯を収入超過者として認定いたしております。しかしながら、「認知症である者等」の方につきましては、何らかのハンディといいますか、特別な配慮が必要ということで、収入裁量世帯ということで、政令月収については21万４千円までが裁量階層として取り扱いをいたしますことから、そこまでの政令月収でし

たら、家賃の緩和措置の適用を受けることとなります。

なお、政令月収が21万4,001円以上の認知症患者等の世帯につきましては、一般の収入超過者と同様の家賃を徴収させていただくこととなります。

続きまして、現在の収入超過世帯の数でございますが、全体で８世帯ございます。ただ、その８世帯の中に「認知症である者等」の方は含まれておりません。

続きまして、明け渡し請求、家賃３ヵ月以上滞納した場合についてでございますが、「島本町営住宅条例」の第29条の規定に従いまして、家賃３ヵ月以上滞納された場合は、当該入居者へ明け渡し請求することができますが、義務規定ではございませんので、町の現在の運用といたしましては、まずは明け渡しの予告や、保証人への通知等行うことにより債権の回収に努め、それでも債権回収に至らない場合におきましては、明け渡し請求も視野に入れて、事務のほうを進めさせていただくことといたしております。

なお、この取り扱いにつきましては、「認知症である者等」につきましても同様の取り扱いになろうかと思いますが、特段の事情があることも想定できますことから、対応につきましては関係機関とも十分連携する中で、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　改正案第16条に該当する方が、認知症の方、知的障害の方、精神障害の方が該当するとのことでした。確認ですが、過去には障害のある方の単身の入居が認められていなかったものと認識していますが、現在は、こういった障害のある方々の入居が単身でできるようになっているということで、よろしいですか。

もう一つ、質問です。その場合、今回の条例改正では毎年度の収入の申告に関するものですが、そもそも入居の申請の場合、ご自分で書類の申請ができないといったことも想定されると思うのですが、そういった場合も同じようなサポートをされるのでしょうか。お願いします。

都市創造部長　まず、従前、認知症等である方については入居できなかったのではないか、というようなお問い合わせでございます。

かつては、条例上、「公営住宅法」の施行規則第８条に掲げられるような方については、入居をお断りをせざるを得ない状況でございましたが、平成24年４月１日付けの「島本町営住宅条例」の改正により、入居いただくことができるようにさせていただいておるところでございます。

あと２点目で、このような方は、そもそも入居の手続きができるのかというお問い合わせでございますが、現在、本人の権利を代行するような様々なサポートをさせていただくような制度でありますとか、成年後見制度もございますことから、実際、ご本人の意思が第一にはなるかと思いますが、その意思を完遂するための種々いろんな公的な援助等も活用する中で、ご申請いただくことは十二分に可能であるというふうに認識いた

しております。

以上でございます。

岡田議員　今の答弁の中で確認させていただきます。町営住宅に関して入居者の資格の中には、今現在は身体と精神と知的があがっておりますが、条例の中に。この中に認知症も、結局、入居資格の中に入るという理解でよろしいんでしょうか。それが１点。

もう１点ですが、先ほど３ヵ月の家賃の滞納された場合は、行政執行で税務のほうにというような答弁をされたかと思いますが、入居するまでには保証人というのがあると思うんですよね。島本町では、保証人はなくっても入居ができる状況になっているんでしょうか。普通であれば、保証人さんのほうに、まず相談をされて、そこから動くという形が普通だと思うんですけれども、今、全く保証人さんのことを言われなかったので、島本町のこの条例は、保証人さんなくっても入れる形でよろしいんでしょうか。

都市創造部長　まず、１点目、入居資格の部分でございます。以前は、お一人暮らしの場合、まず、ご自分のことがご自分でできる、自立されている方しか入れないというような規定がございましたが、平成24年４月１日付けの改正で、身の回りのことがご自分自身でできなかったとしましても、何らかの支援、サポートを受けることによって生活ができるという方については、ご入居、お申し込みはしていただけるようになってございます。ですから、議員からご指摘いただきました認知症の方についても、入居していただくことは、お申し込みいただくことは可能でございます。

あと、２点目、保証人のことでございます。保証人につきましては、本町町営住宅をお申し込み、入居される場合は、必ず必要ということになっております。それで私、先ほど３ヵ月の部分の答弁をさせていただいたんですけども、家賃が一定３ヵ月以上滞納、要は３ヵ月滞納された場合には、制度的には明け渡し等の請求も可能ということにはなっておりますが、一概に、もう直ちに明け渡しを求めるのではなく、そういうステップを踏む前に、保証人の方にも、当然のことながら家賃について連絡をさせていただく手続き等も取らせていただいておるところでございます。

以上でございます。

岡田議員　島本町のこの住宅に関しましては、家賃が滞っても、もちろん保証人のほうには連絡されておりますが、明け渡しの文書等も入れられておられます。そのことも知っておりますが、別に、それを強制的に明け渡しをしなくっても、罰則規定というのが島本町の条例の中にはないんですよね。ですから、そのままの状態で住まわれているという状況になっているかと思いますが、これは罰則規定というのは条例の中に入れなくてもいいんでしょうかね。ちょっと、言ってることと現場とが、かけ離れているような気がしております。

それと、認知症の人も、この24年の４月１日から法が変わって入居できるということですが、万が一、事故が起こったときには、これは、責任はどこになるんでしょうか。

例えば、お１人の認知症の方で火災が起こったとか、いろんな事故というのがあるんですよね。ですから、普通の賃貸のアパートというんですか、そういうところにはなかなか入れていただけないというような形になっておりますが、島本町は、この法律によって入れるということは、万が一の事故が起こったときの、その保障はどこにあるんでしょうか。それ、お聞かせください。

それと、72の３ページにありますが、「請求に応じることが困難な事情にあると町長が認めたときは」という文章がありますが、この「困難な事情にある」ということを町長が認めるというのは、例えば、今、私が言ったように身体・精神・知的・認知、これ以外にもまだありますか。町長が認める方によっては、いいというような形で文章になっておりますが。その点、お答えいただけますか。

都市創造部長　数点、ご質問をいただいております。

まず、罰則規定の部分でございます。実際、何かをしたら例えば罰金とか科料とか、幾らを科すとかいうのは一般的に言われる罰則だと思うんですけども、町営住宅の場合は、家賃を滞納して、特に悪質で払う意思もなくて何ヵ月もという場合は、ほんとに明け渡し請求を強固に行うというのが、その方にとっての罰則に当たるのかなというふうな認識でございます。

なお、私ども「島本町営住宅条例」で運用いたしておりますが、近隣他市等、どのような形、条例立てになっているのか。議員ご指摘の罰則の規定がうたわれているのかどうかという部分については、今後、ちょっと勉強、研究、検証等してまいりたいというふうに考えております。

あと、認知症等の方がお住まいで、事故等が起こった場合の責任の所在という部分でございます。実際、建物等に瑕疵があって、ご本人がひっくり返られて怪我されたとかなれば、場合によっては町が責任を負わなければならないということも、もしかしたらあるのかもわからないんですけども、現在、町営住宅でお住まいの方が何らかの失火、火事を起こしたとかいう部分については、町といたしましても共済の保険に入っておりますので、まず原状回復等については、そういう保険を活用する中で回復をしたいなというふうに考えております。

ただ、実際の個々具体な責任の所在については、やっぱり、ご本人さんの状況等にもよるかと思いますので、そのつど、ケース・バイ・ケースでの判断になるのかなというふうに、現在のところ認識いたしております。

あと、収入申告することが困難な場合という部分で「町長が認める」という中で、議員からご紹介ありましたとおり、現在のところ想定しておりますのが、認知症の方、知的障害をお持ちの方、あと精神疾患をお持ちの方と、あと「公営住宅法」の規則の中には４番目といたしまして、これらの方に準ずる方という表現もされておりますことから、実際の運用におきましては、その方の状況等、総合的に勘案して、やっぱり困難である

ということが認められるようなケースについては、ご本人の不利益にならないように、この条項等は適用してまいる必要があるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

岡田議員　ほぼ、わかりました。私はね、やはり厳しいようですが、罰則規定は必要ではないかと思っております。江川府営住宅等に関しましてもね、家賃が滞納しておれば貼り紙が貼ってあったり、出ていってもらうというふうな形を取ってますのでね。島本町はそれがないから、やはりしっかりと、言葉は悪いんですけど、居座っている方が多くって、なかなか空きがないというのが住民の声なんですよ。ですから、きつくするほどでもないですが、やはり罰則規定はきちんとするほうがいいのではないかと思っております。

それと、今は普通の賃貸のアパートに入りましても、保険をしっかりとかけて入居するようになっておりますので、入居するときには、やはり１軒１軒が保険料というんですか、保険かけて入居するような形に今、変わってますのでね。その辺もやはり時代に相応して考える必要もあるのじゃないかって。その内容によっては、個人が責任取ったり町が責任取ったりというように簡単におっしゃいますけどね、大変ですよ、これは、何か事故が起こったときには。だから、そういうふうに改善しなければならないところは、やっぱり再度見直しする。そういうのっていうのがね、特に私は、この町営住宅に関しては必要かと思っております。収入の超過者におきましても、ほんとに私、聞いてますが、10万円以上の家賃を払って、しっかりと入居されていらっしゃる方もございますので、その辺は、やはり罰則規定がないから、入ってる方も、まあまあという形で残っていらっしゃる方もありますのでね。そこら辺は、やはり改善するところは改善していただきたい、このように思っております。

今回の条例に関しては、認知症の方の条例ですので、これ以上は申し上げませんが、やはり改善していただきたいというふうには考えておりますので、よろしくお願いいたします。他の自治体も、しっかりお聞きしながらと言ってますが、よろしくお願いしたいと思います。

以上です、要望です、最後は。

都市創造部長　種々、議員のほうから罰則規定のこと、保険料のこと、収入超過者、場合によったら高額所得者への対応について、ご意見等いただきましたので、その部分については、私どもも多少、状況等も勘案する中で、必要な部分については積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員　今、岡田議員からの質疑で、答弁でありましたので、一定、ちょっと理解しているところなんですが、認知症の患者の基準ですね。先ほどの答弁ですと、「介護保険法」と「知的障害者福祉法」、また「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」と

いうことをおっしゃってましたので、ちょっと私も根拠を探すんですが、「介護保険法」は第５条に関する中身に出てくると。「精神障害福祉に関する法律」のほうも、一定、第５条であろうと思いますが、その「知的障害者福祉法」に値する部分においてはどういう根拠になるのかというのだけ、ちょっとお訊きしておきたいと思います。

都市創造部長　「知的障害者福祉法」にかかります、適用の部分についてのご質問でございます。

議員からご指摘いただきましたとおり、「知的障害者福祉法」の中には、具体的にどのような方が知的障害であるかとか、その定義等については、はっきりとうたわれてないという法律になっております。ただ、この法の趣旨といたしましては、やっぱり知的に障害があって、生活をするにあたって何らか生きにくいといいますか、生活しにくい、支援が必要であるというような法の趣旨から読み取りますと、やはり知的障害により何らか支援が必要な方を総称して「知的障害をお持ちの方」と読み取るというふうに、私は認識いたしております。

以上でございます。

伊集院議員　何らかの支援が必要な方､その基準が私もちょっとわかりにくいんですけど。要は何らかの保護を受けている、保護というか補佐を受ける方というふうに解釈していいのか。すいません、そこがちょっと難しくて、わかりづらいんですけど。そこだけ、お訊きします。よろしいですか。

都市創造部長　具体的な部分で、ご本人を、この条項に当てはめることが可能かどうかという判断でございますが、やはり、一義的には知的障害をお持ちで、収入申告をすることが困難な方というような概念でございますので、まず収入申告ができない。何でできてないかという部分をリサーチといいますか、調べていくうちに、福祉的なサービスに繋がっておられたとか、どこかで、そういう生活的な部分で困っておられるような状況があるとか、そういう日常生活の状況等、ほんとに総合的に判断するとともに、当然、私ども都市創造部の部局だけに限らず、健康福祉部局でありますとか、社会福祉協議会であるとか、地域での民生委員さんでありますとか、そのような方々からも情報等、一定入手する中で、総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　同じようなことで、申しわけありません。いろいろ、たぶん、今、認知症等の患者ということの定義と、それを行政として「認知症等患者」だと認めるに足る、何らかの第三者の証明とか医師の診断書とか、そういったものは、この対象者と認定するにあたって徴集されるのか。それ自身が、まず困難になっている方がおられるのであろうと推察いたします。また、ご本人自身が認知症であるということをはっきりさせるためには、やはり検査を受けなければいけないということですので、そういった第三者による何らかの証明、そういうことができない。けれども、状態としては収入申告とか各種

手続きができていない。悪質なものではない、ということだと思うんですが、そういうことを行政として認定されるのは、どのような手続きの流れを踏まれるのか。ちょっと私もここに来て初めて今、疑問を持ったわけで、事前のヒアリングもいろいろ丁寧にいただいているところですが、一番、肝心なところかなと思いますので、今の段階で確認、「公営住宅法」の中で一定定義のあるもの、手続き上、決まっていることがあれば、ご説明で補っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

知的障害や身体障害、精神障害、先ほど、知的障害ははっきりと明記してないところもあるとおっしゃいましたけど、明確に手帳制度というのがありますので、そういった手帳を持っておられるということは、行政のほうで、いろいろな職権で調べたら、そういうのを持っておられるということがわかりますが、認知症であるということについては、どのように調べ、どのように確認されるのか。その点はいかがですか、お願いします。

都市創造部長　今回の条例改正では、収入申告についての規定の整備というようなことでご提案させていただいているところでございますが、実際、収入申告をすることが困難な状況にある時点におきましては、通常の日常の生活においても、何らか町であったり、地域であったり、医療機関であったり、サポートを受けておられるかと思いますので、町といたしましては、そういうご本人の生活状況をトータル的に判断して、この方は「認知症である者等」に該当する、というような判断をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

河野議員　そこで、先ほどから懸念されているのは、収入超過者やら、あるいは明け渡しに応じない。そういうことが一定、悪質であると思われるような人に対する罰則の話が先ほどちょっと議論になっていたと思います。

今、おっしゃったようなことについて、種々、職権において調査をされた後に、この人はそういったものに該当するんだと、そういう認定するにあたっての認定する組織及び文書や書類については、施行規則などでうたわれるのか。その辺の位置づけは、どのように条例・施行規則などで――条例では明記されてないと思うので、後日、施行規則などで定義等、明記をされるのでしょうか。それも説明として、求めておきたいと思います。

都市創造部長　実際の、今回の取り扱いを行うにあたっては、条例に規定しなければならないということが法律に定められておりますので、まず、今回、条例改正を提案させていただいております。

あと、それ以降の手続きについては、具体的には例えば手帳をお持ちじゃない方についてはこういう診断書で、というような部分についても、全国の市町村から国に対する照会事項の中で照会もされておりますが、何らかのひな形を示す予定というのは全くない、というふうにいわれております。町におきましても、この運用については、あくま

でも町の運用にまかせるというのが国の基本的な考えでございますので、現時点におきまして、条例の施行規則で細かな点について定める予定は、今のところはございません。ただ、そのような取り扱いをした旨については、記録としては、きっちりと残しておく必要があるというふうに認識いたしております。

いずれにいたしましても、あくまでも過度にご本人のプライバシーに踏み込むようなことにならないように、なおかつ、ご本人に不利益にならないような取り扱いについては、十二分に留意しながら取り扱ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

河野議員　わかりましたと、ちょっと言い切れない。私自身、自信はないんですが、ただ、その辺を島本町という小さい、役場と、こういうところだからこそ一番能力を発揮されるのは地域包括支援センターだというふうに思いますし、私も近隣において、そういった契約能力とか、あるいはマンションの大規模修繕や何かに踏み込んだときに、そういった方の存在が地域でも問題になったり、そういったときに間に入って調整をしていただくのは、まさに地域包括支援センターであり、社会福祉協議会などの権利擁護事業というものが機能されているというふうに思いますので、今、部長のおっしゃったような、必要以上の職権の乱用をしない、あるいは認定においても乱用にならないような、ということはないと思いますが、その点について、ちょっと条例が施行された当面の間は、きっちりとした記録、関係者等の調整においても、記録や、そういったものの保存ですね。必要に応じて、議会にも説明や資料提供が必要であろうと思います。これから、こういった事例は非常に増えてくると思いますし、条例改正そのものの措置は必要であると認めておりますので、その点の運用について求めておきます。

もし、今の要望について、何か不備とか反論があれば、ご答弁をいただきたいですが、特になければ答弁は結構です。

川嶋議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員　第72号議案　島本町営住宅条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

認知症及び障害のある方の単身の入居については、まだまだ民間では住居探しのハードルが高いものと思われます。そんな中、町営住宅においては認められているとのこと、そして入居後も今回のような救済措置が行われることは、大変評価できるものです。

先ほどから、他の議員からも指摘がありましたように、様々に課題はあることと思いますが、今後も公的機関として、社会福祉協議会や地域社会と連携しながら、「社会的弱者」といわれる方々への配慮を行い、住宅の保障に努めていただきたく賛成の討論といたします。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員　第72号議案　島本町営住宅条例の一部改正について、自由民主クラブを代表いたし討論をいたします。

国会において成立されました「第７次地方分権一括法」の一部施行に伴い、公営住宅の入居者が収入の申告を行うことが困難な事情にある場合における家賃の算定方法を定める改正を、島本町もそれに準じ、されます。

先ほど来、質疑がありましたので、我々といたしましても、この認知症患者の基準は「介護保険法」第５条の２第１項、そして「知的障害者福祉法」、また「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の第５条との中で、整合的に判断されていくという答弁で理解いたしますが、質疑にあったように、やはりただし書き等、また職権乱用にならないように留意をされ、各外部団体との連携による支援などもあわせまして、認知症や障害をお持ちの方へのセーフティーネットとしての町営住宅運営を、より一層、住民の安心に繋がることを要望いたしまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　賛成の討論を行います。もう、ほとんど、ほかの議員、会派の賛成討論で述べられておられることに、ほぼ同じ考えでありますけれども、こういったことは本来、入居者の安全･安心と、行政上の円滑な運用というものが目的とされているというふうに思いますので、こういったことが、条例が可決された後には、必ず自治会や役員さん、いろいろな民生委員さん、入居者の方はもちろんですが、保証人の方々にも、こういったものが始まっているということについて十分に周知をされて、初期の頃に、そういった疑問などにも丁寧に答えていただく運用を求めておきます。

以上です。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第72号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第72号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

（午後１時59分～午後２時10分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

川嶋議長　日程第３、第73号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから、第77号議案　平成29年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）までの５件を一括議題といたします。

なお、本案５件は一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめ、ご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

総合政策部長（登壇）　それでは、第73号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、大阪府最低賃金の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

今回の改正につきましては、本年９月30日に、大阪府最低賃金が１時間当たり883円から909円に改正されることに伴いまして、本町では非正規職員の皆様方にも尽力をいただき行政運営を行っている状況を踏まえ、非常勤嘱託員の方々で労働者性の高い職種につきまして、勤務時間に応じ、月額で1,000円から3,000円の報酬額の増額改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、平成29年10月１日でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

次に、第74号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、大阪府最低賃金の改正及び新たな臨時的任用職員の設置に伴い、所要の改正をおこなうものでございます。

大阪府の最低賃金が、本年９月30日から１時間当たり883円から909円に改正されることに伴いまして、本町の臨時的任用職員のうち、事業補助員、事務補助員、プール監視員及びキャンプ場管理員の４職種の時間額が最低賃金を下回ることとなります。本町では、非正規職員の皆様方にも尽力をいただき行政運営を行っている状況を踏まえまして、臨時的任用職員すべての職種にかかる時間額について、時間当たり20円の増額改正を行うものでございます。

次に、新たな臨時的任用職員の設置につきまして、まず、学童保育室指導員指導補助員につきましては、現在の学童保育室指導員の欠員状態の解消に繋がるよう、これまで

必要としていた保育士資格、または教員免許等を有しない者についても任用できるようにするため、新たに設置するものでございます。また、広報編集につきまして、広報しまもとの編集業務につきましては、パソコンによる文書作成、デザイン及びレイアウトなど、専門的なスキルを要する業務であることから、資格要件をＤＴＰ業務、これはデスクトップ・パブリッシングの略で、パソコンで文書作成からデザイン、レイアウトなどの一連の作業を行い、印刷物を作成する業務のことでございます。このＤＴＰ業務に従事した方とし、新たに設置するものでございます。

施行期日につきましては、最低賃金を下回る４職種につきましては本年９月30日、その他の職種につきましては本年10月１日でございます。また、新たに設置する２職種につきましては、平成30年４月１日でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

総務部長（登壇）　それでは、第75号議案　平成29年度島本町一般会計補正予算（第４号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の75の１ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、人権文化センター・エレベーター棟増築事業のほか、臨時職員賃金及び非常勤嘱託員の報酬改定にかかる条例改正に伴い、必要となる予算を補正させていただくものでございます。

それでは、順次、ご説明申し上げます。

第１条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ5,483万９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を118億2,912万３千円とするもので、款項別の内容は、75の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」に、お示ししているとおりでございます。

続きまして、歳入歳出予算補正の内容につきまして、事項別明細書により、ご説明申し上げます。

75の８ページからの「歳入」でございます。

第18款　繰入金、第２項　基金繰入金、第２目　財政調整基金繰入金5,483万９千円の増額につきましては、歳入歳出の財源調整のため増額させていただくものでございます。

なお、人権文化センター・エレベーター棟増築工事につきましては、平成29年度一般会計補正予算（第２号）で、同設計業務をご提案させていただいた際にご説明申し上げましたとおり、本年度に限り、国の地方改善施設整備事業において補助対象となることから、当該補助を活用して実施するものでございます。しかしながら、現時点では補助の内示が出ておりませんので、財政調整基金からの繰入れを財源として予算計上させていただいております。今後、内示が出た段階で速やかに財源を振り替えるとともに、入札を執行し、工事の発注事務を進めさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

続きまして、75の９ページからの「歳出」でございます。

臨時職員賃金及び人件費につきましては、各費目に渡りますので、最後にまとめてご説明申し上げます。

中段でございます、第２款　総務費、第１項　総務管理費、第11目　人権文化センター費5,218万６千円の増額につきましては、人権文化センターにエレベーター棟を増築するため、工事請負費及び工事監理業務委託について、増額させていただくものでございます。

75の10ページの中段でございます。第３款　民生費、第１項　社会福祉費、第５目　国民健康保険費５万６千円の増額及び第７目　介護保険費のうち第28節　繰出金５万４千円の増額につきましては、各特別会計における臨時職員賃金または非常勤嘱託員の報酬改定に伴う補正予算にかかる繰出金でございます。

最後に、臨時職員賃金及び非常勤嘱託員の報酬についてでございます。

本年８月31日に、大阪労働局より平成29年度「大阪府最低賃金」の改正決定があり、平成29年９月30日より、時間額909円に引上げることとなります。このことに伴い、「一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正を行い、現行の臨時的任用職員の賃金を、それぞれ時間額20円ずつ増額するとともに、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正を行い、非常勤嘱託員の一部の職種の報酬についても概ね同水準の増額を行うものでございます。これらの条例改正により、今後の予算執行見込額に過不足が生じるものについて、今回、補正させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成29年度島本町一般会計補正予算（第４号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

健康福祉部長（登壇）　それでは、第76号議案　平成29年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします主な内容といたしましては、臨時的任用職員の賃金単価及び非常勤嘱託員の報酬額の改正に伴う補正予算でございます。

第１条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ５万６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を43億3,495万８千円とするもので、款項別の内容は、76の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

76の７ページの「歳入」でございます。

第９款、第１項、第１目　一般会計繰入金５万６千円の増額につきましては、臨時的任用職員の賃金単価、徴収支援員の報酬額の改正に伴う繰入金の増額でございます。

次に、76の８ページの「歳出」でございます。

第１款、第１項、第１目　一般管理費９千円の増額、第１款、第２項、第１目　徴収

総務費２万４千円の増額、第８款、第１項、第１目の特定健康診査等事業費２万３千円の増額、いずれも臨時的任用職員賃金単価、徴収支援員の報酬額の改正に伴う増額でございます。

以上、簡単ではございますが、第76号議案　平成29年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、、第77号議案　平成29年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします内容でございますが、臨時的任用職員の賃金単価の改正に伴う補正予算でございます。

第１条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ８万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億4,444万１千円とするもので、款項別の内容は、77の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

それでは、事項別明細書でございます。

77の７ページの「歳入」でございます。

第３款、第２項、第２目　地域支援事業交付金９千円の増額につきましては、介護予防ケアマネジメント事業費及び包括的支援事業費の臨時的任用職員の賃金単価改正に伴う増額のうち、国負担分を増額するものでございます。

次に、第４款、第１項、第２目　地域支援事業支援交付金５千円の増額につきましては、介護予防ケアマネジメント事業費の臨時的任用職員賃金単価改正の増額のうち、支払基金負担分を増額するものでございます。

次に、第５款、第２項、第１目　地域支援事業交付金５千円の増額及び――次ページでございます、77の８ページ――第７款、第１項、第２目　地域支援事業繰入金５千円の増額につきましては、介護予防ケアマネジメント事業費及び包括的支援事業費の臨時的任用職員賃金単価改正に伴う増額のうち、府及び町負担分を増額するものでございます。

次に、第７款、第１項、第５目　その他一般会計繰入金４万９千円の増額につきましては、こちらは介護認定審査会費の臨時的任用職員の賃金単価の改正に伴う増額でございます。次に第７款、第２項、第１目　介護保険給付準備基金繰入金７千円の増額につきましては、介護予防ケアマネジメント事業費及び包括的支援事業費の臨時的任用職員賃金単価改正に伴う増額のうち、第１号被保険者保険料の負担分を増額するものでございます。

次に77の９ページ、こちらから「歳出」でございますが、第１款、第２項、第１目　介護認定審査会費４万９千円の増額、第３款、第１項、第２目　介護予防ケアマネジメント事業費１万７千円の増額及び第３款、第３項、第１目　包括的支援事業費１万４千円

の増額につきましては、いずれも臨時的任用職員の賃金単価の改正に伴う増額でございます。

以上、簡単ではございますが、第77号議案　平成29年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長　これより、本案５件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

戸田議員　主に第74号議案について、質疑いたします。

施行期日が、それぞれ異なる理由について、ご説明ください。また、新設する広報編集者の職務内容と現在の時給、新設する必要性と、時給を1,100円とされたこと。金額設定の根拠について、ご説明ください。学童保育室指導補助員についても、この1,050円という金額を設定された根拠について、お示しいただきます。

事前に参考資料でお示しいただいた概算影響額が、対象人数328人で約730万円の増額と、小規模自治体の財政規模では相当覚悟が要る数字となっています。どのような議論があって、今回のご提案に至ったのか。この点を確認しておきたいと思います。近隣自治体の状況は、どのようなものであったか。その点、確認しておきたいと思います。

総合政策部長　それでは、ご答弁申し上げます。

まず、１点目の施行期日がそれぞれ異なる理由についてでございますが、９月30日施行分につきましては、現行の時間額が最低賃金を下回ることとなる４職種について適法な時間額とするため、今回、改正された最低賃金の施行期日にあわせまして、９月30日とするものでございます。

次に、10月１日施行分につきましては、９月30日時点、最低賃金の施行期日時点で最低賃金を上回る職種につきましては、下半期の雇用の更新手続き、これは10月１日からということに基本的にはなりますけれども、それにあわせて10月１日とするものでございます。

それから、平成30年４月１日施行分につきましては、新設する職種につきましては、原則として新たに募集を行う必要があると考えております。広報編集につきましては、本年度、事務補助員として１年間の予算を可決いただき、現に雇用している状況にございます。そして学童保育室指導補助員につきましては、指導員の欠員状態につきましては、現在、勤務日数の調整で何とか対応はできているということでございます。この欠員状態につきましては、来年度の当初にピークを迎えるということが見込まれることから、これらのことから平成30年４月１日とさせていただいているものでございます。

次に、２点目でございますが、新設する職種についてでございますが、広報編集についての職務内容につきましては、現在の広報しまもとの編集にあたりまして、パソコンにより専用ソフトを用いて、文字・写真などのレイアウト、そしてデザイン、そういったことをコミュニティ推進課の職員との協議によって行っていただいております。時給に

つきましては、現在は事務補助員として勤務をいただいておりますことから、時間額は890円でございます。

それから、新設する職種の金額設定の根拠ということでございますが、広報編集については、現在の手話通訳と同額といたしました。広報編集につきましては、民間資格、提案説明でも申し上げましたＤＴＰ検定でございますが、こういった資格はあるものの国家資格ではないため、募集要件を「ＤＴＰ業務に従事した者」とさせていただく予定でございます。手話通訳につきましても国家資格はなく、資格要件を「手話通訳ができる者」としていることから、資格は要しないものの特別なスキルが必要となる手話通訳と、同等と判断したものでございます。

次に、学童保育室指導補助員につきましては、現在の介護員と同額といたしました。介護員につきましては、障害児・者の支援の国家資格はあるものの、これを資格要件とはしておりません。学童保育室指導補助員につきましても資格を要件としないことから、子どもに関わる職種である介護員と同等と判断をし、金額を設定したものでございます。

それから、３点目でございますが、一律に増額をした理由ということでございますが、提案説明でも申し上げましたが、非正規職員の皆さんには日頃からご尽力をいただき、行政運営に大きな役割を果たしていただいていると考えております。今回の改正につきましては最低賃金の底上げによるものでございますので、全職種一律に単価改正を行うことが望ましいと判断をいたしたものでございます。

４点目に、近隣自治体の状況でございますが、すべては把握、これはできておりませんが、団体によって、その判断は分かれているようでございます。本町と同様に、全職種を増額する団体、最低賃金を下回る職種のみ増額する団体、最低賃金を上回っているため今回は改正しないという団体、様々にあるようでございます。

以上でございます。

戸田議員　３点の質疑へのご答弁で、今回の提案が非常に丁寧にされたこと、よくわかりました。

特に全職種一律に提案されていること、極めて妥当というか、評価をするものかなと思っているのですが、引き続き補正予算（第４号）について、人権文化センター・エレベーターの整備に関して、ご説明の中で歳入について、内示を受けて以降、速やかに財源を振り替えるとのご説明があったように思います。具体的にどのように振り替えることを想定されていますか。確認しておきたいと思います。

総務部長　今回の補正予算では、財政調整基金の繰入という形の歳入をあげさせていただきましたが、内示が出ますと、いわゆる予算にあげるという形になりますので、直近の予算として――今、予定しておりますのは12月補正で、いわゆる基金の減をして、府費、これは国の財源を伴う府補助金になるんですが、その府の補助金を増とするという形の予算の振り替えをさせていただく。最終的には、これは工事が終わりまして実績報告を

した段階で府費が入ってきて、いわゆるお金の受け渡しがありますので、予算としては12月補正を今のところは予定はしておりますが、内示の時期によって、若干動く可能性はございます。

以上です。

岡田議員　今回、大阪労働局のほうから大阪府の最低賃金が改正されたということで、時間給が909円ということで、島本町では全体的に20円上げるというような結論が出ているかと思います。これは実際はね、26円の引き上げで909円ということになっておりますが、島本町で20円引き上げるということは、島本町の今現在の賃金が、他の自治体から比べると少し高いというような考え方でよろしいんでしょうか、ということが１点目ですね。それと、これは「最低賃金法」の違反をしますと、罰則がついているということになっているかと思いますが、どのような罰則になるのでしょうか。

それともう１点ですが、今現在の労働局から出たのは最低賃金の賃金なんですが、それ以外、賃金以外にも時間外手当とか、いろんなものがあると思うんですが、そういうものに関しては、この20円という金額は全く含まれることはないのでしょうか。

補正予算のほうで、ちょっと今、戸田議員の質問をあまりよく聞いてなかったので、ひょっとしたら重複するかもわかりません、すいません。今回、エレベーターの補正予算があがっておりますが、まだ国のほうからの内示が出ていなくっての補正予算ということですが、これは予定的にはいつぐらい、内示が出るということでしょうか。内示がほぼ決まっているから、この補正予算をあげられているかと思うんですが、今、どの辺まで進行しておるんでしょうか。

以上です。

総合政策部長　私のほうから何点か、ちょっとご答弁をさせていただきますが、まず、今回の改正によって、町の臨時的任用職員の単価が他団体に比べて高くなるのではないかということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、他団体の状況というのはすべてまだ掴んでおりません。すべての単価が最低賃金を上回っているので改正しない団体もございますし、すべての職種をする団体もございますので、改正される団体については、この９月議会において改正をされるというふうに思いますので、その結果を見て判断をしていきたいというふうに思っております。

それから、３点目でございますが、今回、20円のアップということで、それが時間外手当等に撥ね返るのかというようなお尋ねだったというふうに思うんですけれども、時間外手当の算出、臨時的任用職員に仮に時間外手当が発生した場合については、時間外手当の算出の根拠になるのは時間額でございますので、当然、その20円も含まれた形で時間外手当を算出するものでございます。

それから最後に、エレベーターの関係でございますが、現在の状況でございますけれども、大阪府のほうから国に対して補助金の交付申請を行っていただいている状況であ

りまして、内示はされる見込みというふうに聞いておりまして、これは10月中旬頃であるというふうに聞いております。今回、本町の状況を大阪府の担当の職員の方々には十分ご理解をいただいて、本当に多大なご努力をいただいたというふうに思っております。そのことに関して感謝を申し上げている次第でございます。

私のほうからは、以上でございます。

人事課長　それでは私のほうから、罰則について、ご答弁申し上げます。

「最低賃金法」第４条第１項におきまして、まず、「使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。」と規定されております。さらに、「最低賃金法」の第40条におきまして、先ほど申し上げました第４条第１項の規定に違反した者は「五十万円以下の罰金に処する。」と規定されておりますので、最低賃金以上の賃金を支払わなかった場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあるというふうに認識しております。

以上でございます。

岡田議員　聞き間違えだったら、ごめんなさい。時間外手当等にも加算されるというような答弁があったかと思いますが、間違っているでしょうか。大阪労働局からの改定決定の中には、最低賃金は含まれないということであるかと思いますが、島本町は、ちょっと今、含まれるって聞いたような気がするんですが。一応は、大阪府のほうからの改定には含まれないということになっておりますので、島本町は含まれるというような理解でよろしいんでしょうか。

それと、違反しましたら50万円の罰金ということですね。50万円の罰金は、これは１人について、それか全体、これは何を基準に50万円というのは決められるんでしょうか。

人事課長　まず、１点目の最低賃金の対象になる部分についてでございますけれども、ただいま議員からありましたとおり、最低賃金の対象となりますのは、いわゆる基本的な賃金単価というところが対象となりまして、所定労働時間を超える、いわゆる時間外の賃金、そういったものであったり、例えば通勤費に関わるものであったり、そういったものは対象とはなりません。ただ、先ほど部長からありましたのは、時間外勤務が発生した場合に、払うときには、まず、その単価に率、例えば1.25であったり1.35であったりということを掛けて時間外勤務手当を払っていきますので、その部分については撥ね返る部分があるという意味でございまして、そもそもの最低賃金という考え方には、時間外手当は入らないというようなことでございます。

それから、罰則について、詳細についてはちょっとわかりかねるところがありますけども、法律の規定には「使用者は」と書いてありますので、おそらく、臨時職員一人ひとりというような形ではなくて、島本町として科せられるものというふうに認識しております。

以上でございます。

川嶋議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、裁決を行います。

それでは、第73号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員　第73号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

大阪府最低賃金の改正に伴い、条例を改正するものです。それぞれの職種において、月額報酬が1,000円から3,000円増となります。とは言え、それぞれの報酬額は専門的な相談支援業務を行う職種であるのに、その報酬額は正規職員の半分にも満たないものであり、個人の生活保障にとって十分な額かというと、そうとは言い難いものであります。

改正後においても大変厳しいものがあり、課題があると言わざるを得ませんが、今回の改正における町の年間影響額はトータルで140万円となり、その財源確保をされたことは評価できるものとして、賛成の討論とさせていただきます。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員　第73号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、自由民主クラブを代表しての討論をいたします。

政府は、労使・有識者から構成される働き方改革実現会議において、平成29年３月28日、「働き方改革実行計画」を策定いたしました。全国加重平均1,000円の時給を目指し、年３％程度の最低賃金の引き上げを目指すなど、働く人の視点に立った働き方を改善する検討会議です。

大阪では、昨年の25円の引き上げを超える26円の引き上げが決定されましたけれども、大阪地方最低賃金審議会第321回総会に、先ほどの「働き方改革実行計画」、さらに閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」、そして同様に閣議決定の「未来投資戦略2017」を資料として使用しているということからも、影響が見て取れます。大阪府最低賃金は、平成24年の時給800円から平成29年まで６年間で、909円まで上がっております。109円の増加、年平均2.5％の増加となっており、近畿２府４県において最も高い賃金となっております。

勤務報酬額の増加は、生活のうえで最も基礎となるもの、人としての文化的な生活や安心、仕事のやりがいに繋がるものと考えます。賃金引き上げによる中小企業、下請け

へのしわ寄せ対策など、政府は企業の継続性にも対策を取られています。大阪府や、この島本町内で仕事をしたい、働きたいという意欲ある人材の集積と流出の防止に、一定の効果があるとも見えております。

条例の改正に伴い、各位の業務改善意欲の向上とともに、島本町内の企業や店舗への好ましい影響、そういうものも期待申し上げまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第73号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第73号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第74号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第74号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

発効日を平成29年９月30日とする大阪府の最低賃金の改正に基づき、事業補助員、事務補助員、プール監視員、キャンプ場管理員の現行の時給を９月30日付けで、それぞれ20円上げると同時に、他のすべての職種についても10月１日付けで一律20円の値上げをするという、清々しい改善になっております。

また、平成30年４月１日付けで、学童保育室指導補助員、広報編集者、二つの職種を臨時的任用職員として新設されるものです。学童保育室指導補助員につきましては、無資格でも経験・意欲のある方に職務を担っていただくためのものであり、学童保育室のハード整備を進めると同時に、指導員の確保が必要になることを見込んでの改正と認識しています、評価できるものです。

なお、これについては、「島本町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例」の12条２項において、その数を支援の単位ごとに２人以上とすること、ただし、「その１人を除き、補助員をもってこれに代えることができる」とありますので、この点については、あくまでも補助員であるというふうに認識しているものです。

完成ワーキングプアと呼ばれて久しい自治体の非正規雇用問題を、多少なりとも改善する、心ある改正です。ちょっと戻りますけれども、広報編集者についてはＤＴＰ業務に求められるスキルに見合わない時給の低さが、私の周りの市民の間でも話題になっていました。日頃の課題意識を部内で共有し、機会を捉えて改善されたことも良かったと思います。

現状、300人を超える人の多くが正職員同様に公共サービスを担っておられる現実、まだまだ改善の余地があるのも事実であり、引き続き、この問題については折りに触れての改正をお願いして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員　第74号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、自由民主クラブを代表しての討論をいたします。

大阪府最低賃金が、先ほど申し上げました大阪地方最低賃金審議会において審議されまして、現行の883円から909円へと26円、約2.9％の増額となるよう、平成29年９月30日発効にて改正されます。

それに準ずる形で一般職の職員、特に臨時任用職員の方々において、第１条改正にて、現行が最低賃金額に満たない事務作業員、事務補助員、プール監視員、キャンプ場管理員の４種の職員が、最低賃金を超える金額へと時給20円の増加。あわせて第２条改正にて、その他臨時任用職員の方々の時給を同額増加させるものです。第３条改正では、学童保育室指導補助員、広報編集という２種を新たに新設し、町内の今後の学童保育需要に応ずるべく準備されていること。また広報編集では、決算委員会内でも申し上げましたけれども、住民の方だけではなくて、対外的にも評価が高い広報しまもとの発行に対しまして、編集やデザインといった特定の技能を持った職員に対して民間と同様の評価報酬を差し上げられる、そういうものと理解しております。

特に第３条の改正につきまして、現況の担当者がそのまま留任するものではなくて、再度募集するような措置を取られるということを聞いております。現状の広報しまもとを維持・発展できるような人材に繋がることを期待申し上げまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第74号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第74号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第75号議案　平成29年度島本町一般会計補正予算（第４号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第75号議案　平成29年度島本町一般会計補正予算（第４号）について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

第73・74号と関連しての人件費、賃金の補正については、すでにそれぞれの賛成討論で申し上げたところです。

人権文化センター改修工事・エレベーター設置事業につきましては、国庫財源がある府の補助金を活用しようとするものですが、未だ内示がないということで、少しイレギュラーな予算計上になっていますけれども、内示があれば入札執行を行われ、その後に財源の振り替えをされるということを理解いたしました。エレベーター設置に向けて、積極的に取り組まれることには疑義はなく、賛成とするものです。

以上です。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

村上議員　第75号議案　平成29年度島本町一般会計補正予算（第４号）について、自由民主クラブを代表して討論を行います。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,483万９千円を追加して、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ118億2,912万３千円とするものです。

条例改正に関わるものにおいては前の討論で表明されておりますので、それ以外での増額の主な要因として、人権文化センター費の委託料、工事費によるものがあげられます。その工事内容は、人権文化センターの２階に上がっていくためのエレベーターの新設であります。その費用の内容は、工事監理業務費として委託料233万３千円と、改修工事費として4,985万３千円の工事請負費であります。

人権文化センターにおいては、いろいろな教室が開設されており、特に２階の集会室においては、卓球や絵画、ダンスのほか、「いきいき百歳体操」など高齢者向けの事業が多く行われ、利用されています。そのような状況下で、高齢者の皆様にとって一番つらいと思われるのは、階段での上り下りであります。従って、今回、エレベーターが設置されることにより、人権文化センターを利用される方々にとっては、安全に、容易に、集会室に行くことが可能になり、各種事業への参加意欲がわいてくるのではないかと期

待するものです。

また、この機会に、教室の中身も検討され、より多くの方々が利用されることを願って、賛成の討論とします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員　第75号議案　平成29年度島本町一般会計補正予算（第４号）に対し、コミュニティネットを代表し賛成の討論を行います。

本補正予算の大半は、73号議案・74号議案の条例改正に伴う予算補正であり、大阪府の最低賃金の改正に伴い、所要の改正を行うことによるものです。大阪労働局は、平成29年８月22日に大阪府下の全労働者に適用される大阪府最低賃金を、26円引き上げの909円にすることを決定し、これに伴い、本町においても最低賃金の改正だけではなく、一律20円をアップするものです。この一律のアップについては、単なる格差是正や貧困対策に止まらず、労働者全体の賃金の底上げに繋がることから一定の評価をするものです。

人権文化センター費における、人権文化センター改修工事監理業務及び人権文化センター改修工事につきましては、厚生労働省から地方施設改善整備事業において、同事業予算内で本年度に限り隣保館の昇降機設置にかかる費用の補助が認められ、５月24日に都道府県、政令市、中核市に通達がされました。この間、非常にタイトなスケジュールで本補正予算に提出をされたことに感謝を申し上げます。

今年度以内に事業を完了する必要があること、現在、行われているトイレの改修工事とも同時進行となることから、様々な困難が予想されますが、安全管理についても留意をしていただき、人権文化の交流、また地域コミュニティの拠点となる人権文化センターのエレベーターの設置に向け努力していただくことを要望いたしまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第75号議案　2017年度一般会計補正予算（第４号）につきまして、賛成の討論を行います。

主に人権文化センターのエレベーター設置改修事業と同時に、大阪府最低賃金の改善による人件費の変更ということが盛り込まれた予算として、大いに賛成するものです。

ただ、島本町の直営の職員についての措置は、先ほどの条例改正及びこの一般会計補正予算によって十分に措置されるものと理解はいたしましたが、島本町は、相当数の委託事業を抱えており、そこにもたくさんの労働者を抱えております。また指定管理者による運営をされているやまぶき園及びふれあいセンターにおいて、はたして当初予算の委託契約の中で、この最低賃金の上昇が見込まれていたのかということについて、町議会として調査の及ばないところもあると思いますし、そのあたりについては、大阪府最低賃金ですので、大阪府労働局で、改正後のこの賃金について府内の事業所に周知するとともに履行確保を図っていくというふうに、この労働局の通知にも書かれております。

ただし、島本町の職員に成り代わって、島本町の公務をやっていただいております職員の最低賃金についても十分に守られているのかということは、当局のほうでしっかりと把握をしていただきたい。

この点を申し添えまして、全体としては十分に賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第75号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第75号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第76号議案　平成29年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第76号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第76号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第77号議案　平成29年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第77号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第77号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、９月定例会議に提出されました諸議案は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

明日から、次の定例日の前日までを休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ご異議なしと認めます。

よって、明日から次の定例日の前日までを休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、平成29年島本町議会９月定例会議を閉じまして、散会といたします。

次会は、12月13日午前10時から会議を開きます。

本日は、長時間にわたり、大変ご苦労様でございました。

（午後３時０４分　散会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第　１　号認定　平成２８年度島本町一般会計歳入歳出決算
第　２　号認定　平成２８年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
第　３　号認定　平成２８年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
第　４　号認定　平成２８年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
第　５　号認定　平成２８年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
第　６　号認定　平成２８年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
第　７　号認定　平成２８年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
第　８　号認定　平成２８年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
第　９　号認定　平成２８年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
第１０号認定　平成２８年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
第１１号認定　平成２８年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
第１２号認定　平成２８年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
第１３号認定　平成２８年度島本町水道事業会計決算
第７２号議案　島本町営住宅条例の一部改正について
第７３号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第７４号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第７５号議案　平成２９年度島本町一般会計補正予算（第４号）
第７６号議案　平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
第７７号議案　平成２９年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成２９年 ９ 月２９日

島 本 町 議 会 議 長

署名議員（３番）

署名議員（10番）

平成２９年島本町議会９月定例会議の結果は次のとおりである。

事件番号	件名	結果
一般質問	まちづくりの日程感 （入札制度検討と自転車通行施策）	９月４日 福嶋議員
	１．バーベキュー場および、子どもたちの遊び場について ２．ホームページのスマートフォン対応について	〃 東田議員
	１．国保、来春から大阪府の統一保険料は明らかに値上げ。慎重な対応を ２．百山―名神高速道路高架下交差点はじめ開発地域の交通安全対策を求める ３．市街化・都市農地の保全策―生産緑地制度の実現を急げ ４．介護保険第二号被保険者、身体障害児者のリハビリテーションについて	〃 河野議員
	１．ごみ焼却場の今後について ２．副町長について	〃 岡田議員
	１．消防の広域化について ２．大規模災害発生時の火災対応における、自衛隊との連携について	〃 大久保議員
	島本町のバスについて	〃 伊集院議員
	１．ＪＲ島本駅西地区まちづくりの事務事業を問う ～人口減少時代の土地利用を考える～ ２．血圧の「正常値」について見解を問う ～健全な健康管理と持続可能な医療保険制度のために～	〃 戸田議員
	１．島本駅西側の市街化は「町（住民全体）のためになるのか」？ ２．島本駅西側開発の情報を住民に公開すべきです！ ３．ふれあいセンターにもっと子どもたちが利用できる場所を！	〃 中田議員
	日立金属株式会社山崎製造部の移転問題に対する動向と本町の今後の取り組みについて伺う	９月５日 村上議員
	島本に新しい活力を～イベント事業の再スタート～	〃 野村議員

事件番号	件名	結果
一般質問	１．特殊詐欺について ２．汚水整備について ３．雨水水路整備について	９月５日 清水議員
第５号報告	平成２８年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	〃 報告を承る
第６号報告	平成２８年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について	〃 報告を承る
第７号報告	債権の放棄に係る報告について	〃 報告を承る
第５９号議案	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃 原案同意
第６０号議案	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃 原案同意
第６１号議案	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	〃 原案同意
第６２号議案	大字東大寺財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	〃 原案同意
第６３号議案	工事請負契約の締結について	〃 原案可決
第６４号議案	平成２８年度島本町水道事業剰余金の処分について	〃 原案可決
第６５号議案	島本町ふれあいセンター条例の一部改正について	９月６日 原案可決
第６６号議案	平成２９年度島本町一般会計補正予算（第３号）	〃 原案可決
第６７号議案	平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）	〃 原案可決
第６８号議案	平成２９年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	〃 原案可決
第６９号議案	平成２９年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）	〃 原案可決
第７０号議案	平成２９年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）	〃 原案可決
第７１号議案	平成２９年度島本町水道事業会計補正予算（第２号）	〃 原案可決
第１号認定	平成２８年度島本町一般会計歳入歳出決算	９月２９日 認定

事件番号	件名	結果
第２号認定	平成２８年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算	９月２９日 認定
第３号認定	平成２８年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	〃 認定
第４号認定	平成２８年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃 認定
第５号認定	平成２８年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算	〃 認定
第６号認定	平成２８年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算	〃 認定
第７号認定	平成２８年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	〃 認定
第８号認定	平成２８年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算	〃 認定
第９号認定	平成２８年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算	〃 認定
第１０号認定	平成２８年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算	〃 認定
第１１号認定	平成２８年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算	〃 認定
第１２号認定	平成２８年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算	〃 認定
第１３号認定	平成２８年度島本町水道事業会計決算	〃 認定
第７２号議案	島本町営住宅条例の一部改正について	〃 原案可決
第７３号議案	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第７４号議案	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第７５号議案	平成２９年度島本町一般会計補正予算（第４号）	〃 原案可決
第７６号議案	平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）	〃 原案可決

事件番号	件名	結果
第７７号議案	平成２９年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）	９月２９日 原案可決